

名古屋城調査研究センター

研究紀要

第4号

天守建つ・続名古屋城築城考	5	服部 英雄
「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景	37	原 史彦
《研究ノート》下御深井御庭と新御殿について	58	堀内 亮介
《資料紹介》名古屋城の刻印・刻銘 一川地義郎氏寄贈資料について（その1）	73	服部 英雄 大村 陸
《資料紹介》名古屋城小天守台西から出土した鯉瓦	88 (33)	西本 茉由
《資料紹介》御深井丸茶席庭園の石造物	102 (19)	大村 陸
名古屋城の近世資料にみる測量の精度について <small>—『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」を題材に—</small>	120 (1)	酒井 将史

名古屋城調査研究センター
2023年3月

BULLETIN

of

NAGOYA CASTLE RESEARCH CENTER

Vol.4

MARCH 2023

名古屋城調査研究センター研究紀要
第4号

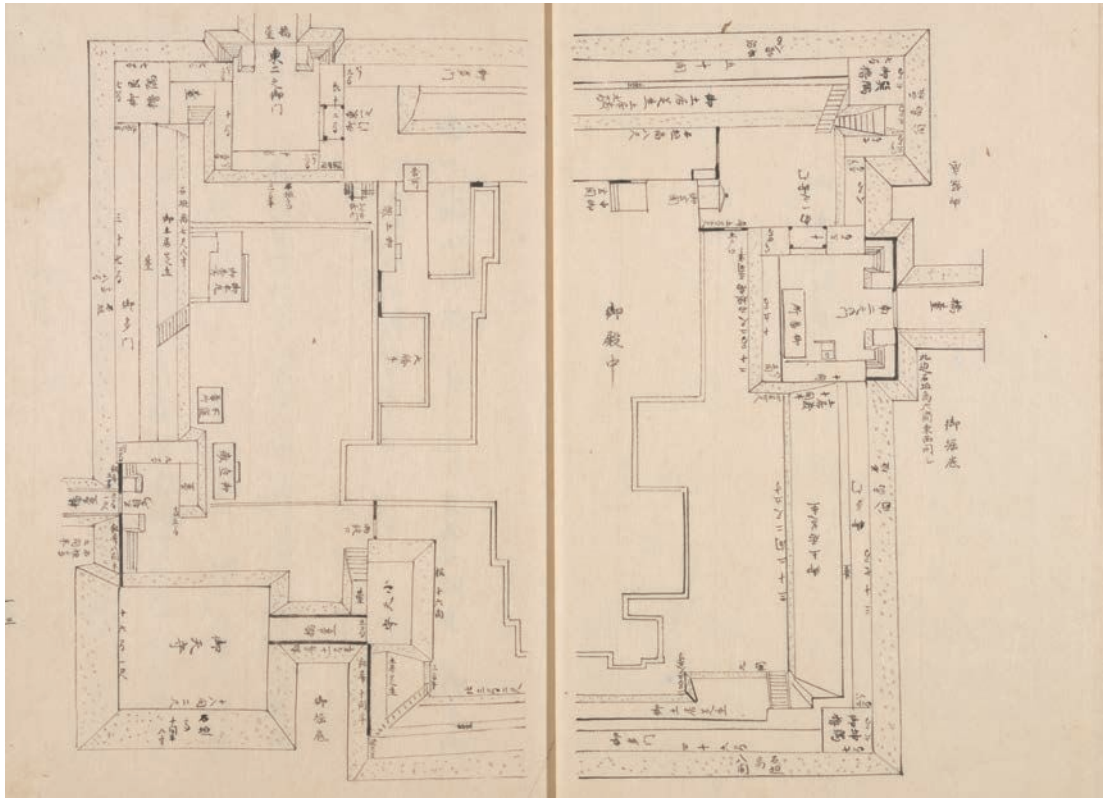
The castle tower Tenshu was built:Sequel , the process of building Nagoya	5	HATTORI Hideo
An Analysis on the Background for the birth of Owari Tokugawa 2'nd Mitsutomo , from the Memorandum of the Yamashita Family.	37	HARA Fumihiko
The landscape and use of Nagoya Castle Shimo Ofuke Garden	58	HORIUCHI Ryosuke
Marks and Inscriptions on Nagoya Castle (Part 1) - Materials donated by Mr. Kawachi Yoshiro	73	HATTORI Hideo OMURA Riku
Shachihoko, excavated from the west of the small castel tower of Nagoya Castle	88(33)	NISHIMOTO Mayu
Stonework in the garden in Ofukemaru tea ceremony	102(19)	OMURA Riku
Surveying accuracy of Nagoya Castle's picture in Edo period	120 (1)	SAKAI Masashi

Published by
Nagoya Castle Research Center
Nagoya, Aichi, Japan

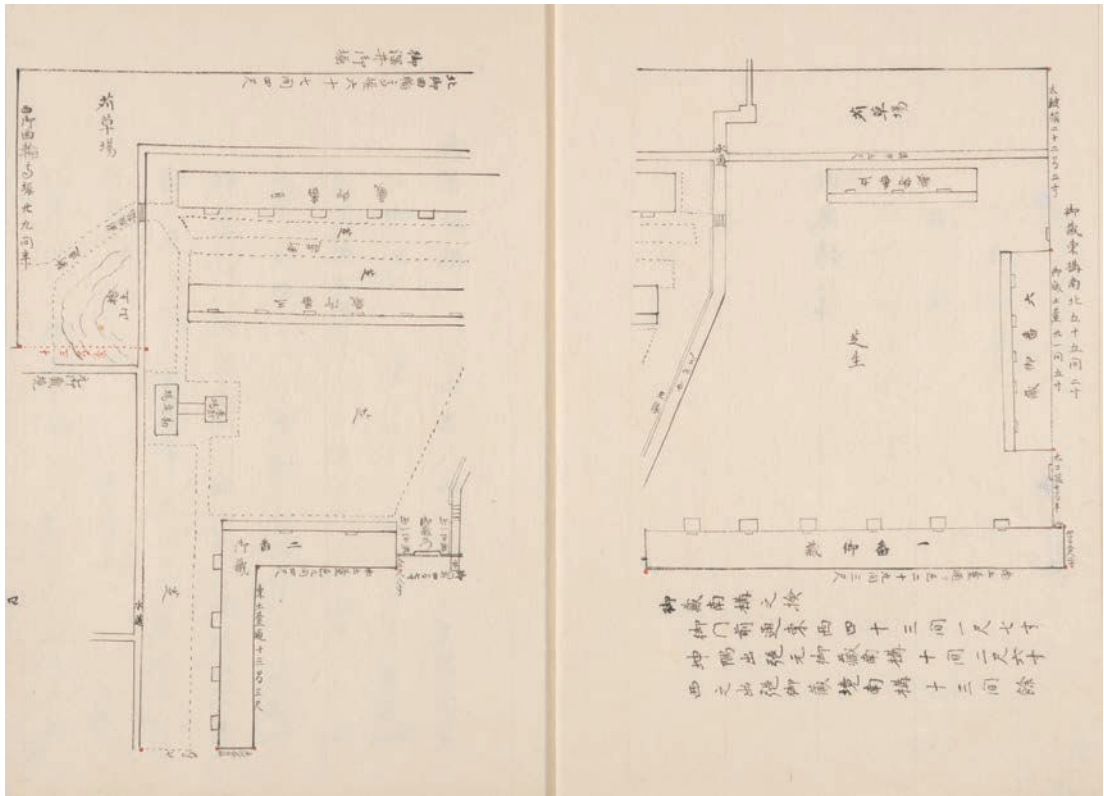
二〇二三年

『名古屋城調査研究センター研究紀要』第4号 正誤表

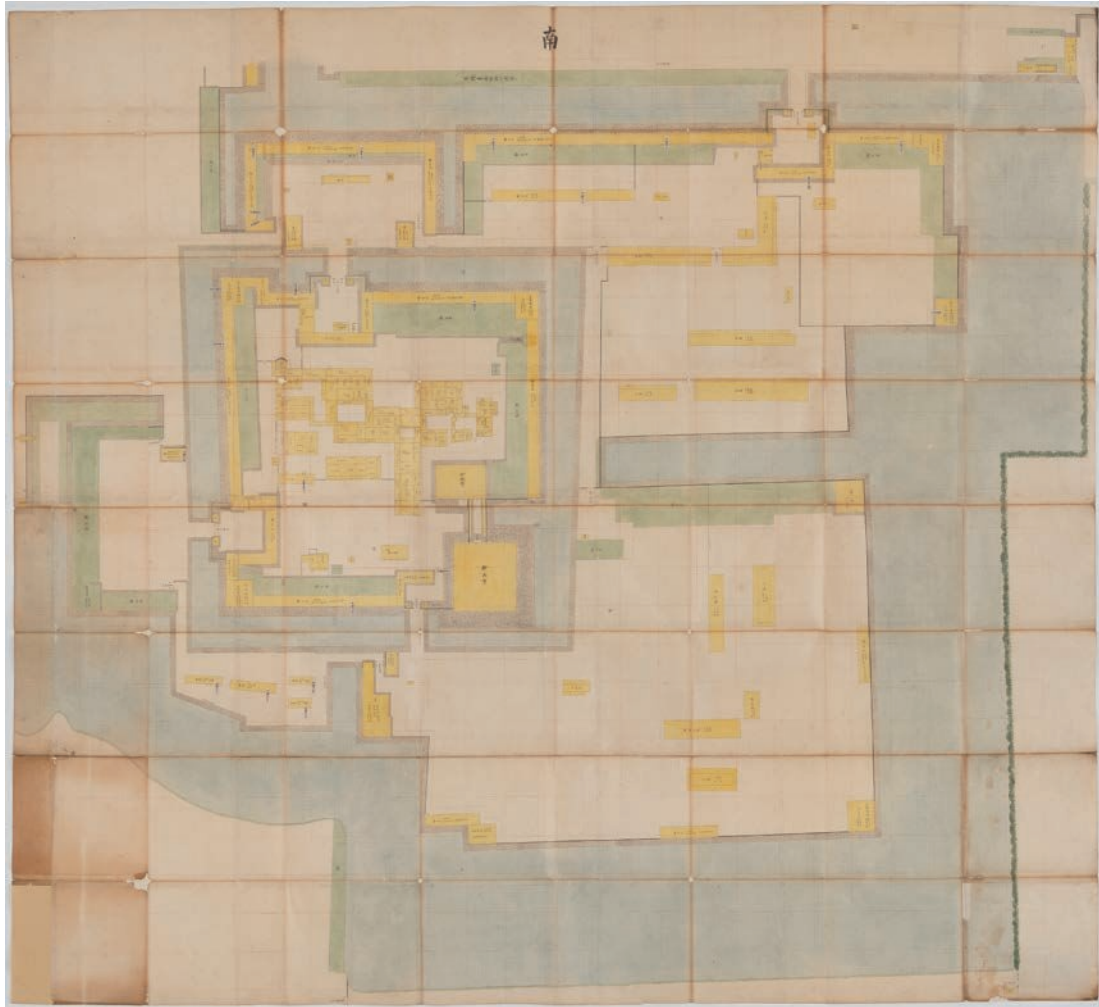
頁	箇所	誤	正
6	上段 6～7 行目	美濃の	美濃ほかの
7	下段 16 行目	義直舅	義直養父
8	下段 17 行目	本地、水野	水野は本地から
9	下段 21 行目	同文	同内容
18	下段 23 行目	中井家史料(い)	中井家史料(N)
19	下段 10 行目	大史 321	名史 321
21	下段 22～24 行目	穴蔵石垣には、角が 15 あって、出角は 9、それぞれ 5～6 段あるとすると、9 隅で計 45～54 の石が必要になる。それより数が多いから、出角にも入角にも角石を使用した（奥の御門北	穴蔵石垣は大天守台では外側に出角 6、内側に出角 4（うち 1 は角石を使わない）、入角 6、小天守台では外側に出角 8、内側に出角 2、入角 2、計 28、よって出角は 19、それぞれ 5～6 段として 100 ほどの角石が必要だった（大天守奥の御門
24	上段 22 行目	天守台用材	天守用材
26	下段 2 行目	瓦葺御殿とか銅瓦葺とか、あまり名古屋城に	瓦葺御殿などは名古屋城に
27	下段 15 行目	一礼で	一礼に
28	下段 21 行目	天守を移して小天守とし、小天守を	清須城天守を移して名古屋城小天守とし、同じく小天守を
30	下段 5 行目	（御深井丸東櫓台も丑寅角ではなく南に入って、やはり中堀＝御深井丸塩蔵構の間の堀に面している）。	（御深井丸東櫓も中堀＝御深井丸と塩蔵構の間の堀に面する構想だったが、やはり櫓台のみで櫓は建てられなかった）。
31	上段 3 行目	ほとんど	削除
31	上段 9 行目	（入側の柱）	削除
31	下段 1 行目	(14)	削除
33	上段 19 行目	『愛知県史』通史	『愛知県史』文化財編
35	下段 7 行目	guri	kuri
73	上段 7 行目	体系に調査	体系的な調査
80	図 12	名古屋城総合事務所所蔵	名古屋市博物館所蔵



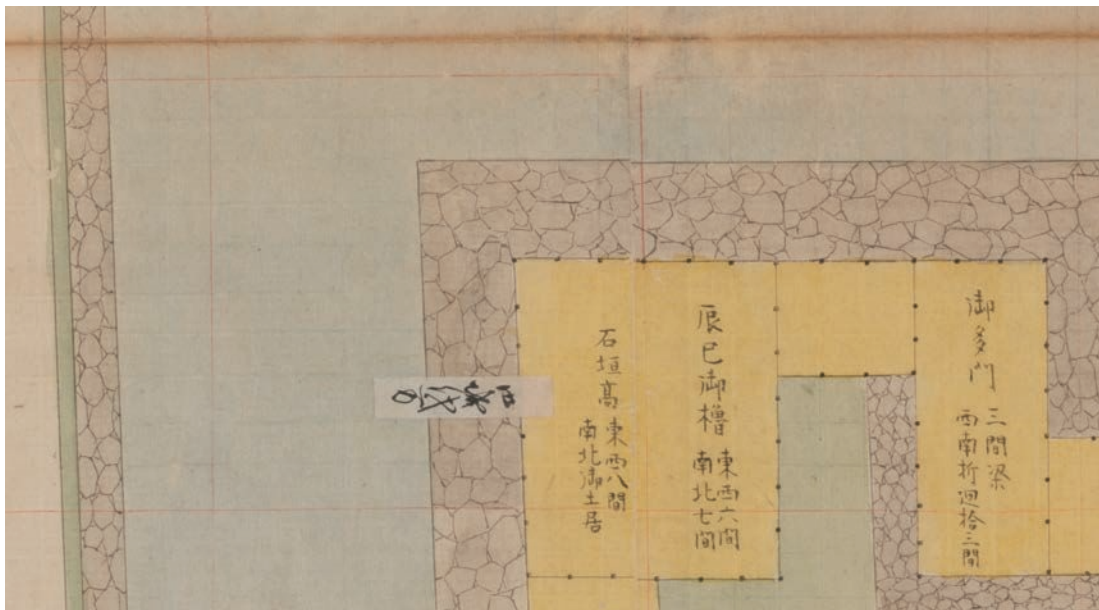
口絵1 金城温古録 第十六之冊「御本丸細見」
名古屋市蓬左文庫蔵



口絵2 金城温古録 第廿八之冊「御藏構大体」
名古屋市蓬左文庫蔵



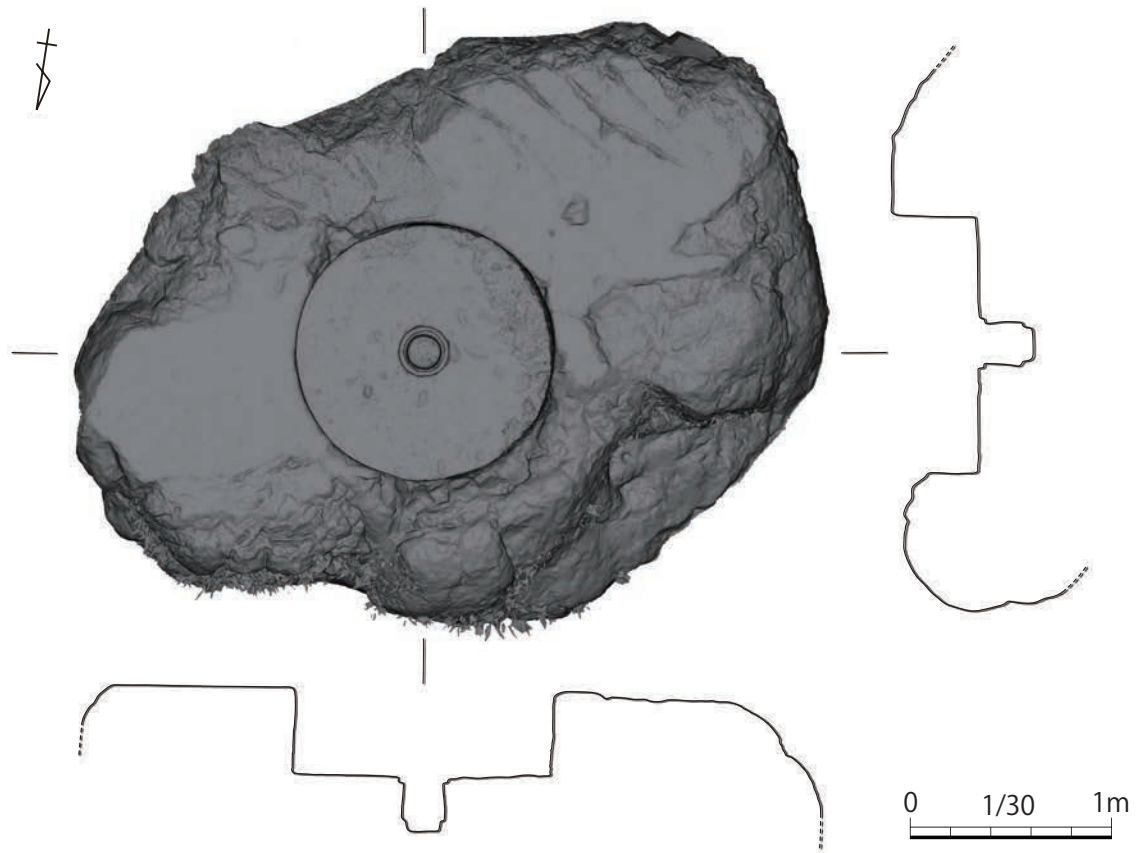
口絵 3-1 御本丸御深井丸図
名古屋市博物館蔵



口絵 3-2 御本丸御深井丸図の東南隅櫓拡大部分
名古屋市博物館蔵



口絵4-1 河内飛鳥寺塔心礎 現況写真（北から）



口絵4-2 河内飛鳥寺塔心礎 実測図



口絵 5-1 建中寺燈籠 3Dモデル展開図・刻銘拡大図

※拡大図は 1/8



口絵 5-2 春日燈籠 火袋部 3Dモデル展開図

天守建つ・続名古屋城築城考

服部 英雄

キーワード

作事奉行 大久保石見守長安 小堀遠江守政一（小堀遠州） 鈴木左馬介 日向半兵衛 長野内蔵允 中井大和守 中井棟梁 木曾 天守台 地形（じぎょう） 総クリ石 人工地盤 たたき土居 漆喰たたき 水たたき 版築 穴太 金物 石工 黒鋳 清須城天守（清洲城） 清須櫓（清洲櫓） 古材 千鳥破風

目次

はじめに

- 1 慶長十五年から十八年の公儀御普請
 - 1の1 慶長十五年（前号α補足）
 - 1の1の1 堀川と滝川文書
 - 1の1の2 矢田川流域の石切場と庄野文書
 - 1の1の3 加藤清正書状三通ほか
 - 1の2 慶長十六年
 - 1の3 慶長十七年（天守建つ）
 - 1の3の1 作事奉行 1の3の2 助役大名
 - 1の4 慶長十八年（臨時御普請）
 - 2 天守台の構築と石垣保全
 - 3 普請作事の進行
 - 3の1 穴太の石築き 3の2 矢倉・長屋の構築

- 3の3 木材 3の4 金物の入札 3の5 天守完成
- 4 技術者たち―近江岩倉石工と日雇・黒鋳
 - 4-1 御影の石切・近江岩倉石工 4-2 日雇・黒鋳
 - 5 清須櫓は清須城天守の後身

はじめに

名古屋城築城に関わる歴史研究は、その第一歩を誤ったようで、その誤りが拡散され定着もした。慶長十五年六月から石垣が積まれ、八月から九月には名古屋城が完成したとされていた。旧版『名古屋市史 政治編』（一九一五）は「慶長十五年）八月二十七日天守の功成り」（84頁）とした。また東京帝国大学史料編纂所『大日本史料』も同年「九月是月、名古屋城略成^{ほろび}る」と綱文を建てた。ここで完成していたなら以後の作業はない。天守も加藤清正がたてたとする。わずか三ヶ月でこの巨大天守ができた^{と信じられた}。戦前に城戸久「名古屋城天守造營年次考」（一九四〇）により、天守が建つのは二年半後、慶長十七年冬であると修正された。

大名本人の帰国を認めた徳川家康黒印状が、工事終了の意味に誤解された。二百年後に編纂された『蓬左遷府記稿』が引く加藤清正書状が複数箇所^{で引用されるが}、「同年八月御天守御普請出来」文言のうちの「御天守」の文字は別の箇所での引用にはなかった（平岩親吉宛、『日本名城集成 名古屋城』、『名古屋築城史料』131・143、以下名史と略す、

『名古屋城史』82頁。原本所在不明で確認できないが、普請ならば天守台のことか。混乱は大きかった。

その城戸も普請と作事を厳格に区分し、慶長十六年以降は作事となつて幕府直営になるとした。城造りに必要なものは石垣の石と、建物の材木である。巨大な城の材木全てを、幕府単独で調達することはむずかしく、慶長十六年以後も、公儀御普請Ⅱ助役は継続される。木曾谷また美濃の山々から木々を運搬したのは木曾谷を支配する奉行大久保長安とその配下、そして美濃や伊勢ほかの大名たちであった。大名たちの石高は少ないが、領地には河川に面した木材供給地が多かった。このことはこれまで指摘されていない。

慶長十五年助役大名によつて、全ての石垣が積まれたわけでもない。彼らは石を運んだが、積み上げなかつた石を、進上の石、サヤの石として残した。それらが十六年以降に別大名により積まれたことは本稿(続編)の前編、紀要3号「名古屋城築城考・普請編」以下a)で指摘した。築城の過程では必ず時間をかけなければならない作業がある。

名古屋台地はいわゆる(洪積)台地で、岩盤がある山はなかつた。名古屋築城でむずかしかつたのは、天然の地盤・熱田台地の上に、盛り土によつて人工地盤(高さ6〜7メートル)を築き、その上に重量物・穴蔵石垣(高さ6〜7メートル)を載せ、さらに巨大な天守を建てることだった。寸分の狂いもない基礎・土台を構築し、かつ維持することが課題である。地盤は正確さが求められると同時に、慎重さも求められる。時間も要した。完成した人工地盤と礎石は、その後揺らぐことは全くなく、同じ位置と高さにて安定、天守を支えた。高度な技術があつたはずだが、解明されていない。

石垣の恒久性は保証されない。慶長十九年八月に本丸石垣が下がり修理され、寛永七年(一六三〇)八月には大雨で二ノ丸東が二十間崩れた(中井家資料、徳川美術館所蔵文書・『愛知県史』資料21、115、17〜20)。本丸搦手馬出石垣が天和(一六八一〜)に修理されたことも知られている。しかしこれらは天守台石垣の崩壊に比べれば小規模だった。加藤清正が築いた天守台石垣は宝永四年(一七〇七)十月四日地震で狂いが生じ、翌宝永五年十二月に、天守東と他の城内孕出十五ヶ所石垣の修理許可が幕府から出る(『瑞龍公実録』)。同六年には天端が波を打ち始め、天守は石垣が下がらぬ点で支えられ、石垣が下つたところでは天守底部から土台木が離れ、四寸三分外側にはみ出した(『国秘録』御天守御修復、徳川林制史研究所蔵)。宝暦二(一七五二)年には北西隅が一尺二寸三分あるいは二尺も沈んで、引つ張られた天守初重・二重の通し柱(入側内部側)が北に四寸二分、西に六寸五分傾く。天守台西と北の石垣は解体修理され、清正の手になる石垣は積み替えられ、北西隅は全て岩崎山からの新規石に交換された。今みる天守台石垣は大半は尾張藩が築造したものだ。

直前の施工計画(丁場割)では天守台は御深井丸と地続きで、さほどまで極端に高くはなかつた。徳川家康の指示により掘割分断に変更となつて、御深井丸地盤からの積み上げではなく、堀底から石垣を立ち上げた。高さが六メートル追加され、過剰に高度な技術が要求される。慶長伏見地震の崩壊を目撃した家康や清正だったのに、大冒険に過ぎた。宝暦に石垣は外される。しかし慎重に構築された天守台の本体(礎石)はそのままで、傾いた柱も巨大な綱で引つ張り続けることで修正できた。人工地盤さえ強固なら、たとえ石垣が崩れても、地盤の上の百六十本以

上の柱で支える天守は倒れない。

普請では石垣の石を調達し、作事では材木を調達した。石と材木の供給があつて完成である。公儀御普請による名古屋城築城体制は西国大名・計五百六十二万余石を動員した慶長十五年の工事に関する史料が多い(『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』名古屋城調査研究センター編、二〇二二、以下β)。これまで名古屋城助役は十五年工事のみが語られてきた感がある。だが二年後の十七年天守完成に向けて普請も作事も継続される。助役Ⅱ御手伝の顔ぶれは完全に変わった。奉行自体、大久保長安や小堀政一、そして長安配下で普請作事に長けた実力派、日向半兵衛、長野内蔵允らを配置し、強化した(以下1-3-1)。

材木の調達には美濃代官大久保長安が指揮をとる一方、助役(御手伝奉行)には美濃大名らを置いた。濃尾平野に流れる揖斐川・長良川・飛騨川・木曾川・庄内川流域に所領があつて、それぞれ後背の山(川上山)から材を切り出し、川に流し(川狩)、木材運搬体制を完備した。

最終元和四年七月に、機能を終えた清須城天守が解体されて名古屋に運ばれた。柱の一部が再利用されて御深井丸西北隅櫓(清須櫓)となる。規模は概ね踏襲され、四方の千鳥破風も継承されて九月に柱が立てられた(以下5)。

本紀要前号、αでは慶長十四年の造成と十五年の普請を考えた。続編となる本号では慶長十六年、十七年、十八年(臨時)に行われた公儀御普請、作事を考察する。豊富だった十五年と比べると、史料は格段に少ないし、丁場割図のような具体的な絵図史料もなく、全体像はわかりにくい。一次史料(同時代史料)は少なからず残されており、帰納的な考察が可能である。天守が建つまで、また建つた後にも続く、知られざ

る動員体制は、じつに合理的・合目的体制で、徳川幕府の緻密な配置・計算を知る。なおαで言及できなかった史料が複数あるので、補足する。

1 慶長十五年から十八年の公儀御普請

1の1 慶長十五年(前号α補足)

名古屋城の基本構想(縄張り原案)は、名古屋台地を候補とした段階で当然にあつた。工事は慶長十四年正月・清須城における徳川家康の築城宣言に始まる。基本構想に基づき、(上・下)名古屋村の移転が開始された。移転後の名古屋村跡は平坦地形ではなく、山も谷もあつて、城下Ⅱ碁盤割の造成が必要だった。

公儀御普請(御手伝普請)という形で諸国大名が参加したのは慶長十五年からで、十五年は西国衆つまり九州中国四国勢と、加賀前田、紀伊浅野が当たった。かれらは上方衆とも呼ばれる関ヶ原以降の徳川家康帰属組で、外様大名だった。中心にいたのは一が池田輝政で、徳川家康次女督姫を妻とし、浅野幸長に嫁した妹(恒興Ⅱ勝入・女子)の子、つまり姪が徳川義直(義利)の婚約者春姫だった。二は春姫父の浅野幸長で、義直舅となる。名古屋城大手である二ノ丸西鉄門と搦手である東鉄門は池田・浅野が築造し、それぞれ播州よりの龍山石や紀伊よりの尾鷲石が運ばれ積まれた(春姫母は池田道勝女子ともあるが、勝入をさすか。高田綾子・2017)。

1の1の1 堀川と滝川文書

公儀御普請による工事は九州大名が到着する慶長十五年二月から開始される。九州大名(先発組)の名古屋到着は細川家の場合、二月八日、

黒田家の場合は閏二月八日過ぎ、その外の慶長十四年・丹波篠山普請組は閏二月も過ぎた三月十三日に到着だった（後発組）。千石夫は正月すぎから計算・動員された。

浅野幸長は三月後発組だが、到着以前、年欠（慶長十五年）三月七日浅野幸長書状（小泉文書・名史81、以下とする）で、川石船を昼はもちろん、夜も作らせよと督促している。江戸城だと石積船は二百人持ちの石を二つずつ入れる船三千艘が用意された（『当代記』慶長十一年正月条）。二百人持ちとは『築城図屏風』にみえる石を載せる台を縦二十人、横十人で担ぐ意味であろう。一人に20キロの負荷があったとすれば、4トンの重量があり、それを台ごと二つ積む特注の船である。なお『築城図屏風』に描かれた石台は二台あり、一台が6かける6の三十六人持ちで、もう一台が6かける4の二十四人持ちだったから、二百人持ちがいかに大きいかかわかる。より大きな石の運搬は修羅を使う。後述庄野文書に「しゅらにて人数八百ほとにて引直候」とある。二百人持ちの四倍となる。修羅に載せたり、石垣を積むとき、持ち上げる力を必要とした。物資運搬の基幹、堀川の掘削は、何よりも先に行われる。以下滝川文書細川忠興書状（名古屋大学文学部所蔵）をみる（前号a未紹介、佐藤・三鬼一九七六）。

名古屋御舟入二番堀之所、ほり可申旨被仰出由候条、下奉行兩人進之候、如何様ニも可然様被仰付候、細川忠興奉頼候、恐々謹言

（慶長十五年）四月十八日 「忠」（花押）

滝豊州様

年欠だが、細川忠興（九州大名）が名古屋城普請の現場に来たのは慶

長十五年のみである（翌十六年には千石夫のみを負担）。

この五日前の細川忠興書状・松井文庫（松井は細川家家老）があり、「尾州なこや二番町場の御舟入」とあった（a）。「御舟入二番堀」と同じものである。一番丁（町）場の堀が本丸・二之丸の堀と考える。「あさき由、被 仰出、前かとほり候衆、不残人数、千石夫にて差上」とあり、御舟入二堀川を十五年正月二前かと（前廉）から掘ったが浅く、四月により深くするため再掘削した。

石船は堀川に入る。先の二百人持ち石を運搬する船であれば、人間の幅を50センチメートルとして、縦が10メートル、横幅が5メートルほど、先のように二台分載せた。中下門下の龍ノ口堀留だと段差が大きいかから、少し下流、のちに尾張藩米蔵が建つ納屋橋辺りが荷下ろし場であろうか。加藤清正・福島正則らの大名自身が乗る石引はそこから始まったと考える。

1の1の2 矢田川流域の石切場と庄野文書

慶長十五年普請史料である筑前国黒田藩に関わる庄野家文書に、本地坂・水野の地名が見える。本地は細川家石切場であった春日井郡・山口石切場からは4キロほど、矢田川下流である。本地、水野は5キロほどで庄内川支流水野川流域、採石場として知られる東谷山の東である。黒田は長政の着到は遅れるが、九州大名だから正月より一帯に石切場があったようだ。福田千鶴（「資料紹介」福岡市博物館蔵「庄野家文書」―黒田長政発給文書を中心に―）（『市史研究 ふくおか』17、二〇二二）に、（庄）半太夫宛て黒田長政発給の黒印状が二四点紹介された。宛先の庄（二庄野）半太夫は長政の命を受けて、現場で石切

の指示をしている。庄野文書は『福岡県史』（近世史料編・福岡藩初期）として紹介されていたが、それらは写で、一部だった。今回原本により、ほぼすべてが紹介された。

後二月（慶長十五年）、「くろかね」「すみ」「はかね」が準備される。毛利輝元の丁場が近かつたらしく、「毛利殿より給候大角」「輝元之大角貳」がその地にあるからよい面をツラ切りし、終わったらその人物をさし戻せ、うし（牛）車で急いで出せ、とある。石を融通していた。「段の石」は長いのはあまりよくないから三尺四五寸に切れ、とし、五月末段階では六月十四五日には本丸分は終わるだろうとしているが、七月十七日段階でも、段の石が全部終わってから石灯笼と手水鉢に着手するとしている。二十一日には段の石（井上右近石）がしまいになったら、大石を角石に割って、二百五十人引き・三百人引きの大きさにせよと指示する。いまだ切り出し・運搬中で、名古屋城石垣の完成はまだ先だ。丁場割図にあるように、黒田丁場には本丸搦手馬出があつて、段（雁木）が多かつた。つづく灯笼・手水鉢は本丸御殿に置かれたのだろうか。段の石を切つた石工は「みかけ（御影）の石切」で、八月二十三日よりは水野に移つてその地にて割れ、と指示される。「巾一間、長一間半のたて石はしゅら（修羅）にて人数八百ほどに引け」とあつて、駿河からの御注進に「堀うめ地形迄被仰付」とあり、これが相済んだら普請は上がり、と記されていた。「地形」とは福原家證文に「御本丸二之丸之堀、今月六日二出来仕候、地形も出来申候」とあつた「地形」に同じ工事である（『大日本史料』第十二編、以下大史と略す・慶長十五年九月）。紀要2号に述べたとおり、「堀うめ」であり、根石を埋めて保全し、後世人にわかるよう、二番石・三番石に番号を刻字した。堀埋め保全は令和四年に熊本

城宇土櫓下でも確認され、加藤清正ら慶長伏見地震を体験した世代に共通する土木技術だった。扇の勾配を構成する斜め詰みでは、斜めである以上、石は重なる石を押し上げなければ水平移動できない。しかし二本の胴木で水平に置かれた根石底は、内部からの水圧に横滑りする可能性もゼロではない。前を埋めれば絶対に動かない。

1の1の3 加藤清正書状三通ほか

『名城集成』に未収録の名古屋城築城に関わる加藤清正書状がある。いずれも年欠で、(ア) 七月十四日（徳川美術館所蔵文書）が正文、(イ) 卯月十五日（『加藤清正伝』）と(ウ) 七月廿二日（下川文書）は写で、計三通である。(ア)は『愛知県史』に写真も掲載された周知のもので、加藤清正より名古屋城普請奉行であつた滝豊前守と牧助右衛門に宛てられたものだから、当然慶長十五年で、「船御用に立、満足申候」とある。すでに六月二十日、細川忠利（内記）に対し「本丸早々出来」とする徳川家康黒印感状が出されており、熊本藩加藤家も七月七日に扶持米を得た。その半月後のもので、船回送お札に対する返事だった。(イ)は『加藤清正伝』収録で、やはり周知のものだが、元本の所在は不明。「是より尾州御普請場へ越候条、可得其意候、御普請も手間入間敷候条、相仕舞やがて可令帰国候」とあり、これも尾張御普請だから同年である。(ウ)は従来『新熊本市史』にて慶長十二年とされていた。だが(ウ)には「此方普請之事如形令出来候、やかて相仕舞可下国候条」と、(イ)にほぼ同文がある。(イ)・(ウ)とも宛先は中川寿林・下川又左衛門・大木土佐の熊本城留守居三人で、双方に「(本丸) 広間」記事があり、(ウ)には「本丸広間の絵、国の絵書」「国之絵書に絵出しをさせ、大事之広間」「花

畠作事」とあつて、肥後絵師に御殿障壁画制作が指示され、花畑屋敷作事中だった。

七月廿二日、清正は尾張にいた。名古屋普請は順調そのもので、目処がつき次第、帰国する。八月中には出発し、九月三日以前には熊本にいた(α)。清正は自らの城も建設中だから複数掛け持ちで、名古屋に長居はできない。

これまでは「飯田系図考証」所収の(エ)六月二十七日清正書状写は名古屋城関係とされてきた(『目録』、森山恒雄・平成六)。しかし慶長七年が正しく、普請も名古屋城ではなく伏見城である。飯田角兵衛宛書状では、自分の「爰元仕合」と宛先の「其地普請」との双方を述べる。清正は「在洛為見廻差上使者、鯉二十連到来祝着候」といっており、京都にいた。これが慶長十五年であれば、まず(ウ)の記述に抵触する。つぎに「初之割丁場之七十間余、去(来)か」廿九日出来之由候、日数四十日余たる儀候」とあるが、七十間は天守だけで四周280メートルもあつた名古屋城の「割丁場」には合わず、天守台を指すなら表現にも違和感がある。(エ)にも「寄石つき切候由、大石之者共、油断に存候哉」と失態があつて「曲事」とされた。好ましからざる事態で、(ウ)の「如形令出来」⇨順調だとする記述に合わない。

慶長七年四月に清正は「上方普請」(二条城)、引き続き七月には「伏見御普請」を仰せつけられた(同右)。鯉(蟹)江主膳と下川兵大夫を使者に送っているから、二人は上方にいて清正よりの書状を持参して、飯田角兵衛までの使者になり得る近距離にいた。飯田がいた洛中以外の現場が伏見である。下川兵大夫という人物は慶長二・三年の浅野文書、また慶長四年(推定)の飯田文書(前掲森山論考)に見えており、時間

帯も近い。よつて(エ)は慶長七年と修正できる。名古屋城史料ではない。山田秋衛「名古屋城刻名石」(名古屋叢書続編だより6、一九六五)によれば、名古屋城では過去に東大手・清水口の道路工事の際、出土した河戸石に花押が二つあつて、そのうち一つは「花押集」にある加藤清正の花押に同じ、別に槌の絵があり、清正家臣南条玄宅の記号に同じであるとされる。「三拾八人」という文字もあつた。山田が図示した花押は清正最晩年の花押に少し似てはいるが、本人の花押に同じとはいえない。1トンあつたとされる花押のある石の所在は不明である。

1の2 慶長十六年

翌十六年には美濃伊勢(先方衆)・三河(在国衆)が公儀御普請に参加した。先方衆は新参(外様)、在国衆は古参(譜代)を指す。『当代記』慶長十五年十二月(名史153)に

廿五日 立春美濃国伊勢国先方衆并三河在国衆、明日明春尾州名護屋可有普請沙汰也、出羽奥州信州、并関東衆江戸可有普請と也

立春・明日明春、とある。立春は太陽暦2月4日、十二月廿五日はグレゴリウス暦1611年2月7日、ユリウス暦1月28日で、前者が近いが、なお3日のずれがある。元旦前に立春となつた。明日明春とあるけれど、慶長十六年は春からの普請ではなく、六月一日(季夏)からで、『当代記』175頁、慶長十六年六月一日(名史206)に

六月小 朔日己巳

今日より尾張国名護屋為普請美濃伊勢両国先方の衆参着、去年彼地普請被致大名千石に一人つゝ、人夫を名護屋へ被出、舟人をほる

とある。『当代記』刊本は「被致」の後に読点を入れる。しかし美濃伊

勢大名が去年（慶長十五年）に普請をしたことはない。去年の助役を意味する「被致」は「大名」にかかり、読点は不要で、千石夫を出した主体は彼ら西国衆（前年名古屋助役の五百六十二万石大名である）。

『当代記』には二つのことが書かれていた。美濃伊勢普請大名の到着と、十五年組西国大名らの千石夫提供があつて、今年十六年はそれで舟入を掘る、の二つである。舟入は去年・今年の継続工事となる。¹⁾

『張州府志』建置沿革に

一翌年（慶長十六年）命美濃伊勢侯伯外郭建五門郭内構諸士第宅とある。美濃伊勢が外郭（三ノ丸）五門を担当したとあるが、清水門を除く四門か。『蓬左遷府記稿』（名史226）には外郭各門九門についての記述があるが、数が合わない。

次に以下の中井家史料は信州伊奈山木曾山からの杣取りと、大鋸木挽を山入りさせるための伝馬に関する十六年十七年両年合計の記事である。十六年史料といえる（名史314、以下Nとする）。

慶長十六辛亥十七壬子

一 尾州御城御材木（中略）

御奉行

森河六左衛門殿

藤田民部正殿

寺田藤左衛門殿

藤田民部正殿（*衍力）

原田右衛門殿

肥田主水正殿

岡田将監殿

右者何茂御判有之

右材木渡シ方

御手伝御奉行

松平和泉守殿 徳永左馬介殿

松平河内守殿 竹中丹後守殿

松平丹後守殿 小里助右衛門殿*

阿部豊後守殿 平岡牛右衛門殿*

織田河内守殿 遠藤但馬守殿

西尾豊後守殿

右御手伝、御用木相渡候注文請取印判有

但壱万五千五本

*名史314の小室は小里、平左衛門は牛右衛門。

「慶長十六辛亥十七壬子」とあり、十六年と十七年普請を併記する。この書付が成立したのは、十七年以降であろう。十七年七月と推定した後述（あ）では織田長則が織田孫市だったが、ここでは河内守になっている。また阿部豊後守は忠秋だが、かれは十六年には九歳ほどで幼少だから、父忠吉を指すか。しかし忠吉の豊後守就任は確認できない。助役の対象となる領地があつたのかも不明（采地千五百石）。この書付Nはのちになっての記録であろうか。各大名は、

松平和泉守家乗・美濃岩村藩二万石。徳永左馬介昌重・美濃高須藩五万六百石、松平河内守定重・遠江掛川藩三万石。竹中丹後守重門・岩出山六千石。松平丹後守重忠・遠江横須賀藩五万五千石、小里助右衛門、尾里とも。美濃土岐・恵那両郡三千五百八十石、阿部豊後守（忠吉か）。平岡牛右衛門頼資、美濃可兒郡ほか九郡にて一万石。居所可兒郡徳野（妻

は十七年作事奉行小堀正一女子)。織田河内守長則。美濃野村藩一万石。遠藤但馬守康隆・郡上藩二万七千石。西尾豊後守光教・美濃揖斐藩三万石(以上は『寛政重修諸家譜』による)。

動員されたのは松平定重(掛川)、松平重忠(横須賀)が遠江大名であるほかは、九名が美濃で一万石以下もいた。松平定重(のちの定行)は父が徳川家康異父弟定勝で家門、譜代大名は松平が三人いた。徳永、竹中は豊臣大名である。

この書付に名前見える領主が一次史料に登場する。

○年欠六月四日松平家乗等連署書状(山村文書・名史209)

文中、丸木本切とある。伐採開始は八十八夜前後、八月末に斧留だった。通常の年なら、二百九十日をかけて、立春までに木尻が錦織に到着する(北沢啓司著『木曾の山林をめぐる歴史』一八五頁)。四月下旬には去年の本切の津出の方法が問題にされていた(名史202)。これらの四月・六月は慶長十六年であろう。差出人は松平和泉守家乗・尾里助右衛門頼□・肥田主水忠親で、宛先は山村七郎右、内容は「御長屋材木」のことである。慶長十六年史料に本丸二ノ丸の「長屋」が見え、天守・御殿とは区別される。「松平泉」の名は年欠三月二十三日書状(千野家古写文書・名史199)にも見え、尾里は先に小里と表記された人物で、寛政重修諸家譜は光親とするが、この当時は頼□を名乗っていた。肥田は先の史料では「御奉行」の側だった。上有知藩金森長光家臣で縁者²⁾。

十六年の助役に関する史料は、ほかには山内家史料中の「尾州名護屋普請衆之割」がある(忠義公紀・一編91頁、α47頁)。慶長十五年の記事の中に大名一覧があつて、実際は十六年以降の大名も含まれる。最初Aが松平筑前守(前田利常)及び九州大名十家・計

三百三十六万八千六百三十九石で、名古屋普請に参加しなかった中川修理(豊後岡藩)までも記載されている。あくまで十五年助役の風聞・予測で、実態・実績ではない。動員以前の十四年情報となる。ついでB「中国四国若狭伊勢衆」として八大名・二百七十四万三千百石が書き上げられる。しかし若狭はいないし、伊勢衆は別に記される。ついでC美濃衆十九人、五十一万六〇七九石が書き上げられる。一万石未満が九人いて、四千石も二名いる。このうち遠藤但馬守・竹中丹後守・徳永法印・平岡石見守らは複数の中井家史料にて確認でき、金森出雲守はこの年ではなく、慶長十七年参加が確認できる(後述)。山内家史料のみに登場する加藤左衛門尉(黒野藩)・市橋下総守・津田孫市・加藤平内同庄三郎・高木衆・稲葉内匠(正成・十七条藩)・妻木雅楽頭らは、今のところ他史料で裏付けられない。次にD伊勢衆として八大名・二十七万二千四百石が記される。慶長十五年に中川が参加しなかったように、他国衆もあくまで予測・伝聞段階で書かれたものである。助役大名・当事者に対してもギリギリになって依頼(命令)されるらしく、各地に風聞が先走つて、実際と異なることもあつた。

『当代記』(慶長十五年)十一月廿七日条(同171頁)に

上方衆如何に聞けん、三川国岡崎山々にて、石場被取置

とある。慶長十五年記事だから、この年動員された上方衆(西国大名)に、次年も普請があるとの風聞があつたようである。石切場を確保した。慶長十五年の丹波亀山城普請現場でも同様の現象があつて、その年に亀山城・助役ではなかったはずの浅野紀伊守(幸長)、池田三左衛門(輝政)の刻印が石切山・行者山にある(α38頁)。各大名は公儀御普請の風聞だけで、石切丁場の確保に走つたのか、その年の初めまでは亀山城普

請を命じられていたかのいずれかであろう。岡崎は花崗岩産地で、上方衆（西国大名）が石切場を押さえた。

1の3 慶長十七年（天守建つ）

1の3の1 作事奉行

次の年、天守が建つた十七年は多くの一次史料（同時代史料）が残されている。慶長十七年の作事・普請奉行について、まず次の徳川家康黒印状（中井家文書・名史250）³をみる。

尾州那古屋御城御作事奉行衆之事

大久保石見 小堀遠江 村上三右衛門

長野内蔵允 日向半兵衛 原田右衛門

寺西藤左衛門 藤田民部 水谷九左衛門

一、 上方より罷り下り候職人作料之儀者、上方にて被下候事

一、 いしはいハ、三河より参候よし

慶長十七年子五月十一日

（御黒印） 中井大和守へ

さきの慶長十四・十五年の作事（普請）奉行は牧助右衛門（長勝）・滝川豊前守（忠征）・佐久間河内守（正勝ないし政実）・山城宮内少輔（忠久）・村田権右衛門だった（牧文書・加藤文書ほか多数・名史120、21、46）。牧、滝川、佐久間、山城は慶長十二年駿府城普請奉行でもある（毛利三代実録考証、大史同年三月二十五日条）。材木調達に関する指示は駿府・本多正純、成瀬正成、大久保長安から出た（中井家史料・名史50、十六年奉行は前々頁）。

継続の奉行は原田右衛門、寺西藤左衛門の二名、十七年新規は大久保石見守長安、小堀遠江守政一、村上三右衛門（吉正）、長野内蔵允（友秀・友長）、日向半兵衛（政成）、藤田民部、水谷九左衛門（光勝）である。大久保は大和、美濃、小堀は備中、村上は丹波の、長野と日向は伊勢の国務を沙汰した。

大久保長安が自在に木曾谷を操ったことは、所三男「大久保石見守長安と信濃」『地方史研究論叢』昭和二九・一九五四）、『近世林業史の研究』（昭和五五・一九八〇）に詳しい。所によれば長安は伊奈忠次・角倉了以と並ぶ三大技術者で、「天下総代官的な権力者」だった。

小堀は慶長十三年駿府城作事にも当たっている（『略譜』『大史』1215、752頁、「寛政重修諸家譜」）。水谷は慶長八年から元和三年までの伊勢山田奉行で（東職紀聞）、慶長十四年には日向半兵衛・長野内蔵允が伊勢遷宮奉行となる（孝亮宿禰日次記、『大史』同年六月二十三日条）。慶長十二年駿府城普請にて日向は「御本丸御殿御廣ま」を担当した（『天下人の城大工 中井大和守の仕事』62～63頁）。小堀・村上・日向・長野は同年十七年十二月に開始される禁裏御作事奉行にもなった（『記録御用所本古文書』917、平井聖『中井家文書の研究』五二頁）。遷宮など良質で大量の材木が必要な現場を歴任した。

この長野と日向、そして先の水谷九左衛門、後掲の杉田九郎兵衛は大久保長安手代・代官としても知られる（所論文、曾根勇二・一九九〇）。日向半兵衛は武田遺臣で天正壬午の乱による甲斐徳川領国下に徳川家臣化し、長安に従った（望月秀人・二〇二〇・二〇二二）。鈴木、杉田については後述する（4の1）。当時の幕閣にて豊富な資産を稼働できる陣容、実力派だった。

大久保長安と小堀政一が名古屋城作事奉行になったことを確認できるのは、慶長十七年のみである。これまで十五年とされてきた年欠五月十九日・山村文書の「大石見」発給の覚書(名史112)は「御材木流候者」記事が『台徳院殿御実紀』(名史109)に記された同年五月七日・木曾川大水に相当とされたようだが、「去春中大水」とあり、大水は春(正月から三月)だから、夏五月の大水とは別である。小遠江・村三右・日半兵・長内蔵丞への肝煎を山村七郎右衛門(良安)に命じており、小堀・日向らの登場する慶長十七年に訂正される。

しかし木曾領主だから慶長十五年から木曾谷に関与していた。「戊」すなわち慶長十五年庚戌の十月一日・三日の書状(山村文書、名史145・147・148)にて、大久保石見守本人がなこや普請用材の冬川狩りほかに言及している。別に「戊年大久保石見守ふれ状を以、なこや御用木」ともある(名史334、原英一氏文書)。木曾谷の材木調達を担当する幕僚として、名古屋城普請に深く関わる。十七年に長安・小堀、そして長安配下で作事に長けた日向・長野を新たに配置し、天守建設にむけて体制を強化した。七月には自身が御嵩に行く(名史259)。中山道の宿場だが、御嵩であれば、木曾谷や錦織綱場(綱場では川に渡した藤蔓の綱によって、流し材木を回収する)なども視察できる。日向・長野・村上・鈴木・小堀が登場する文書複数はこの年の六・七月に残る(『大工頭 中井家文書』二九・三二)。日向半兵衛は後述する近江岩倉石工との関係でも登場する。『寛政重修諸家譜』によれば日向半兵衛政成は慶長七(一六〇二)年に近江郡代だから関係があった。

1の3の2 助役大名

次は十七年助役(御手伝) 大名を見る。

(あ) 中井家文書・年欠七月十三日年寄連署書状(名史261)

本(多) 上野介・安(藤) 帯刀・大(久保) 石見守(作事奉行兼務)・成(瀬) 隼人・竹(越) 山城守等、幕府首脳から出された連署書状が二通あつて、一通は小堀・日向ら先の六人の普請奉行に宛てられ、もう一通の宛先十名は美濃大名らである。

御殿主之御材木于今不参之由、名古屋御作事奉行衆より申来候とある。名古屋城天守を建てるとして、その材木が到着せず問題になったのは慶長十七年の一度である。つまり前年にはさほど差し迫っておらず、翌年であればすでに完成している。

〈宛先〉

松平和泉守 遠藤但馬守 稲葉右近 西尾豊後(守) 脱) 竹中丹後守 小里助右衛門尉 大嶋茂兵衛 同 久左衛門 同 弥三郎 織田孫市

*名史261「山里」は小里。小里については寛政重修諸家譜十九:185頁。

先の十六年十七年分を記した中井家史料Nと比較すると、かなり出入りがあり、この史料(あ)のみに登場するものは稲葉方通、大島光政・光俊⁴⁾で十七年助役と推定でき、逆にNにあつて(あ)にいないものは十六年助役と推定できるわけだが、松平河内守、松平丹後守の遠江二大名と、徳永左馬介、阿部豊後守、平岡牛右衛門である。

(い) 山村文書(慶長十七年) 卯月廿日遠藤但馬守康隆・松平家乗連署書状(名史202) および

(う) 山村文書・七月七日遠藤但馬守康隆書状(名史259)

(い)(う)には、(あ) および先の十六・十七年史料Nにも登場する遠藤但馬(慶隆・郡上藩)が位署している。(い)で遠藤但馬は金森代の

松和泉（家乗・岩村藩）と連署している（山村文書、名史202）。「名史」は慶長十六年四月とする。「なこや御長屋之御材木千百分」とあり、本丸長屋は慶長十六年に作事にかかるから、その可能性もある。ただ「去年二出来候」とあり、材木を受け取る方法についての相談、綱場（筏場）である麻生への到着が問題にされている。慶長十七年六月には天守用材が届かないことが問題になった。この書状でも川流しを論じており、四月・六月が一連ならば十七年四月のものとなるから、慶長十七年、遠藤慶隆、松平家乗のふたりはともに御手伝大名であった。また松平家乗は金森の代官で、正員は飛騨（および美濃）の金森可重で、金森は十七年助役が確認される（後述・可重妻は慶隆女子）。

（え）説田文書・年欠（慶長十七年）五月四日大久保長安書状（名史249）

年欠だが小堀遠江、大久保長安がともにいるから十七年で、内容は千石夫要請である。『岐阜県史』史料編近世2に収録され、名史に再録された。現在の文書所在地は未詳。三淵（みぶち、みつぶち説もある）氏関係文書が岐阜県歴史資料館にあり、その関係者に説田氏がいる（同館・『所在史料目録』第35集 諸家文書目録のうち三淵家関係文書）。

追て御知行高はした有之二付、如此組申候、右之通、可被仰談候、以上、追て五百石伯耆殿、五百石次右衛門殿付候、御相談にて人足壱人可被仰付候、

以上

急度申入候、仍尾州なこや御普請候御用二候、濃州御知行より千石夫被仰付なこやへ被遣、藤田民部殿、原右衛門殿、寺西藤左衛門殿、小堀遠江殿へ可有御渡候、但納主御指（図、脱か）従候て五月廿日二於名護屋、

慥右衆へ可被成御引渡候、恐々謹言

（慶長十七年）

五月四日 大 石見守

長安（花押）

三淵伯耆殿（光行）

奥山次右衛門殿（重成）

まいる

先の中井大和宛の家康黒印状（前々頁）はこの通知書の七日後ではあるが、ここに記される布陣は事実上決定しており、中井大和への通知が遅れて十一日になったのだろう。内容は以下の通り。

名古屋御普請で美濃知行地から千石夫を仰せ付けられた。藤田民部以下の四名に御渡しいただきたい。納め先の指示に従って、五月二十日に引き渡してほしい。

（追而書）知行高に端数があるので、右のように決定した。五百石が伯耆殿（光行）、五百石が次右衛門殿（重成）に付けてある。御相談の上、人足一人を手配願いたい。

慶長十七年の千石夫到着は五月二十日とあって、この時が慶長十七年普請作事の開始である。もう一点、千石に満たないけれど、二人合わせれば千石となる旗本にも千石夫を課していた点が興味深い。

三淵光行は細川藤孝の父であった三淵晴員の孫で、奥山重成は佐久間盛重の孫である。元和二年（一六一六）の「村高領知改帳」で旗本三淵光行・奥山重成領の均等給分地であった村は安八郡南今ヶ淵村、山県郡北野村、古市場村、本巢郡十九条村があった。元禄美濃国「郷帳」では三淵縫之助と奥山甚兵衛がともに五百四石五升二合という同じ数字で併

存する（『岐阜県史』史料編近世2・三〇）。加増の経緯が同じだったらしい。二人あわせて千石だった。大久保長安自ら書状を認めているほどで、千石夫一名でも重視されていた。

(お) 山村文書・年欠六月十七日松平家乗書状（名史210）

三州鷲塚に材木を届けるとしているが、それを原右衛門に断っている。名古屋城普請奉行原田右衛門であり、彼は原右衛門と書かれることもあった（名史222など）。にしこり・犬山・宮辺など木曾川流域に集材された木について、山村七郎右と協議している。「こくい」を打つとあるのは「極印」すなわち検修印であろう（徳川義親『木曾山』）

(か) 山村文書・年欠七月七日遠藤伯馬（康隆）書状（名史259）

「飛州筋と我ら在所〓郡上」から麻生（加茂郡の綱場）に出す材木の件、犬山に着く木材の「御こつくい」（極印）の協議、大久保長安の美濃国御嵩に下着の日程などを山村七郎右衛門（良安）に報告し、また尋ねている（前々頁）。

(き) 名古屋大学文学部所蔵滝川文書・年欠（慶長十六年）十二月廿八日森忠政書状

猶以御普請之様子御懇ニ示預恭存候、其以来御無音所存之外ニ

存候、旁追而可得御意候条、不能細筆候、以上

御状拜見本望之至ニ存候、仍来年御普請之儀、去年丹波御普請仕候衆ニ名古屋三ノ丸掘可被仰付由候へ共、江戸より安対馬殿駿府御越被得御誼、堂泉州・金出雲、美濃・伊勢・尾州・三河・遠州之外ハ、何も千石夫ニて、江戸御船入并町屋・町屋地形御普請可被仰付之由承候、得其意存候、江戸御年寄衆よりも御触状参候、相替儀候ハ、被仰聞可被下候、次正月ハ早々大御所吉良の御鷹野御成之由奉得其意を、何様以面御礼可

申入候条、不能具候、恐惶謹言

（慶長十六年）十二月廿八日

羽右近

忠政（花押）

滝豊州様

御報

*『愛知県史』21巻11は傍注で慶長十五年、見出しでは慶長十六年として矛盾。慶長十六年が正しい。

去年、丹波で御普請があつた（丹波亀山城の工事が完成したのは慶長十五年七月である）。その大名たちで来年、名古屋普請に当たる予定だったが、彼らは安対馬（安藤重信、秀忠付き老中）の指示により、千石夫で江戸船入ほか城下の整備に当たることになった。ただ十五年丹波〓亀山城普請組の藤堂和泉（文中の堂泉州）、金森出雲、美濃・伊勢・尾州・三河・遠州衆は、十七年には名古屋城三ノ丸の掘削（堀）に当たる、とある。よつて去年は慶長十五年を指し、書状の十二月廿八日は慶長十六年で、「正月早々に吉良に御鷹野」は、『駿府記』にある家康が慶長十七年「正月十九日に御鷹野」（大史）記事に符合する。

来年（慶長十七年）、名古屋普請助役は、この書状を書いている森忠政、さらには藤堂高虎、金森可重、美濃・伊勢・尾州・三河・遠州衆となるはずだった（実際には藤堂は不参加となる。後述）。丹波亀山城に関しては藤堂家の「宗国史」が年欠八月六日森忠政書状を収録していて、藤堂森両者の参加が確認できる（大史十二編七・409頁）。森忠政書状（き）に名前のあつた金雲州（金森出雲守可重）の名古屋助役は以下で確認できる。

(く)「伊達政宗記録事蹟考記」・慶長十七年十二月十九日金森出雲宛伊

達政宗書状

右書・十八(『大史』十二編七補遺・十二編十一・一八九頁)に

慶長十七年十二月十日より、政宗君御書御文案之内抜書

遠路態々御飛札別而恭候、名古屋御普請漸御仕廻御帰国之由於我等も致満足候(中略)

十二月十九日

金森出雲様

金森が慶長十七年名古屋御普請に参加し、十二月十九日に終了して帰国する旨を、親交のあった伊達政宗に連絡した(金森と伊達の親交は文禄三年五月二十九日細川忠興宛伊達政宗書状など)。

金森出雲は慶長十五年には名古屋城も助役し丁場割にも登場する。龜山城と名古屋城を掛け持ちしていた。すでに述べたように、名古屋城金森丁場には金森の刻印がなく、現場への到着も甚だしく遅れるなど、いくつか不審な点があった(a)。

複数城の助役を掛け持ちした大名は、他にも名古屋で千石夫を負擔し、龜山城普請にも参加した伊東氏がいる。龜山城近くの行者山石切場に刻印を残しながら、名古屋城助役に参加した池田三左衛門や浅野紀伊守に關しても、結果として同様になりそうな事態、中途での転出が想定でき

る。手紙(き)を書いた森忠政に關して文化六(一八〇九)年、赤穂森藩編纂の

(け)(森家)「先代実録」(『岡山県史』津山藩文書、所収)に

一に慶長十四丹波笹山、十五丹波龜山、尾州名古屋城普請は十六年辛亥春也云々

とある。津山森藩は廃絶しており、「先代実録」は分家を再興した赤穂森藩による二百年後の編纂物である。「一にトロー云々」とあるから、別の書物を引用している。「実録」には十六年春とあるけれど、忠政書状を読む限り、十六年に自身が名古屋にいた気配はなく、他の記録にもない。ここでは一次史料(書状)を優先し、年次は十七年とした。かく是正すれば森家「先代実録」は滝川文書から読みえた森忠政の名古屋城普請参加を補強する。慶長十五年、西国大名が名古屋普請にあった時、いっぽうで同年の丹波龜山城に助役した大名の顔ぶれが上記諸大名と江戸普請組だったこともわかる。美濃・伊勢・尾州・三河・遠州衆は丹波龜山助役であった。慶長十六年には「美濃国伊勢国先方衆并三河在国衆」が名古屋助役だった(当代記)。十七年には遠江・尾州はいないが、別途、新規も加わり、顔ぶれも変わっただろう。

十七年に名古屋普請予定であった藤堂和泉守高虎については、藤堂藩の記録「宗国史」や「高山公実録」には十六年禁裏造営(京都御所)の御手伝しか記されておらず、十七年も大半を駿府で過ごした。高虎は徳川家にきわめて忠実であって、十五年丹波龜山城では伊予今治城の天守を解体して運んだとされる(同上)。十六年八月には義直(義利)、そして和歌山に封ぜられる前の、遠江公と呼ばれていた頼宣を駿府で饗応している。藤堂高虎は伊勢・伊賀・伊予越智郡で二十二万石、森忠政の津山藩は美作一国十八万石で、この二人が主たる役となること、特に高虎には指揮が期待されていただろう。しかし「相替わる儀候はゞ、仰せ聞かせくたさるべく候」とあり、変更はありえた。高虎が何も協力しなかつたとも考えにくい。慶長十六年、高虎は二度名古屋を通行する。一度は八月の京都禁裏普請、もう一度は十二月の加藤清正の死によって幼君継

承となった肥後及び九州の視察である。名古屋素通りではなかったように推測する。

(こ) 佐分雄二氏所蔵文書、年欠・六月廿九日小堀遠江書状

「名古屋より」林鐘念九すなわち六月廿九日付で小堀遠江が権太夫(久保、奈良の茶人長闇堂)に当てた書状(名史254)に

一藤泉州此頃駿府へ御越し候よし左様に候はゞ、やかてく勢州へ帰国と申來候、伊勢より必々早々御越にて候

と記しているのは、天守工事を前にした小堀側からの藤堂高虎への期待である(年欠だが、小堀政一の名古屋城作事奉行から慶長十七年)。

十七年、高虎は江戸または駿府の滞在が多く、秋九月二日には自身の城、建築途上であった伊賀上野城天守が台風で崩壊した。上野城築城は家康の意向を受けてのものであろう。

以下も名古屋城築城史料とされている。

(き) (年欠) 八月二十六日徳川家康黒印感状(竹中文書・名史130) 就其地普請、昼夜之苦勞感悦候、仍小袖羽折遣之候也

八月二十六日 黒印

竹中丹後守どのへ

(し) (年欠) 三月廿五日感状(貞享竹中元之助書上・『朝野旧聞哀藁』532、名史89)

今度其許普請辛勞察思召候、猶使者可申候也

三月廿五日 御黒印(秀忠)

竹中丹後守どのへ

「其地普請」の苦勞を感謝し、徳川家康が竹中丹後守(重門)に宛てて出した八月二十六日黒印感状および徳川秀忠の三月廿五日感状で、い

ずれも年欠である。名古屋城という文言はなく、どこの普請場かを判断せねばならない。『寛政重修諸家譜』(名史228)はいまだ普請の始まつていない慶長十三に比定するが、名史は十六年の誤りとする。十四年・丹波龜山は、七月に工事が終わった。(き) 八月末も(し) 三月末もはずれる。『日本財政経済史料』は慶長十五年に比定したが、竹中丹後守(重門)は美濃国岩出山領主であるから、西国・北国大名が出動した慶長十五年ではない。『朝野旧聞哀藁』532にある「従木曾山、御材木出し候節、頂戴仕候由、代々申傳候」という注記を参看すれば、材木調達が一段落した慶長十八年三月・八月に出された感状で、普請は名古屋城を指すと考えたい。ただし同日付で他の大名に発給したものは、家康分・秀忠分とも残っていないようだ。また『大史』では(し)を十三年正月駿府城条にも十五年名古屋城条にも、両方に収録している。家康の城、駿府城について、家康が「其地」其許」というだろうか。

関連して『揖斐記』には寛永元年岡田将監に宛てた秀忠黒印状が記される(名史177)。

(す) 『揖斐記』

寛永元年甲子 秀忠御黒印

岡田将監とのへ

慶長十年之頃尾州ナコヤ御城御普請之節、伊勢守様ハ木曾山より出候材木之御奉行被成候由、材木きり出させ三ヶ年名古屋二御詰被成候よし

岡田将監(善同・よしあつ)は伊勢守で、将監とも称し、揖斐郡を領有した。慶長十二年駿府築城でも用材を採出した(寛政重修諸家譜)。「三ヶ年名古屋二御詰」とある。先の中井家史料(い)で見たとお

り、宛先のほうに名があるから、助役ではなく奉行である。寛永元年

(一六二四) 黒印は名古屋城普請に対するものではない。

(せ) 中井家史料・年欠三月七日岡田将監書状(名史245)

中(井) 和州に宛てたもので、山田長左衛門・石原清右衛門手代につかわした物件(手形か)を、小(堀) 遠州の手形と替えてほしい、御作事場に出たら立ち寄ってほしい、とあり、岡田は奉行の立場にある。

岡田将監善同は大久保長安(慶長十八年一六一三) 四月二十五日の死没による大久保一門の凋落に伴う異動で、美濃国代官となり、木曾川・飛騨川流域を支配した(高牧実・一九七三)。小堀がいるから慶長十七年のものである。

1の4 慶長十八年臨時普請(金森・西尾)

つづく慶長十八年にも臨時普請があつて、金森・西尾らが参加した。

(そ) 『駿府記』十八年十二月五日条(大史六七六頁)

来春諸大名御普請(江戸城)可相触之由被仰處、飛騨国主金森出雲守正重、当春尾州那護屋臨時之御普請致之條、可被余之旨被仰出云々

来春・当春とあるので、来春は慶長十九年、当春は十八年となる。「余

(あま) す」は「除外する」の意である。慶長十九年の江戸城普請にあたり、飛騨金森も含まれていたが、当春〓慶長十八年の名古屋(城)での臨時普請を手伝っているから、除外すべきであると家康の意向があつた。慶長十八年臨時普請は実施されている。金森は見てきたように慶長十五年には名古屋と龜山の双方、十七年、十八年は名古屋で助役した。慶長十八年、御殿敷石を供給する岩倉村石切文書に揖斐藩西尾豊後守光教が登場している(後述)。

以上慶長十六年から十八年まで三年間の御公儀普請(助役・御手伝)

をみた。遠国ではなく近国に割り当てられ、大藩は少なく小藩が中心であつた。そして材木集積に関わる記述が多かつた。「濃州川上山より杣取」とある(中井家史料・名史315)。杣取〓本切に始まり棧手、修羅などの壮大な運材装置を通過して川落としとなる(『木曾山』)。造材から錦織綱場まで二百九十日かかることされた(前掲北沢・一八五頁)。美濃は全ての河川が伊勢湾に流れる。揖斐藩は揖斐川、郡上藩は長良川、飛騨(金森) 藩は飛騨川、岩村藩は木曾川、小里領は庄内川だつた。美濃大名らは背後にある山の巨木を伊勢湾に流すことができた。伊勢には慶長十二年に駿府城天守材を出した三瀬山がある(享和三年中井藤三郎支配棟梁由緒書、大史321)。宮(熱田)の貯木場に集積されていた木材・筏は満ち潮で堀川を遡上し、納屋橋周辺(のちの尾張藩米蔵あたり)、あるいは中下龍ノ口に到着した。慶長十五年の助役大名は巨大な石材を運搬したが、十六年から十八年の近在の助役大名は、作事段階となつた名古屋城に木材を調達した。築城には石だけではなく、木が必要なのである。徳川幕府の名古屋城完成までの段取り・助役体制は、驚くほどに合理的だつた。

補1 年欠九月十一日徳川家康黒印状(『譜牒余録』名史137)

『大史』十二編七・678頁が慶長十五年名古屋城のものとして収録、宛先の豊後守を岡崎藩主本多康紀に比定した。ただ十五年九月に出された他の家康黒印状はみな九月晦日付で文言も異なる。三河大名は十五年には名古屋ではなく丹波龜山助役であつた。本多豊後守宛に「其地之普請」を謝し、「留守中」のことを依頼した。本多豊後守康重は慶長十六年三月二十二日に死去(子の康紀は十五年に伊勢守で豊後守ではない)。文中「從宰相所申越」とある。義利が参議〓宰相となるのは慶長十六年

三月二十日である。池田宰相輝政とすると慶長十五年亀山ではない。「其地」は、より以前の普請場か。

補2 『台徳院殿御実紀』（慶長十五年閏二月八日・名史60）

あくまで参考資料だが十五年記事中、普請大名に一柳直盛・直重親子。伊勢国神戸城主。

補3 山村文書・年欠五月二十日菅沼定芳書状（名史205）

駿河御奉行から指示を受けて、伊勢長島藩二万石の菅沼定芳が名古屋御材木御下し分を、参着次第、桑名に届けるとある。伊勢大名菅沼は助役ではないが、名古屋作事用材の一部を受領できたのであろう。

2 天守台の構築と石垣保全

清須城は老朽化していた。名古屋を新城地の候補にした段階で、徳川家康は縄張りを考えた。駿府城、二条城、篠山城はいずれも方格プランで巨大な天守がある（予定外の出費となった篠山城は台だけで終わり、天守が建たなかった。a）。彼の理想は方形の曲輪で、巨大な天守だった。そして名古屋城は家康の城の完成・最終だった。基本計画に基づき、旧名古屋村移転が始まる。

平坦地に人工で山を築き、重量物を構築する技術は、広島城（天正十七年・一五八九）、二条城（慶長十一年・一六〇六）、駿府城（天正十年・一五八二、慶長十二年・一六〇七、慶長十三年・一六〇八年）ほかの先例があった。駿府城天守台の高さは不明だが、名古屋城は同等かそれに次いだか。天守台の上半分は人工地盤だった。どのような構造か。

広島城天守台のボーリング調査結果を見ると、下部は互層だが上部9〜9、5Mはクリ石だった（総クリ、『日葡辞書』に、Curi ixi、くりは

小石の意。新井白石『東雅』、『広島城の50年』、広島市二〇〇八、末尾図版参照、拡大図は篠原達也氏より）。熊本城では、御天守（大天守）は火山灰質シルト（ロームⅡ地山）に礎石が置かれている。しかし増築である小天守は高さ1Mの盛土の上に6Mのクリ石をおいた面に礎石を置き、さらに6M強の小天守台石垣を構築している（『復興熊本城 vol.2 天守復興編Ⅰ』二〇一八、図版参照）。名古屋城でも穴蔵石垣内部は総クリで、小天守も斜錐（斜めボーリング）にクリ石（砂利）が含まれる。クリ石の人工地盤は重量を分散・均等化させ、垂直には強い。しかし地震に弱い。文禄五年伏見地震で伏見城天守の崩落を目撃した徳川家康や加藤清正は了知していた（熊本地震では余震が継続する一月後まで熊本城石垣崩壊が続く）。

名古屋城では櫓台の発掘調査は大手搦手馬出しで行われている。ボーリング調査は、御（大）天守台二カ所、小天守台一カ所で行われ、熱田台地はほぼ砂層のみだが、その上の人工地盤下部は互層、上部は築城期盛土だった（「名古屋城基盤調査試錐報告書」昭和31・興亜開発工業図版参照）。下部は互層だが、版築の強度をしめすほどのN値はない。宝暦修理では土は砂混じりと記述された。熱田台地を掘削した段階か、もし「掻き揚げ土居」、つまり堀で掘った土を盛り上げたままだとすると、安定するまでに長期間を要する。

完成後、福島正則が築いたばかりの本丸北石垣（不明門東）が下がった。「内面をハた、きどいニ被仰付、我等ハつき不申候」（中井家文書・八月十二日正則書状・名史338）と釈明しており、「最前内面（うちめん）御つき候衆可被存候哉」ともあり、たつき土居の施工者は、石築（福島家）とは別だと主張していた。日本国語大辞典では「土をたたいて固めた土

居」が叩き土居である。「掻き揚げ土居」のままではなく、叩き固めながら土塁を構築していた。たつき土という言葉は「石垣なくたつき土の儘也」のようにも使われている(天王社北側・三ノ丸堀の土坡、円覚院殿様御伝十五箇条、『名古屋市史』旧版493頁)。この場合は三和土か。

金沢城橋爪門続櫓台発掘調査の断面を見ると寛永八年(1631)構築時には並行な互層があつて、その左右両側、外部石垣の内部に内側石垣がある(図版参照)。土塁の中になった石列は崩れない。保全に関わるのではないか(二〇一・二二年報告書)。甲府城跡天守曲輪(本丸下帯曲輪)には内部石垣(裏石垣とそれに直行する地中石垣)があつた。工事過程のものと解釈されているけれど、金沢城の事例とつき合わせる、地中での物理的な作用が期待されていたとも考える(『甲府城跡』一九九六年報告書)。石垣内部に隠れる直行石垣は駿府城天守台や福岡城上ノ橋門、熊本城平櫓台(『復興熊本城』6)で検出された。

根石を埋めて保全する方法は1の1の2に述べた。庄野文書には「堀うめ地形迄被仰付」と明記されている。

先にも述べたが、根石は二本の胴木に載る場合には底は水平になる。石垣は斜めになつていれば外には移動しないが、水平(断面直方体)では内側からの水圧・土圧には弱いと思われ、断面が四角ではなく三角の石が使われることもあつたらしい。それも埋めれば確実に保全できる。庄野文書に記された堀埋め地形が相当する。『金城温古録』にも堀を埋める保全と番号石の記述があるが、天守台には表面一坪に根入れの長い石を必ず組む、とも記す。

松本城天守台では土中・石垣内に十六本(4かける4)の柱を入れ、それらを胴差しで相互を結び、上部はホヅ差しで天守土台に繋がれ支え

る(『国宝松本城』松本市教育委員会・昭和四一)。天守工事の進行で、この十六本は石垣の中に埋もれ隠れる。石垣保全や人工地盤(盛土)安定への先人配慮は至るところに凝縮されるが、外からはわからず表面の判断では気づけない。

天守台は本丸土居に同じく叩き土居とし、杵や細い棒で突き固めた。さらにいくども雨にさらして盛り土を強固にし、万一窪みが出れば修正していったのではないか。ただちに上部に構造物を作ることとはできない。二年弱の時間は必要十分というよりは最低限だった。大宰府水城は版築土塁とされる。版築であれば乾かすことによつて完成する。対して叩き土居は叩いた上で雨にさらすことで安定を図つたようだ。巨大城郭を乾かしながら造ることはできない。広い土居や天守台に雨がかららないようにすることは困難で、版築導入はできず、したがつてボーリングN値は弱かつたが、一年半ほどの雨ざらしで解決を図つた。穴蔵石垣は人工地盤が安定し、落ち着いたことを確認した上で積まれる。

慶長十五年助役大名は帰国の前に「天守」には「さやの石」と、それ以外に「進上の石」を用意した(前号a、および前掲庄野文書)。さやの石は礎石面より上に積まれる穴蔵石垣と考えた。毛利も山内も細川も他家も用意した。毛利の場合、二十万石で203個、内、角石が3個である。計五百六十万石に九州大名と前田家には三割加算があつて総計六百三十九万石弱、その3%だったから、全体は6767個、角石は一〇〇個となる。

内側に多く曲折を持つ穴蔵石垣には、角が15あつて、出角は9、それぞれ5〜6段あるとすると、9隅で計45〜54の石が必要になる。それより数が多いから、出角にも入角にも角石を使用した(奥の御門北

側は現状では隅角になっているが、昭和実測図では斜めの板で隠され、内側石垣は鋸の目状だから、隅角石使用ではない。

この石を積んだのは十六年以降の後続大名で、底面から上の穴蔵石垣は惣くり石で（現在の穴蔵石垣は風が通る）、天守建物の一階内側は穴蔵石垣両側天端に「光つけ」で載る土台木に柱の荷重がかかり、大引・根太に床の荷重がかかる。昭和実測図天守縦断図には、北側穴蔵上に礎石が一つあるが、穴蔵石垣上の礎石は部分的使用らしい。入側柱（入側内側柱）は地階では石垣斜面に沿う斜め柱に乗り、さらに内部は穴蔵底面礎石柱で支え、一部は地階と一階との通し柱だった。清正の石垣Ⅱ外側が崩れても十分建ち続けられ、宝曆修理では入側解体で対応できた。

さまざまな知恵と工夫があり、肥後細川藩は干拓堤防で十万締め以上の羊歯束を使用した。干拓堤防は外は石垣で波を防ぐが、漏水を防ぐから内側は土である。羊歯束は内部地盤強化に使われた（紀要2号）。

慶長十五年諸国大名は「水たたき」を完成させて帰国した（a）。山内文書に「御本丸水たゝき」、前掲庄野家文書に「もはや水たゝきも無之候」とある。『金城温古録』（二ノ丸）に「慶長始の御堀底埴白土、是往初の水深なり」とある。後世二百年後の記述であるが、「水たたき」を指すものか。堀底は当初、埴白土を貼って湛水し、それを水たたきと呼んだのか。埴は粘土で、白土は埴で白色の漆喰か。水たたきの語感は一和三和土を想定させる。

二ノ丸堀は水堀で、水たたきで漏水を防止しようだ。経年劣化で水堀の維持は困難になる。先に「いしはいハ、三河より参候」とあった（1の3の1）。家康黒印状という最高位文書による指令で、三河「いしばい」（石灰）を精製使用した。多量に消費したのだろう（小林久彦「三

河地域の石灰窯と石灰生産について」『三河考古』16、1003。

3 普請作事の進行

3-1 穴太の石築き

慶長十六年に穴太が登場する（穴太駿河文書）⁷

（表）

尾州名古屋御小天守石垣御普請

穴太駿河御扶持方之事

一、三拾三人 但日数三拾三日分二日二付

五升宛

合石六斗五升也 京升

慶長拾六年

亥ノ七月廿三日 穴太駿河（印）（花押）

佐久間河内守様

滝川豊前守様

（裏）

右穴太御扶持方無相違可有御渡候

以上

慶長十七年 滝川豊前守（印）（花押）

七月七日 佐久間河内守（印）（花押）

原田右衛門殿

寺西藤左衛門殿

藤田民部殿

慶長十六年辛亥七月に小天守石垣を築いている。十五年十二月には

五百六十万石余の助役大名は帰国しており、名古屋にはいない。半年あけて三十日かけて穴蔵石垣を築いた。普請奉行よりの支給だから助役大名の雇用ではない。普請奉行配下の労働力(千石夫・日用¹¹ひよかたか)を使ったか。慶長十六年七月に扶持米の請求があつて、支払ったのはほぼ一年後だった。「一日二付五升宛」とある。侍や千石夫は一日五合で、鉄砲持ちは一升であった。穴太は侍の十倍、鉄砲持ちの五倍だから高額のはずだが、合計はあくまで一石六斗五升に過ぎず、積算内訳を見ても一人三十三日分の労働としか読めない。木挽の場合、一人に配下が五から十人いた(以下中井家史料・名史289)。八十四日働いた大工棟梁(なら助兵衛ら)と同額だが(名史297)、天守の釘鍬金物入札額が五千石弱、元和大坂城の日用が二万一千人だから(脇田修『日本近世都市史の研究』)、比較にならない少額・少人数だった。穴太駿河は佐久間河内守・滝川豊前守の両普請奉行にこの額を請求し、両奉行が尾張国元奉行に請求、支払われた。『篠山城記』(大史628頁)に

江州穴田(穴太)ト云所ヨリ筑後三河駿河ト云石垣師来テ石垣ヲ築クとある。穴太には筑後・三河・駿河がいた。岡城でも「穴太伊豆」が登場している(中川家譜)。もし筑後・三河が名古屋に参加していたとすると三倍の穴太がいたことになる⁸⁾。

じっさいに積んだのは右の大坂城の例や、前掲庄野文書の慶長期名古屋築城に登場する日用、また後述する文化修理の事例から「日用¹¹ひよかた」(江戸でいうトビ)であった(4-2日雇・黒鍬、本紀要・川地拓本紹介、参照)。

なお『一話一言』四十六巻・戸波駿河・先祖書にも「慶長十六亥年六月十三日より十七子年十月八日迄二ヶ年之間」と穴太駿河(=戸波駿河)

の兩年分名古屋城普請が記される(名史299)。三十三日、一月強ではあるまいか⁹⁾。

3-2 矢倉・長屋の構築

慶長十六年四月二十日には、なこや御長屋の材木の受け取り方が協議されていた(山村文書・名史202)。五月十五日に那古屋御城御矢倉長屋の鍛冶入札が行われた(中井家史料・名史204)。対象の建物はまず三階御矢倉が六間七間で四つあった。本丸三櫓は六間七間であるからまず四つのうち三つが該当か。二ノ丸・三階金手矢倉は金手(かねんで・曲手)で十二間四間だった。金手(直角)と明記されるのはこの櫓のみである。『金城温古録』で知りうる二ノ丸櫓は、いずれも隅角にあつて曲手で直角二方向に曲がっている。本丸を藩主の御殿としていた慶長の段階のあと、二ノ丸が藩主御殿となつて重視され、櫓も一方向が増築されたか。他に御門二階と御門矢倉があつて、いずれも四間梁があつた。前者の二階十四間四間はちょうど西鉄門にあうが、後者の御門矢倉梁四間は升形多間とした場合、現況石垣は幅三間で既にできているので、張り出しが想定できない。本丸長屋は建てられたとしても長期は存続せず、御殿建設の過程で消えていった建物である。この時期に御殿より天守を優先させる方針が出されるから(年欠四月二十八日安藤重信書状、六月二十八日本多正純ほか連署状・名史248、253)、建てられなかったかもしれない。本稿が想定してきた人工地盤の安定問題も、ここでは半年弱で解決すみのようだ。

3-3 木材

慶長十七年七月、御殿は後回しとして天守工事に取り掛かることに変更したが、四日の段階で「御天守とたい（土台）ほとも三ヶ一ならては参不申候」と報告があった。報告したのは名古屋城現場責任者たる今村五郎右衛門（正）と中西久右衛門（重）で、彼らは後に京三家と呼ばれる中井家の棟梁、今村は池上家、中西は矢倉家である。両名が中井信濃守（俊次）に報告した（名史257）。彼らはその前には京大仏（東山方広寺）、以後は禁裏普請にあたるから、揃って名古屋に登場する期間（吉田純一・昭和五九）は慶長十七年六月から十月に限定される（吉田純一・昭和五九）。

同十三日になっても天守用材が届かなかつた。本多上野以下幕閣が奉行に対し、何の木が不足しているのか、また助役大名に対してはなぜ遅れているのかを問う。なぜなら村権右（村田権右衛門Ⅱ普請奉行）は六月中には出し終える手筈を約束しており、御手伝衆にも奉行衆にもその旨連絡済みだった（名史261・262）。

木曾川では「毎年の通り」年貢の木曾榑木を川狩で流していた。榑木は年貢で屋根材となるが、流すときは六尺五寸ほどの長さがあり、名古屋城では長屋用だった。「大川狩」「川狩」は木材を川に流し、両岸を下る人足が、詰まるところを鉤竿で操作しながら流す。増水による損失の危険があつて、河原も少なく人足が苦勞する夏川は避けて、冬川とした。渇水期は困難が少ない。しかし慶長七年に木曾を支配した大久保長安は、夏川・冬川の川狩を命じている（前掲『木曾谷』、所三男『近世林業史の研究』812頁）。

「毎年の通り」の榑木流しと、この十七年だけの名古屋城天守台用材（松の柱材）が重なった。天守木材は特注だから、既定の柱寸法では間に合わない。いったん流した材が「少様子ちかい申し候間、ほんく（反故）

たるへく候」とされた。そうなれば失敗だった（名史266）。また今村五郎右より錦織綱場下流での筏乗りが指示された。大久保長安配下の石原清左衛門は迷惑だとした。三万丁の御長屋屋根葺き用さわらの榑木が名古屋御作事御用に渡されるのは八月二十日で、すでに屋根葺きの職人は十日以前から待機していた（名史268・269、石原は寛永系凶伝・寛政重修諸家譜に清左衛門尉一重。元和に美濃下笠代官となる。歴史地名大系、美濃市清泰寺の項）。

このように七月八月は混乱が多く、『駿府記』十七年七月二十九日条によれば、中井大和守が上京し、大工源右衛門が代理となつたが、工事中の雨で天守窓に漏れ水があり、源右衛門は中井大和が念を入れないことが原因で、曲事だと非難した。ただし八月二十四日は未だ金物の入札段階だから、天守窓ではなく櫓窓か（名史261・269）。

天守用材のうち木材については、「熱田之記」に「尾州名護屋御殿守御材木」目録があつて、三万八千本弱の材木がケヤキ、サワラ、檜、杉、松など指定された樹種ごとに調達される（名史305、『大史』『名古屋城史』）。先にも見た中井家史料Nでは十六・十七年に御城御材木として信州伊奈山木曾山にて杣取した分が一万七千四百六十五本、御天守御材木として杣取した分が一万五千五本、十七年の濃州川上山から杣取した分が九千二百五本とある（名史314、315）。榑木は三万丁だった（名史269）。

314 金物の入札

西国大名が帰国した慶長十五年末より一年半以上を経過した十七年七月には、天守木材自体が未着だったことは見た。次に金具を見る。中井

家史料に慶長十七年八月二十日から二十四日までに行われた大小天守の金具入札史料が、全二十三点あって(名史270、288、292、295)、その写真版が『巨大城郭 名古屋城』に収録されている。いずれも付年号があるか、または「子ノ」とあって、銭勘定の書付では年という情報のはつきりと意識される。子年は慶長十七年で、この史料の存在によってその年八月(仲秋)後半でも、天守は金具発注の準備中だったとわかる。築城期の詳細がわかる有数の史料である。文言はまず「入れ申す」「お遣(つかわ)し候釘かすかい・かな(金)道具」となっている。札を入れる段階で、見本が渡された。高品質が要求されるとともに、とにかく多くの分量が必要だった。

金具入札の対象はまずA大殿守とB小殿守、それぞれ全体の釘カスガイと、つぎに門扉が鉄だったC口御門とD奥御門とが別入札となる。入札者は京鍛冶と推定されるイ・彦右衛門、ロ・又兵衛、ハ・春田彦左衛門、ニ・弥左衛門、ホ・久右衛門、ヘ・久兵衛代五左衛門で、ニ・ホの連名もあり、印または花押か、ないし両方を据えている。大殿主は一層で十七間かける十六間、地層もあるし、順次五層まで通減していくという巨大な建物であり、広大な板間の板は大量のカスガイや釘で留められていた。窓格子は鉄板で覆われていた。「まとかね(窓金)はするか(駿河)のことく」(名史276)とある。包鉄は焼失前写真や昭和実測図(釘穴)に見え、再建天守も踏襲した。各櫓の窓格子に包鉄はないと考えるので、天守では窓を開放しての高所戦闘を意識していたと考える。内堀や御深井丸から回収される焼損鉄板には釘穴があり、大型の鋸も出土する。大小天守四門はいずれも鉄扉門で大量の鉄の使用があった。御天守(大天守)口御門の正面写真はガラス乾板写真に欠けるが、小天守口御門と大

天守奥御門の写真があつて、鉄板に覆われた威容がわかる(本丸各門や二ノ丸門も同様鉄門)。入札書きではいずれもA-C大殿守口御門板金の厚さを四分(1、24センチ)、A-D奥御門のそれを二分とする(イ、ロ、ハ)。またB-C小天守口御門を三分、B-D奥御門を二分(イ、ロ)とする。ひじつば仕様はA-Cで九寸、A-Dで七寸、B-Cで八寸、B-Dで七寸だが、昭和実測図ではA-Cは九寸三分のようである。宝暦修理で再鋳されたか。小天守よりは大殿守、奥御門よりは口御門が頑丈だった。B-D小天守奥御門の鉄板は橋台・大殿守側に貼られている。門は小天守内部にあつて、小天守は大殿守への通路ではなく、独立した防御施設だった。橋台に敵が侵入したことを想定したか。

最も量が必要としたのはA大殿守全体の釘鋸ほかで、ハは四千九百石で入札した。A-C大殿守口御門は口が七百八十石で入札した。急ぐから、それぞれの箇所ごとに別々の鍛冶屋が落札して、間に合わせたと推定するが、結果はわからない。入札した鍛冶屋全員の入札書は保存文書だったようだ(「釘鋸同道具」(名史275)は「釘鋸金道具」(274)か)。

3-5 天守完成

大工棟梁への支払い文書は十月晦日の分までで、それ以降はない(名史300)。この日で大工工事は終了で左官工事が残された。城戸前掲書は熱田記末尾のご用木受取記事の「慶長拾七年子十二月五日」という日付を以て工事完成とみた。

天守の完成時期については霜月七日原田成氏書状に「爰元御作事之儀大形出来申候」(以下、中井家史料・名史302)、同十一月十三日

志水忠宗書状に「然者当地普請之儀悉出来仕候」と報告がある（名史303）。「両通とも白土漆喰についてほぼ終了したと述べ、前者では「白土之儀ハ先月大形付申候」、後者では「不残しらつち付申候」とある。霜月七日藤田民部書状（名史301）は「四つ之矢倉・二つ之御門唐門共二皆々白土付仕廻申候」とする。天守ではなく、四櫓や門で白土塗りの材料到着が遅れていて、「五三日中に出来」としており、十一月二十二日まで完成すると見込んでいた。

藤田が中井大和に対し「其元 禁中御作事方」といつているのは慶長十七年十二月に始まる仙洞御所普請を指す（大史同年十二月十七日条補遺・三三七頁）。中井は繁忙で常に現場を移動していた。名古屋には五郎右、今村（池上家中井）が残って指揮を取る。中井が名古屋から離れることについて、家康に十分了解を得てはいなかったようで、名古屋城はすでに終了した、と説明・説得する必要があった。志水は名古屋城奉行であるが駿府窓口担当の奉行だった。家康は閏十月初めから放鷹などで関東に行っており、十二月十五日に駿府に戻る。戻り次第、普請の様子を尋ねるであろうから、「すでに出来ている」と答えよう、志水はそういつて中井を安心させた（名史303）。中井家史料には十七年の極月二十九日または晦日付の幕府首脳、大久保忠隣・安藤重信・酒井忠世・本多正信・青山成重・土井利勝よりの書状が六通残されている（名史306～311）。ともに名古屋御普請・作事は「出来」「御仕廻」としており、十二月末に完成であると江戸城幕閣が承認した。次には御殿工事が続く。

中井家史料の年欠十一月廿九日幕府老中連署書状に「廿一日吉辰二付御殿守・棟上」（名史304）とあることから、谷直樹『中井家大工支

配の研究』（29頁・52頁）は十一月二十一日上棟とした。この史料は従前より名古屋城記事とされているが、瓦葺御殿とか銅瓦葺とか、あまり名古屋城に合わない。三人の位署者のうち土井利勝は秀忠付きの老中だし、とりわけ永井尚政は慶長十七年には未だ大名でもない。史料上、土井・井上正就・永井の三人の幕閣が揃って登場するのは、寛永三年（一六二六）の二条城である（『本光國師日記』七月五日条）。よって名古屋城には該当しない。棟上げ・建前は柱・棟・梁、骨格の完成だから、名古屋城天守棟上はより早く八月・九月か。

鯨は上棟のあと足場を使つて屋根に上げられる。那智色川の円満地鉾山には、名古屋城・金鯨の金を出したという伝承があるという。金工は駿河金座からであろう。

4 技術者たちー近江岩倉石工と黒鋸・日屋

4-1 御影の石切・近江岩倉石工

石工は御影の石切が十五年の名古屋城にて活動した（本稿1の1の2）。御影石切は慶長十二年駿府城にも登場していた（毛利家三代実録考証・大史1214、758頁）。

近江では滋賀郡穴太が活躍するが、蒲生郡岩倉（近江八幡市）の石工も名古屋築城に参加しており、岩倉山からの石を切り出して運んだ。岩倉は馬淵村や長福寺村に隣接し、馬淵村石切・長福寺石切ともされた。往古より大仏の石や三条大橋の橋脚の大石を切り出し、また伏見城本丸唐門の敷石も搬出した。通常の年は石臼を生産している。巨大で粗造りの石垣材料ではなく、精巧な細工を得意とし、岩倉石工文書を残した。岩倉石工文書は早く『近江蒲生郡志』（一九二二、以下『蒲』）や『大史』

補遺十二編七（十二編二十一・175頁）に収録された。近江八幡市より「石工文書解読書」として刊行（一九八五）。『名古屋開府400年記念特別展図録 桃山』（名古屋博物館）に写真版二点と解説がある。また石工以外を含め全体が「岩倉共有文書目録」（『安土城・織田信長関連文書調査報告』一四、滋賀県教育委員会・二〇〇四）に収録されている（名史は未収録）。

「名古屋」「なこや」とある文書は以下の三点である。

- (あ) (年欠) 代銭算用覚 (212)
- (い) 癸丑九月二十九日書状(711、『蒲』1546)
- (う) 丑極月十八日書状(712、『蒲』1547)

(い) 癸丑、(う) 丑とも慶長十八年である。まず(い)は、天守が建った翌年に次兵衛・孫三郎ら四名に宛てた指令書で、石切の人夫五百六十四人を名古屋城本丸の敷石と料理の間のいろり石を切るため召遣わせ、とある。発給者は深尾甚六(正次)代、□□(白崎)忠左衛門代、松村吉左衛門代、□□(杉田)九郎兵衛(忠次)代、鈴木(木)左馬助代、深尾・白崎・松村や杉田九郎兵衛は美濃国御蔵人の代官で、近江領主ではなかった。¹⁰⁾鈴木左馬助は先にも少し触れた。鈴木は慶長十五年、大久保石見守の命により美濃国寺社領を檢地し安堵(大史、補遺十二編七)、十七年頃は奈良代官で東大寺三倉開封奉行、大和国中の徳川領に住む大工の動員に関わった。鈴木左馬助も杉田九郎兵衛代もいずれも大久保長安代官で、奈良代官として鈴木・杉田の連署状がいくつも残る(当麻寺文書・東大寺文書・十津川郷文書)。

大久保長安は先述した通り、十七年の御作事奉行(名史250)で、本多上野介正純らと連署して、「名古屋城御殿守之御材木調達」を助役

大名に命じ、自身赴いた(名史261、262、259)。しかしながら長安は慶長十八年四月二十五日に逝去、七月九日にはその七人の男子が私曲・不正蓄財の罪により切腹する。鈴木(木)の指令は九月二十九日だから、その二ヶ月後で、連座もなく、むしろ公儀代官としてその後も栄達する。年欠廿一日次兵衛・孫三郎連署状(116)に「石見様やうすともかわりめいわく(困惑の意か)申候間」「石見様御請取之内、いろりくち」とある。次兵衛は慶長十二年正月に月行事で、孫三郎とともに活躍、以下でも登場する。江州蒲生郡長福寺岩蔵の石屋高之事(218)に「大くほ十兵へ様御代官所 平岡右衛門尉 源丸甚六殿」とある。岩倉石工は大久保長安配下にあった。

つぎに(う)は「丑極月」だから、慶長十八年丑十二月であり、上記(い)の三ヶ月後である。(い)の宛先は江州馬淵村石切の治兵へ(次兵衛)、孫三郎、□□(九右衛門)、助作の四名だったが、(う)ではその四人に各百七十六人が配され、計七百四人となっている。うち五百二十四人が深尾ら五名の下奉行一札であって(い)を指しており、「是ハなこやふしん石きり之用」とある(「い」は六拾、「う」は廿と数字が異なるが、六は二が正しく五百二十四人であろう)。つづいて二十三人が日向半兵衛よりのはん米取り、二十四人が右四人(次兵衛以下)の「なこやへの上下」、四十人が「右四人手形取日の分」とある(日向半兵衛は既述、慶長十九年に蒲生郡田中村ほかの領主。田中文書)。合計は六百十一人で、(い)とも異なる。(い)の勤務日の文字が抹滅し読めないが、やすみ日を五月五日、ほん(盆)八月一日、九月九日としているから、四月以前の某月十八日から開始だった。

つぎに(あ)は名古屋行き支払覚で(212)、九名の石工の名が

あるが、合計で百四十六匁二分ともある。書かれた金額は一文、四文と少額で、合計してみても小計二十八文にしかない。壺人付而六匁三分とあるのも、別次元のメモらしい。人数・金額に欠落があるのかもしれない。工具はつるはしが四文、てこが一文、はしけたつりが一文ないし五文、はこが十文だった。借り賃か。

(え) 諸役免許掟書(1-5)に西尾豊後守がみえる。かれは十六年・十七年助役の美濃大名だから名古屋城普請に関係か。西尾豊後守と連署する人物は、石子□(秀か)□守(写真は滋賀県・二〇〇四)、尾張藩家老で美濃石津郡市之瀬領主でもあった石子(石河)か。

4-2 日雇・黒鍬

文化二年(一八〇五)の御深井丸石垣修理碑を解説した奥村得義は、碑の最下段、苗字のない四名について「以下は日雇頭なり」と注記した(『金城温古録』、本紀要・川地拓本)。石垣修理に日雇(ひよう・日傭、日用)が参加していた。脇田修は黒田家の「銀子入増覚」を元に、元和六年大坂城で西宮の山より石を切り出し積み上げた「日用」の労働量を、山出し延べ五〇〇〇人、輸送六五八七人・四五〇七人、工事場への輸送一八二〇人、クリ石運び二二三〇人、根石置一八二〇人とした。この人数は穴太の延べ三十三人とは比較にならない。大坂城修築は「武士身分の役之衆、百姓、日用の組み合わせ」とする(前掲書一九九四、231頁)、瓜生信之氏所蔵文書・大史三十一、元和五年九月十六日条、703頁)。木材切り出し(右の)山出しに活躍する日雇は、3-1、参照)。

黒鍬について名古屋城築城に参加したという史料の直接記述はない。

けれども名古屋城内にて黒鍬が管理業務を行っていたことが『尾州御留守日記』に記述されていて、そこでは日雇頭・黒鍬頭がならんで登場する(文政四年八月六日条)。黒鍬は城内勤役で江戸城での黒鍬頭は百俵高と高く、三組で編成され、三人の頭は譜代だったが(田原論考)¹¹⁾、当初には苗字は許されなかった(所三男『国史大辞典』)。彼らは「藩主の目障りにならぬようにせよ」とまで指令されており、軽視・蔑視されていた。だが松平太郎『江戸時代制度の研究』黒鍬者の項に「軍人土工の事を役する、小田原の征陣に山路閉塞して通ずる能はず、即ち黒鍬者数百人を遣し之を開けりといふ」とあって、黒鍬は土木工事に長けた工兵隊で、それで築城や造園参加にも当たるといえる。

元和の段階で大坂城にて石垣を積むのは日雇(黒鍬も想定可能)で、武士は指揮だった。名古屋築城でもさほどの違いはない。

尾張では知多黒鍬の活動が知られる(尾張大野、『尾張徇行記』知多郡、広瀬伸「黒鍬さんがいく」¹²⁾。和泉でも黒鍬が溜池築造に従事していた(狭山池博物館展示)。活動範囲は広く越後では八十里越の改修に従事した¹³⁾。彼らは庭園管理者として城内にいた。築城期にも築庭造園に活動しただろう。彼らは農村に住む百姓の場合もあった。職種としては「庭の者」につながる可能性を推定する。

5 清須櫓は清須城天守の後身

名古屋城と清須城の関係についての所伝が『蓬左遷府記稿』にあつて、慶長十六年六月に天守を移して小天守とし、小天守を移して清須櫓にしたとある(名史211)。「金城温古録」も「雑聞集」「聞惟筆乘」に依拠し、小天守移築とする。『蓬左遷府記稿』は編纂史料Ⅱ二次史料で文化十四

年(一八一七)、つまり二百年後の記述である。『温古録』はさらに新しい。昭和三四年の城戸久『名古屋城史』は様式や材から、清須城遺構という所伝を肯定した。重要文化財指定・名古屋城西北隅櫓(戊亥櫓・清須櫓)修理が行われたのはその五年後で、一階中仕切内法貫に墨書「未九月十一日 庄左工門 二十五才」が見つかった(同修理工事報告書・一九六四)。壁下地に隠れる面で、後世に加筆はできない位置とある。これは一次史料その1である。

転用古材は多く、そのほとんどが檜で、手鉦はつりであった。墨書のあった貫は「松材で、当初材(新材)と断定する柱と同質、また手鉦の仕上げ面が当初材に一致する」とされている。部材調書によれば、貫材は全239メートル、すべて当初材(新材)で、貫に用いられた転用材(古材)はない。松材のみで、ただ享和の新材には檜が使われた。転用古材は主に柱か根太に使われた。正確でいいいな加工、そして長さを必要とする貫に、転用材(古材)はいかにも不向きであろう。墨書は新材(当初材)に書かれたとする報告書の判断に従う。つづく「庄口門」は読みづらいが、報告書は『事蹟録』の寛永九年(一六三二)六月および十年八月に見える大工頭沢田庄左衛門に該当するとした(名史三八六・三八九)。城戸久「名古屋城天守をめぐる研究」『名古屋城と天守研究』(一九八一)は、沢田庄左衛門が二人以上いたとする。うちAは慶長十五年(一六一〇)正月に堀川の水計りをした「清須庄左衛門」で、元和五年(一六一九)三之丸東照宮棟札に「御大工 藤原朝臣沢田若狭守吉次」として署名した人物という。名古屋城を完成させた功績で、若狭守の名乗りを許されたか。Bは寛永十年(一六三三)に本丸増建を担当した大工頭沢田庄左衛門で、おそらく父ないし義父と推定されるA

が若狭守を名乗った段階にて庄左衛門を襲名し、Aとの区別を意識して二十五歳と書いたとする。櫓は元和五未年の完成で正しい。通減率が大きく古態に見えても、城内で一番新しい櫓だった。⁹⁾

年欠七月四日志水忠宗書状に「清須御殿主(天守) 四五日以前二悉名護屋へ相着、当城作事無油断申付候」とある(中井33、名史214)。すなわち清須城の天守が名古屋に移され、作事が開始された。一次史料その2である。同時代史料として史料の価値は高い。ただいつ、どこに使われたのかはこの書状からはわからない。報告書は「その構造、材料等に徴してもこの所伝はうなずくことができる」と清須城遺構説に肯定的であったけれど、清須櫓解体修理時、この書状の存在は知られていなかったから、「確証はない」と続けた。

従来『蓬左遷府記稿』に引きずられて、『愛知県史』や『巨大城郭名古屋城』(以下「巨」と略す、写真も掲載)など、いずれも志水書状を「慶長十六年」とした。小天守は慶長十七年に建つし、建築現場では木材が不足したと解釈された。もともともらしいけれど、ちがう。

第一に十六年、清須城はまだ取り壊す段階になかった。名古屋城は石垣だけで何もできておらず、天守は着手もされていない。尾張政庁として現用で、仮想敵も健在なのに、軍事の要である清須城最大の武器庫・天守をこの段階で壊すことはない。まるで武装解除だ。述べた通り、志水忠宗は義直(当時は義利)とともに駿府にいた。忠宗は徳川義利叔父で母おかめ弟、近親である。すでに述べたが、慶長十七年十一月十三日書状にて中井大和守が名古屋から離れることについて、まもなく駿府に戻ってくる家康に、とりなすと返信し(3-5、中井49・名史303)、つづいて駿府によったときは必ず立ち寄れと中井に述べても

いる。もしも慶長十六年とすると、元和五年までの八年が説明できない。最大の疑問である。

名古屋城内で元和以降に建てられた櫓が唯一、清須櫓であった(本丸未申櫓には元和二年菊月の木札があったが竣工ではなく改装とされる。稲垣智也「城郭天守の内部空間について」『建築の歴史・様式・社会』)。

忠宗は駿府にいたけれど、慶長十七年の名古屋城作事奉行であった。志水配下の鍛田太兵衛が実務を担当し(同年九月十二日材木目録・中井家文書・『愛知県史』21・領主1、一四号)、他奉行の実務者とともに結果を中井大和守と小堀遠州に報告している。慶長十七年には中井も志水も名古屋城の担当である。中井正清は元和五年一月に死去する。この文書をその前、元和四年七月とすれば木材墨書に整合する。その場合、名古屋にいた忠宗が「当城御作事」と表現し、徳川義直の所有物である清須城材木の到着を報告したことは自然である。忠宗書状には、中井大和守の「其地御普請」と、志水の「爰許御用之儀」が併記され、「其地」と「爰許」が区別され、両者は別の場において、異なる普請場・作業場があった。元和四年における中井の「其地御普請」は、御所に関連した工事で、この年五月にはすでに女御(徳川和子)御殿の指図があった(時慶卿記・大史)。

御深井丸は未申隅(南西)に櫓を建てる予定で、台を作った。台は『金城温古録』では東西・南北とも八間(市博所有御本丸御深井丸図、「巨」では七間四方)。実測では15m四方である。本丸辰巳櫓・未申櫓が南北七間東西六間、実測では同未申櫓で南北13m790、東西11m82だから、ずいぶん大きな櫓を予定していた(参考までにもう一つの御深井丸東櫓台は東西16m、南北10mで東西は長いが南北は小さな

櫓だった)。

御深井丸は絵図にも北側・堀端に櫓がないものがある(「巨」)。元和以前の姿であろう。櫓台を築かず、土塀か単層多間の予定だった。対して南側未申隅は中堀(西之丸御深井丸間の堀)の防御のためか、当初はそこに櫓台を造成した(御深井丸東櫓台も丑寅隅ではなく南に入っていて、やはり中堀||御深井丸塩蔵構の間の堀に面している)。

清須城天守材を利用して櫓を建てた。戌亥(北西)櫓の柱間は南北八間、東西七間で、一間は1m970で六尺五寸。実測値では南北の西側が16m310、東側が15m760、東西は13m790である。15m四方の未申櫓台は南北で実測1m310不足し、この櫓台では上に櫓を建てるができない(金城温古録(二一七頁)が南北八間四尺・東西七間三尺五寸とするのは一間六尺に換算したため。本紀要・酒井将史氏論文)。

櫓平面は長方形ではなく、実は不等辺四角形で北の堀側に突き出していて、南北長さは東西で異なる。戌亥櫓下は昭和修理の際、石垣が沈下していたとある。平成7年東側のボーリング結果では盛土3メートルで、その下は地山(熱田台地)だった。縄張りでの直角優先ではなく、台地(土地)の有効活用を図った。未申櫓台に古材を利用しながら切り詰めて台に合わせた櫓を建てることは容易だったろうが、そうしなかった。従来規模の踏襲を優先し、御深井丸隅の変則縄張りに合わせたと推定する。台はないが大きな三層櫓が建築可能だった。清須にあった天守の平面規模の維持を優先したのではないか。大半の建物が建った後、最終段階での解体移転は、廃材利用が主目的ではなく、記念物としての清須城天守顕彰保存の志向があったと推定する。だからこそ清須城遺構として長く

伝承された。

一階柱6本、二階柱5本のうちいずれも14本が清須城天守材だった。ほとんどが側柱（外側柱）での再利用で、一階側柱では32本中、二階側柱では26本中のそれぞれ14本だから外側は半ばが利用できた。古材には驚くほど多くのほぞ穴があるけれど、同じ位置に高さが揃うものは少なく、切り詰められたと推定できる。よって清須城天守の柱は清須櫓よりはいくぶん高かったはずである。ただ天守の木材を全て運んだとしてみると、再利用できた本数は少ない。

外観に関わる側柱（入側外側の柱）に古材が多用された。古材三面が壁に隠れ、補修穴が目立たない側柱に利用したか（片庭修氏ご教示）。一階千鳥破風では野棟4本、母屋5本が清須城からの古材である。千鳥破風踏襲の可能性も大いに考えられる。通常、隅櫓で城内側に千鳥破風が置かれることはない。じつさいにも本丸の三隅櫓には城内側に千鳥破風はないし（小天守には南北に千鳥破風があつて、出窓はない）、金城温古録に描かれた十櫓を姿図で確認しても、城内側に千鳥破風を持つ櫓はない。しかし西北隅櫓（戌亥櫓＝清須櫓）には東側および南側、つまり城内側の屋根に千鳥破風がある。名古屋城で四面に千鳥破風があるのはほかには大天守である。

元来、千鳥破風（および唐破風）は出窓・石落として一体だった。天守には機能上四面の破風が必要だったが、隅櫓の場合、堀上にあればよく、城内側二面には不要である。天守であった旧建物の外観踏襲に目的があつたと考えれば説明がつく。天守の象徴たる四面の破風はモニユメントとして残され、天守であつたことを主張した。飾り金物の痕跡のある高欄地覆も運び込まれていた。清須城天守には高欄があつたけれど、

隅櫓には不要とされ、再現されなかった¹⁴。

清須（西北隅）櫓は明らかに他の統一された櫓とは意匠を異にする。こうした背景と理由があつた。中井家史料より、元和四年七月四日の四五日前に解体された清須城天守の移転終了がわかる。解体し材の適性を調査し、不足となる新材を調達した¹⁵。いくらかは時間もかかる。一年二か月後の未九月十一日に組み上がって、以後左官工事ほかが行われた。高さはいくぶん低くなつたが、まちががなく清須櫓は清須城天守の後身として生き続けた。

註記

（一）千石夫に対しては、慶長十五年では尾張藩が対価として扶持米を助役大名に支払っていた（紀要3号Ⅱα・堀内論考）。しかし十六年の場合は千石夫のみの提供（金銭負担）で、大名も主な家臣も名古屋には現れなかったのだから、扶持米支給はなく、助役大名側の提供と考える。

なお『徳川実紀』（台徳院実紀、国史大系五五五頁、名史欠く）に

慶長十六年六月朔日

また尾州名古屋城下に溝渠をうがち、舟船を通せしめらる。美濃伊勢の先方衆にその事を課せられ、千石に一人づゝ人夫を出さしめらる。

とあつた。『徳川実紀』は文化六年（一八〇九年）二月起稿で、およそ二百年後の編纂である。十六年に彼ら美濃伊勢が堀川工事を行ったと読める。十六年は西国大名千石夫による工事が正しい。一次史料には十五年初度・二度の工事記述がある。堀川は以後もいくどとなく工事が行われ、改修・拡幅が実施された。『事蹟録』（名史二〇八）は、白鳥辺の太夫堀は慶長十六年の工事だと記している。太夫堀の語源とされるのは福島左衛門太夫正則だが、かれが助役として名古屋城普請に従事したのは、慶長十五年のみであ

る。正則は慶長十六年には名古屋におらず、千石夫のみ支出した。彼の名が付されたのなら、十六年の工事はあり得まい。

(2) 肥田与左衛門という人物が慶長内裏造営に参加とされるが(平井『中井家文書』五四頁)、『記録御用所本文書』九一八では瀬田与左衛門(名史二五〇)

(3) 『大史』十二編九、四一六頁は「古文書」記録御用所本中井・東照宮御判物を引用する。中井家文書の原本写真は『大坂の陣と大坂城・四天王寺・住吉大社の建築』二七頁。

(4) 前田丁場に「大しま」の刻字がある。美濃船木山石切場からの石に「大し」刻銘があり、一帯の上保が旗本大島領地であること関連して、名古屋城運搬の可能性も指摘されている。述べたように美濃大名は慶長十六か十七年の助役だから、十五年石垣については該当しない。同所には享保十九、二十年の年紀のある残置石があるが、山麓の狛犬に享保十八年銘がある。

(5) 各地の城の背面構造、地中二重石垣や直角並行栗石列・硬化面など様々な仕掛け、装置については「第18回全国城跡等石垣整備調査研究会資料集」、「同基調講演・報告資料」、「文化財石垣保存技術協議会 技能者養成研修「講義研修」・実地研修1 名古屋研修資料」。

(6) 西国大名が用意した石は、他には二之丸堀の外側石垣(三之丸側)に使用されたか。こ

こは丁場割図には石垣表記がなく、慶長十五年工事範囲ではない。西鉄門向かい側から南に回って東鉄門向かい側までは概ね高石垣で「はちすか内いなたと与太ろ」の刻銘石がある。東鉄門口南より北は低位石垣・腰石垣になって「羽三」の刻銘石がある。榎多門南側から、本丸南馬出に相對しながら連続する西ノ丸堀(以下、三ノ丸側石垣)・本丸南馬出・二ノ丸堀は現在、北東端の一部を除いて石垣は視認できない。二ノ丸側、西鉄門の北外側(三ノ丸側)はわずかに二石ほどの頂部を除き、埋められている。六連隊が防空司令部を地中に構築した際に、堀に排土を入れたためとされる。石垣は絵図の通りに、地中に現存している。ほかに外堀・三ノ丸の各門石垣に使用された可能性も考え

られる。これらは用意した石を使用して、十六年以降の助役大名が積んだ。

(7) 『特別史蹟 名古屋城年誌』巻頭グラビア、また『名城集成』48頁に写真掲載、上段・下段(後者は左右)に二点あるが、一枚の表裏である。名古屋温古会製作の絵葉書に使用され、吉川芳秋「名古屋温古会と若山善三郎先生」中の「名古屋温古会発行絵葉書目録」『郷土文化』二九巻二号(二八頁)に「第百八十九輯 戸田鈞氏 二枚 名古屋城築城文書(二枚)」とあるものに該当(名史216・260)、以上は堀内亮介氏による。現在所在不明。奉行の家に伝来か。

(8) 個人名を名乗ることなく、国名を名乗るのは集団の頭であるからで、名字帯刀は許されておらず、士分ではない。よく誤解されるが、国名は受領名ではない。宿(坂)長吏が国の名を名乗る。この場合の宿・坂は非人宿であって、頭たる長吏は賤視されている(坂の筑後請文・東大寺文書、ほか。服部「大和国北山非人宿をめぐる東大寺と興福寺」『河原ノ者・非人・秀吉』。史料上、穴太は散所として登場しており(穴太散所法師原)『続正法論・応安元年八月二十九日条・大史六一三〇、三四頁、服部同書四〇九頁)、近似性がある。この段階では職人だったが、のち各藩に抱えられる段階で侍身分と禄を獲得し、脱賤に成功し、名字も得た。

(9) この書上中で慶長年中江州志賀郡高畑村之内百石知行拝領、とし、折紙は元和年中に焼失したとして不確かである。もし助役段階で知行をえていたならば、一人宛の扶持米給与はないわけで、仮に事実としても以後のことである。上記駿河文書が記すところは、穴太が三十三日間、石積みをしたことだけで、二か年従事したようには思われない。

(10) 岐阜県歴史資料館および立教大学所蔵資料によると、深尾甚六は慶長十四年の御蔵入林丹波御代官所濃州大野郡内辻村御縄打帳に、松村吉左衛門も同年の濃州大野郡落合村御縄打水帳にみえる(同上DBによる)。鈴木左馬助は慶長五年頃に天津代官、慶長十五年伊達領瑞巖寺の普請横目でもあった(大久保長安・松平忠輝・伊達政宗の関係か)。長安の腹心で手足となって寺社と関わり、普請を担った人物で、古田織部の女婿だった。

元和二年五月に敵討ちで討たれ、挟箱にあった文書によって古田織部の大坂方内通がわかったとして古田自刃の原因となった(『大史』元和元年三月九日条、『徳川実紀』)。

- (11) 名古屋では日雇を「ひよとり」「ひよかた」という。日傭は「ひよう」と読む。名古屋に鶯はいないとされる。「ひよとり」は関東でいう鶯に類似し、杣山では「杣日雇物宰・杣日雇代人」がいた。牧野彪六郎『付知川に於ける材木伐出の沿革と絵解』一九五三、本紀要・川地拓本紹介の項。江戸の日雇との差異はわからないが、江戸では寛文五年(二六六五)に日雇座設置、札制となり、寛政九年(二七九七)に廃止された(南和男『江戸の社会構造』昭和四四)。

- (12) 黒鞆については田原昇・二〇〇六、二〇〇八があつて、任務は雑用、運搬、清掃などで、昼夜を問わず従事し、目付支配の五役の一つで、黒鞆之者頭が百俵高と高く、黒鞆之者は十二俵一人扶持だった。しかし明治の回顧では、「小使のようなもので、僕(しもべ)」とある。ただ城内の出入りは自由であった。上層との交流もあつて、『玉輿記』『柳宮婦女伝双』は將軍綱吉の側室になつて、鶴姫(紀伊藩主正室)を産んだお伝(瑞春院)を黒鞆・小屋権平女子とする。鶴姫は將軍継嗣を産む可能性があつた。

- (13) 『八十里越』一九八九、「九六鞆」、「黒鞆頭右御両人、黒鞆頭古道御下りなされ、新道筋ご見分候て繩を引き、人足積りお改なされ候 天保十二年七月」同書24頁、*黒鞆頭源重63頁)。

- (14) 報告書部材調査一五ページの一・二は一三に、一七ページの一三は一四にそれぞれ修正される。『愛知県史』通史は本丸表二ノ門に元和の銘文があると記す。過去に服部も引用したが(α)、どうやら御深井丸戌亥櫓と混同したものらしく、墨書は確認されない。

- (15) 報告書では古材は一ヶ所からではないとしている。古材に加工痕跡が多く、材には栗もあつたから、同一の建物のみとは考えにくいとしたのか。清須城天守自体が古材を利用してはいたかもしれない。なお黒木書院は清須城の遺構とされるが、移築されたのは寛永の上洛殿建設時であるから、清須城は家光の段階でもかなりが残されていた。鳥原の乱のお

り、廃城原城も多くの建物が残されていた。

◎関係史料

- 名古屋市役所『名古屋市史 政治編』一九一五
東京大学史料編纂所『大日本史料』十二編(正編・補遺編)、大史と略す。WEB 東大史料編纂所
『国秘録』御天守御修復 徳川林政史研究所蔵
相賀徹夫『日本名城集成 名古屋城』一九八五、岡田真理子「名古屋築城史料」、名史と略す。
『築城図屏風』名古屋市立博物館蔵
愛知県史編さん委員会『愛知県史』資料編21・領主1、二〇一四、
史料纂集『瑞龍公実録』二〇二二
佐藤進一・三鬼清一郎「名古屋大学文学部所蔵滝川文書(史料紹介)『名古屋大学文学部研究論集』68・一九七六
福田千鶴「(資料紹介)福岡市博物館蔵「庄野家文書」―黒田長政発給文書を中心に―(『市史研究 ふうおか』17、二〇二二)
大浪和弥ほか編『加藤清正文書目録』二〇一五
山田秋衛「名古屋城刻名石」(名古屋叢書続編だより6、一九六五)
『金城温古録』名古屋叢書、東洋文庫本、蓬左文庫本はセンター写真によつた。
下山治久『記録御用所本古文書 近世旗本家伝文書集』二〇〇〇・二〇〇一
平井聖「中井家文書の研究」一九七六
高橋正彦『大工頭 中井家文書』一九八三
大阪市立住まいのミュージアム『天下人の城大工 中井大和守の仕事Ⅲ』二〇一五
岐阜県『岐阜県史』史料編近世2 一九六六
名古屋市『巨大城郭 名古屋城』二〇一三

蒲生郡役所『近江蒲生郡志』一九二二

近江八幡市『石工文書解読書』一九八五

滋賀県教育委員会「岩倉共有文書目録」〔安土城・織田信長関連文書調査報告〕

一四、二〇〇四

『尾州御留守日記』

『尾張御行記』知多郡・『名古屋叢書続編』8巻名古屋市教育委員会一九六七

名古屋城保存整備有識者会議配布資料

https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/plan_expert/2022/05/20220523_1352.html

◎関係図書

城戸久『名古屋城史』一九五九

城戸久『名古屋城雑話』一九七八

城戸久『名古屋城と天守建築』一九八一

徳川義親『木曾山』一九一五

所三男『近世林業史の研究』一九八〇

名古屋城調査研究センター編『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』二〇二二

<https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/learn/center/3-3.html>

松本市教育委員会『国宝松本城』一九六六

脇田修『日本近世都市史の研究』一九九四

谷直樹『中井家大工支配の研究』一九九二

牧野彪六郎『付知川に於ける材木伐出の沿革と絵解』一九五三

北沢啓司『木曾の山林をめぐる歴史』一九六二（国立国会図書館デジタルコレクション）

<https://dl.ndl.go.jp/pid/2496800/1/7>

南和男『江戸の社会構造』一九六九

北陸建設弘済会『八十里越』一九八九、

松平太郎『江戸時代制度の研究』一九六四

広瀬伸『黒鉄さんがいく』二〇一九

名古屋市編『重要文化財名古屋城西北隅櫓修理工事報告書』一九六四

◎関係論文

服部英雄「名古屋城築城考・普請編」名古屋城調査研究センター研究紀要第3号、二〇二二

https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/learn/center/uploads/01_名古屋城築城考・普請編_1.pdf

木村有作・服部英雄「名古屋城石垣考・内堀はなぜ空堀なのか」名古屋城調査研究センター研究紀要第2号、二〇二二
<https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/learn/center/uploads/as630575bba88de10a61e4ff87a32e2c.pdf>

城戸久「名古屋城天守造營年次考」『建築學會論文集』17、一九四〇

<https://doi.org.ezproxy.lib.kyushu-u.ac.jp/10.3130/aijsaxxx.17.0.40>

高田綾子「尾張徳川家初代義直正室高原院（春姫）に関する一考察」『金鯰叢書・史学美術史論文集』44輯、二〇一七

森山恒雄「肥後加藤政権と重臣飯田角兵衛」『市史研究くまもと』5・一九九四

所三男「大久保石見守長安と信濃」『地方史研究論叢』一九五四

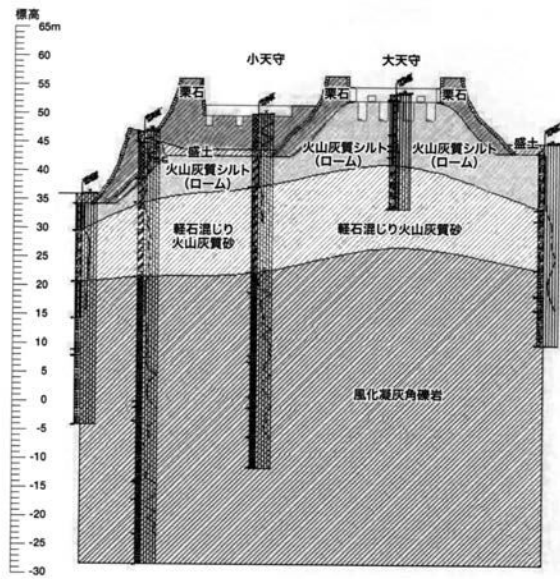
高木昭作「幕藩初期の国奉行制」『日本近世国家史の研究』一九九〇

曾根勇二「片桐且元と大久保長安系の代官について」『日本歴史』507、一九九〇

望月秀人「一旗本家の目から見た近世国家」『日本福祉大学研究紀要―現代と文化』

1411445、二〇二〇・二〇二二

高牧実「蔵入地と大久保長安」『幕藩制確立期の村落』一九七三



ボーリング調査による熊本城(茶臼山)の地質

昭和35年の天守再建

熊本城大小天守台ボーリング図『復興熊本城 vol.2
天守復興編Ⅰ』2008年

吉田純一「中井家棟梁組織における「御扶持人棟梁三人」の成立過程」日本建築学会論文報告集339・一九八四

田原昇「江戸城内の運営と「五役」―「新古改撰誌記」より―」『東京都江戸東京博物館研究報告』一二・二〇〇六

田原昇「江戸幕府「五役」の人員補充―部屋住御雇と公儀人足を事例に―」『同右』一四・二〇〇八

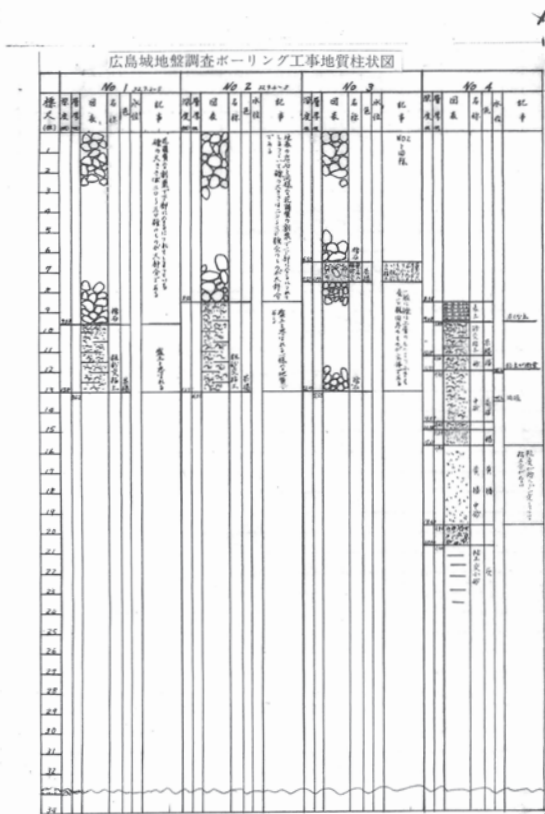
稲垣智也「城郭天守の内部空間について」『建築の歴史・様式・社会』二〇一八

《Title》

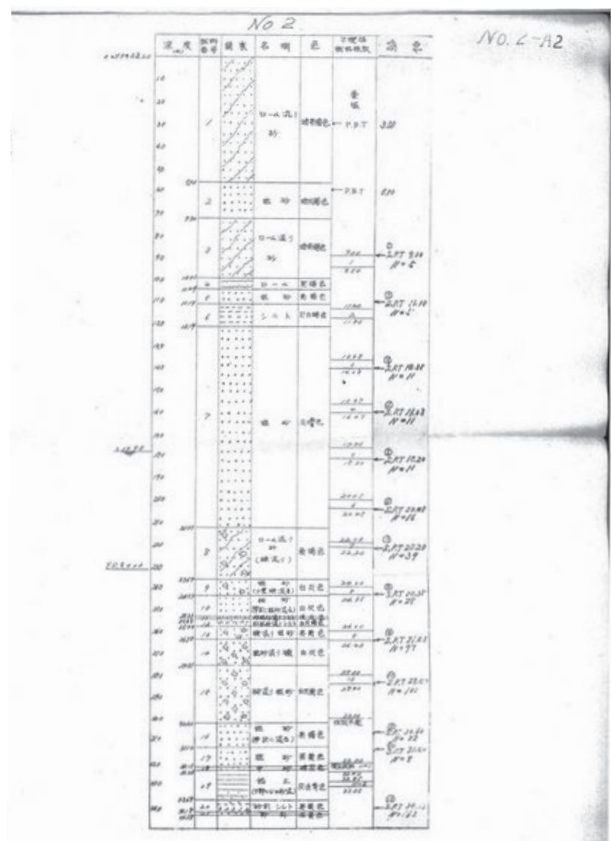
The castle tower Tenshu was built:Sequel , the process of building Nagoya Castle

《Keyword》

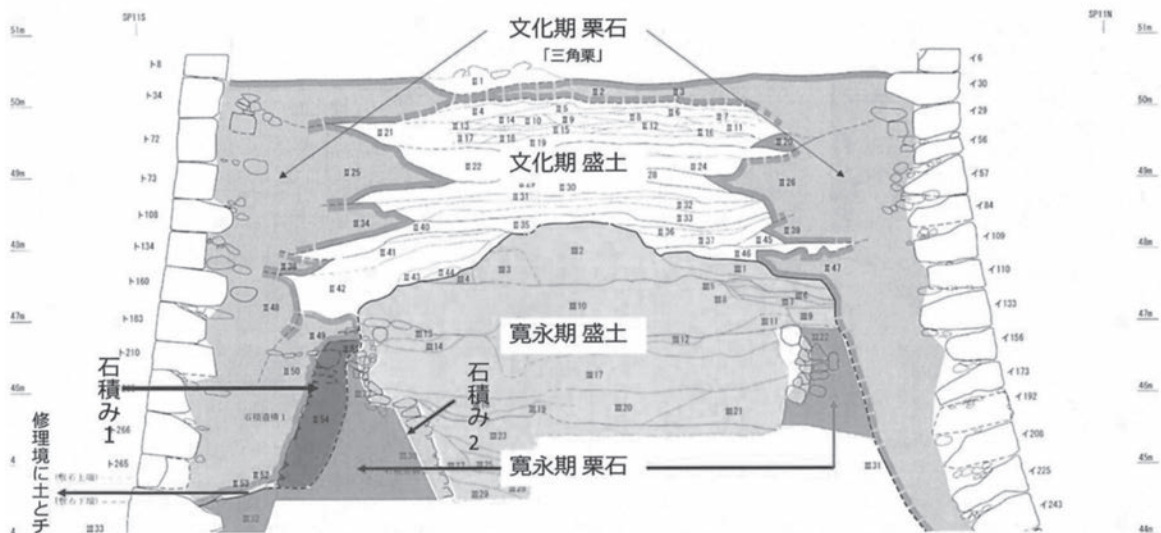
magistrate in charge of construction Okubo Iwami Kobori Totoumi (Kobori Enshu) Suzuki Samanosuke Hinata Hanbee Nagano Kuranosuke Nakai Yamato Kiso Tenshudai earthwork rammed earth Sanwa soil
Stone wall, completely filled with guri stones for backing artificial ground Anou metal products masonry Kurokuwa:civil engineer Kiyosu jyo, Castle tower Kiyosuyagura old lumber Hafu gable



広島城天守台ボーリング図『広島城の50年』
2008年



「名古屋城基盤調査試錐報告書」1956年・興亜開
発工業



北野博司氏作成令和4年度文化財石垣保存技術研修会技能者研修資料（『金沢城』*橋爪門続櫓台ほか発掘調査の断面2011）より

「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景

原 史彦

キーワード

「山下家覚書」 山下氏勝 徳川義直 徳川光友 大乳 お尉の方（乾の方） 相応院お亀の方 春姫 山崎左京 聖運寺 至誠院 『名古屋市史』 『士林沂泗』 『源敬様御代御記録』 『尾藩世紀』 『袂草』 『續三尾婦女善行録』

はじめに

山下氏勝（一五六八～一六五四）は、清須城及び城下町を名古屋台地上へ移転させる「清須越し」を提唱した人物として知られる尾張徳川家初代義直（一六〇〇～一五〇）の家臣である。清須は水攻めに弱い土地であるため、名古屋・小牧・古渡の三候補地を家康に示し、那古野台地への移転を家康に決断させたことが「尾州旧話略」なる記録を引用した「敬公実録」¹⁾に記されている。

氏勝の経歴については、『名古屋市史 人物編第一』²⁾に簡略な紹介があり、要約すれば、当時の紀伊藩浅野家との取次を勤め、浅野家二代幸長（一五七六～一六二三）亡き後の家督相続に尽力したこと、大坂の陣の功績により、尾張徳川家中で唯一加増を受けたこと、二代將軍秀忠の尾張徳川家鼠穴邸への元和九年（一六二三）の御成を差配・饗應したこと、寛永六年（一六二九）の江戸城普請における石切場を仕切ったといった事績が挙げられている。中でも大きな功績は、後述するように尾張徳川

家二代光友（一六二五～一七〇〇）の出生に至る経緯に関与し、光友を義直の子として認めさせる役割を果たしたことである。

『名古屋市史』の山下家に関する記事は、註記にある「山下家系譜」・「山下道山覚書」・「山下氏書上」といった史料を基にしたと思われるが、いずれの記録もこれまで所在不明とされていた。また、氏勝関係の文書十三通が平成十五年（二〇〇三）に刈谷市歴史博物館に寄贈されていたものの広く周知に至っていなかったため、一連の文書の解析は、同館学芸員（現在は大津市歴史博物館学芸員）だった五十嵐正也氏による報告³⁾を待たねばならなかった。この報告が『名古屋市史』以降に出された氏勝に関する唯一の学術成果という状況にある。

ここにおいて、東京大学史料編纂所の「所蔵史料目録データベース（Hi-CAT）」⁴⁾上に「山下家覚書」（以下、「本覚書」という。）が掲出されている事が、名古屋城調査研究センター所長・服部英雄氏の指摘により判明した。内容から『名古屋市史』が引用した「山下道山覚書」に該当しないしは類似する記録と思われる。撮影自体は一九一九年に遡り、旧所蔵者は名古屋市西区の村松六助氏だが、この人物の経歴は未詳である。縦二十七糎の右綴じ堅本で、表紙左上隅の二重枠題箋に「山下家覚書」、右上に「東京帝國大學附属圖書館 No.260009」の蔵書ラベル、右下には現在でも同所で使用されている請求記号のラベル「2075

1958」が添付されている。

本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関する十一件の記録が収載されている。掲載文書に筆跡の違いが見られるため、伝来文書の合綴のような体裁である。製作時期が判明する掲載文書の年紀は、元禄十四年（一七〇一）・宝永三年（一七〇六）・享保元年（一七一六）・明和二年（一七六五）・文化元年（一八〇四）だが、氏勝の末子・山下道山（時氏）が著した「創業録」の藩への差し出しをめぐる一件が生じた文化元年時に、本覚書がまとめられた可能性が高い。

記載された内容は、すでに『名古屋市史』であらましが紹介されているが、本覚書はその詳述記録である。本覚書の冒頭に掲載された①「覚（徳川光友生誕に関する）」には、光友の生母・歎喜院お尉の方（乾の方・生年未詳く一六三四）の懐妊を認めるか否かで尾張藩内の意見が割れたこと、光友認知に向けて氏勝が相当の根回しをしたことが具体的に判り興味深い内容となっている。また、これまで諸説あった光友の誕生地も、この記録から裏付けられる。本覚書は山下氏勝の功績を讃えることを目的とするため、我田引水的な表現もあるが、光友誕生に関する記事や、名古屋築城時の浅野家との取次のいきさつは、当事者記録として貴重で、初期尾張藩政史を紐解く一助となる。

本稿ではまず①を基に、光友生母の懐妊から出生後に至る認知交渉の経緯をたどり、正規の手続きを経ずに殿様の子を身ごもった女性に対する処遇の一例を明らかにする。その上で本覚書の翻刻を行った。ただし、紙面の都合上、本稿では①以下、②「覚（山下道智事績に関する）」③「中村勝時筆山下一問多（氏倫）宛讓状（山下道智所持刀等遺品類の讓渡に関する）」④「山下氏倫筆山下一問多（氏植）宛覚（家督相続に付、山

下道智所持刀の讓渡に関する）」のみの翻刻とする。次号では⑤「（紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚）」を基に浅野家と名古屋城築城の関わりを紹介する予定のため、⑤以降の翻刻掲載は次号とする。

なお、「光友」の諱は寛文十二年（一六七二）以降の名乗りで、それ以前は「光義」だが、本稿では偏諱下賜以前の状況も説明する関係上、一般的に呼称される「光友」で統一する。

一 山下家の系譜及び『山下家覚書』の構成

尾張藩士の記録『士林沂洄』附録卷第七十三 庚之部 御外戚家によれば、氏勝の曾祖父・大和守氏頼（三郎・勘解由左衛門）は飛騨国荻町城（岐阜県白川村）を本拠とし、飛騨国内の他、越中国砺波郡まで勢力をのぼっていたという。父の大和守時慶（三郎左衛門）は、飛騨国内ヶ島氏に属してその娘智となり、金森長近の飛騨国侵攻を契機として内ヶ島氏と共に豊臣秀吉に仕えた。時慶の二男である氏勝は、小田原陣の際に秀吉の先鋒に属し、後に家康に属して近江国蒲生郡内に領地を賜る。そして、慶長七年（一六〇二）に当時数え三歳の家康九男・義直の傳役になった。また、義直の生母・相応院お龜の方（一五七三〜一六四二）の妹・隆正院慕茶（生年未詳く一六四九）⁶を室としている。

山下家の本姓は藤原、家紋は左三ツ巴紋、氏勝の幼名は万寿丸・半三郎、後に信濃・大和を名乗る。家康の命により大番頭を勤めたことを「此職ノ之始ナリ」と『士林沂洄』は記す。大坂の陣では、「馬廻組及歩行士軽卒」を率いて義直勢に属した。饗応の古礼を知る者として元和元年（一六一六）の正室・春姫を迎える婚礼差配、寛永二年（一六二五）の將軍御成時の饗応役を勤めたことも記される。寛永十年（一六三三）に「寄

合触流頭」の役を拜命した後、同十九年に致仕して家督を長子・氏政に譲り、承応二年（一六五三）十一月二十日に八十六歳で歿した。

山下家は氏勝歿後に二代氏政（市正）が寛文三年（一六六三）に間宮大隅の私婚に連座して改易となり、氏政弟の氏忠（権之助）・氏紹（佐左衛門）・秀氏（市郎兵衛）と共に尾張国を去ることとなった。ただし、氏勝の弟である氏慶の子・氏連（源太左衛門）の系譜が三百石（後、百五十石）の尾張藩士として残った

尾張藩を去った山下家一門の内、氏勝の長子・氏政（市正）の孫・半左衛門と、次子・氏忠（権之助）の子・氏重（仁左衛門）及び氏元（弥三右衛門）は召し返されて、半左衛門と氏重（仁左衛門）は「寄合」となり、氏元（弥三右衛門）は元禄五年（一六九二）に尾張藩附家老・竹腰筑後守友正の同心として二百石を知行した。氏重（仁左衛門）は後に三百石代を賜っている。また、同じく尾張藩を去った氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門）の子・氏長（佐七）は、貞享五年（一六八八）に召し返されて「五十人頭」となり、後に二千石知行の藩士・中村勝親（又蔵）の養子となって名を勝時（又蔵）と改め、中村家を継いだ。

氏勝の末子（第五子）・時氏（武左衛門・道山）は連座せずに五百石の藩士として尾張藩に留まったが、養子とした二代氏政の孫・小左衛門（武左衛門）が元禄十一年（二六九八）に改易となった。しかし、養父・時氏（武左衛門・道山）には月棒二十口の捨扶持が与えられている。この時点で時氏（武左衛門・道山）が当面の山下家名跡継承者となって命脈を保ったことになる。

その後、兄・氏紹の子で中村家を継いでいた勝時（又蔵）に二男・兵五郎が翌元禄十二年に出生したことから、時氏（武左衛門・道山）は、

兵五郎を養子として貰い受け、同十四年に山下の名跡を継がせることが認められた。兵五郎は一問多と改名して氏倫を名乗り、後に三百石代より四百石まで加増されている。（以上、「尾張藩士・山下家系図」参照。）今回紹介する「山下家覚書」は次の十一件の記録で構成されている。各文書の内容からみて、尾張藩士として続いた山下家の内、氏勝の末子（第五子）・時氏（武左衛門・道山）の養子として家を再興し、事実上、山下家の宗家となった氏倫（兵五郎・一問太）の家に継承された記録とみなせる。

一〇五丁（表）

①「覚（徳川光友生誕に関する）」。

十六〇十七丁（裏）

②「覚（山下道智事績に関する）」。

十八〇二十一丁（裏）

③「中村勝時筆山下一問多（氏倫）宛讓状（山下道智所持刀等遺品類の譲渡に関する）」

享保元年五月十九日。

二十二〇二十二丁（裏）

④「山下氏倫筆山下一問多（氏植）宛讓状（家督相続に付、山下道智所持刀の譲渡に関する）」

明和二年五月十九日。

二十三〇三十四丁（表）

⑤「（紀伊浅野家取次に関する山下道智事績宛）」。

三十五〇四十三丁（裏）

⑥「山下道山（時氏）筆織田宮内（貞幹）宛家督讓願（山下道智業績書上及び家督讓願宛）」

（元禄十四年）八月廿四日。

四十四〇四十七丁（表）

⑦「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛

書付（山下道智遺品に関する）」戊卯月日。

四十八〜五十九丁（表）⑧「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛『道智老御器量之覚』」戊卯月日。

六十〜六十二丁（裏）⑨「（山下道智事績書上）」

六十三〜六十四丁（裏）⑩「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛申送状（創業録に関する）及び書物覚」宝永三戌十一月二日。

六十五〜七十丁（表）⑪「（山下一問多宛等創業録御用指出に関する書状三通及び御用指出一件記録）」文化元年二月晦日〜十一月廿六日。

なお、いずれも山下氏勝歿後の記録であるため、氏勝のことは晩年の道号である「道智」と表記している。

①は、光友生母の懐妊・光友の誕生及び認知に氏勝の果たした役割をまとめた覚書で、氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門・道哲）が氏勝より聞きとった内容の写しである。原本は氏紹の子・氏長（佐七・後の中村勝時・生鐵）が養子となって家を継いだ中村又蔵家の所持とする。

②は、氏勝の略歴に関する伝聞経緯や諸記録の所在、氏勝画像の着賛の経緯についての覚である。

③は、氏勝遺品である刀剣の由緒及び継承経緯を記し、氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門・道哲）の子・中村勝時（佐七氏長・生鐵）から、山下家の名跡を継承する勝時の次男・一問多（兵五郎・氏倫）へ渡した氏勝遺品刀剣の譲状である。享保元年（一七一六）時の作成。勝時（佐七氏長・生鐵）が中村家の養子となった経緯、勝時の次男・兵五郎が一問多と改

名して山下家の名跡を継承する経緯も判明する。また本状は、勝時（佐七氏長・生鐵）が小森右権次なる人物に代筆させたことも付記されている。

④は、山下氏倫が、明和二年（一七六五）に隠居するにあたり、子の一問多（氏植）へ渡した山下道智所持刀の譲状である。

⑤は、氏勝と浅野家との関係を詳述した覚である。浅野幸長の娘・春姫（一六〇三〜三七）を義直の正室と決定するいきさつ、名古屋築城に浅野家も関与できるように執り計らったいきさつ、幸長歿後、浅野家領の義直への委譲打診を調整し、幸長弟の長晟（一五八六〜一六三二）への継承を相応院お亀の方や家康を通じて斡旋したいいきさつが山下一族の「道増」という人物による氏勝への聞き取りとして詳述される。

⑥は、氏勝の末子（第五子）・道山（時氏）が、兄・氏紹（佐左衛門・道哲）の子・中村勝時（佐七氏長・生鐵）の二男・兵五郎（後の氏倫）へ、山下家の名跡を譲ることを、御国老中・織田宮内（貞幹）へ打診した元禄十四年（一七〇一）の願状である。①を基にした氏勝の業績を記し、氏勝へ与えられた家康の黒印状は、道山（時氏）へ譲られたとする。後半には自身と「泰心院様」（三代綱誠）との関係も述べる。また、この願書は道山（時氏）の自筆であることを「山下一問多」が証している。

⑦は、氏勝の遺品を、時氏（道山）から養子・兵五郎（一問多・氏倫）へ譲る際の譲状である。氏勝宛の家康黒印状や、氏勝所持の刀剣・具足、春屋宗園の墨蹟、諸大名からの書状巻、肖像画の由緒を記し、これら一式を譲ることが記される。

⑧は、「道智老御器量之覚」と題した氏勝の事績書上である。他者から聞かされた氏勝の評価の他、寛永六年（一六二九）の江戸城普請にお

いて伊豆での石切差配をこなした経緯を兄・氏紹(佐左衛門・道哲)からの聞き取りとして道山(時氏)が詳述する。義直は氏勝を苦手としていたようで、氏勝を光友の「御屬」とするにあたり、四千石への加増を氏勝の正室・隆正院からの願いのようにして取り計らった義直のやり方に「暈をたゞき」て激怒したことが記されていて興味深い。こういった逸話を子孫へ継承するため、道山(時氏)から養子・兵五郎(一問多・氏倫)へ送られた状で、付記として氏勝肖像の賛の由来も記す。

⑨は、氏勝の事績を漢文調で記す。

⑩は、山下道山(時氏)が記した「創業録」と題する事績録の取扱いに関して、道山(時氏)から養子・兵五郎(一問多・氏倫)に対して宝永三年(一七〇六)に送った申送状である。「泰心院様」(三代綱誠)が「創業録」の上覧を希望したが、内容に不備がある恐れがあるとして断り続けており、自分の死後に遺物として献上するために再編集・清書した経緯を記す。また、綱誠へ献上する前に山澄了雲等が閲覧を希望したため、殿様への憚りから他人に見せないこと、写しを取らない旨の「誓文状」を取ったこと等を記し、同書を継承する兵五郎に注意を喚起する。また、譲り渡す書籍の目録も付される。

⑪は、文化元年(一八〇四)に行われた「創業録」の上覧について、藩関係者から山下一問多(氏植)へ送られた書状三通と、同書の差し出し及び返却の経緯を記した書上である。上覧後「銀壹枚」が下賜されたようで、年次から尾張徳川家十代斉朝への上覧と考えられる。

以上の内容から本覚書は、文化元年の十代斉朝への「創業録」上覧時に、先祖・氏勝の事績を再確認し、家祖の事績を子孫に継承する上で、当時の山下家に伝えられていた諸史料を収載した記録と見なせよう。

二 光友懐妊経緯

次に①を基に光友の生母・歓喜院お尉の方(乾の方)の懐妊から、義直の子として認知されるに至る経緯をたどることとする。①によれば「御袋様」すなわち、お尉の方が懐妊したことを、まず義直の乳母だった大乳が知り、「御前様」と称されていた正室・春姫の「思召」も「恐多」ため、義直の幼少時より仕えて気心が知れた氏勝にこの一件を相談したのが、氏勝が光友の出生に関与するきっかけになったとする。氏勝は義直生母・相応院お龜の方の妹・隆正院を室としていたため、「相應院様」^江御内證之御相談申上候者之儀」、すなわち内々で相応院に相談できる立場であることも、大乳が相談相手に選んだ理由としている。なお、光友出生に関する経緯は「山下系譜」に記されており、全文が『名古屋市史政治編第一』⁽⁷⁾に紹介されているが、①にはさらに詳しいいきさつが記されている。

まず大乳が「僉儀」して義直の子を懐妊したことは間違い無いと氏勝へ伝えたところ、氏勝は「先以目出度御事不過之候奉存候」と悦び、春姫が嫁いで「拾余年」になるにも拘わらず、懐妊の兆しが見えないため非常に心許無く思っていたとする。氏勝は慎重に「御袋様」や周囲の者の話を聞いて、義直の子であることを確信した。

そのため、「其時分御用も達被申候衆中」が連座の際に、彼らに懐妊を伝えるも、一座の反応は冷たく、「殿様御子様」可有御座共難存候うたかせしき儀^ニ有之由」と、義直の子であることが疑わしいと言う者、「加様之御腹之御子様 上様之御甥子 御姪子等とて江戸などへ御下被成候事ハ成間敷候由」と、このような身分の低い者から出生した子を上様の甥・姪として江戸へ下すことなど出来ないと言う者、「兎角疑敷御

子様と申主君^二仕候儀 御家中衆迷惑可仕候間 此度之御事ハ先なき様^二仕度」と、このような疑わしい子を将来主君と仰ぐのは迷惑であり、今回の懐妊は無かつたことにするようにと言う者、「御前様思召難計候 其上浅野但馬守殿初御一家之思召も如何候ハ」と、春姫や春姫の実家・浅野家の心証はいかがかと言う者、また春姫が懐妊しなくても、近頃側室とした「中宮様方御越被成候御方」、すなわち貞松院さい（一六〇八〜八四）が懐妊する可能性もあるので、「とかく此度之御事ハなき様^二仕候て可然」、すなわち無かつたことにするようにと、平然と言いつつ者までいる始末であつた。

これに対して氏勝は、「此度之御子様たとひ御男子^二も 御前様^二御子様御誕生被遊候ハ、いつ^二も御惣領^二御たて可被成候其時ハ今度之御子様は御二男に成共 又は御家来^二成とも可被遊候」と、もし誕生するのが男子であつたとしても、春姫が男子を産んだのなら、その子を跡継ぎとし、今回の男子は二男や家来に格下げにしても良いと、跡継ぎにすることを前提としないことを明言する。そして、懐妊に対する疑問に応えるため、徹底して詮議を行い、「御袋様」がここにいたるまで城から出ていないことを確認したとして、父親は義直以外にありえない事を申し述べ、春姫や実家の浅野家を説得する旨で周囲を説くものの「連座いつれも合点無之候」と、誰からも同意は得られなかつた。そこで氏勝は江戸の相応院に懐妊の事実を伝えたところ、相応院は「不有形御悦被成能様^二とりと、のへ御子様御誕生被遊候様^二信濃才覚可仕之由」と、大変喜び、無事出産できるよう「信濃」（氏勝）の才覚に任せる旨の連絡が届いた。

しかし、日を追うごとに懐妊の事実は視認できる状態になるため、城

内の女中が騒ぎ出したことから、「御袋様」は大乳の子である矢崎左京（利光・生年未詳〜一六三一）の屋敷へ引き取られた。誰も取り持つてくれず、氏勝は孤立無援状態で、直接、義直に談判に及んだものの、義直からは「曾^而御覚不被遊候間 其分^亦相心得なき物^二可仕旨 御意御座候」と、身に覚えが無く、「なき物」にしるとまで言われている。この場合の「なき物」は、無かつたことにしろという意味にも取れるが、文末における述懐箇所「御誕生被遊候御時^者 御生害仕候様^二と強ク被 仰付」とあるように、殺害を含む強い言い回しだったことが判る。それでも氏勝は執拗に粘つたが、義直の意思を変えることは出来ず、この義直の態度を知つた「御袋様」は、「御落涙不有形」というありさまだった。とにかく義直の態度は頑なで、氏勝が何度取り成しても子の存在を認めることはなかつた。

そして、寛永二年（一六二五）七月二十九日午刻に光友が矢崎左京屋敷で誕生する。氏勝は義直に畳みかけ、もし「御袋様」が嘘を言っているならば、城内で不埒な事をした父親が誰かを詮議する必要があること、氏勝は嘘つきの話を信じて筋無きことを申ししたこと、「無面目次第」となるため「覚悟可仕儀」、つまり死を含む「覚悟」を示し、せめて一言でも自分の子であると言つてほしいと義直に迫つた。ここでようやく義直も軟化し、「殊外御赤面」してこれまでとは違う話をし始めたと言ふ。

しかしながら義直は猶も強情で、世間ではもう義直の子では無いと噂になつているため、たとえ自分に覚えがあつたとしても手遅れであると逃げ口上を述べ始めた。そこで、氏勝は「此時節強ク不申上候ハてハ不成儀と被存慮外をもちかへりみ不申種々様々^二申上候」と無礼と承知

の上で強く義直を諫言したが、義直も折れず「御子様^ニハ難成思召候間とかく急なき様^ニ可仕候旨再三強ク御意御座候」と、自分の子どもとは認めることはなく、氏勝に急ぐなど強く釘を刺した。その上で「御子様は信濃^ニ被下候間」と、子は「信濃」(氏勝)に下されるとの仰せがあったため、少なくとも殺害は撤回された。「御袋様」ともども安堵し、氏勝は「おんひん」に取り計らうこととした。

それでも子を取り巻く環境は悪く、「御前様被召仕候女中衆 其外之者共」が、「御前様」すなわち春姫が、氏勝や大乳は不届き者であると「御腹立不大形」だとして、「女中衆あまた悪心をさしはさみ度々 若君様并御袋様へ慮外成儀とも可仕様子共多御座候」と、春姫周囲の者が生まれてきた子やその母に危害を加えようとする動きが起こり、その時は矢崎左京屋敷向いの山本内蔵(生歿年未詳)の屋敷へ避難させていた。山本は相応院お亀の方の姪を妻とする人物で、氏勝とは相応院お亀の方を介した縁者である。^⑧しかし、「度々御あやうき御事とも御座候」ゆえ、一時は国内の別の場所か、美濃方面へ避難させることも検討しようだが、子を氏勝の屋敷へ移し、氏勝の室・隆正院に養育させたことで、他所へ移る計画は無くなった。

そうしている内に春姫周囲からも、生まれてきた子を春姫の養子とする案が浮上してきたため、春姫や春姫の実家・浅野家とも入魂の関係である氏勝と内々に調停が行われるようになった。その過程で、江戸の相応院お亀の方より子を引き取る旨の連絡が届いた。しかし、氏勝は自分が養育を任された身として、この申し出は断ったが、相応院お亀の方の話は春姫にも伝わったようで、子を相応院お亀の方の下へ送られては正室としての面目が潰れるため、春姫から氏勝に対して子を自分の養子と

して迎え入れるため、相応院お亀の方の下へ送らないようにと懇願されたことが記される。春姫にどういった心情の変化があったか不明ながら、氏勝と春姫とで子の養子縁組の調停が行われ、春姫からも義直に対して説得が試みられるようになった。

春姫は清心という者を義直の下へ送って義直の説得を試みるが、ここに至っても義直は頑なに認知を拒んだ。相応院も後押しして清心は何度も義直の説得を試みるも、義直の態度は変わらなかったため、仕方なく養子の件は「御指置」として、「御城之内へ御おんみつ^ニ御呼入」という方策を取ることとした。あくまでも正規ではなく非公式に名古屋城へ呼び入れるというやり方である。「御おんみつ」とはいえ、義直も知っていたようで、このことを聞かされると「少御口ふりやハラかせられ候」という態度に見えたことから、光友が二歳の時に、氏勝の室・隆正院が供をしてあくまで「ひそかに」名古屋城内へ移ることとなった。

一方「御袋様」は、子が氏勝屋敷へ移された後も矢崎屋敷に滞在していたものの、ここでは身の危険もあることから、「御袋様」も、氏勝の屋敷に移ることになった。やがて江戸の相応院お亀の方より引取りの打診があったため、氏勝の家臣に守られて江戸へ下向した。「御袋様」は相応院お亀の方屋敷の「長局」で暮らしたが、春姫に対する憚りがあると思っただのか、相応院お亀の方は家康の側室・清雲院お奈津の方の「びくに谷清雲院殿屋敷」の一部を借りて「御袋様」の住居を造れないかと、氏勝に相談をした。氏勝はその心配は無いとし、もし憚りがあるならば同じ建物の中では無く、屋敷地内の長屋の中に部屋を造れば良いと提案し、相応院お亀の方屋敷の「いぬいの方」(北西部)の「御長屋」に部屋を造らせて、そこに「御袋様」を住まわせ、什器調度一切を賄った。

お尉の方を別名「乾の方」と称するのは、おそらくここに由来すると思われる。

なお、相応院お亀の方屋敷の所在については、「敬公実録」⁽⁹⁾の元和五年（一六一九）の条において、「月日不詳」として相応院お亀の方が江戸下向したことが記されているものの、「江戸御屋舗不詳」となっており、尾張徳川家ではその屋敷地を把握していない。相応院お亀の方下向時に存在した尾張徳川家の江戸屋敷は、元和二年拝領の鼠穴邸のみが記録上確認できる唯一の屋敷だが、当時、後に御三家とされる徳川一門家の位置付けは、まだ明確に將軍家の家臣とされておらず親族扱いだったことを考えると、⁽¹⁰⁾拝領当時の鼠穴邸は藩としての屋敷ではなく、義直個人の江戸滞在屋敷といった性格が強かったと考えられる。

そのため、家康の側室・相応院お亀の方もまた、清雲院お奈津の方と同様に、別個に屋敷を与えられた可能性が高い。それゆえに尾張徳川家に相応院お亀の方屋敷の情報が遺らなかつたのではなからうか。残念ながら現時点では、相応院お亀の方屋敷の位置は判らないものの、清雲院お奈津の方屋敷が当初は江戸城の「三之丸脇」⁽¹¹⁾に与えられ、後に「小石川御門内」に移されたことを考えると、相応院お亀の方屋敷も当初は江戸城内に存在した可能性は指摘できる。

とにかく光友懐妊から出生、認知に至る経過は、相当の紆余曲折を得たため、光友は少なくとも名古屋城内に入るまで、殿様の子としての成長儀礼は何一つされておらず、これらの節目は全て氏勝が賄ったこと、相応院お亀の方から相当の感謝を氏勝が受けたことを書き記している。そして、光友と三代將軍家光の長女・千代姫（一六三七〜九八）との婚礼が決まり、光友が將軍家の婿になったことに対して、「ひとへに我等

之覚悟を以加様之目出度御事奉成候」と、自分が一身をかけて果たした役割を強く誇るものの、このことに対して特段のお褒めの言葉は無く、人並みに祝いを言われただけだったことが不満のようで「不及是非儀と被申候」と、文末に義直に対する心情が吐露されている。氏勝に対して特別の労いをすることは、歡喜院お尉の方の懐妊騒動が無用に掘り起こされ、光友の権威に影響を及ぼすことにも成りかねないため、義直としても氏勝を改めて讃えるわけにはいかなかったのだろう。

三 光友生誕地

本覚書を見る限り、お尉の方の懐妊から光友出産に至る経緯は、それを一身で守り通した者の述懐という意味ではほぼ真実とみて差し支えないだろう。そうすると光友が生じた場所は、義直の乳母・大乳の息子である矢崎左京の屋敷ということになる。

光友生誕地について『名古屋市史 政治編 第一』では、先述の「山下家譜」を引用して、「矢崎左京の邸」が出生地である可能性が高いと指摘しているが、その所在地については明示していない。その上で、若宮八幡（現・名古屋市中区の上前津）の向かいの塗師・権右衛門隣の町屋で誕生したので、若宮八幡を光友の産土神とした説や、お尉の方の実家・吉田家の系譜となる都筑家の屋敷があった蒲焼町（現・名古屋市中区錦）で生まれたという説を挙げて、光友の誕生地については明らかではないとしている。若宮八幡前説・蒲焼町説の根拠は不明である。

『源敬様御代御記録』⁽¹²⁾では、「乾御方於名古屋安産、御男子様御誕生、御名 藏人様卜奉称「後出雲」御改／年月不詳、」「は割註・筆者加筆・以下同。」と、その出生地を明らかにしていないが、後世の編纂物であ

る『尾藩世紀』¹³では、寛永二年七月の条に、「廿九日、世子生る。初名藏人、後越後、出雲等ニ改む。世子ハ家女の生処なり。故ニ是日老女大局の邸ニ生る。後世子となるニ及て、五郎八と称す。」とあり、「老女大局」が「大乳」のことを指すのであろう、この者の屋敷で生まれたことが明記されている。

これについて『士林沂洄』附録巻第二百二十九断絶家系辛之部駿河御部屋衆の矢崎左京(利光)の項には、「其母為¹⁴敬公傳母一、号大局一。以^レ故利光於^ニ駿府一被^ニ召出^一、為^ニ御小性^一。神君賜^ニ朱章采地四百石^一、一時世以^ニ為^ニ美少年^一其後加^ニ倍二百石^一、附^ニ大局ノ宅^一、在^ニ于尾府下車巷^一。瑞公生^ニ於此宅^一、とあるように、矢崎は義直の「傳母」である「大局」の子として駿府で家康に取り立てられ「御小性」となつて四百石を賜り、さらに「美少年」ゆえに二百石を増され、「大局ノ宅」に寄宿したとある。場所は「尾府下車巷」、つまり名古屋城下の車町で、ここで「瑞公」すなわち光友が生まれたと記されている。

この「大局」の屋敷は、同書で続けて「大局奉^レ為^ニ祈禱^一。捨^ニ其宅^一為^ニ寺号^ニ聖運寺^一。其後聖運寺建^ニ高原院大夫人ノ廟^一、故^ニ移^ニ之ヲ堀川^一、其墟創^ニ寺^一曰^ニ至誠院^一。」と記されるように、「大局」が祈祷所とするため、屋敷を廃して「聖運寺」とし、後に同寺に「高原院大夫人」、すなわち春姫の「廟」を建立するため堀川方面へ移転した後、その跡地に「至誠院」が建てられたことになっている。現在でも旧車町である伏見魚ノ棚通(中区丸の内一丁目八番)には至誠院が存在しており(写真1)、この寺地が矢崎左京が寄宿した「大局ノ宅」であり、本覚書でいう「山崎左京屋敷」、すなわち光友生誕の地と考えて差し支えなからう。

ただし、『尾張名所図会』には至誠院の記載は無く、『尾張名陽圖會卷之一』¹⁵の寺由緒記載によれば、「此寺は往古真光院 玄爾大法師といふ人 廣井村に建立す 年暦ハ詳ならず 中興爾觀大法師の時 貞享三年に今の地へうつるとぞ」とあり、現在地への移転は貞享三年(一六八六)とする。

前身の聖運寺は、現在の堀川洲崎橋南東部(中区大須一丁目二五番)に現存しており、『尾張名所図会』には「日蓮宗、安房國小湊村誕生寺末車の町に多門坊といへる真言宗の廢寺のありし跡に、寛永五年十一月僧日眞此寺を建立し、同十一年今の山號・寺號に改めしを、天和三年こ、にうつせり。」¹⁶と記載する。現在地に移つたのは天和三年(一六八三)だが、車町に寺を建立したのが寛永五年(一六二八)で、それ以前には「多門坊」という真言宗の「廢寺」があつたという。光友の生誕が寛永二年のため、聖運寺建立との時間差は短いが、この後代の記録を信じるならば「大局ノ宅」から直接、聖運寺になつたのではなく、「多門坊」という寺が先に建てられており、早々に「廢寺」になつたようである。聖運寺移転後、至誠院が建てられるまで三年近くの間があくため、それぞれの寺には関連性はないとみてよからう。

なお、この光友生誕比定地だが、現在確認される最古の名古屋図「正保四年名古屋城絵図」(徳川美術館蔵)では、正保四年(一六四七)時の当該地は「町」とするだけで、武家屋敷が存在したことになっていない。「蓬左遷府記稿」¹⁷所載の図1「元和中名古屋御城下町々并諸土宅地略圖」や、図2「万治年間名古屋絵図」(名古屋城振興協会蔵)でも当該地は町人地表記となっている。このことは、光友生誕比定地の「大局ノ宅」は、武家屋敷のような確固と圍繞された空間ではなく、町並屋敷のよう

な防御性の弱い施設だった可能性がある。
 そのため、危害を加えようとする者は出入りしやすく、安全性が担保
 できなかったことから、他所への避難も想定されたのであろう。最終的
 には氏勝の屋敷に引き取ること事なきを得たが、この一件をみても光
 友が生まれた直後の扱いの悪さが判る。

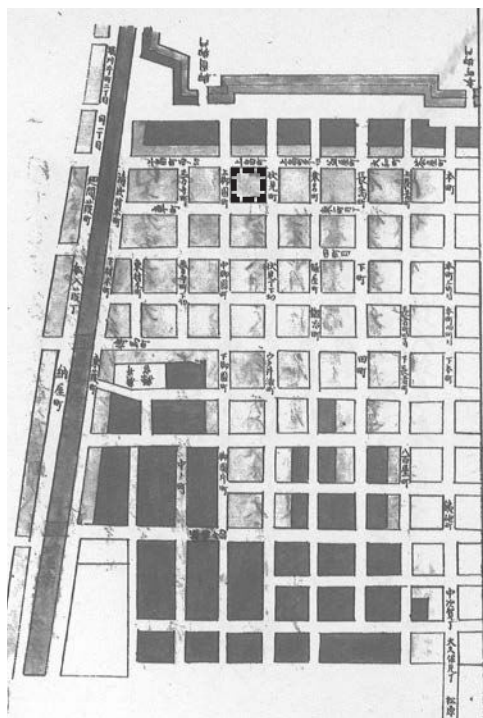


図1 「元和年中名古屋御城下町々并諸士宅地略圖」
 部分（破線は筆者加筆。以下同。）

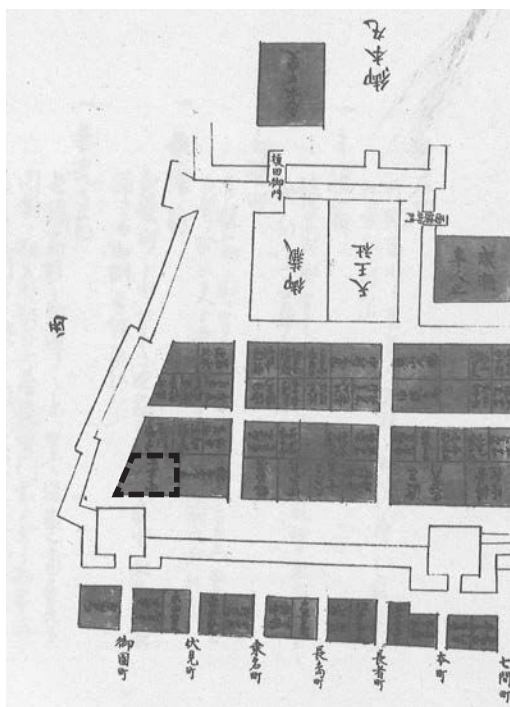


図3 「蓬左遷府紀稿」付図 部分

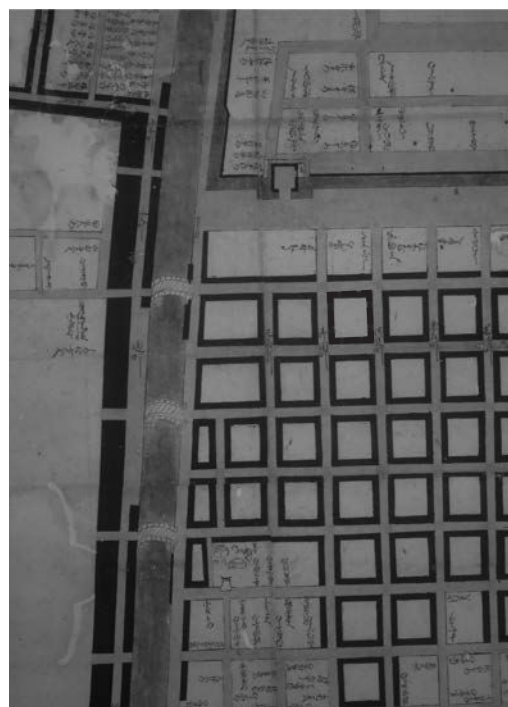


図2 「蓬左遷府紀稿」付図 部分

山下の屋敷は、確認される最古の丸之内武家屋敷図の図3「蓬左遷府紀稿」付図で、御園御門内に「山下半三郎」の名を確認できる。三之丸郭内の現・愛知県図書館敷地東西部に位置しており、名古屋城へ移される二年弱の間、光友は比較的安全な郭内で庇護された。①の記載によれば、この間、春姫の使者を勤めた清心の屋敷へも光友は遊びに出されており、その際、清心の聲である横井伊織の屋敷へも寄ったことが記されている。横井家に子が多く、遊び相手の役割を担ったらしい。

なお、光友生誕地については、これまで光友が隠居屋敷を構えた大曾根の地を比定する見解があった。¹⁸ 大正二年（一九一三）刊行の『續三尾婦女善行録』¹⁹で、光友は「名古屋東郷渡邊氏の邸に於て」生まれたとし、「今の徳川侯爵の邸中、椿の大樹ある所、光友の胞を埋めし所にして、椿はその記念樹なり」と、現在の徳川園黒門西方の市道中央にある「徳川街園」（名古屋市東区徳川町六〇九番地・写真2）が光友の胞衣塚という伝承を紹介している。

この椿は「櫻岡の大椿」として名古屋市の名木に数えられ『名古屋市史地理編』²⁰でも「藩主光友の胞衣を埋み、記念の爲に植ゑたるもの」とし、同書刊行当時は周囲十一尺六寸（約三・五メートル）・高さ七間（約一二・七メートル）あったことが記される。現地案内看板では光友の手植えとまで記されるが根拠はない。名古屋空襲で焼失したため、現在の若木は二代目である。

また、戦前の徳川園には大曾根東屋敷内にあった光友生誕屋敷と称される建物の一部が「清流軒」という名で移設されていたことも、大曾根で光友が生まれた根拠となっている。徳川街園は、近代以降の尾張徳川家名古屋別邸である大曾根邸の正門から現存する黒門に至る屋敷内路の

ロータリー遺構であり、光友胞衣塚らしい雰囲気醸し出しているが、残念ながら近代に創られた寓話の一つと言わざるを得ない。戦災焼失の「清流軒」も、改めてその由緒を再検証する必要があるろう。

おわりに

光友懐妊から出産に至る経緯は、当時の武家社会における価値観が反映しており、結果として光友は唯一の男子だったことで認知に至るものの、仮に複数の男子が既に存在していた場合、そして殿様の意思に抵抗する者が不在だった場合、殿様の身勝手な意思が優先される可能性が高いことが浮き彫りとなった。

『尾藩世紀』には「後世子となる二及て、五郎八と称す。」とあるように、光友が尾張徳川家の跡継ぎとして認められてより、初めて「五郎八」の名が与えられたわけで、『源敬様御代御記録』では「御名 藏人様ト奉称「後出雲二御改／年月不詳、」とあるように、はじめ「藏人」や後に「出雲」と名乗ったのは、あくまでも氏勝による仮名ということであろう。また、尾張徳川家の嫡子に与えられる「五郎太」の名乗りを与えられず、あくまで「八」とするところに、義直の頑なまでの意思が見られる。この先、正室に男子が生まれた場合、いつでも廃嫡する用意があるという意味であろうか。出生地も城内ではなく、現在、至誠院となっている名古屋城下の一画、ということも扱いの低さを物語っている。

光友の「御袋様」、すなわちお尉の方（乾の方）の扱いも等閑である。結果として光友は家督継承できたことで、生母菩提のための歡喜院（後の大森寺）が建立されて永世菩提が弔われるが、郷里を離れた江戸暮らしを余儀なくされた上で、推定二十代後半の寛永十一年（一六三四）二

月十二日には江戸で亡くなるため、尾張徳川家の都合で翻弄された感はない。光友は寛永七年まで出府しないため、子と会えた回数も限定的だろう。また、記録も少なく、『袂草』⁽²⁾巻之十にかろうじて出自に関する記述がみられる程度である。

同書によれば、「瑞龍院様御母は、大森村百姓何がし、の女なり。むかし、源敬様御鷹野の節、大森村にて手負猪出て、君を目がけ馳来りけるを、民家より小女出て追ひしりぞけたり。其勇氣、男子もおよばざるはたらしきなりければ、深く感じさせ給ひ、御帰りにも出て居るべきよし命ありける故、平伏し居たるに、翌日御呼び出しありて、直に御抱になりし。其節、都筑九郎右衛門娘として出られたり。「是は都筑の百姓ノにてありし故歟」其後御手かゝり、懐妊して、終に御男子をうめり。瑞龍院様と申奉るは、此御方也。旧井氏説」とあるように、お尉の方は大森村の百姓の娘で、義直が鷹狩りの際に義直に向かった手負いの猪を撃退したことで義直の目に止まったことになっている。

大森には「御膳洞」の地名や、大森東方の「良福寺後山」に「行殿墟」があった由緒が残るため、⁽²²⁾義直がこの近辺に鷹狩りに来ていたのは確かだろう。『袂草』では「吉田甚兵衛姉」とも記す。吉田家はお尉の方の縁により藩士に取りたてられたようで、最盛期には七百石を知行したという。吉田家より分家した藩士・都筑家もゆかりの家として紹介されている。

猪を撃退したという話が、先の『續三尾婦女善行録』では、お尉の方は「骨髄偉壯」であるという体躯だったことになり、義直が通過する際、「麥の入りし臼を持ちて之を屋中に入れ、又父の盥中に浴しつゝあるを、父と湯とを盛りたるまゝ、其の盥を両手に携へ擧げて内に入りたり。」と、

それまで搗いていた麥（麦）入りの臼を抱えて家の中に入れ、父親が行水していた盥を、父親と水が入ったまま持ち上げて運び込んだという驚くべき腕力の女性として描かれている。

成人した光友の怪力記録が散見する中での生母像の創出なのか、同書の出典は不明で、多分に伝説先行の脚色が見られる。尾張徳川家子女の中で、記録の上で唯一の認知騒動があった人物にまつわる話としての脚色だろうか。あるいは史実の一片が内包されるかもしれないが、史料評価は、お尉の方の数奇な生涯を物語る記録の一つという程度に留めるところとする。

註

- (1) 名古屋市蓬左文庫蔵。一三九―七。全六冊の内第一冊。
- (2) 『名古屋市史人物編第一』名古屋市役所 昭和九年五月二十八日発行。
- (3) 『郷土研究誌かりや』第四十三号 刈谷市郷土文化研究会 二〇二二（令和四）年三月三十一日発行。刈谷市歴史博物館 永井優香子氏の御教示による。
- (4) 請求記号二〇七五―一〇五八。謄写本。七十丁。
- (5) 『名古屋叢書続編 第十九巻 士林浜廻（三）』名古屋市教育委員会 昭和四十三年一月三十一日発行。
- (6) 隆正院の歿年・実名は「志水家系譜全」（市立名古屋図書館蔵書「名古屋市史資料」・徳川美術館所蔵影印本）による。
- (7) 『名古屋市史政治編第一』名古屋市役所 大正四年十一月十五日発行。
- (8) 『士林浜廻巻九乙之部一 御部屋後附衆 山本』名古屋叢書続編 第十七巻 士林浜廻（二）名古屋市教育委員会 昭和四十一年一月三十一日発行。
- (9) 名古屋市蓬左文庫蔵。分類番号二三九・七。

- (10) 原史彦「徳川將軍の御成」(石川県立歴史博物館『加賀藩江戸屋敷―本郷邸の儀礼とくら
し―』二〇二〇年九月発行。)
- (11) 「幕府祚胤伝一」(『徳川諸家系譜』第二 続群書類従完成会 昭和四十九年八月三十日
発行。)
- (12) 徳川林政史研究所編 深井雅海・川島孝一校訂『源敬様御代御記録 第一』八木書店
二〇一五年七月十日発行。引用文中の「」は割註。
- (13) 名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第二卷 尾藩世記 上』名古屋市教育局委員会
昭和六十二年三月三十一日発行。
- (14) 『名古屋叢書続編 第二十卷 士林沂泗(四)』名古屋市教育局委員会 昭和四十三年十一
月三十日発行。
- (15) 『愛知郷土資料叢書 第七集 尾張名陽図会』愛知県郷土資料刊行会 昭和四十六年九月
二十日復刻刊行。
- (16) 『尾張名所図会』上巻 大日本名所図会刊行会 大正八年一月七日発行。愛知県郷土資料
刊行会 昭和四十八年三月二十日再復刻。
- (17) 名古屋市蓬左文庫蔵。加藤品房編・文化十四年(一八一七)序。
分類番号一四七・一一一。
- (18) 『徳川美術館ガイドブック』徳川美術館 平成二十五年一月十七日発行。
- (19) 『續三尾婦女善行録』愛知縣立高等女學校校友會 大正二年十二月一日発行。
- (20) 『名古屋市史 地理編』名古屋市役所 大正五年三月三十日発行。
- (21) 『名古屋叢書第二十三卷 隨筆編(六) 袂草 正事記』名古屋市教育局委員会 昭和
三十九年一月三十日発行。
- (22) 『張州雜誌』第九十三 春日井郡(『張州雜誌』第十二卷 愛知県郷土資料刊行会 昭和
五十一年十一月二十八日発行。)

史料「山下家覚書」

【表紙題箋】

山下家覺書

【中表紙】

覚

【本文】

光義様御誕生被遊候前後之事道智へ様子相尋／候処申聞候ハ 先 御袋
様

御懷人被遊 御月数も／^重わり候て大乳迄御袋様被仰候ハ 義直様御／
子様御懷人被遊候 其趣委細段々御物語被成候／大乳被存候ハ 御前様思
召恐多候間 御子様御誕／生之御事ハ何共分別ニ難及候 山下信濃儀ハ
義直様御幼少之御時方御奉公被申上候故 御心／安も可被思召候 其上
相應院様江御内證之御／相談申上候者之儀候間 信濃方へ談合可仕之由
／被申 大乳則道智方へ被參 委細之趣被申聞候 其／時道智^者信濃と申候
先以目出度御事不過之候／奉存候 併まことしからざるよし被申候へハ
大／乳被申候ハ能く／僉儀仕候ニ少もうたかひ申へ／き所も御さな
く由被申候 其時道智被申候ハ

御前様御輿入候て拾余年ニ成申候得共いまた
御子様御出生不被遊候

義直様今年は年廿六^ハ被為成候へハ 御子様御／出生之御事多年奉願候
併實定之處是のミ無御／心元存候由被申候 其時大乳被申候^者とかく御／
懷人之御方^ニ前後之子細信濃守具^ニ被承可然之／由被申候依之 御袋様

へ被承届候へハ猶以

御子様之御儀うたかひ可申處も無御座候由就／夫 御袋様御申被成候趣其時分御用も達被申／候衆中連座之時分被申出候へ者何レも被申候ハ疑敷

殿様御子様^ニ可有御座共難存候うたか／わしき儀^ニ有之由申仁御座候加様之御腹之

御子様 上様之御甥子 御姪子等とて江戸などへ御下被成候事ハ成間敷候由申方も御座候 又

御子様ハいつ^ニも御出生可被遊候間 兎角疑／敷御子様と申主君^ニ仕候儀 御家中衆迷惑可仕／候間 此度之御事ハ先なき様^ニ仕度と申人も御座候 又御前様思召難計候 其上浅野但馬守殿初／御一家之思召も如何候ハんと申仁も御座候 又

御前様^ニ御子様御出生不被遊候とても近頃

中宮様^ニ御越被成候御方之御腹^ニも定^ニ御子／様御出生可被遊候 左様^ニも候へハとかく此度／之御事ハなき様^ニ仕候て可然と申方も御座候／此外種々様々^ニ申者とも多御座候 又有無之僉／儀をも不申仁も御座候由其時道智被申候ハ先

御前様御輿入候て拾余年^ニ成申候へ共 御子／様無御座候 毎もいつれも寄合申候節ハ御子様／御誕生被遊候様^ニと願申事候 此度之御子様た／とひ御男子^ニも 御前様^ニ御子様御誕生被／遊候ハ、いつ^ニも御惣領^ニ御たて可被成候／其時ハ今度之御子様は御二男に成共 又は御家／来^ニ成とも可被遊候 又上様之御まへ、御出シ／被成事難成可有之由 曾^ニ難心得く上^ニ下^ニ至^ニ／まで腹之かまひハなき物^ニ候 又御子様之御／事う

たかひ被存候 段々被申分尤之儀^ニ候 我等も／此段如何と存候故 強ク僉儀仕候 御懷人以前^ニ

御袋様大乳^江御断被仰候ハ 少思召候子細御座／候間 自今以後御城外わき／へも御出有間敷由／かた／御申 其以後ハ終^ニ御城^ニ御出無御座候／由大乳も被申上 其日数を以僉儀仕候へハ 此段／もうたかひ無御座候 其上御袋様之御誓紙文も／御座候 扱又 御前様之思召ハ不苦存候 只今御／腹立御座候とても後々ハ別儀も御座有間敷候／但馬守殿被仰様も有之間敷候 其上うたかひも／無御座候

御子様を何とて御出生不被遊様^ニ可仕と道智／種々被申候へ共連座いづれも合点無之候 扱右／之通 御袋様并^ニ大乳へも御物語被申候へハ／少もうたかひなき御事^ニ候間 信濃才覚を以御／子様御出生被遊候様^ニ御頼被成候由様々之被／仰様御座候 其節は相應院様江戸^ニ御座候故

御子様御懷人被遊候趣前後之御子様具々道智／^ニ被申上候 大乳も被申上候

相應院様不大形御悦被成能様^ニとりと、のへ／御子様御誕生被遊候様^ニ信濃才覚可仕之由被仰／下候 弥月数も^重わり御懷人と相見へ申故／御城女中之内^ニかれこれと申分も出来不可／然儀共御座候故 御煩と申なし 先大乳之子矢崎／左京屋敷迄御引越 大乳居被申候所へ奉入候 扱／又道智御用を達シ被申候衆へ 御袋様之御申／被成候様子も被承届可然様^ニ相談可有之儀と／再三申候へ共 取持申人無御座候 此上は道智^ニ／人申上候ても不苦儀と被存 御子様御懷人被遊／候趣委細^ニ被申上候へハ 義直様曾^ニ御覚不／被遊候間 其分^ニ相心得なき物^ニ可仕旨 御意／御座候 其時道智大^ニ行當様々^ニ被申上候へ共／右之 御意少も替り不申 扱其後大乳 御袋様／へも曾^ニ御覚不被成候 御意之趣申候へハ 少／も偽り申上

ル儀^ニも無御座候 上と下之儀^ニ候へハちから不及之由御申 御袋様御伏しつ之御落涙不大形御迷惑被成候 道智其後も弥委^ノ細^ニ被承候へハ御子様^ニ少もうたかふ所無^ノ御座候之故 又御序^而を以色々被申上候 御子様^ニ御誕生被遊候御沙汰御いや^ニ被 思召も御座^ノ候ハ、信濃才覚仕可成程おんひん^ニ仕かくし^ノ置可奉候 御成人被遊可然御生付^ニも御座候^ノハ、御家中^ニ成共被遊様は色々御座候と様々^ノ被申上候得共 最前之御意^ニ替ル御事も無御^ノ座 御才覚不被遊由 強ク被仰聞候故可仕様も無^ノ御座罷立候 扱何角日数相延申内^ル 御月数も^重わり寛永二年丑七月廿九日午刻若殿様御誕生^ノ被遊候 道智御よな^ル御家之御紋有之物之由^ノ申傳候故 其時御用も達被申衆之内^{二三人}御^ルよな見せ申候 御よなハ大キ成木之葉之様成物一^ノツ見へ申候之故 道智申候ハ 是ハあおふひの御^ノ紋^ニ可有御座候 丸之内^ニあおふひの葉^{三つ}つけ御紋^ニ仕候ハ人作^ニ候一葉^ルてもあお^ノふひ葉^ニ似申物御座候へハ 御紋^ニうたかひ無^ノ御座事と申候へ共見申衆合点不参由被申上^尤道智も慥^ニ御紋とハ見不申候得共 御袋様御^ノ申被成候御口上少もうろん成御事無御座候故^ノ御よな見申候時も右之通^ニ被申候 其節ハ御よ^ノなを繪圖^ニ仕候由 扱又道智重^而御前へ罷出 御^ノ誕生被遊候趣申上 御袋様右^ニ御申被成候通^ノ弥具^ニ申上候 併右^ニ御子様之御覚無御座候^ノ由度々 御意御座候 女性偽申上候ハ、女性之^ノ儀ハ勿論 今度誕生之男子之父込も御僉儀可有^ノ御座事と奉存候 若又 御子様^ニ御座候はと^ノがなき 御袋様 御子様をも急度被仰付候儀^ノ御座有問敷義^ニ奉存候 扱又信濃儀^者女性之頼^ニ申とて筋なきこと申上候と諸人嘲不大形由風^ノ聞及承候 無面目次第^ニ存迷惑仕候 此上ハ信濃^ノも覚悟可仕儀と存候 若 御子様之御覚も御座^ノ候て 御袋様御命をも御つき 若君様をも御^ノ成長被遊候様^ニ共思召なお

され候ハ、御子^ノ様と御座候御意御一言被 仰聞被下候様^ニと種々様々^ニ申上候へハしはし御思案被遊 最前^ノ之御意と相違之處思召候やらん 殊外御赤面被^ノ遊 其後被 仰出候ハたとひ御子様之御覚御座^ノ候ても 諸人御子様^ニては御座有問敷之由申候^ノ通御聞及被成候 さま候へハ 御子様と思召候^而も只今被 仰出候儀難成候間 いそぎなき様^ニ可仕之由 堅ク被 仰出候 其時道智被申上候^ノハ 御子様^ニて無御座候と諸人風聞仕候ハ 兼々御覚無御座候之由 御意御座候通 承傳申事^ニ御座候 殿様御子様と被 仰出候ハ、誰人^ノか 御子様^ニ無御座候と申者可有御座候哉^ノ御為^ニも不苦御事と奉存候間 御子様^ニ被遊^ノ様^ニとさま、申上候 然共 御子様^ニハ難成^ノ思召候間 とかく急なき様^ニ可仕候旨再三強ク 御意御座候 道智此時節強ク不申上候ハてハ不^ノ成儀と被存 慮外をもちへりみ不申 種々様々^ニ申上候へハ 其時御意^ニハ信濃無理成事申上候^ノ併信濃能々僉儀仕うたかひもなく存定候ハ、御子様は信濃^ニ被下候間 ともかくも仕候様^ニと 御意御座候 其時道智被申上候^者御幼少之^ノ御時^ル御奉公も申上候故 慮外成儀とも様々申上候處^ル加様^ニ被 仰出候儀難有ク忝奉存候 御子様之御事ハ成程おんひん^ニ仕 私方^ニ可奉^ノ入置候由申上ケ 出 即刻 御袋様并大^ノ乳へ 御意之通被申候へハ 不大形御悦 御袋^ノ様御手を御合御満足被成候趣 度々被 仰聞候^ノ由 扱 若君様 矢崎屋敷^ル道智所へ奉移候 隆^ノ正院御守仕候 矢崎屋敷^ニ被成御座候内 御前^ノ様被召仕候女中衆 其外之者共^ニも 若君様御^ノ誕生被遊候儀を承傳色々^ニ取なし 御子様^ニハ無御座候 御前様御腹立不大形候 信濃并^ノ大乳不届^ニ被 思召候由申なし 女中衆あまた^ノ悪心をさしはさ^ニ度々 若

君様并御袋様へ／慮外成儀とも可仕様子共多御座候 其時節ハ矢／崎屋敷向山本内蔵助屋敷^江 若君様御かくれ／被成候 内蔵助儀ハ道智縁類故かね々申合候 度／々御あやうき御事とも御座候故 名古屋之御住／居も被成かたく御座候故 御国はしめ又ハ濃州／邊へも御しのひ可被成かた大乳も道智へ相談／御座候 其内ニ道智かたへ成シ奉り候故 他国之／之儀ハ御延引被成候 扱其後 御前様被召仕候／衆中まで道智御内證被申候者 御子様御誕生／被遊候間 御養子ニ被成 乍恐御尤ニ奉存候 信濃／儀ハ浅野紀伊守殿初 但馬守殿迄別^而御念頃^尔／御座候 就夫 御前様も御念頃ニ御意御座候故／一入御内證申上候 とかく御養子ニ被遊可然御／事ニ奉存候由被申上候へ共 御取次も無御座候／右之段々 相應院様於江戸御聞被成 義直様／之御子様ニ少も御まかひも無御座候之故 若此／上ハ 若君様^尔御大事も出来可申かと被 思／召ひそかに江戸へ御下シ被成 相應院様ニ御／置可被成之由 道智へ仰被下候 然とも道智被申／上候^者 御子様之御事ハ道智ニ御預被成候間／江戸へ御下向之儀ハ難成儀と被申上候 扱又

相應院様御呼下シ被成度との思召御座候節

御前様方道智隆正院へ御使^{ニ而}被 仰下候ハ

御子様御誕生被遊候儀 目出度被 思召候 近日

殿様へ被仰上 御養子ニ可被遊候間 左様相心得／其内弥御馳走可仕候 又相應院様方御子様／を江戸へ御引取可被成之風聞仕候 若左様之儀／も御座候へハ 御前様別^而御迷惑ニ被 思召／候 浅野但馬守殿を初 御一門中之思召も御迷惑／被遊候 御養子ニ相済申込ハ信濃夫婦^江御子／様御預ケ被成候間 必江戸へ御下向不被遊候様／ニ可仕之旨 堅ク御頼被成候由色々御念頃ニ被／仰下候故 御意之趣奉畏候 御養子ニ可被成候／旨結構

成思召 乍恐御尤ニ奉存候由申上 扱其後

御前様方清心を御使^ニ御頼 御子様御誕生被遊／候儀御聞被成候間 御養子ニ被成度之由 義直／様へ被仰上候 然共 御子様之儀 義直様御存／知不被遊之由 御意^{ニ而}曾^而御聞入も無御座候／其後も清心為御使切々被申上候 相應院様方／も清心方^江御文^{ニ者} 御養子之御事 色々ニ御きも／いり被遊候へ共 義直様曾^而御合点無御座候／依之御養子之御事ハ御指置 先 御城之内へ御／おんみつ^{ニ而} 御呼入被成度之由被 仰上候へ／ハ少御口ふりやハラかせられ候^ニ付 御前様／より道智へ右之所委細被仰下 光義様御ニ／歳之御時 隆正院御供被仕 ひそかに 御城へ御／入被成候 扱又 光義様 道智所ニ被成御座候／内清心方へ少之内被為成候是ハ御養子之御使を／も被仕候 其上道智と一所之儀ニ御座候故 右之／通ニ御座候 清心方も横井伊織方へも半日斗ツ／、被為入候 是ハ伊織子共多ク御座候故 御あそ／ひ被成ためと^{清心}被申候 伊織儀ハ清心聳^ニて御座／候方御袋様之御事ハ大乳御馳走^{ニ而} 矢崎屋敷／ニ被成御座候得共 御城女中之出入しけく／御迷惑被遊候 大乳も旁はゞかり被申候故

御袋様も其以後道智屋敷へ御移被成 其後

相應院様御引取被成候 其節ハ道智召仕之者と／も御供ニ被申付 江戸へ御下り 相應院様長局／之内ニ御入被成候 其後道智江戸へ被罷下候節

相應院様被仰候へハびくに谷清雲院殿屋敷之／内少御かり被成候間 御家作り被成度之由 御意／被成候 何之御用^{ニ而}候と申上候へハ 御袋様／と御一所ニ御座候儀 御前様へ御憚被成候間

御袋様御入置被成ためニ御作り被成度之旨被／仰聞候 其時道智申上候ハ是ハ存之外成御事ニ／御座候 今程ハ若他所ニ御座候共御引取可被成／御事ニ候 御家之内ニ御置候事御はゞかりニ思／召候ハ、御長屋^ニいへ屋を

作り可申由申上ケ

相應院様御かまへいぬいの方の御長屋之内^ニ御部家作り 諸色相調奉入候其時も御袋様前後^ノ之儀被 仰出御札中々難述尽由御懐人之内^ノ御誕生之前後 御七夜 御宮参 御城へ被為入候^ノ御時もとより道智屋敷^ニ被成御座候内 御袋^ノ様江戸へ御下り被成候時節いづれも 上々様^ノ方^ノ之御かまひ無御座候故 道智一人之覚悟を^ノ以種々様々取ととのへ奉り候由申候 扱又

光義様御三歳之御時 道智江戸へ罷下候其時 相應院様 道智へ御尋被成候ハ 光義様御事

義直様御子様^ニ被成候儀 強ク御いや^ニ思召候^ノ若御むまれつき悪敷も御座候哉と色々御尋被^ノ成候 道智被申上候ハ 御むまれ付残所も無御座^ノ候 常人^ノ之生付とハ御替り被成候 うたかひもなき 御子様^ニて御座候間御氣遣不被遊様^ニト^ノ申上候 扱其後 光義様御九歳^ニ而 江戸へ御下^ノ向被遊候其時 相應院様 道智へ御意被遊候^ノハ御三歳之時 信濃申候通少も違申事無御座候^ノ常々御聞及被成候^ノも御むまれ付能御利はつ^ノて一入御満足被遊候 ひとへに信濃覚悟故

御子様^ニ成シ奉り候とて色々御褒美御念頃^ノ不大形由申候 扱其後 光義様へ姫君様御縁邊^ノ被 仰出御座候て 其以後 義直様御上国被遊^ノ候其時 道智 御前へ御目見^ル被罷出候^ヘ者 今^ノ度於江戸 右兵衛督様へ 姫君様御縁組被 仰出^ノ別^ニ御満足被遊候由被 仰聞 色々御悦之^ノ御意とも御座候 道智宿^江被罷帰被申候ハ

光義様御懐人之御時分ハ曾^而御覚も不被遊候^ノ間 なき様^ニ可仕之旨強ク御意 扱御誕生被遊^ノ候御時者御生害仕候様^ニと強ク被 仰付候 其^ノ節色々様々^ニ申上ケ 御成長被遊 只今 公方様^ノ之御智君^ニ被為成もひと

へに我^{我等}採之覚悟を以加^ノ様之目出度御事^奉成候 然所御念頃之 御意^ノも無御座候て人並^ニ被 思召候處 不及是非儀^ノと被申候 右之外も色々有之候へ共先有増如此^ノ候以上

右ハ山下佐左衛門 父道智へ尋承書記置候^ノ由其写先年私へも一通佐左衛門相渡于今^ノ所持仕候本紀ハ定^而今之中村又蔵方^ニ可有御座候

覺

一大殿様御誕生之御時 山下道智御奉公之品々^ノ山下佐左衛門 先年父道智へ尋承候趣書記置^ノ候 本書ハ中村又蔵方^ニ可有御座候 加様之儀^ノ當時存候方無御座候 沢村三左衛門方其節之^ノ事覚被語申候由 先年成田兵助物語^ニ候 三左^ノ衛門方ハ矢崎左京召仕之者語申候由 大乳所^ノへ道智何も同道^ニ而 参僉儀有之いづれもハ^ノ先へ被帰候 道智ハ跡^ノ追付候とて道智さう^ノりをはき申候とて御子^ニせでハ置間敷と獨^ノ言被申候きつき人^ニ而 候と申候なと、三左^ノ衛門方物語之由兵助私^ヘ物語^ニ候 矢崎左京^ノハ大乳の子^ニ而 源敬様之御乳人^ニ而 候 左京子孫于今有之候

一源敬様御當歳か御二歳之御時 権現様^ノ津^ノ金修理を御守^ニ被 仰付候 源敬様御三歳^ノ之御時 権現様^ノ山下道智を御屬被成候 駿河^ノ之御城^ニ而 五郎太様衆ハ内ノ百間長屋外^ノ百間長屋請取被居候由内外をわけ一方ハ津^ノ金修理支配 一方ハ山下道智支配^ニ而 候 此節^ノ頭立候者ハ修理 道智計^ニ而 外ニハ無御座候^ノ右支配^ニ逢候人々後迄生殘候衆物語私なと^ノも承候 頭立候衆御屬被成候ハ 御成長被遊候^ノての事^ニ候 修理 道智ハ御人初之者^ニ候 間宮^ノ大隅 長野 休心なとハ御小性之由 一山下道智繪像之讚ハ堀勘兵衛書之 是又山下^ノ佐左衛門父道智^ニ承候

趣_ニ候 本繪像_ニ讚有_ノ之ハ中村又藏方_ニ可有御座候 此讚_ニも道智_ノ御奉公之品々相見_ヘ候

一高源院様之御父浅野紀伊守殿御卒去跡職御_ノ舍弟但馬守殿_ヘ被仰付候節 道智取扱仕候 此_ノ書付ハ先年松平紀伊守殿ハ浅野但馬守殿御_ノ子之事_ニ候之故 紀伊守殿家老衆_ヘ子細候て_ノ佐左衛門見せ申候とて書立候由 其写を私_ヘも佐左衛門方_ト越申候 是又苗書ハ中村又藏_ノ方_ニ可有御座候 以上

覚

山下大和守藤原氏勝三男山下佐左衛門尉藤_ノ原氏紹 貞享三丙寅年御煩被成御氣色段々御_ノ快然も無御座候 養生被成候 我等事中村家繼_ノ子無之兼_ニ中村家_ヘ養子被仰付候得_者外_ニ男子も無御座_ニ付 我等末々男子兄弟有之候_ノハ、_者山人_者山下藤原氏_ニ申付 此三原一乘刀_ノ一腰并来國俊脇指一腰相渡可申旨仰_ニ則_ノ右二腰御由緒等御咄被成 我等_ヘ御渡被成預置_ノ申候

白鞆入花色紗綾袋入

三原一乘刀

一腰

寛文三年極五枚折紙添

三原一乘刀拵

切羽鉏 鷓目金

目貫 赤銅金二疋連しやち

柄 白鯨糸ちや

ふち 四分一金けほり
罌笠のすかし

さやくろし

下緒ちや

袋有り

右刀ハ山下大和守氏勝御所持被成 元来日蓮_ノ御宗門_ニ御座候付 常々御大切之御所持_ニ御座候 有時出火仕儀有之 大火_ニ及御防為被_ノ成 屋祢高ク御揚御支配被成候節 屋祢踏貫_ケ不計所_ヘ御落被成 然所其下_ニ大キ成井戸有_ノ之 此所_ヘ落かゝり井底_ヘ落入候ハ、生死も_ノ危ク有之 処井筒_ニ右御刀横た_ヘ御懸り被成_ノ誠あやうき事御遁被成候_ケ様成儀度々御座候_ヘ共一乗妙典御信心被成_ノ候故と此御刀別_ニ御秘藏被成候 依之三男山_ノ下氏紹日蓮宗故 右之儀被仰達 氏紹_ヘ御渡被_ノ成候由御物語共有之候

白鞆入純子袋入

来國俊

一腰

四枚五両札有

拵

切羽鉏 鷓目金

目貫 金之龍

さめ 白糸くろ

ふち 赤銅むし

罌 赤銅むし

さやくろし

下緒黒いと

袋有り

右御脇指山下大和守氏勝御所持被成候長刀ノ直物ニ有之候元来大物切
成物ニ候故別御ノ大切ニ御秘藏被成候由山下氏紹へ御渡被成ノ候由御
物語共ニ有之候ノ氏紹御不例次第ニ御重り被成御養生不被為ノ叶貞享
三丙寅年五月十九日終御逝去六十七ノ日蓮宗啓運山法花寺へ奉葬道哲居
士ニ送成ノ候其以後中村家致相續道哲居士御存生ニ被ノ仰置候者 男子
兄弟も候ハ、一人者山下氏為ノ名乗置 彼是申含メ右ニ腰慥ニ相届可申旨
仰ノ候處元禄十二己卯年六月男子出生次男山ノ下兵五郎と為名乗置
申候拾四歳之節始御ノ奉公被 召出段々御役替等被 仰付道哲老ノ
思召御遺言之通も相叶名ヲも一問多ニ改名ノ名乗氏倫ニ為名乗 旁満足不
過之候 當年拾八ノ歳ニ罷成被申候付 熟至時節中ニ付 右道哲居ノ士被仰
置候趣 委細申達右ニ腰刀三原一乗脇ノ指来國俊 相渡之候 永ク所持可
有之候 以上

中村又蔵源勝時

(「勝蔵」印写) (花押写)

享保元丙申年ノ五月十九日

山下一問多殿

以自筆以書之處 氣色遣ニ有之故 小森右権次ノニ為書写申者也 氣色も能
候ハ、自筆可申義ノ也

覚

一 我等儀及老年眼病相煩難相勤 隠居奉願候處今ノ日願之通被 仰
付家督無相違 居屋敷共御自ノ分江被下置 難有仕合奉存候 仍之道智老
ハ三ノ原一乗刀 来國俊脇差 道哲老江御譲り御所持ノ被成候ハ道哲老
被仰置候ハ 末々山下為名乗候ノ子孫江御譲有之様ニ由緒御物語被成候
而亡父生鐵老江御渡被置候処 我等御名字名乗十ノ八歳 于時享保元丙申
五月十九日右ニ腰并由ノ緒書御渡 先祖ヲ思召ニ致所持候處 今日家督ノ
相続被 仰付右ニ腰共相譲り本望之至候 永ク所持可有之者也

山下佐左衛門藤原氏倫

(印形) (花押写)

明和二年乙酉ノ五月十九日

山下一問多殿

(後略)

*改行は「」、割註は「」、抹消は抹消線で示した。

勝時

付記

本史料翻刻にあたり、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏よりご助言・校正をいただいた。また、画像掲載について名古屋市蓬左文庫学芸員・星子桃子氏に便宜を図っていただいた。厚く御礼申し上げる次第である。



写真1 現在の至誠院



写真2 徳川街園（伝光友胞衣塚）

《Title》

An Analysis on the Background for the birth of Owari Tokugawa 2'nd Mitsutomo , from the Memorandum of the Yamashita Family.

《Keyword》

Yamashitake-Oboegaki Yamashita Ujikatsu Tokugawa Yoshinao

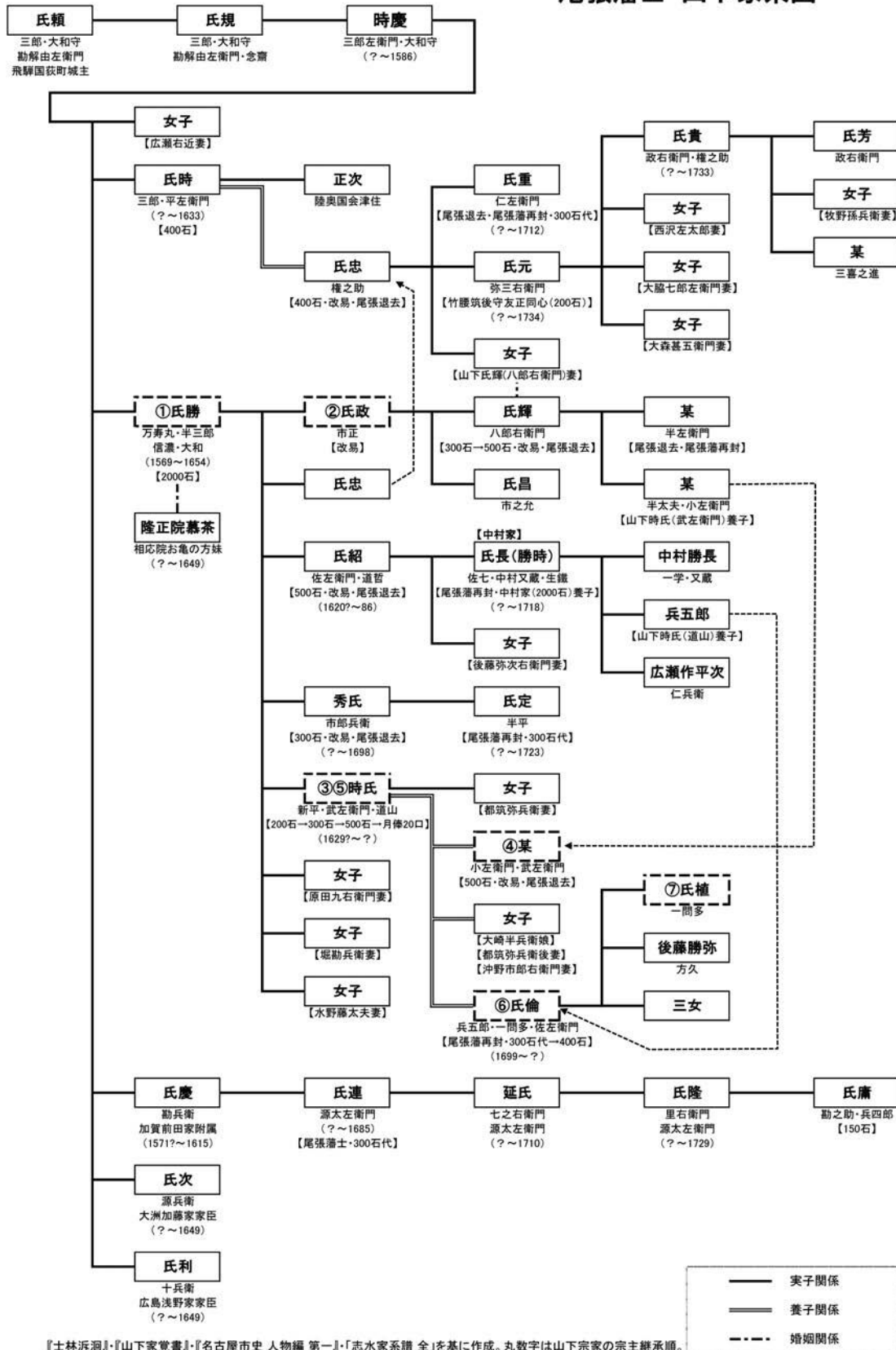
Tokugawa Mitsutomo O-chichi Ojo-no-kata So-o-in Okame-no-kata

Haruhime Yamazaki Sakyō Shounji twmple Shiseiin temple Nagoyashi-shi Shirinsokai

Genkeisama-ondai-onkiroku Bihanseiki Tamotogusa

Zoku-Sanbi-Fujozenkoroku

尾張藩士・山下家系図



名古屋城下御深井御庭の景観と利用

堀内 亮介

キーワード

名古屋城下御深井御庭 尾州御小納戸日記 徳川斉朝

はじめに

江戸時代の大名は、藩庁かつ居所である国許の城や江戸屋敷に大規模な庭園を構えていた。

尾張藩でも、名古屋城の二之丸御庭と下御深井御庭、名古屋城下にあった御下屋敷、江戸の市谷屋敷や戸山屋敷といった各地の屋敷に庭園を構えていた¹⁾。これらの庭園は、園内に池泉や築山を設けて園路をつないだ回遊式庭園であった。特に戸山屋敷の庭園は、十一代將軍家斉が数度にわたって来訪した名園として知られ、池泉や築山のほか、架空の宿場町が設けられるなど、遊芸に富んだ空間が広がっていた。

これらの尾張藩の庭園は、明治以降ほとんどが官庁や軍事施設の敷地となったために破却された。現在では、二之丸庭園の池組の一部が残るだけで、江戸時代の景観とはほど遠い状態になっている。

本考では、かつて名古屋城に存在した庭園である下御深井御庭に関する文献や図面をもとに、江戸時代の景観や利用方法について検討していきたい²⁾。本来であれば、初期に存在した薬園などの施設や、十代藩主

斉朝³⁾の隠居屋敷である新御殿等の変遷にも触れ、下御深井全体の考察を通史的に加えたいところではあるが、紙面の都合によって割愛し、次号の検討課題としたい。今回は十九世紀前半に名古屋城の庭園を改造した斉朝の治世下に時期を限って着目し、下御深井御庭の利用の一端を紹介したい。

一 下御深井御庭の概要

下御深井御庭は名古屋城の北に広がる低湿地帯に造営された、約十三万坪に及ぶ巨大庭園であった。『金城温古録』によると⁴⁾、元々は名古屋城築城時の土取場として利用されていた土地で、築城時の土取場跡とされる蓮池を中心に自然の景観を色濃く残していた。創建に関しては詳らかでないが、寛永十一年（一六三四）三代將軍家光の上洛にあわせて、初代藩主義直が造営したのが下御深井御庭だとされる。立地的には名古屋城の後背地にあたるため、有事の際の防衛機能も担っており、庭園北側には外からの視界を遮るため松が植林されていた。

二代藩主光友時代の万治年間（一六五八〜六一）には、松林より北に敷地が拡張され、唐草堀と呼ばれた沼地が庭園に組み込まれた。寛文三年（一六六三）には、庭園の東側に御用水が開削され、庄内川の水が蓮池に引き入れられた。さらに天明年間（一七八一〜八九）、庭園北を流

れていた大幸川と堀川が接続され、大幸川が庭園の北際と西際を沿うようになった。御用水から蓮池に流入した水は大幸川に合流するようになった。天明四年（一七八四）には唐草堀が田地として開墾され、御深井新田と呼ばれた。

文政年間（一八一八〜三〇）には、十代藩主斉朝による庭園の改造がおこなわれた。斉朝は文政十年（一八三〇）に隠居した後も嘉永三年（二八五二）に死去するまで約二十年にわたって、下御深井御庭の西に設けた新御殿に居住しており、庭園の改造を続けた。とりわけ、天保五年（一八三四）には、江戸の戸山屋敷を模倣したとみられる架空の宿場町「杉股町」と門前町「達磨町」が造営された。⁵⁾

明治維新後も下御深井御庭は尾張徳川家の私有地とされたが、明治二十二年（一八八九）に陸軍の練兵場となったため庭園全体が解体され江戸自体の景観が失われた。戦後はかつての庭園の大部分が名城公園として整備され現在に至っている。なお、令和四年には公園整備にともなう発掘調査が実施され、江戸時代の庭園で使用されていた陶器類や窯道具、池の痕跡等が確認されている。⁶⁾

二 「下御深井図面」の景観

江戸時代の下御深井御庭の景観については、「下御深井図面」⁷⁾に描かれた情報から知ることができる。図面上の茶席の設置状況や図面に付された貼紙に嘉永四年（一八五二）の改変履歴が記されている点から、この画面に描かれているのは、斉朝が新御殿に居住した天保から嘉永年間にかけての姿だと考えられる。

下御深井御庭の中心は庭園の南半分を占める蓮池であった。池には多くの築島が設けられ、周囲には築山や松林のほか、来客をもてなすための松山茶屋・竹長押茶屋・瀬戸茶屋という三つの茶席が建てられていた。蓮池の南岸にあった竹長押茶屋の隣には弁財天を祀った弁天島があったほか、正門とされる庭園西側の茅庵御門付近には観音堂、松山茶屋の北付近には地藏堂が設けられていた。

蓮池の東岸にあった瀬戸茶屋の北東には、瀬戸山という築山があった。瀬戸山に設けられた陶窯⁸⁾では、尾張藩の御庭焼である御深井焼が生産されたことで知られている。また、蓮池にある萩島の陶窯は十二代藩主斉朝⁹⁾によって開かれたもので、楽焼である萩山焼が生産されていた。

蓮池の北沿い一帯には、義直時代からの松林である松山が広がり、西には杉股宿、東には達磨町が設けられていた。蓮池の周囲は茶席も含めて園路でつながっており、各施設を回遊することができた。

庭園の北半分には天明四年以降に開拓された田島が広がっており、周辺村落の住民に作料を払って耕作させていた。¹⁰⁾ 田島は御小納戸役所の管轄であり、収穫高や年貢高が管理されていた。

三 下御深井御庭の施設と利用

名古屋に在国中の斉朝は、下御深井御庭への御成を頻繁に実施した。また、女中や重臣による御庭拝見も度々行われていた。¹¹⁾

ここでは「下御深井図面」や『金城温古録』のほか、茶席の間取りを示した平面図から、庭園内にあった主要な施設を確認していきたい。さらに、藩主の私生活における世話を職務とした御小納戸役所の業務日誌

である「尾州御小納戸日記」及び「尾州御留守日記」の記事をもとに、斉朝が藩主として名古屋に在国するようになった文化八年（一八一二）から文政十年（一八三〇）までの間に行われた行事を確認し、下御深井御庭の利用について紹介していきたい。

①南御波止場と北御波止場

下御深井御庭の入口は、正門とされる西側の茅庵御門と東側の高麗御門の二つが存在したが、藩主の居所である二之丸と下御深井の往来には、水堀を渡る水上ルートが使用された。⁽¹²⁾二之丸西側の石垣に設けられた埋門には、堀下に降りるための梯子が架けられており、降りた先には「南御波止場」が設置されていた。南御波止場には船が常時繫留されておらず、必要な時には、対岸の下御深井側に定番で詰めていた水主が御座船を出すことになっていた。

下御深井側の船着場である「北御波止場」は、竹長押茶屋の南付近にあり、水堀に面して設置されていた。万延元年（一八六〇）までは北御波止場に御座船が繫留されていたが、以降は北御波止場の西にあった御次波止場に船が繫留されるようになった。

御次波止場の横には、水主の詰所であった御船番所があり、彼らが水堀における渡船を担っていた。文化以前の御船番所は、屋根と庇が藁葺きの苦屋のような建物であったが、文政以降は庇が瓦に葺き替えられた。さらに安永六年（一八五九）には、御船番所の横に御船蔵が新設され、御座船が格納されるようになった。⁽¹³⁾

②蓮池

蓮池は先述のとおり、下御深井御庭の南半分を占めていた池である。十七世紀前半の名古屋城絵図を見ると、「下御深井図面」に描かれているような水堀と蓮池を隔てる園路は存在せず、水堀と蓮池が直接繋がっていたことが分かる。当初はさしたる水源が無く頻繁に枯渇したとされるが、寛文三年（一六六三）の御用水開削後は、水堀と蓮池が明確に隔てられ、蓮池に庄内川の水が引き入れられるようになった。その後も定期的に水浚がおこなわれ、文政年間には水浚で出た土を使って、池に複数の築島が設置された。⁽¹⁵⁾

蓮池に浮かぶ弁天島では年三回の神事が執り行われ、御小納戸役所の役人が代参していた。また、文政四年（一八二二）に早魃が起きた際は、安性寺から僧を招いて雨乞いの祈祷をしている。⁽¹⁶⁾

さて、次に引用した「尾州御留守日記」の記事を見ると、斉朝の下御深井御庭への御成では、鷺や鴨の狩猟のほか、蓮池で打網を用いた鯉漁が行われていたことが分かる。

【史料1】「尾州御留守日記」文化八年五月二十三日

一今朝下御深井御泉水二而為御捕之鯉一尾、御内々ニ而隼人正殿江被下置との御事二付、御肴添手紙とも屋敷江為持相廻至極和中被下置思召二付、急度御札にも不及旨申遣候処、返報御札申来り候付申上候

【史料2】「尾州御留守日記」文化八年六月二十九日

一昼後下御深井江被為成、為御捕之鯉魚五尾有之候付、思召を以御

内々山城守殿初四人衆并野村佐太夫江被下置との御事二候、則奉手紙を以夫々被下之儀取扱候処、御札被申上候
但御内々之御事ニ付別段御札ニハ不及返報ニ御札被申上候事

【史料3】「尾州御留守日記」文化八年七月二日

一八ツ時過より下御深井江被為成候間打網被 仰付、鯉魚八本御手ニ入候付、三本掃部頭様江御内々被進之、即刻相廻御札被 仰上候、外ニ長野七郎右衛門江も御内々一本被下置為持相廻御札申上候

【史料4】「尾州御留守日記」文化八年八月二十一日

一今日下御深井ニ而為御捕之鯉一尾ツ、御側大寄合三人山澄将監高橋司書小笠原惣左衛門江御内々被下置候付、如例取扱為持相廻候

これらの記事は斉朝が初入国した文化八年（一八一二）のもので、他の年には鯉の打網に関して記録されていないが、以降も行われていたと推測される。斉朝が下賜したのは、成瀬隼人正・竹腰山城守ら年寄衆、八代藩主宗勝の六男である松平掃部守（勝長）、山澄将監ら御側大寄合で、初入国のときの下賜品として御拳の鯉が尾張家一門や重臣衆に与えられていたことが分かる。

さらに、文化十年（一八一三）には、斉朝が蓮池で舟遊びをしたことが分かる記録が残っている。

【史料5】「尾州御留守日記」文化十年七月二十八日

一夕方方下御深井江被為成、御泉水御乗船、入夜緩々御遊之上五半時頃

帰御被遊候

右ニ付、御次向江御酒被下置、御水主之者江も御酒被下候付、御次酒相廻候

【史料6】「尾州御留守日記」文化十年八月十三日

一夕方方下御庭江被為成、御泉水 御乗船、御遊慰之上入夜五ツ半時頃 帰御被遊候

右ニ付御次向江御酒被下候并御水主之者江も御酒被下候付止々之相廻候

これらの記事によると、斉朝は夕方から五半時まで乗船して、近臣や水主を交えて酒宴を開いたことが確認できる。蓮池内の乗船場所については詳細不明だが、「瀬戸御茶屋絵図」⁽¹⁷⁾に描かれた同茶屋の間取りを見ると、蓮池の水上に大きく張り出したくれ縁から「御船上り場」という棧橋が突き出しており、瀬戸茶屋に乗船するための設備が存在していたことが分かる。

また、蓮池には同様に蓴菜が自生しており、下御深井御庭の名物として扱われていた。蓮池の蓴菜は「肥膏にして美味他の及ぶべきなし」と評され、胃腸に効能があるとされていた⁽¹⁸⁾。「尾州御留守日記」には、蓴菜の収穫記事が頻繁に確認できる。

【史料7】「尾州御留守日記」文化八年四月二十六日

一水戸様江以 御直書左之御品被遣、御書老女歌園江相渡御品も同人江相渡之、尤今便差立之筈

御深井

蓴菜 一桶 金海鼠 一箱

右御品ハ表出来、蓴菜ハ奥にて為来御勝手江相渡、御品之詰入出来之上御賄方ヲ受取奥江相渡候

【史料8】「尾州御留守日記」文政四年四月二十六日

一御深井蓴菜左之通被進今便差下候付而者、中務大輔様江被進之分ハ御品御賄所より江戸表江差下させ、彼地おゐて役所江指出候様申談〔御品引渡等役懸ノにて取扱〕奉簡江戸表同役迄差下着之上、如例熨斗添相廻方取計有之様添紙を以申遣候、其余女中取扱之分ハ御品拵させ候上、此表大奥江引渡候、右蓴菜之儀前簾ノ御庭方おゐて採らせ候儀并桶箱出来方共役懸江申談、且御賄所ニ而塩詰ニ致させ候

一橋一位様 兵部卿様 乗蓮院様 維学心院様

江 女中奉文ニ而被進

蓴菜一桶ツ、

但一桶三升入桶上楯外箱縦ニ而出来

一右ニ添候御熨斗之儀ハ女中ニ而取扱

中務大輔様江 御小納戸頭取奉切紙

右同断

但同断

公儀老女衆初江女中ニ而取扱

蓴菜式桶

但吉斗入桶杉ニ而出来外箱無之

以上

【史料9】「尾州御留守日記」文政六年四月二十四日

一御深井蓴菜式桶〔三升ノ入〕直七郎様江被進筥ニ付木部茂十郎迄自筆を以運合御品御賄方ヲ為相廻候

〔頭注〕五月十七日 本文蓴菜之儀已来分三升入二桶ツ、相廻候而運候旨江戸表より申越候

【史料10】「尾州御留守日記」文政六年五月一日

一御深井蓴菜中務大輔様江被進相成候処、右御礼奉状頭取筆頭筆末名前ニ而申来候付、已来惣連名ニ相認候様右御用人浦井小左衛門江申遣候

但右奉状之儀今般者其俣入御覽候

【史料11】「尾州御留守日記」文政九年三月十七日

一御庭之蓴菜御年寄衆江御内々被下之御事ニ付於御用席相達右品ハ夫々屋敷江為持遣候

【史料12】「尾州御留守日記」文政十年四月十四日

一御深井蓴菜吉桶中將様江被進筥に付右一桶御賄方江為相廻候
一右同断式桶乗蓮院様江被進筥ニ付御品大奥江為相廻候

【史料13】「尾州御留守日記」文政十年四月二十九日

一御年寄衆江蓴菜吉桶ツ、御内々被下との御事ニ付被下之儀取扱候処則御礼被申上及言上候

蓴菜は例年四月頃に収穫されていた。内々に年寄衆へと下賜されていることもあるが、臣下だけでなく、水戸家当主や斉朝の実家にあたる一橋家の縁者、尾張藩の世継など、江戸に住む徳川一門に対しても、わざわざ名古屋から送っていたことが分かる。

③下御深井御庭の三茶席

先述した蓮池周りの三茶席には間取りを示した図面が残されているため、部屋の構造を理解するための重要な手がかりとなる。ここでは、三茶席に関する図面や記録を元に、斉朝時代の茶席利用について検討を加えたい。

ア 松山茶屋

松山茶屋は蓮池の北沿いに広がる松山付近に建てられていた。松山には、名古屋城側から見て蓮池を挟んで向こう側に位置していたため「向ふ島」という別称があり、松山茶屋も「向ふ島御茶屋」と呼ばれていた。⁽¹⁹⁾「下御深井図面」を見ると、蓮池が入り組んで奥まった場所に建っており、南を蓮池、北と東を松林に囲まれた自然豊かな景観を備えていたことが分かる。松山茶屋の創建は庭園が造営されて間もない寛永十五年（一六三八）で、將軍からの上使をもてなす場所であったとされる。⁽²⁰⁾万治元年（一六五八）までは上使をもてなすための場として使われていた由緒ある茶席である。

松山茶屋については、今回確認した範囲の「御留守日記」には利用記事が確認できないため、斉朝時代の具体的な利用方法は詳らかでない。ただし、後述する【史料19】をみると、文政八年（一八二四）に重臣衆が下御庭の拝見をした際に、松山・瀬戸・竹長押茶屋の清掃が行われているため、拝見時には他の茶室とともに利用されたことが分かる。

また「下御深井図面」と「松山御茶屋絵図」の間取図から、部屋の構造や眺望を知ることができる。間取図では、北寄りに藩主の御座所である御上段が南向きで存在しており、蓮池越しに築山である鈴久山を眺める構造になっていた。御上段の東隣には御涼所と呼ばれた東西に長い部屋があり、北側と東側を巡るような形で高欄付きのくれ縁が付いていた。風通しの良い縁側から松林の眺望を楽しむために設けられた場所であったことが推測される。

イ 竹長押茶屋

竹長押茶屋は蓮池の南にあった茶席で、建物の北側が蓮池に面していた。竹長押の名は軒廻りの長押が二つ割りの竹であったことに由来する。藩主が江戸在府時は御小納戸の役所となったほか、有事の際には藩主が仮住まいする御座所となっていた。⁽²²⁾また『金城温古録』に描かれた図によつて、名古屋城の御深井丸から下御深井の方向を眺めると、木々の合間に竹長押茶屋の屋根が見えていた様子が分かる。⁽²³⁾竹長押茶屋を描いたとみられる図面は「中野御茶屋絵図」⁽²⁴⁾と記され、「下御深井図面」に描かれた竹長押茶屋とは間取りが異なっている。しかし、

表一 蓮池利用記事

番号	年月日	西暦	内容	出典
史料1	文化8年5月23日	1811	鯉の打網漁 → 鯉を成瀬隼人正に送る	尾2-51-2
史料2	文化8年6月29日	1811	鯉の打網漁 → 鯉を竹腰山城守らに送る	尾2-51-3
史料3	文化8年7月2日	1811	鯉の打網漁 → 鯉を松平義建に送る	尾2-51-3
史料4	文化8年8月21日	1811	鯉の打網漁 → 鯉を山澄将監らに送る	尾2-51-3
史料5	文化10年7月28日	1813	斉朝が蓮池で舟遊び、水主に酒振舞	尾2-53-2
史料6	文化10年8月13日	1813	斉朝が蓮池で舟遊び、水主に酒振舞	尾2-53-2
史料7	文化8年4月26日	1811	蓮池のジュンサイを水戸藩主に送る	尾2-51-2
史料8	文政4年4月26日	1821	蓮池のジュンサイを徳川治済・乗蓮院らに送る	尾2-58-1
史料9	文政6年4月24日	1823	蓮池のジュンサイを直七郎（徳川斉温）に送る	尾2-60-4
史料10	文政6年5月1日	1823	蓮池のジュンサイを松平義和に送る	尾2-60-4
史料11	文政9年3月17日	1826	蓮池のジュンサイを御年寄衆に送る	尾2-63-2
史料12	文政10年4月14日	1827	蓮池のジュンサイを徳川斉温・乗蓮院に送る	尾2-64-2
史料13	文政10年4月29日	1827	蓮池のジュンサイを御年寄衆に送る	尾2-64-3

※出典はすべて「尾州御留守日記」（徳川林政史研究所所蔵）の整理番号。

表二 茶席利用記事

番号	年月日	西暦	内容	出典
史料14	文化8年6月9日	1811	御年寄衆が下御庭を拝見、 竹長押茶屋 で酒振舞	尾2-51-3
史料15	文化8年7月9日	1811	御側大寄合が下御庭を拝見、 竹長押茶屋 で酒振舞	尾2-51-3
史料16	文政6年5月23日	1823	斉朝の御成、 竹長押御釣場 で釣り	尾2-60-4
史料17	文化8年7月21日	1811	瀬戸茶屋の修復出来 斉朝が 瀬戸茶屋 に御成	尾2-51-3
史料18	文政6年2月27日	1823	菊花御覧に引き続き 瀬戸茶屋 で歓待	尾2-60-2
史料19	文政8年4月7日	1825	御年寄衆が下御庭拝見、 竹長押・瀬戸茶屋 で干菓子振舞	尾2-62-2
史料20	文政8年6月9日	1825	重臣衆が陶物細工所拝見、 瀬戸茶屋 で茶振舞	尾2-62-4
史料21	文政10年4月13日	1827	斉朝の御成、 瀬戸茶屋 で花見	尾2-64-2

※出典はすべて「尾州御留守日記」（徳川林政史研究所所蔵）の整理番号。

二代藩主光友時代の下御深井御庭とみられる図面に描かれた竹長押茶屋⁽²⁵⁾と間取りが一致しているため、竹長押茶屋の平面図であることが分かる。「下御深井図面」の間取りと比較すると、東側の御勝手⁽²⁶⁾の構造が異なるが、蓮池の水上に張り出すように設けられた御上段の構造は一致している。御上段は南向きで、着座したときは水堀を挟んで天守を眺めることができた。また御上段北側の蓮池側にも、入側とくれ縁が付属しており、裏戸を開けて蓮池の水面を眺めることができる構造になっていた。

次に引用する記事には、文化八年（一八一二）六月と七月に、御庭拝見に訪れた重臣衆に対して、竹長押茶屋で酒肴が振る舞われた記事が確認できる。

【史料14】「尾州御留守日記」文化八年六月九日

一 昼後下御庭江被為 成、御年寄衆一統被為 召候而吸物御酒其外被下候事

但 御先江一統御庭江被相廻候付、頭取案内いたし且御側御用人兩人も相越相伴いたし候御庭二而羽折冠笠とも 御免二相成其趣於竹長押申談候、退出之儀ハ高麗御門方一統被罷出候事

【史料15】「尾州御留守日記」文化八年七月九日

一 大寄合初御用人一統於竹長押御茶屋御酒御吸物等けしき被下置御庭内并御深井乗船夫々拜見相済申候

但右二付召上り物之けしき左之通

一 御酒 一〔御すまし〕御吸物 一 御硯蓋 一 御鉢肴
一 御そは 一〔みそ〕御吸物 一 御飯〔外二御小重詰添〕

一 御さしみ 一 御菓子
右被下之品夫々被下置候

同年七月に瀬戸茶屋が修復されて以降は、こうした饗応は瀬戸茶屋で行われるため、竹長押茶屋は瀬戸茶屋が使えない場合の饗応場所であったと推測される。

また、文政六年（一八二三）、斉朝が下御深井御庭に御成をした際には、竹長押茶屋の「御釣場」に幕を張るよう指示が出されている。

【史料16】文政六年五月二十三日

一 今日昼後下御庭江可被為 成旨仰出候付、如例申通候

但、御鷹ハ不相廻、御殺生ハ有之筈ニ候

一 竹長押御茶屋御釣場ニ幕為張候儀、役懸りニ而為取納御作事方為運合候

「下御深井図面」に描かれた竹長押茶屋をみると、蓮池に張り出した建物を巡るような形で水面が土居で囲われていることが確認できる。この記事を考慮すると、御上段の北側は蓮池に面していただけでなく、釣場としても使われていたことが推測できる。

ウ 瀬戸茶屋

瀬戸茶屋は蓮池の北東に建っていた茶席で、建物の北東にあった陶窯を持つ築山「瀬戸山」に由来する。⁽²⁶⁾「下御深井図面」と「瀬戸御茶屋絵図」⁽²⁷⁾

に描かれた茶席をみると、建物の南西側が蓮池の水面に張り出していたことが分かる。御上段は北西にあり、南向きに蓮池を眺めるような構造になっていた。着座して南西方向を見ると、水面越しに天守を眺めることができた。また、御上段の南隣には蓮池に沿うような形をした御座敷があり、さらに御座敷と直接つながったくれ縁が水面上に張り出すような構造になっていた。瀬戸茶屋のくれ縁は座敷よりも広く、高欄が付いていた。くれ縁の南側には先述した「御上り場」が設置されており、建物から直接船に乗ることができ構造になっていたことが分かる。

瀬戸茶屋は他の茶席よりも眺望がよく、斉朝時代以前から饗応の場とされていたことが知られる。竹長押茶屋の項でも触れたが、斉朝の初入口に合わせて茶屋が修復されたとみられ、文化八年（一八一）七月に修復が完了し、瀬戸茶屋への初御成がおこなわれた。

【史料17】「尾州御留守日記」文化八年七月二十一日

一午後下御庭江被為 成、瀬戸御茶屋御作事皆出来ニ而初而被成候付、御床ニ（御懸物掛ケ御熨斗出之置、御）数寄屋御弁当之外御酒御吸物御口取一種差上候、御次向江も御酒御肴一種被下之候

また、文政六年（一八二三）に二之丸御庭で重臣たちによる桜花拝見が行われた際は、重臣たちが花見後に下御深井御庭へと移動して瀬戸茶屋で饗応を受け、煎茶と皿菓子が振る舞われた。

【史料18】「尾州御留守日記」文政六年二月二十七日

一今日加判御年寄衆御庭之桜花并下御庭も拝見被 仰付筈ニ付、其段相達諸事手當方之儀前廣ニ夫々申談候、且霜傑多春園御茶屋御飾等之儀も御数寄屋頭江兼而申談置候

但、下御庭御茶屋之儀者、瀬戸御茶屋計為明候事

一右御入用御着左之通今日早朝相廻候様、御鷹匠頭江一昨日申遣候

大鯉（小振ニ候へハ三本） 式本

一山城守殿初退出方上御庭御花拝見、夫下御庭江被相越、瀬戸御茶屋

ニ而煎茶皿菓子被下置、相濟而、再上御庭江被移、於多春園御酒吸物等種々被下置候

但、役懸留ニ委為記付、爰ニ略

瀬戸茶屋での歓待後は、再び二之丸御庭の多春園に移動して酒肴が振る舞われており、二之丸を含めた拝見の順路が確認できる。

文政六年以降も御庭拝見が行われた際には、瀬戸茶屋が饗応の場として使われた。文政八年（一八二五）四月の年寄衆による御庭拝見では、松山・瀬戸・竹長押の三茶屋を巡ったことが読み取れるが、煎茶や煙草盆、干菓子が振る舞われたのは瀬戸茶屋で、手水所が設けられたのも瀬戸茶屋だけであった。以降の記事でも瀬戸茶屋のみが饗応場とされており、三茶屋の中でも特別な扱いを受けていたことが分かる。

【史料19】「尾州御留守日記」文政八年四月七日

一今日昼後御年寄衆下御庭拝見為仕候様兼而被 仰付置候付昼後御庭向宜段奥坊主を以御用部屋江申入、無程山城守殿縫殿頭殿淡路守殿鞞負殿被相越、且御用人渡辺半十郎千賀與八郎佐藤源左衛門も一緒ニ

相越候付、中野惣右衛門案内二而、中御座之間御内洲橋を下御庭江被相越、瀬戸於御茶屋煎茶煙草益干菓子為出之、夫を御庭向拝見相濟、於竹之間右御礼被申上候付及言上候

一右二付、奥坊主壱人御用部屋懸り奥坊主壱人召連、相越夫々為取扱候
一御庭向御茶屋々々御掃除等之儀、兼而御庭預同心組頭江申談置渡、舟之儀ハ齋藤鉄蔵へ申談候

但、松山瀬戸竹長押御茶屋之儀、御掃除而已為取計、御飾之儀者不為致候

一御次御手水所之儀、瀬戸御茶屋ニ手当為致置候事

【史料20】「尾州御留守日記」文政八年六月九日

一今日願濟之上、昼後縫殿頭殿淡路頭殿鞆負殿、於下御庭此節陶物被仰付候付、細工所為拝見被相越候

一右二付茶多葉粉等瀬戸御茶屋ニおゐて差出方御数寄屋江為申談候

【史料21】「尾州御留守日記」文政十年四月十二日

一明十三日下御庭於瀬戸御茶屋、御花見有之筈ニ付、同日左之輩下御庭江相廻候間、高麗御門出入之儀御賄頭を相達候付、同心組頭江書付を以申談候

御臺所人組頭 青山三七

御賄人組頭 岩屋十左衛門

御台所人 真野半右衛門

同 佐藤廉助

同 飯田小三郎

御賄人 上野七之助

小間遣 三人

御中間 六人

また、斉朝の没後にあたる嘉永六年（一八五三）には、尾張藩が豪商・富農に献金を募った際、多額の献金をした者を、下御深井御庭に招き入れて歓待をおこなった²⁸⁾。招待客は茅庵御門から庭内に入り下御深井御庭の茶席を巡り、瀬戸茶屋で饗応の御膳を振る舞われた後、掛軸や陶磁器等の下賜品が与えられた。瀬戸茶屋が斉朝の没後も饗応場として使われていたことが分かる事例であり、尾張藩に貢献した町人たちへの褒美として、下御深井御庭の拝見と茶席での振舞が行われたことが分かる。

④失われた「向島茶屋」

下御深井御庭の茶席で知られているのは上記の三茶席だが、他にも斉朝期に失われていた茶席や、新たに設置された茶席が存在した。

蓬左文庫が所蔵する「御樹木畑之図²⁹⁾」によると、茅庵御門北側にあった「御樹木畑」という区画には「向島茶屋」と呼ばれた茶席が存在していた。蓮池に沿って延びる園路に張り出して建っており、西側から蓮池や松山を眺める構造になっていた。「下御深井図面」に描かれていないため、斉朝時代には失われていたことが分かる。

『金城温古録』には、蓮池の南東に「茅庵御茶屋趾」という茶席の遺構について記されている³⁰⁾。この「茅庵御茶屋」は、蓬左文庫の絵図にある「向島茶屋」と同一の茶席だとみられる。『金城温古録』では茶席の

毀された年月は不詳とされているが、「御樹木畑之図」に貼られた付箋から、向島茶屋が失われた時期が特定できる。付箋には「此御茶屋寅之年勘解由小路様御下屋敷へ被遣ル、但御勝手ハ残ル」と書かれている。勘解由小路様とは二代藩主光友の側室である松寿院のことで、元禄六年（一六九三）の光友隠居後、名古屋城下に設けられた下屋敷に移り住んだ。松寿院は宝永二年（一七〇五）に死去するため、元禄六年から宝永二年までの寅年は元禄十一年（一六九八）だけである。これにより十七世紀末には下御深井御庭から向島茶屋が失われていたことが分かる。

茶席が移築された後も、茅庵御門の番所裏には御勝手部分のみが残されていた。「茅庵御勝手之図」³²は茶席移築以降に作成された図面とみられ、「御樹木畑之図」で描かれた主屋の裏にある御勝手部分と同一の建物が描かれている。御勝手には本来茶席とつながっていた御取付之間という部屋のほか、囲炉裏のある板間、釜のある土間、薪小屋があり、雪隠も多数存在していた。用途は不明だが、番所裏の詰所のような形で使われていたことが考えられる。

なお、「下御深井図面」には、茅庵御門の番所は番所裏に御勝手が描かれていない。御樹木畑は文政十一年（一八三二）以降、斉朝の隠居屋敷である新御殿の敷地に含まれたため、茅庵御勝手も取り壊されたとみられる。

⑤ 移築された「桜道御茶屋」

「下御深井図面」に描かれた杉股宿の北東には、「新御茶屋」という貼紙の付いた、座敷二間の小さな茶席が描かれている。この茶席は『金城

温古録』には登場しないものの、尾張藩が作成した領内屋敷に関する留書である「御国御領分御殿御屋敷等当時存亡吟味之留」³³にある記述から建物の来歴が分かる。

この茶屋は、元々は安永六年（一七七七）に九代藩主宗睦が創建した「川村御腰懸」であった。川村は名古屋城北東にあった庄内川南岸の村で、御用水の取水口である「杓」が設置されていた。『金城温古録』によると、杓の南には「御腰懸」と呼ばれた立間の屋敷があり、内藤閑水（東甫）によって鮎の襖絵が描かれていたことが記されており、川村に存在した頃の建物の様子が分かる。

川村は龍泉寺山の西麓にあり、自然豊かな土地であった。宗睦時代には鷹狩の際に使用する休憩場所として使われていたが、斉朝の家督相続以降は川村に鷹狩に行くという記事は確認できなくなる。

その後、天保八年（一八三七）には、大風雨によって建物が傾いたとされ、天保九年には下御深井御庭に移築されて「桜道新御茶屋」と改称された。

桜道筋は、松山の西から南北に延びる道で、道の両脇に桜並木が設けられていた。桜道筋に面していたためにこの名前が付けられたとみられる。この茶席の用途については史料からは確認できないが、杉股宿や松山周辺の園路の途上にある休憩場所として移築されることが推測できる。

おわりに

斉朝時代の下御深井御庭を中心に、庭園にあった景勝地や茶席の利用

について確認してきた。下御深井御庭は藩主の御座所である二之丸から最も近い自然豊かな場所、蓮池や松林、田嶋を備えた憩いの場として機能していたことが分かる。瀬戸茶屋や竹長押茶屋をはじめとする茶屋では、女中や重臣のほか、有力町人や豪農が饗応を受ける場所として、藩主の私的空間としての傾向が強い二之丸御庭よりも外部に開かれた庭園であったことが推測できる。

また『金城温古録』に記事がないこともあり、これまで紹介されてこなかった「向島茶屋」や「桜道新茶屋」といった茶席も庭内に存在していたことが確認できた。斉朝をはじめとする藩主の意向によって、御庭が細かく改変されていたことを示す事例である。

今回は、斉朝が藩主として名古屋と江戸を参勤していた時期である文化八年から文政十年を中心に庭園の利用を紹介した。しかし、斉朝は文政十一年の隠居後、嘉永三年に死去するまで、下御深井御庭の西隣に新御殿を設けて名古屋に住み続けた。隠居後も杉股宿・達磨町の設置など、下御深井御庭の改造が行われているため、下御深井御庭の利用をさらに検討するには、斉朝隠居後の庭園利用についての調査も進めていく必要がある。

また、文政八年の事例で見たように、二之丸御庭と下御深井御庭を移動しての御庭拝見も実施されていた。この二つの庭園は名古屋城に存在する隣り合った庭園であるため、二之丸庭園の利用実態も並行して検討していく必要があるように思われる。以上の二点は、尾張藩の庭園を研究するうえでの課題であり、次号からの論考でも着目していきたい。

註

- (1) 尾張藩の庭園については、徳川美術館特別展図録『江戸のワンダーランド 大名庭園』(二〇〇四年)で紹介されている。
- (2) 下御深井御庭に関する絵図類の研究は、内藤昌編『日本名城集成 名古屋城』(一九八五年、小学館)、御庭の利用に関する研究は、白根孝胤「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝」(『金鯢叢書』第四十一輯(二〇一三年)、公益財団法人徳川黎明会)所収)でそれぞれ検討されている。
- (3) 徳川斉朝(二七九三〜一八五〇)。尾張藩十代藩主。もとは一橋治国の実子。藩主在任期間は寛政十二年(一八〇〇)〜文政十年(一八二七)。隠居後は下御深井御庭の西側にあった新御殿に移り、嘉永三年(一八五〇)に没するまで名古屋で暮らした。
- (4) 『金城温古録』第五十一之冊(御深井御庭)、第五十一之冊(御深井御新田)、第五十七之冊(御用水江・大幸江)(『名古屋叢書続編 第十六卷 金城温古録(4)』(一九六七年、名古屋市教育委員会編)所収、以降も同様のため省略する)。
- (5) 前掲(1)内藤論文では、徳川林政史研究所蔵「新御殿下御庭御町家造墨引之図(門前町達磨町)」を引用し、これらの町屋が天保五年(一八三四)に創設されたことが紹介されている。
- (6) 令和四年五月二十八日に実施された名城公園遺跡地元説明会資料(愛知県埋蔵文化財センター発行)による。
- (7) 名古屋市蓬左文庫所蔵(図九五八)。
- (8) 斉朝時代の御深井焼については、大河内定夫「御深井焼の中断と再興」(『金鯢叢書』第七輯、一九八〇年)で検討されている。なお、今回は紙面の都合もあり省いたが、「尾州御留守日記」では文政八年(一八二二)に窯屋が再興された記事が詳しく確認できるため、次号以降で検討したい。
- (9) 徳川斉荘(二八一〇〜一八三五)。尾張藩十代藩主。もとは十一代將軍家斉の実子。藩主在任期間は天保十年(一八三九)〜弘化二年(一八四五)。
- (10) 「尾州御留守日記」文化八年六月六日条では、下御深井御庭を訪れた斉朝が作人に声をかけて交流していたことが分かる。
- (11) 前掲(1)白根論文でも触れられているが、徳川林政史研究所蔵「尾州御小納戸日記」

及び「尾州御留守日記」をみると、斉朝は年間三〇〜四〇回ほど下御深井御庭に御成を
していたことがわかる。また、年によって頻度に差があるが、女中や重臣による下御庭
拝見もおこなわれていた。

(12) 斉朝が実際に御座船に乗ったことが分かる記事は確認できないが「尾州御留守日記」文
政六年七月十三日条では「御庭御船手当之儀如例中西林左衛門江申談候」とあり、女中
が下御深井御庭に渡る際は船に乗っていたことが分かる。

(13) 『金城温古録』第五十二之冊(南御波渡場・北御波渡場・御次波渡場・御船番所・御船蔵)。
(14) 徳川美術館蔵「正保四年名古屋城絵図」。

(15) 『金城温古録』第五十之冊(御蓮池)。

(16) 「尾州御留守日記」文政四年七月十三日条。

(17) 名古屋市蓬左文庫所蔵(図五一三)。

(18) 『金城温古録』第五十之冊(御蓮池・蓴菜)。

(19) 『金城温古録』第五十一之冊、松山御茶屋。

(20) 『徳川実紀』によると、寛永十五年六月に池田帯刀(長賢)、同年十月に阿部対馬守(重次)
が上使として名古屋城を訪れている。また『源敬様御代御記録』では、接待場所は二之
丸御殿の対面所とだけ記されている。

(21) 名古屋市蓬左文庫所蔵(図五一四)。

(22) 『金城温古録』第五十之冊(竹長押御茶屋)。

(23) 『金城温古録』第五十四之冊(御船番所古体)。

(24) 名古屋市蓬左文庫所蔵(図五一二)。

(25) 名古屋城総合事務所蔵のガラス乾板写真(「徳川侯爵家所蔵名古屋城古図」から、「中
野御茶屋絵図」の間取りと同様の建物が描かれていることが確認できる。なお、竹長押
茶屋が中野茶屋と記されている理由は確認できなかつたため、今後の検討課題としたい。

(26) 『金城温古録』第五十一之冊(瀬戸御茶屋)。

(27) 名古屋市蓬左文庫所蔵(図五一三)。

(28) 名古屋市蓬左文庫所蔵「青窓紀聞」巻四十四には、嘉永六年(一八五三)に来訪した人
名が記載されている。尾張藩の御用達商人の関戸哲太郎や伊藤次郎左衛門等の名があり、
瀬戸茶屋で振る舞われた献立の内容も分かる。また、名古屋博物館所蔵の岡谷惣助家

資料(「嘉永六年五月三日名古屋城下御深井御庭拝見ならびに拝領品に関する口上書案」、
翻刻が徳川美術館図録『豪商のたしなみ 岡谷コレクション』一三八頁に所収)には、
茅庵御門から庭内に入った来客が庭内を回遊した後、瀬戸御茶屋で下賜品を受け取った
様子が記されている。このほかにも、下御深井御庭の利用と有力町人の関係については
検討の余地が残されているため、次年度以降の検討課題としたい。

(29) 名古屋市蓬左文庫所蔵(図五〇五)。なお、同館所蔵「向島茶屋之御指図」(図五二〇)には「御
樹木畑之図」と同形の茶席が描かれており、この茶席が元々「向島茶屋」と呼ばれてい
たことが分かる。

(30) 『金城温古録』第五十之冊(茅庵御茶屋趾)。

(31) 一六二七〜一七〇五。公卿・樋口信孝の娘。光友の三男である松平義昌の生母。光友治
世下では名古屋城に居住し、三の丸殿と呼ばれた。

(32) 名古屋市蓬左文庫所蔵(図五一二)。

(33) 徳川林政史研究所蔵。

(34) 『金城温古録』第五十七之冊(御用水江)。

《Title》

The landscape and use of Nagoya Castle Shimo
Ofuke Garden

《Keyword》

Nagoya Castle Shimo Ofuke Garden,
Okonando-nikki(Daily report of Okonando office),
Tokugawa Naritomo

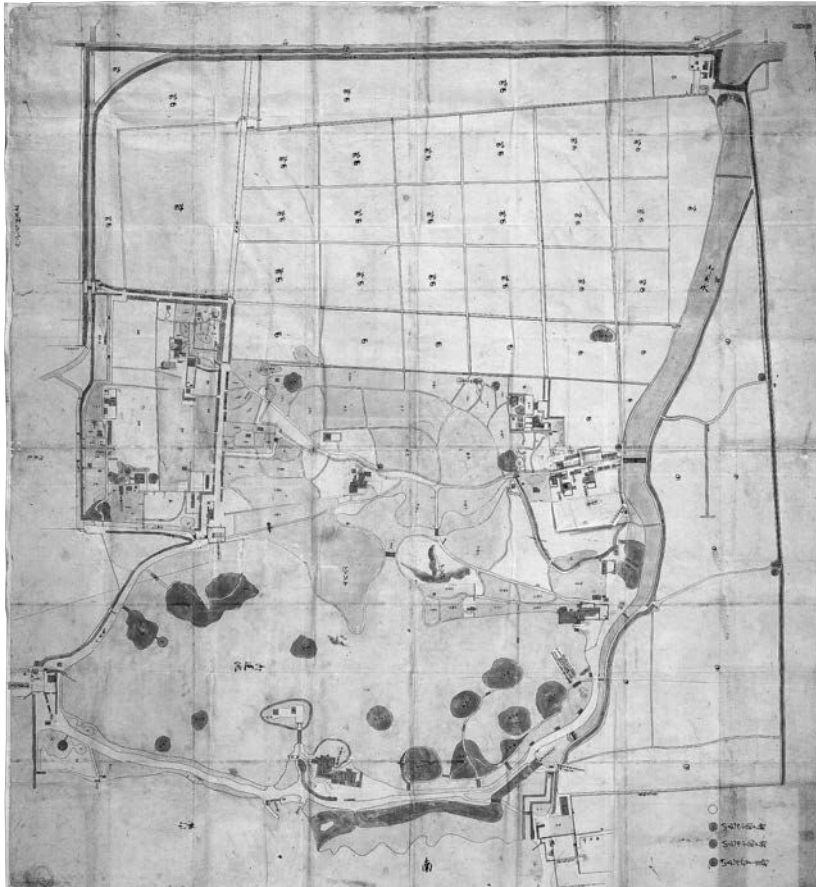


図1 下御深井図面

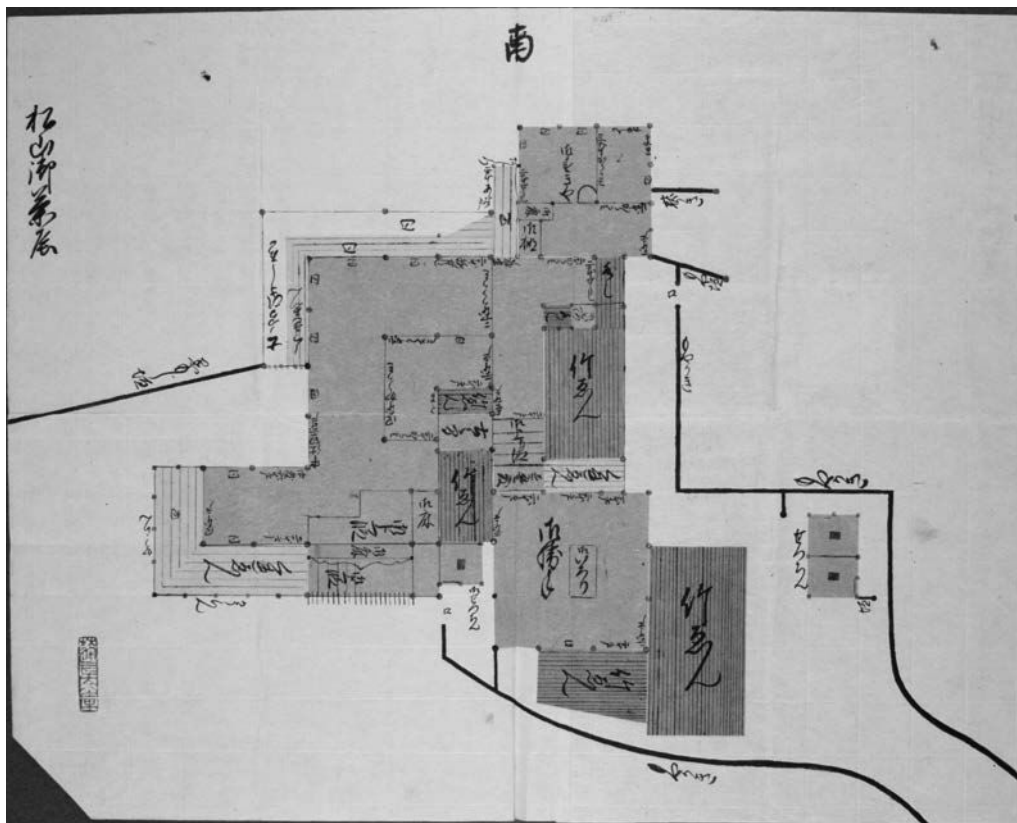


図2 松山御茶屋絵図

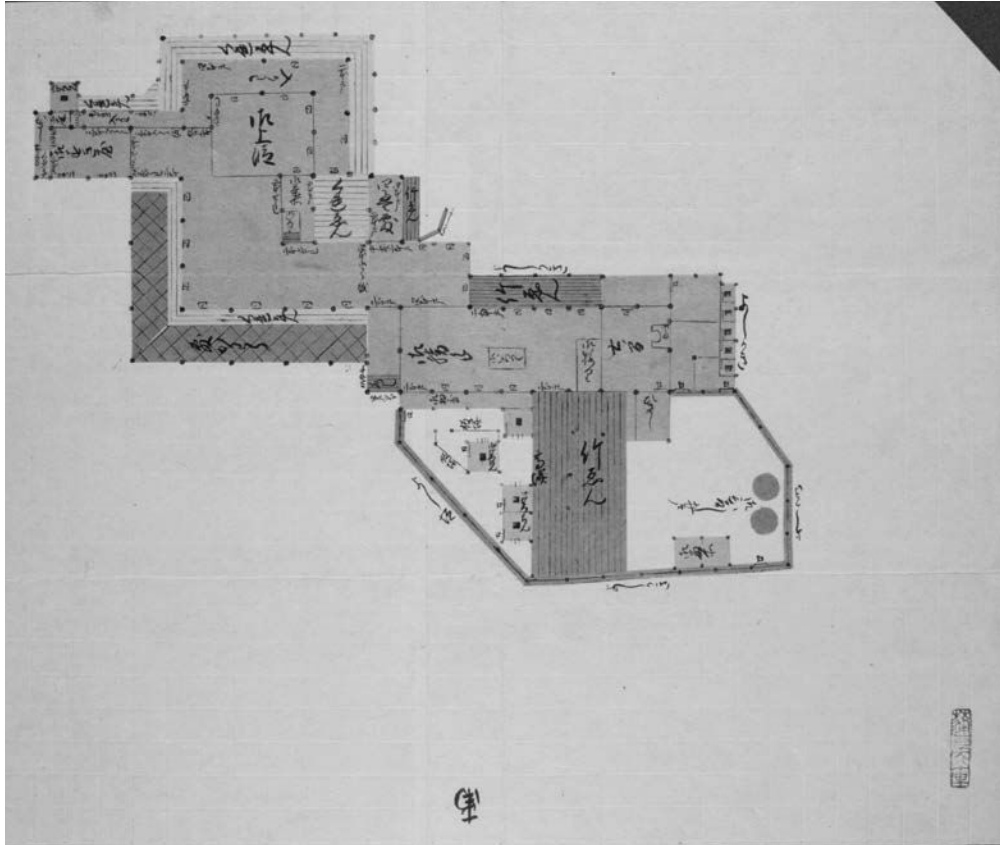


图3 中野御茶屋絵図

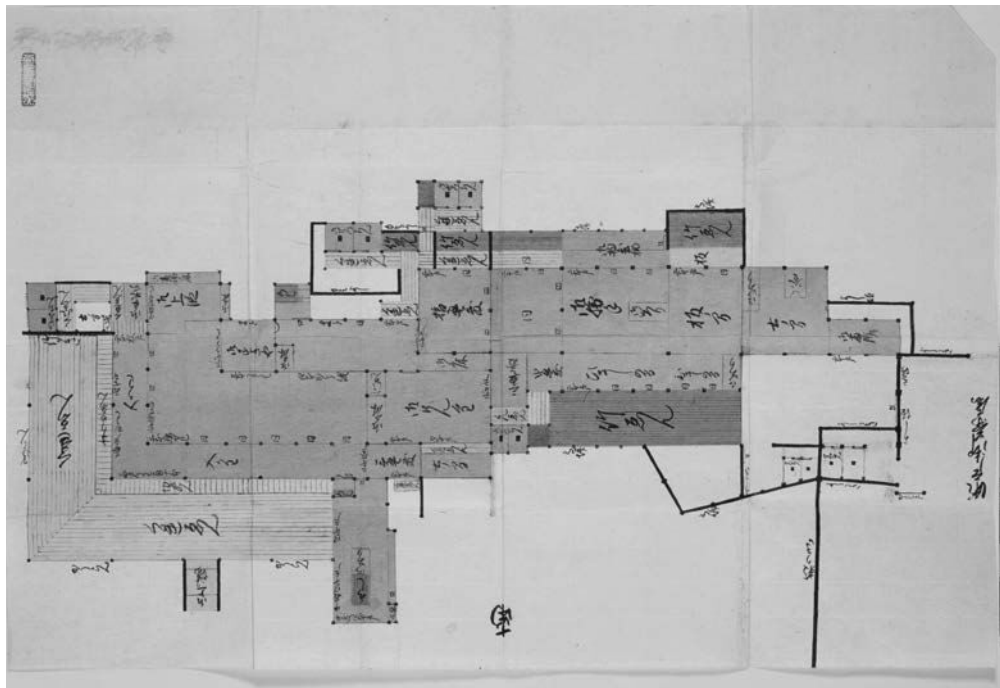


图4 瀬戸御茶屋絵図

〈資料紹介〉名古屋城の刻印・刻銘（その1）——川地義郎氏寄贈資料について——

大村 陸・服部 英雄

キーワード

石垣 刻印 刻銘 川地義郎 石垣普請 丁場割図 石垣修理

はじめに

名古屋城の石垣には刻印や刻紋と呼ばれるマークや大名家臣の名が刻まれた刻銘がみられ、築城時の情報を今も直接的に知ることができる資料として注目できる。

これまで名古屋城の刻印・刻銘についての体系に調査には高田祐吉氏が知られており、刊行物も複数あるが（高田一九八九・一九九九・二〇一三）、同時期に調査を行っていた人物として川地義郎氏がいる。川地が採拓した石垣の刻印・刻銘の拓本資料は名古屋城総合事務所と名古屋市博物館に寄贈されており、本稿ではこのうち名古屋城の所蔵資料について紹介する。（大村）

川地義郎氏資料の概要

川地義郎氏は元名古屋市職員で、名古屋城管理事務所に配属され、庭師・守衛として業務していた。昭和五十年代初めに退職しており、故人である。

川地氏は名古屋城の刻印・刻銘を自身で採拓した膨大な拓本資料を所有しており、昭和五十年（一九七五）前後に名古屋城管理事務所（現・名古屋城総合事務所）と名古屋市博物館にその資料を寄贈している。資料の全数はおよそ八百点に及び、一部は軸装されているが、大半が半紙のまま無造作にまとめられ保管されており、未整理の状態となっている。それぞれの所蔵資料としては、名古屋城総合事務所が軸装七幅、未装二十六枚、刻印を撮影したネガフィルム二十四本、刻印調査のメモノート二冊、その他の拓本未装七枚を所蔵している（昭和四十九年（一九七四）三月八日寄贈）。名古屋市博物館では、軸装二十幅、未装七百八十一枚、その他の拓本軸装二幅を所蔵している（昭和五十年（一九七五）頃に寄贈）。

名古屋市博物館所蔵資料（以下、「市博資料」という）と名古屋城総合事務所所蔵資料（以下、「名城資料」という）の双方に同一の刻印・刻銘があることから、同じ箇所複数枚採っていたことがわかる。市博の軸装資料には採拓地の情報はほとんど記されていないが、名古屋城の軸装資料には採拓地が記録されており、資料的価値の高さを指摘できる。これらのことを踏まえて、名城資料を内部の受入番号順に紹介していく。（大村）

名古屋城所蔵の川地義郎氏採拓拓本

1 石垣拓本「はちすか内いなミ与太郎」(図1)

軸装：縦一三四・五 cm、横三九・五 cm

本紙：縦五二・三 cm、横三二・五 cm

巻止部分に貼付けがあり、「東北隅櫓や、西の下石垣 3 はちすか内いなミ与太郎 昭和四十九年三月八日」と記されている。市博資料にも同一箇所拓本資料があり、採拓の角度などもほぼ同じである。「いなミ」は「いなた」(稲田修理亮示植)が正しい。

2 石垣拓本「山内左太」(図2)

軸装：縦一二一・五 cm、横四一・〇 cm

本紙：縦四〇・〇 cm、横三〇・五 cm

巻止部分に貼付けがあり、「西之丸西側石垣中段(うの首南) 1. □山内左太」と記されている。

3 石垣拓本「三葉柏紋とうずまぎ紋」(図3)

軸装：縦一二〇・五 cm、横六五・〇 cm

本紙：縦三三・〇 cm、横五七・五 cm

巻止部分に貼付けがあり、「東南隅櫓東の堀北へ西側石垣中程 5 (三葉柏紋) 字あり(うずまぎ紋) 松平土佐守の紋」と記されている。

4 石垣拓本「すミはせ川」(図4)

軸装：縦一四一・〇 cm、横五五・九 cm

本紙：縦六五・五 cm、横五一・〇 cm

巻止部分に貼付けがあり、「東北隅櫓や、西の下石垣 2 (丸の内に二つ引函) すミはせ川」と記されている。

5 石垣拓本「松平土佐守」(図5)

軸装：縦一四四・五 cm、横六四・二 cm

本紙：縦五三・六 cm、横五〇・七 cm

巻止部分に貼付けがあり、東南隅櫓東の堀北へ西側石垣中程 4 松平土佐守」と記されている。

6 石垣拓本「林 阿波守内」(図6)

軸装：縦一二七・五 cm、横四三・一 cm

本紙：縦四五・三 cm、横三二・五 cm

巻止部分に貼付けがあり、「西鉄門北うの首東側下石垣 7 林 阿波守内」と記されている。

7 石垣拓本「阿波守内林内膳組」(図7)

軸装：縦一四四・三 cm、横三九・八 cm

本紙：縦五九・二 cm、横三三・六 cm

巻止部分に貼付けがあり、「西鉄門北うの首東側下石垣 阿波守内 □林内膳組」と記されている。

8 石垣拓本「松平土佐守Ⅲ」(図8)

未装：縦一二五・五 cm、横六〇・三 cm

名城資料では唯一未装で一点として登録されている資料で、寄贈者も「川地義郎?」となっている。ただ、市博資料に同一箇所軸装された拓本があるため、川地義郎資料として間違いないと思われる。

9 石垣拓本資料一式(図9~11)

未装：縦三三 cm、横二四 cm × 二十枚

縦五四 cm、横三二 cm × 二枚

縦六八 cm、横六八 cm × 三枚

これまでの軸装のものとは比べて小ぶりの刻印のみの拓本が一式で受け入れられている。このほか、詳細は未確認だが石垣（おそらく刻印・刻銘）を撮影したネガフィルム二十四本、城内石垣を巡りながら一 m 単位でどの刻印があるのか記録（おそらく一部）したノート二冊が寄贈されている。石垣とは関連がないが、陸軍期の碑文「増築射ち出碑」の拓本、葵紋の瓦当の拓本資料も一式に含まれている。（大村）

石垣修理碑の拓本について

江戸時代後半、文化二年（一八〇五）の御深井丸修理碑拓本があり、同じ拓本が名古屋博物館・名古屋城総合事務所双方にあつて、後者の墨色が濃い。碑文は『金城温古録』御深井丸に収録され、知られた史料のほすが、周知されているともいいがたい。

風化のため文字が薄く、川地拓本でも読みづらい（図12）。奥村が藩命を受けたのが文政年間（一八一八〜一八三〇）とすれば、碑文は彫られて年が浅く、はるかに鮮明だったと考えられる。『金城温古録』銘文は記録として貴重である。

碑文所在地には説明版もなく、碑文の所在に気づく人は少ない。『金城温古録』に「御深井丸南土居東端芝坂の辰巳の所を入隅に築ける北側の石垣の面長三尺巾二尺はかりの石に彫刻せる字あり主宰御作事奉行の記なり」とあつた。御深井丸透門通路（俗称「鶴の首」）を北に渡って左方（西方）、土居上り口、手前側に低い段があり、その入隅石垣（北西隅）、樹根の下に銘文石がある（図13）。

『金城温古録』では松下□之右衛門の名が脱落となっている。「以下日

雇の頭なり」とある注記は拓本にはない。注記は金城温古録東洋文庫本（草稿本）とその写しである鶴舞本にあつて、蓬左文庫本（清書本）やその写しである名古屋城本には記述がない。注記だったため浄書の際に割愛したと考えられる。東洋文庫本は安政五年までに成立しており、該当箇所は得義自筆である。WEB閲覧できる鶴舞本はモノクロで、墨色を異にするため朱墨かと推量する（東洋文庫本もモノクロ写真によつた）。

石垣北上巾十七間、及、東上巾十五間破損、加重修也、北東隅下巾四間半、高三間者無傾危、不及修繕
文化二乙丑歳七月

黒田文右衛門

杉浦忠太郎

小山清兵衛

天野佐助

鈴木五兵衛

加藤治平

松下□之右衛門

津村源吾

鷺見只八

羽田野弥三郎

井上長兵衛

大工

藤右衛門

治右衛門

半四郎

太兵衛

鉄四郎

修理箇所の記述については難解だが、対象地は北上巾十七間と東上巾十五間の破損箇所、ただし隅角は高さ三間、幅四間半は「傾危」がないため、積み直しをせずにそのままにして修理しなかった、と書かれている。

修理の履歴・箇所がわかる石垣は少ないので、貴重な記述である。この前年七月頃に大型の台風が尾張、三河から美濃・飛騨にかけて通過した。『名古屋城石垣災害・補修一覧』（平成一四年度名古屋市教育局文化財保護室・名古屋城管理事務所）に関係史料があり、「朝日村誌」、「桜井村史」、「三河國西加茂郡誌」、「飛騨編年史要」などに記述の被害記事が見える。災害が八月二十八日発生だったことは「三河國西加茂郡誌」、「飛騨編年史要」に見える。修理については「尾張徳川家系譜」『名古屋叢書』三編一巻（御系譜）（二六二頁）に

一文化元子八月廿八日、尾州御石垣孕或崩候付而御築直之儀御達有之候処、如元御修補候様ニとの奉書出ル

とある。この日付は災害で石垣が孕み、崩れた日である。修理の方針が決定、幕府の承認もなされて、翌二年七月に竣工した。御深井丸石垣はこの修理工事のおそらく全てであろう（なお右記修理一覧にはこの文化二年修理碑文は記載されない）。

位置者冒頭の三人が普請奉行で、つづく八人はいずれも苗字があり十分である。下段は上から続く訳ではなく別記で、全員苗字がない。藤右衛門には碑文に小さく「大工」と注記がある。続く四名に奥村得義が「以下日雇の頭なり」と注記した。治右衛門、半四郎、太兵衛、鉄四郎の頭

四人の配下に「日雇」がおり、彼ら「日雇」が石垣を実際に築いた。「日雇」は名古屋地方に「ひよかた」「ひよとり」「ひよたび（地方足袋）」という言葉が残っている。【本紀要 服部4-2日雇・黒鉄を参照されたい】（服部）

おわりに

石垣刻印については高田祐吉氏の研究蓄積が著名であるが、高田氏と異なって川地義郎氏は著書を刊行しなかった。同時代に二人が同じ作業を行っていたことはほとんど知られていない。川地氏は通常の拓本という方法だったが、高田氏は独自の方法で字形を読みとっている、といううちがいがあある。前者には主観が入りにくい。後者は読みやすいが、読み取った形を取るから、客観性は若干弱くなる。

名城資料には川地氏採拓紙が、軸装のもの、額装のもの、一枚もので未表装がある。また川地氏以外にも長谷川甫齊氏採拓の天守・東南隅櫓・西南隅櫓木材の拓本二軸があり、やはり軸装されている。天守台の加藤清正関係の拓本もあるが、その採拓者は不明である。

川地氏は野帳も残しており、整理できれば拓本採拓地も確定できるが、これには相当な時間を要しそうである。今回は名城資料の一部の報告にとどめるが、今後も継続して名城資料と市博資料の整理・報告を行っていく。（服部）

註

(1) 各資料名については巻止めに書かれた記載のままである。

参考文献

高田祐吉 1989 『特別史跡名古屋城天守台石垣の刻紋』財団法人名古屋城振興協会

高田祐吉 1999 『続・名古屋城叢書2 名古屋城石垣の刻紋』財団法人名古屋城振興協会

高田祐吉 2013 『名古屋城の丁場割と石垣の刻印』『新修名古屋市史 資料編 考古2』名古屋市

《Title》

Marks and Inscriptions on Nagoya Castle (Part 1) - Materials donated by Mr. Kawachi Yoshiro



図1 石垣拓本「はちすか内いなミ(た)与太郎」



図2 石垣拓本「山内左太」



図3 石垣拓本「三葉柏紋とうずまき紋」



図4 石垣拓本「すみはせ川」

(図はすべて任意縮尺)

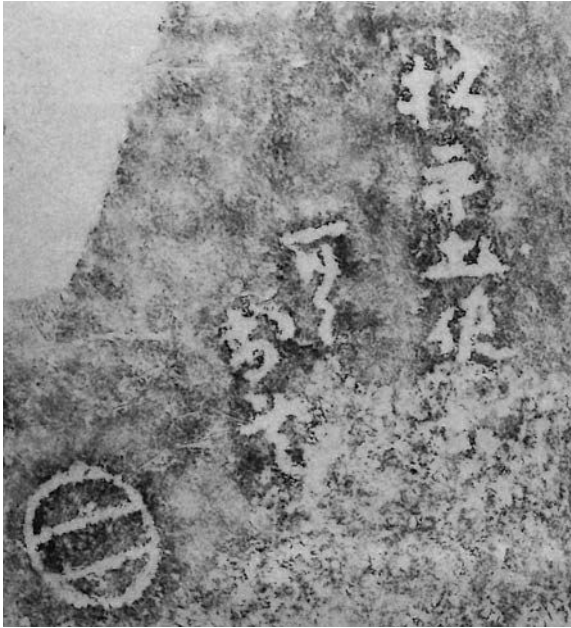


図5 石垣拓本「松平土佐守」(百々出雲)



図6 石垣拓本「林 阿波守内」



図7 石垣拓本「阿波守内林内膳組」



図8 石垣拓本「松平土佐守Ⅲ」



图9 石垣拓本資料 一式①



图10 石垣拓本資料 一式②

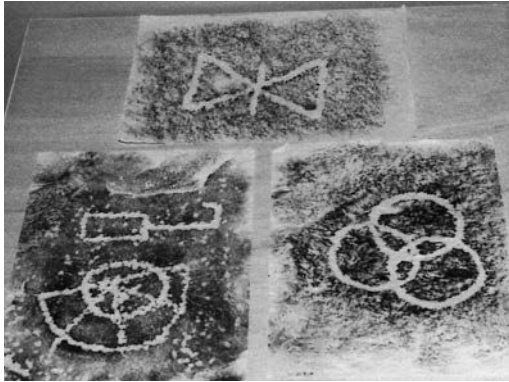


图11 石垣拓本資料 一式③



图13 文化二年石垣修理碑現況



图12 文化二年石垣修理碑拓本資料（名古屋城総合事務所所蔵）

〈資料紹介〉名古屋城小天守台西から出土した鯨瓦

西本 菜由

キーワード

鯨瓦 小天守 土製瓦 多聞櫓 濃尾地震
鴟尾

はじめに

名古屋城のシンボルを問われたとき、多くの人が思い浮かべるのは大天守と大天守の屋根を飾る金のしゃちほこではないだろうか（写真1）。実際に名古屋城は「金鯨城」の異名を持つなど、江戸時代の頃より金鯨のイメージが強いお城であるといえる。

金鯨以外にも、名古屋城には多くの銅製の鯨が建物の屋根を飾っている。現存する西北隅櫓・西南隅櫓・東南隅櫓のほか、小天守及び正門においてその姿が確認できる（写真2）。戦災で焼損した銅鯨についても城内で保管されているものがあり、御蔵城宝館では間近で見ることができる（写真3）。

一方で、現在の名古屋城では土製の鯨の姿は確認できない。しかし平成30年度に行った小天守台周辺の発掘調査では鯨瓦の破片が2点確認された。本稿では、鯨瓦についての先行研究をまとめ、名古屋城で出土した鯨瓦の年代及び使われていた建物について検討する。

1 城郭における鯨瓦について

鯨瓦とは屋根の棟飾りに使われる瓦のうち、鯨の形をしているものである（写真4）。では鯨とは何かというと、海洋哺乳類のシャチのことではなく、想像上の生き物のことを指している。姿は魚で頭は虎であり、火除けの加護があるとされている。

同じく屋根飾りとして葺かれてきた瓦に「鴟尾」がある。鴟尾は日本において古代より使われており、寺院や宮殿の棟を飾っていた（写真5）。石製品、木製品、金属製品があるが、ほ

とんどが瓦製品である。鴟尾は元々鳳凰の翼をかたどったものと言われているが、魚の尾のようにも見えることから、火除けの加護があるとされることもある。なお古代の役人の杵に似ていることから杵形と呼ばれることもあるが本稿では割愛する。

役割がよく似ている二種類の棟飾りであるが、広辞苑に鴟尾は後世に鯨瓦・鬼瓦になると書かれている通り、鴟尾はやがて使われなくなり、鯨が棟を飾るようになる。

鯨瓦は中世に誕生したとされている。13世紀末に描かれた『男衾三郎絵詞』において大棟に鯨が据えられている様子が描かれている（松下2000）。また中世の鯨は15例現存しており、いずれも木製である（佐藤2009）。

当初寺社建築において使用されていた鯨瓦であるが、室町時代末には城郭建築においても使用されるようになる。城郭建築における鯨瓦の内、現在確認されている最古の鯨瓦は、安土城跡で確認されているものである（木戸2008）。安土城では採取品2点のほか、2個体分12点の出土が知られている（図1）。安土城出土瓦の製作技法については後述するが、安土城は天正4年（1576）に築城が始まり、天正7年（1579）に本丸が完成、天正10年（1582）には焼失したことが知られており、出土瓦の時期は明確に比定することが可能である。

2 鯨瓦の形式変化について

鯨瓦は鱗の表現等の変化である程度の年代観が与えられている。

宮崎氏は肥前名護屋城より出土した鯨瓦について、鱗の形状（製作技法）の違いにより、Ⅰ～Ⅲ類に分類した（宮崎1999）。Ⅰ類は胴部に手作りの鱗を一枚ずつ重ね合わせて松笠状にするタイプ（貼付け）、Ⅱ類は胴部本体にウロ

コを一枚ずつ切り込んで成形させるタイプ（籠描き）、Ⅲ類は胴部本体に製作器具を用いて鱗を押印するタイプ（押印）とした（図2）。貼付け、籠描き、押印の順に出現したとされているが、肥前名護屋城ではこのⅠ～Ⅲ類が混在して確認された。貼付け式については安土城、松ヶ島、河後森城にあり古いものに目立つとされる（乗岡 2018）。

籠により U 字に鱗が刻まれるものについては、岐阜城及び近江八幡城で出土する鯨瓦に端を発すると考えられる。大量生産の過程で鱗の表現が簡略化したことに伴う変化とみられる。鱗の簡略化はさらに進み、U 字スタンプによる押印に変化していく。この変化は天正 16（1588）年以降とみられ、鯨瓦が城郭に使用されるようになって以降、大量生産が進んでいく過程で、短期間に技術が変化していく様子が確認できる。

加えて製作技法にも変化がみられる。安土城出土の鯨瓦は、鱗が体部を含めてすべて一体型の一本作りであるが、天正 16 年以降は鱗の差し込み式や胴部の合体式などが認められる。この変化についても大量生産が進んだことに伴う変化とみてよいだろう。

また形状についても時期によって変化がみられる（木戸 2006）。個体差・地域差はあるものの、天正 4（1576）年～天正 11（1583）年ごろは、顔がのちの馬面や龍面よりも魚面に近く、胴部の反りがきついとされる。全体的に織豊期のものは元和以降のものに比べて「体部がずんぐりして、直立気味で反りが弱く、下部が三角形状を呈したり、尾鱗の付根が締まらないといった特徴を持つ」（乗岡 2018）。家康期以降の鯨瓦は尾鱗が二股に分かれるが、信長・秀吉期の瓦はそうではないという特徴も指摘されている（佐藤 2009）（図 3）。

以上述べた通り、鯨瓦については鱗の表現

方法、製作技法、体部及び尾鱗の形状の変化によって型式変化をある程度追うことができる。しかし肥前名護屋城で鱗の表現方法が 3 タイプ混在することからも、明確な区切りはないようである。

3 名古屋城出土の鯨瓦について

名古屋城では平成 30 年度に行った小天守台周辺の発掘調査（木村・西本 2019）において、鯨瓦の破片が 3 点確認されている（図 4）。3 点の内訳は胸鱗または耳周辺の体部と思われる破片が 1 点と鱗部と考えられる破片が 2 点であり、体部片では鱗が認められる。鱗はいずれも片面が平坦であるため、胸鱗か腹鱗と思われる。鱗は U 字スタンプで表現されている。U 字スタンプによる鱗の表現は天正 16（1588）年以降に出現したとされており、名古屋城から出土する鯨瓦の形式としては妥当なものといえる。耳の付近で鱗は反転しない。

鱗については小片のため判断が難しい。

平成 30 年度調査で出土した鯨瓦であるが、本来葺かれていた建物はなんであったのだろうか。出土位置は小天守台の西側に設けた調査区である。小天守は現在銅製の鯨が棟を飾る。この銅製鯨瓦は名古屋離宮時代に江戸城から運ばれたものとされている。しかし金城温古録には「鱗亦、土瓦なり」という記述があることから、少なくとも幕末に葺かれていた鯨瓦は土製であった可能性が高い。小天守に葺かれていた鯨瓦が土製であるならば、出土した瓦は小天守に葺かれていたものであるのだろうか。

鯨瓦片を含んでいた層位は現地で二段階確認された瓦を大量に含む層の下層の方である。刻印のある築石大の石材を含んでいることが特徴で、堆積時期自体は不明であった。

小天守周辺で大規模な造成を行った時期として考えられるのは、戦後の現天守閣再建工事時

と戦後に焼け落ちた建物等を片付けた時、明治24（1891）年に起きた濃尾地震によって倒壊した小天守西側の多聞櫓を解体した際の工事時である。

名古屋城内で行った調査成果から、現天守閣再建工事時に造成された層や戦災ガラを処理した層には焼土粒や被熱した瓦を含むことが多い傾向が判明している。しかし、小天守台西側の調査区では被熱した瓦はほとんど確認されず、焼土粒もほとんどみられなかった。よって配管の埋設等は一部見られるが、戦後の造成によるかく乱はほとんど及んでいない調査区であったと考えられる。

瓦を大量に含む二段階の層は戦後の工事に由来するものでないとするならば、残る可能性は明治24年の濃尾地震に由来する工事の結果と考えるのが妥当であろう。二段階確認された瓦を大量に含む層の上の方の層では漆喰を大量に含んでいることを確認していることから、多聞櫓撤去時の材を埋めた可能性が高く、濃尾地震後の造成工事という説を補強できる。

ただし上層は濃尾地震後の造成工事と考えられても、二段階確認された瓦を大量に含む層の下層の時期は不明である。特に築石大の石材を含んでいる理由について理解することが難しい。築石に確認できた刻印は浅野家が使用していた刻印であった。同じ刻印のある築石は小天守台西面でもみられることから、石が小天守台西側周辺にあることは不思議ではない。しかし使用しなかった石材を築城期すぐに埋めたとするならば、石材を埋めている土が瓦を大量に含んでいたという事実と矛盾する。築城期に大量の瓦の廃材がでるということは考えにくいからである。

また小天守西側の斜面には江戸時代中のある時期まで雁木が存在していた（図5）。雁木を撤去した時期は定かではないが、その時期に合

わせて大きな改変があったと考えるのが妥当であろう。ただし雁木を撤去した工事の際の堆積だとして、瓦を大量に含むことに疑問が残る。建物の廃棄を伴わない工事において、瓦が大量に廃棄されることは少ないだろう。

一番理解しやすいのは、2時期に区分している大量の瓦を含む層を1時期の堆積と考え、すべて濃尾地震後の工事の所産とする説である。小天守西側の多聞櫓を解体しているため、大量の瓦は廃棄される。ただし鯨瓦が濃尾地震によって倒壊した多聞櫓を含む建物に使用されていたかは疑問が残る。

いずれにせよ土層の時期がまた問題になるが、時期を比定できるような陶磁器類は出土しなかったため、これ以上の推察は現時点では困難である。

おわりに

名古屋城小天守台西面の調査において出土した鯨瓦について、時期及び葺かれていた建物について私見を述べた。

鯨瓦の製作時期はおおよそ築城時として良いと考えられるが、廃棄時期は不明である。状況から想定すると、同時に廃棄されていた瓦については多聞櫓に使用されていたものとするのが妥当であると考えている。離宮期に葺きかえられたことから同時期に小天守の鯨瓦が破損した可能性がある。

現在名古屋城内の建物の棟を飾る鯨は銅製であり、土製の鯨はみられない。離宮期に取り替えられているので、焼損した金属瓦として所蔵されている鯨も全て銅製である。築城時から幕末にかけて、江戸時代の名古屋城の姿を検討していくうえでも、土製鯨瓦の存在は重要な位置を占めると考えている。今後の資料の増加に期待したい。

参考文献

伊藤雅乃 2011 「広島城跡上八丁堀地点出土の金箔瓦について」『金箔瓦の系譜』、財団法人広島市文化財団
広島城、pp56～59

大脇 潔 1999 『日本の美術』391 鷗尾、至文堂

木戸雅寿 2006 「織豊系城郭における鯨瓦の意義」『淡海文化財論叢』1、淡海文化財論叢刊行会、pp258～263

木戸雅寿 2008 「城郭における「鯨瓦」の成立と展開」『季刊考古学』第103号、雄山閣、pp37～40

木村有作・西本茉由 2019 『特別史跡名古屋城跡 天守台周辺石垣発掘調査報告書』、名古屋市

佐藤大規 2009 「広島城出土の金箔鯨瓦についての考察」『広島大学総合博物館研究報告』1、広島大学、pp1～11

篠原達也 2011 『金箔瓦の系譜』、財団法人広島市文化財団 広島城

千田 嘉博 2021 「鯨の歴史的意義」『名古屋城金シャチ特別展 公式ガイドブック 2021』名古屋城金シャチ特別展覧実行委員会、pp16～23

乗岡 実 2018 「織豊期城郭建築の棟を飾った瓦」『織豊城郭』第18号、織豊期城郭研究会、pp111～141

松下 浩 2000 「城郭と鯨」『日本の美術』404 城と天守、至文堂、pp86～98

三浦正幸 1995 『石垣が語る城の歴史・広島城』歴史群像名城シリーズ9、学習研究社

宮崎博司 1999 「肥前名護屋城出土の飾瓦」『博物館研究紀要』第5集、佐賀県立名護屋城博物館、pp47～83

山下大輝 2017 「鯨瓦」『織豊系城郭とは何か』、サンライズ出版、pp206～207

《Title》

Shachihoko, excavated from the west of the small castle tower of Nagoya Castle

《Keyword》

Shachihoko, small castle tower, earthenware roof tile, Tamon-yagura(tarret), Nobi Earthquake, Shibi(ornamental ridge-end tile)



写真1 金鯨が乗る大天守（北から）



写真2 西南隅櫓銅鯨瓦（南から）



写真3 名古屋城所蔵の銅鯨



写真4 鯨瓦（日本城郭研究センター前 筆者撮影）



写真5 東大寺大仏殿の棟を飾る鴟尾（筆者撮影）

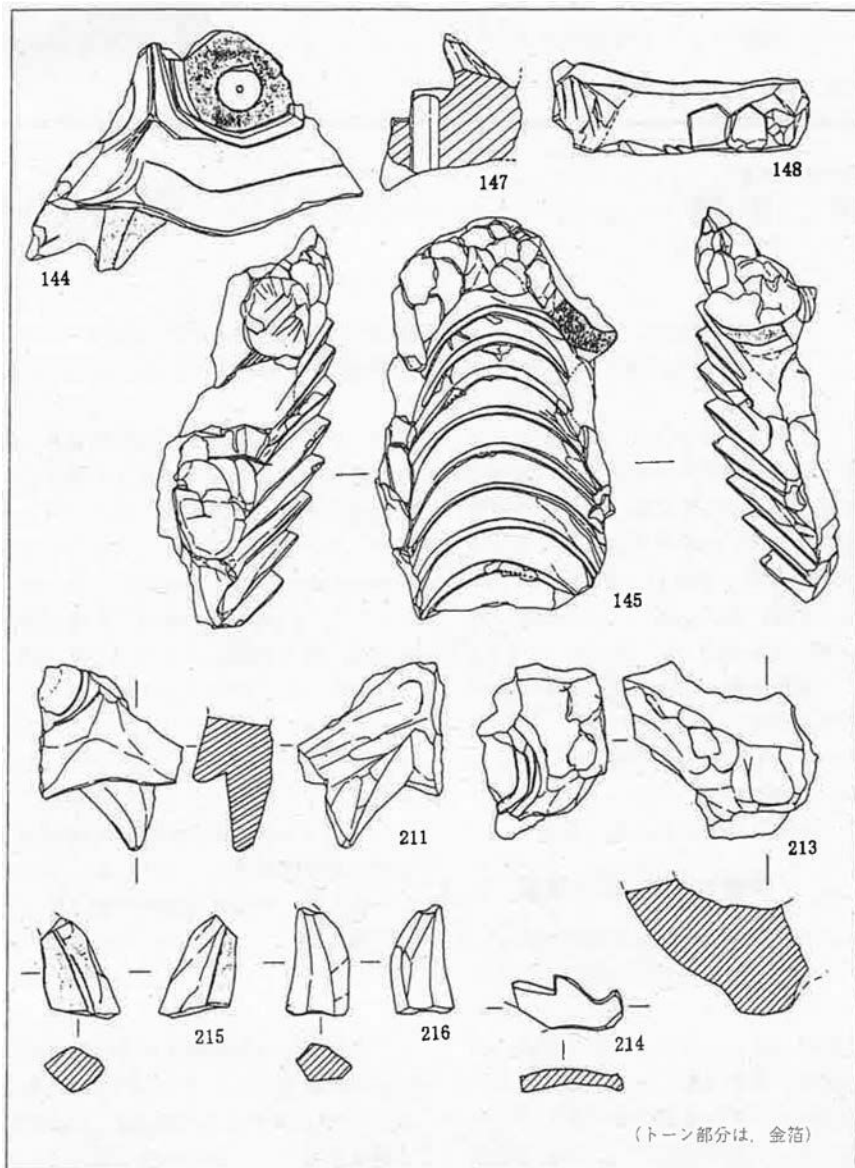


図1 安土城跡伝米庫出土金箔鯨瓦

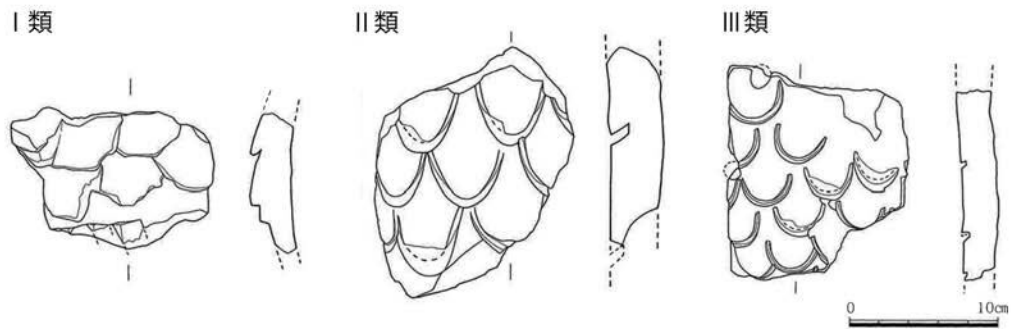


図2 肥前名護屋城鯨瓦の鱗表現のタイプ (宮崎 1999 より作成)

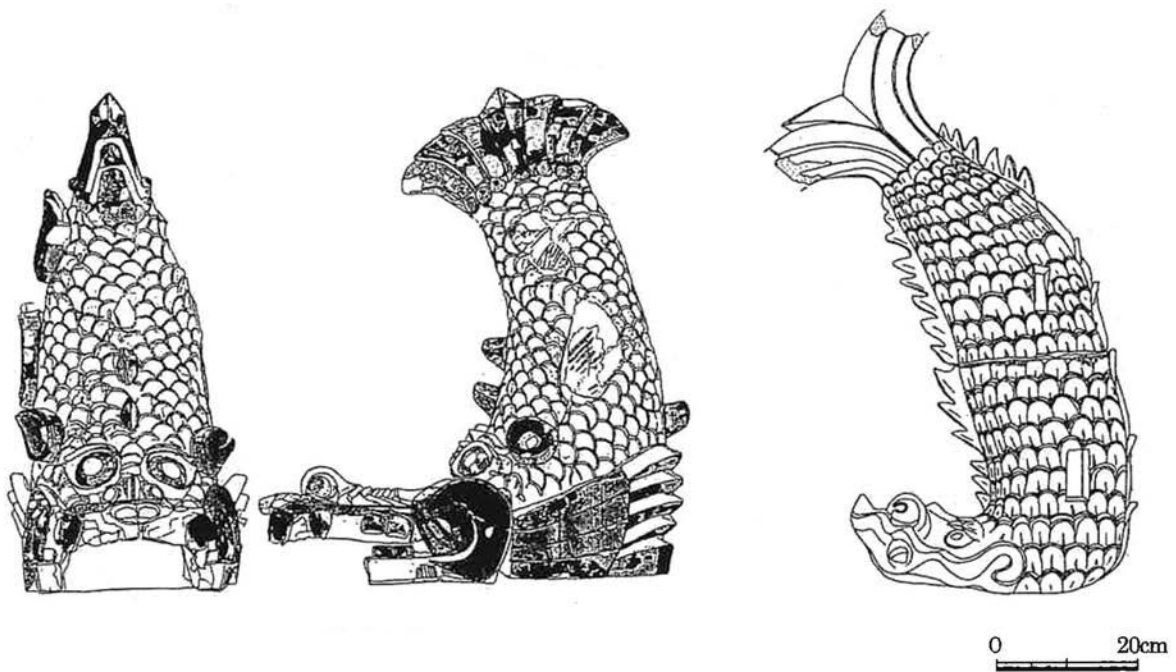


図3 広島城八丁堀跡出土鯨瓦 (左) と淀城出土鯨瓦 (右) (乗岡 2018 より作成)

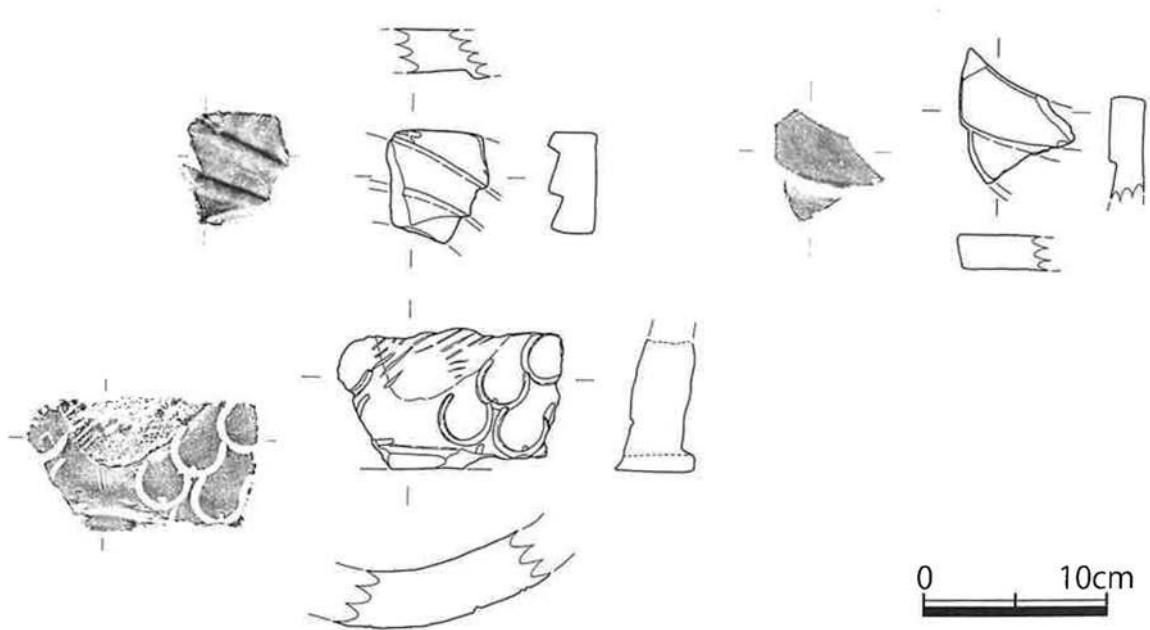


図4 小天守西出土鯨瓦片3点（木村・西本 2019 より作成）

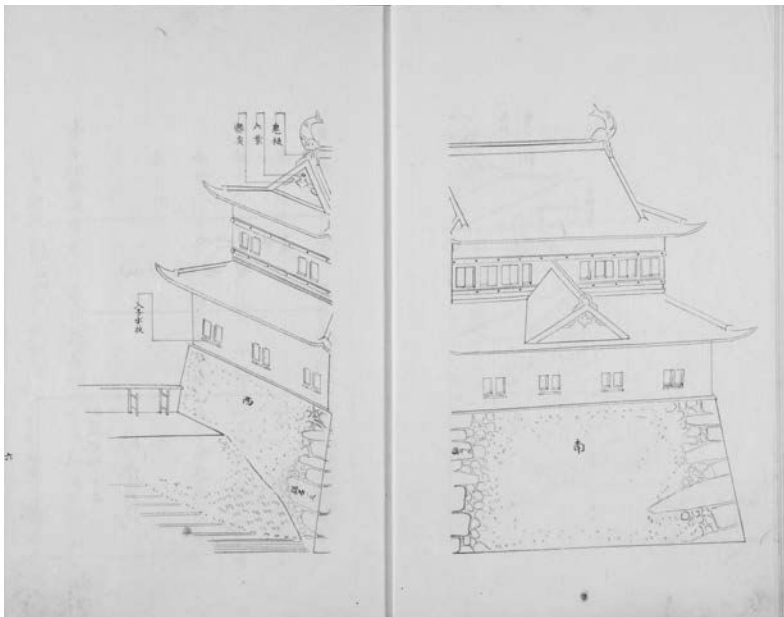


図5 小天守大体（西・南面）（金城温古録より）

〈資料紹介〉御深井丸茶席庭園の石造物

大村 陸

キーワード

御深井丸 塔心礎 古代寺院 弓矢櫓 礎石
石燈籠 織部燈籠 春日燈籠 方角石 井戸筒

はじめに

名古屋城の御深井丸では多種多様な石造物を見ることができる。これらの多くは昭和24年(1949)に行われた茶席の整備に伴って名古屋城へ持ち込まれたものである。茶席は天守再建に先立って市制60周年記念事業のひとつとして整備され、建築を森川勘一郎が、庭園を子息の森川勇が担当した。庭園に置かれた石造物に注目すると由来が不明瞭なものも多いが、どれも優品で、その収集に携わった両氏の功績は大きい。

茶席の整備から70年以上が経ち、現在は年数回の特別公開を除き非公開⁽¹⁾となっているが、本稿にて茶席庭園に置かれている石造物と、合わせて茶席内で現存する弓矢櫓の礎石を報告する。

1 茶席庭園の石造物の概要

現在の茶席庭園で見られる石造物は16点あり、記録はあるが所在不明となっている2点、そのほか隅櫓の礎石2箇所を合わせた20資料を今回の報告で取り扱う。

各資料の現在の位置を示したものが図2で、礎石類、石燈籠類、その他の石造物と3つに分類し、次章より順に報告していく。

2 礎石類

A1 河内飛鳥出土塔心礎 (巻頭口絵4)



図1 現在の茶席庭園(織部堂を東から望む)

河内飛鳥出土塔心礎は大阪府羽曳野市飛鳥周辺で出土し、昭和32年(1957)に名古屋城へ寄贈されたものである。御深井丸の石造物のなかでもひと際目立つ巨大な心礎で、城内の石造物では団原古墳石室⁽²⁾に次いで研究史上で多く取り上げられている重要資料といえる。

心礎の寸法は長さ3.0mで直交方向の幅2.1m、露出部の最大高は0.6mである。上面の中心から少し東寄り(現在の位置による方位、以降も同様)に4段の孔が開けられており、類例が多くある3段式の心礎と比べて底部がさらに1段つく。各孔の計測値は、1段目の心柱孔が直径103cmで深さが34cm、2段目の蓋受孔が直径20cmで深さが2cm、3段目の舍利孔が直径16cmで深さが15cm、4段目の乾湿孔が直径14cmで深さが4cmである。

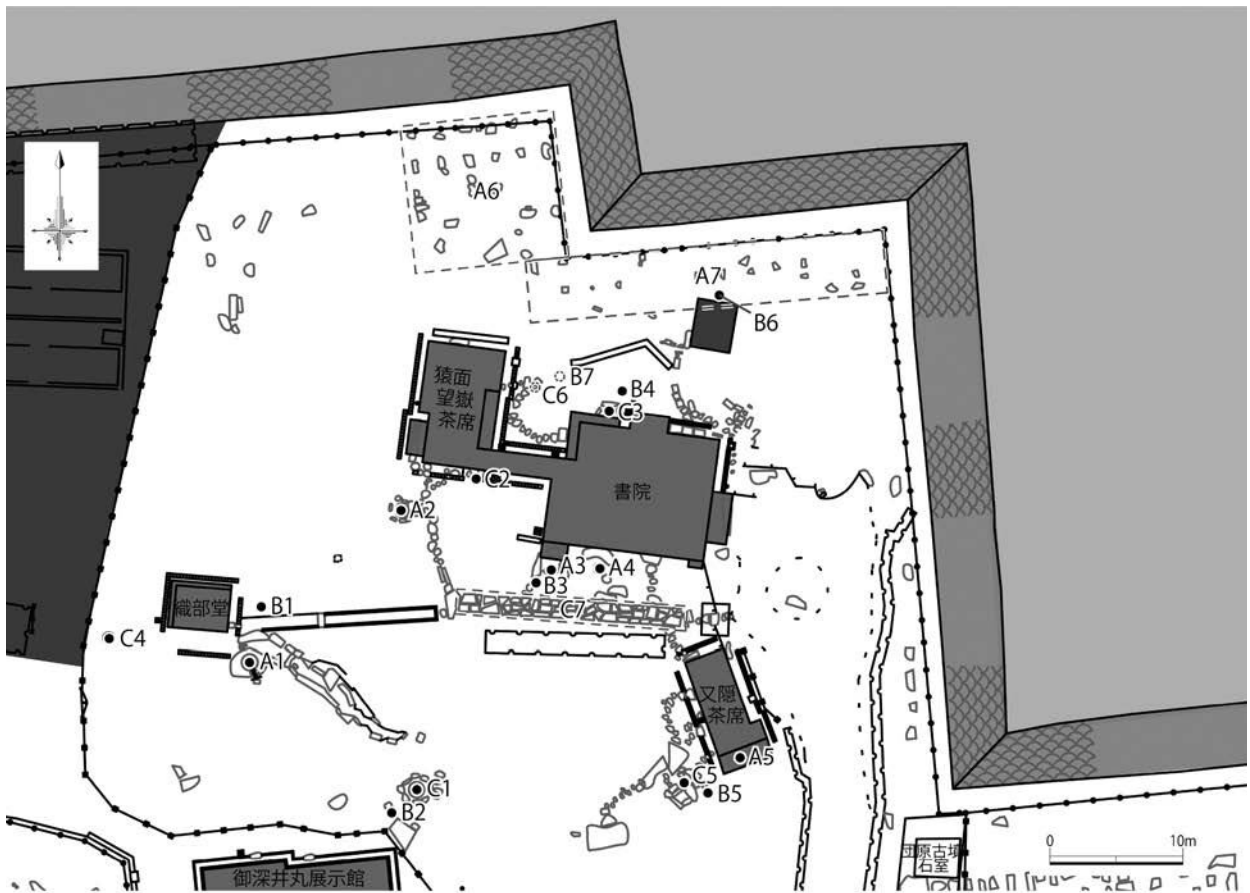
心礎の出土から寄贈までの経緯は大谷俊雄と山本彰によって既に報告されている。大谷は関係者への聞き取り調査による成果を(大谷1982)、山本は新聞記事と発見直後の大阪府教育委員会による記録などを紹介している(山本

2007)。それらの成果をもとに本稿でも発見から寄贈までの経緯を簡単に整理しておく。

心礎の発見は昭和9年（1934）の春で、個人所有のため池を水抜きした際に北東側の池畔から見つかったようである。発見後に大阪府職員が調査をしており、12月には日本古文化研究所の足立康が心礎を評価した新聞記事が報じられた。この時には名古屋出身で石造美術に造詣が深かった高松静男によってすでに購入され

ており、鉄道で名古屋へ運ぶまでに大阪府などによる一時引き止めがあったが、交渉の結果認可され、年内に名古屋駅まで輸送された。そこから栄の高松宅までは陸軍造兵廠の機械で運ばれたという。心礎の購入額が当時のお金で7～80円だった一方で、運送には500円かかったと記録されている。

高松宅の庭に置かれた心礎であったが、その後戦禍に巻き込まれ、敷地が戦後の都市計



1. 礎石類	2. 石燈籠類	3. その他の石造物
A1 河内飛鳥出土塔心礎	B1 織部燈籠	C1 方角石
A2 法華寺礎石	B2 建中寺燈籠	C2 紙屋川橋杭
A3 橘寺礎石	B3 春日燈籠	C3 車手水鉢
A4 不明礎石 1	B4 四方燈籠	C4 くりぬき井筒
A5 不明礎石 2	B5 西ノ屋燈籠	C5 手水鉢 1
A6 弓矢櫓礎石	B6 不明燈籠 1	C6 手水鉢 2 (所在不明)
A7 東弓矢多門櫓礎石	B7 不明燈籠 2 (所在不明)	

図2 茶席庭園内石造物位置図

画で換地として移転されるのを機に名古屋城へ寄贈されることとなった。寄贈に際しては当時の小林橋川市長が事前に視察へ訪れた様子が報じられ、昭和32年（1957）11月にトラクターで御深井丸茶席庭園の現在と同じ場所まで搬入されたようである。

以上が経緯になるが、河内飛鳥出土塔心礎が心礎の研究史上で取り上げられたのは田中重久が初出である（田中1939）。田中は心礎の集成と分類を行っており、そのなかで新たに提示した「凹四段式心礎」の代表として紹介している。高松宅に所在していた頃の実測図も掲載され、底部の4段目が舍利孔の湿気を除くためのものと指摘している。

石田茂作による集成と分類（石田1932）や田中の成果からさらに集成を拡充したのが岩井隆次である（岩井1982）。岩井は河内飛鳥出土塔心礎を3段孔式の派生として「檜前寺式」に分類し、全342事例の集成から心礎の大きさと心柱孔の大きさが国内有数であることを示している。

昭和60年（1985）には伊藤厚史が実測図の作成から河内飛鳥出土塔心礎の紹介をしており（伊藤1989）⁽³⁾、羽曳野市野中寺の発掘調査報告書では出土した心礎の類例として取り上げられ、新たな実測図と寺山周辺の黒雲母石英安山岩製であることが報告されている（羽曳野市教育委員会1986）。

このほか藤沢一夫は河内飛鳥周辺で白鳳期の平瓦や丸瓦が採集できるとし、飛鳥戸郡の郡寺として白鳳期の古い時期から「飛鳥寺」があったと評価している（古代を考える会1976）⁽⁴⁾。

昭和60年（1985）には付近一帯で埋蔵文化財の分布調査が行われ（羽曳野市教育委員会1986）、その後平成元・2年（1989・1990）には駒ヶ谷遺跡調査会によって心礎出土地周辺の試掘調査が実施された（羽曳野市教育委員会1992）。26箇所の地点で調査を行い、平安時代後半以降の瓦や寺院遺構等が見つかった一

方で古代寺院に関わる遺構・遺物は一切確認されなかった。この時に再度心礎の実測図が作成されている。また、平成6年（1994）に羽曳野市史の第3巻が刊行され、辻葩学によってこれらの成果が簡潔にまとめられている（辻葩1994）。

羽曳野市史では「河内飛鳥寺跡」という名称を使用しているが、その由来は特定の寺院ではなく周辺の「飛鳥」という地名によるものである。出土地周辺には「西ノ寺」「龍王寺」といった寺院に関連する小字が残されており、発見時から西ノ寺や龍王寺、飛鳥廃寺などでも呼称されてきた。そのほか『太子伝玉林抄』に太子建立四十六寺院のひとつとして「飛鳥寺」の記述があり、そこに結び付ける説も提示されている（大谷1982や岩井1982）。

玉林抄に注目すると実際の記事は「飛鳥寺、推古天皇御願、云々。今者堂塔本尊無之。」とある（『太子伝玉林抄』巻第二十）。太子建立として52の寺院が一連に記されているが、そのうち所在国が書かれていないのは繖寺、當麻寺、久米寺、飛鳥寺の4つのみである。これらの寺院だけ記載がない理由は不明だが、他の古文献を見ればおよそその所在は推定できる。しかし、飛鳥寺だけは和と河内どちらの飛鳥を指すのか断定することができない。このため、先の説が提唱されていると考えられる。

少し検討してみると、大和の飛鳥寺は『上宮太子拾遺記』にて建久7年（1196）に寺院が全焼して本尊の頭部と手だけが残ったことが記録されており、玉林抄が書かれた室町時代にはほぼ記述通りの姿であった可能性がある。一方の河内飛鳥についても発掘調査の成果から当時は寺院が存在しなかった可能性が考えられる。しかし、河内飛鳥出土塔心礎が白鳳期のものと考えられることから（後述）、玉林抄の飛鳥寺は6世紀末に建立されたとされる大和の飛鳥寺を指すと思われる⁽⁵⁾。

これまでいくつかの実測図が作成されてき

た河内飛鳥出土塔心礎だが、本稿では3次元計測によって改めて実測図を作成した⁽⁶⁾(巻頭口絵4)。目的は主に2つあり、正確な図面を迅速に作成することと、石材加工技術の検討を行うためである。

心礎の加工技術を観察すると、まず上面については、大部分で平滑にすることを意図した加工が施されており、さらに加工痕を磨いて消すナラシ技法⁽⁷⁾が用いられている。心柱孔の北側一部分だけ粗く剥離していて、風化か後世の影響を受けていると考えられる。また、南西部に4本の溝が確認できるが、これは加工前にひだ状になっていた部分を平滑にした際に残った自然面と思われる。

心礎の側面から下半にかけては大半が自然面のままである。ただし、南西部においては粗削りの加工が確認でき、全体の形状をおおまかに整えるような加工があったことがわかる。

心柱孔は真円に彫り込まれており、底面は水平になるよう整えられている。全面がノミ小叩き技法によって加工され、心礎として使用する際に全て隠れる部分であっても仕上げまで丁寧に施されていることが分かる。続く蓋受孔も真円で作られており、蓋をはめ込み密閉する必要があったためかナラシ技法で表面と角部が整えられている。

舍利孔にはノミ小叩き技法が用いられており、断面を確認すると中央部から下部にかけて少し膨らんでいることがわかる。これは工具に起因するものと考えられ、細長いノミ状の工具を用いて孔を彫る際に工具の長さが十分でなく垂直に彫れなかったものと想定できる。また、最深部の乾湿孔もノミ小叩き技法で東側がやや深く彫られており、工具の影響で他の部分のような丁寧な加工が出来なかったと考えられる。

河内飛鳥出土塔心礎に見られる加工技術を部位ごとに観察したが、全体としては精緻な

加工が各所に施されているといえる。古墳時代後期の家形石棺では、使用時に隠れてしまう棺内や棺身外面底部が粗い加工のままのものや、水平垂直がゆがんでいるものも多く見られる。これと比較すると心礎では硬質な石英安山岩を真円や水平を意識して加工できる精度の高い技術が用いられていることがわかる。河内飛鳥周辺では、古墳時代終末期から心礎と同じ寺山産の石英安山岩を用いた横口式石槨を観音塚古墳やオーコー8号墳などで見ることができ、切石を精緻に加工し組み合わせている。連続する時期のなかで心礎の加工技術とは強い関連が考えられ、古墳時代終末期から製作物を変えながら寺山に拠点をもった石材加工集団が存在した可能性がある⁽⁸⁾。

河内飛鳥出土塔心礎の時期について、発見当初から足立康によって白鳳期の心礎とされ、岩井隆次も白鳳期としている。発掘調査から遺物が確認されていないため詳細な検討はできないが、形状が類似する3段孔式の心礎は白鳳期に多く見られることは指摘できる。4段の孔をもつ心礎は、ほかに葛城市石光寺と堺市丹比廃寺に限られ、どちらも白鳳期の軒丸瓦が見られる。また、同じ寺山産石英安山岩製の羽曳野市西琳寺の心礎も注目できる。3m×3mで高さ1.5mの巨大な心礎で飛鳥後期から白鳳期にかけての軒丸瓦が見つまっている。これらの類例からみても河内飛鳥出土塔心礎は白鳳期の心礎である可能性が高い。

最後に心礎出土地周辺に寺院が存在したのかについて私感を述べて終わりにしたい。駒ヶ谷遺跡調査会による調査の報告書では、心礎出土地周辺で遺構や遺物が確認されなかったことの要因として、A: 後世の地形改変によって寺院に関する遺構・遺物が消滅した、B: 平安後期の寺院創建に際して別の場所から持ち運ばれた、C: 別の場所にあった塔心礎が遺棄された、という3つの可能性を提示している(羽曳野市教育委員会1992)。また、山本は寺院

建立に際して塔心礎を設置したが、建設中止となり塔心礎だけ残された説を提示している（山本 2007）。

周辺の古代寺院の分布をみると、石川の沖積平野では密な分布がある一方で、古代の官道である竹内街道に沿って出土地周辺の丘陵に上がると途端に分布が少なくなる。渡来系氏族の飛鳥戸氏の本貫であるこの地域に寺院が存在しないとは少々考えにくい。心礎は寺山から採石されたことから近辺の寺院に用いられた可能性が高く、精緻な加工をみると未成品とも考えにくい。また、心礎がため池の北東堤から発見されたことに注目すると北東堤は谷部の低地側にあたり、ため池をつくった際に土留めを施した箇所と考えられる。これらことから、近辺にあった古代寺院の心礎がため池を作るなかで持ち込まれ、それが水抜きした際に発見されたのではないだろうか。

A2 法華寺礎石（図3-1）

茶席庭園の石造物のうち、寄贈の経緯が分

かっているもの、調査が行われているものは河内飛鳥出土塔心礎のみでそのほかは基本的に詳細不明である。こうしたなか唯一参考となるのが、名古屋城管理事務所が発行している「名古屋城内茶席乃由来」という小冊子である（発行年不明）。巻末に「森川勇氏の原稿を故森川勘一郎翁が後閲された小冊子を原にして、平易に修正し一部増補した」とあり、作庭した森川勇による各所の解説が記されている。以降の石造物は森川による評価を参考にしながら報告していく。

法華寺礎石⁽⁹⁾は森川によれば奈良市法華寺の礎石とされているもので、昭和24年（1949）の庭園整備に伴って持ち込まれたものと考えられる。

礎石は花崗岩製で、寸法は長さが100cm、直交方向の幅が83cm、下部は地中に埋まるが露出部の高さは20cmである。上面中央に円形の柱座が造り出しで設けられている。1段目は直径78cmで高さ10cm、その上にうっすらと2

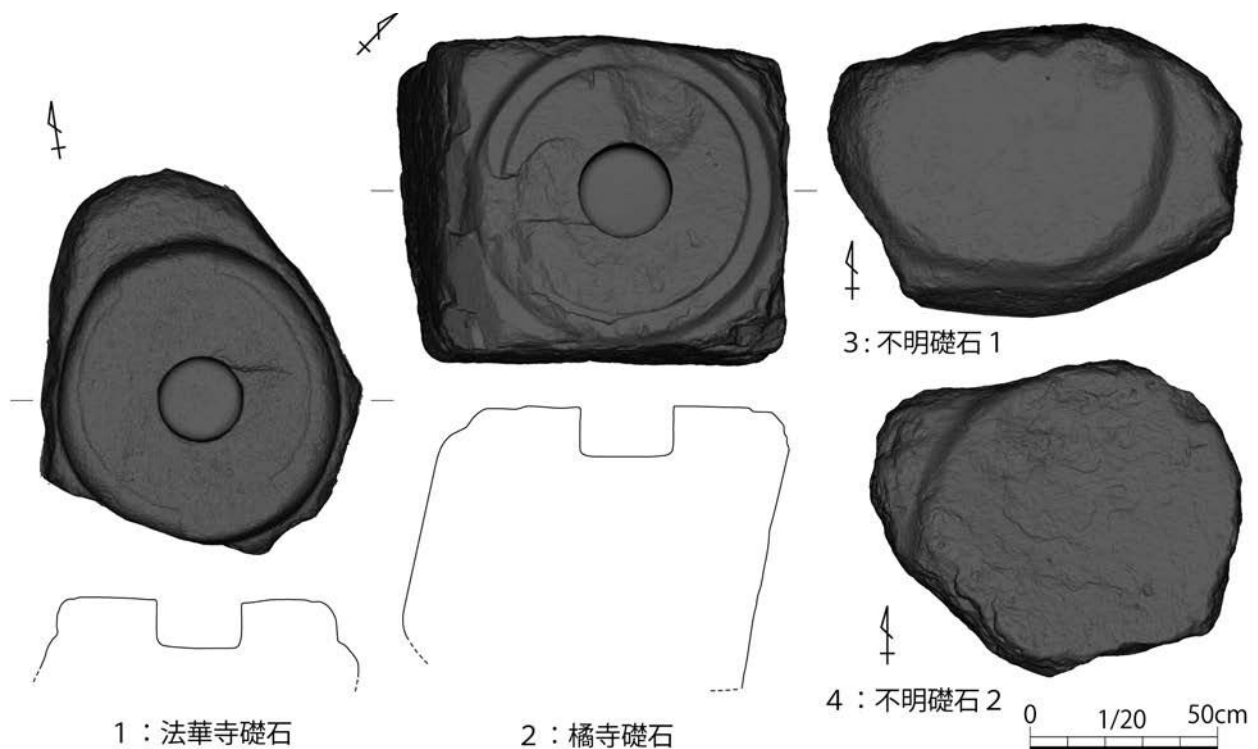


図3 礎石類実測図

段目があり、直径 60cm で高さ 3mm ほどである。2 段目は円形ではなく、双方中円形となっている。柱座の中心には直径 23cm 深さ 12cm の円形の穴が掘り込まれているが、これは手水鉢として使用するために後世に加工されたものと思われる。

法華寺は奈良時代に総国分尼寺として建立された寺院で、境内の本堂西方で旧金堂の礎石を見ることができる。この礎石がいつの時期のものかは不明であるが、柱座は 2 段目の高さが 5 cm ほどあるような明瞭な 2 段となっており、庭園の資料とは形状が異なる。

A3 橘寺礎石 (図 3-2)

橘寺礎石は森川が明日香村橘寺の礎石としているもので、昭和 24 年 (1949) の庭園整備に伴って持ち込まれたと考えられる。現在も手水鉢として笕で水を満たしており、水みちとなっている上面北西部は浸食の影響を受けている。

礎石は花崗岩製で、寸法は長さが 92cm で直交方向の幅が 82cm、高さは 76cm である。全体の形状は直方体状に整えられており、上面には円形でなだらかな 2 段の柱座が造り出されている。外側の 1 段目は直径 79cm で高さ 4 cm、内側の 2 段目は直径 66cm で高さ 1.5cm である。柱座の中央は直径 25cm、深さ 13cm の円形の穴が掘り込まれており、手水鉢として使用するために後世に加工されたものと思われる。

法華寺礎石とは設置方法が異なり、台石の上に据えられている。台石は佐久石製で、森川によれば「旧徳川邸より運んできた」とされる。整備の背景から旧徳川邸とは市内の徳川邸を指すと考えられ⁽¹⁰⁾、大曾根邸と奥山町邸が挙げられるが、時期と庭石という観点からみると大曾根邸の可能性もある。

橘寺は聖徳太子誕生の地として知られており、境内の往生院中庭には 2 点の古い礎石が置かれている。どちらも 2 段の柱座をもつが、1 段目は方形で 2 段目は高さのある円形のも

ので、庭園の資料とは形状が異なる。全体の形状も自然石のままとなっており、庭園の資料が後世に方形に整えられた可能性もあるが、形状が異なっている。

A4 不明礎石 1 (図 3-3)

不明礎石 1 は森川によれば名古屋城内に放置されていた石垣の残石から発見された古い伽藍石とされている。

礎石は花崗岩製で、寸法は長さが 97cm で直交方向の幅が 77cm、下部が地中に埋まるが露出部の高さは 18cm である。上面中央には 1 段で円形の柱座が設けられ、直径 88cm で高さ 3 cm である。柱座は南側 15cm ほどが割り取られている。この大きな柱座があることから古代寺院の礎石である可能性が考えられるが、詳細は不明である。

A5 不明礎石 2 (図 3-4)

不明礎石 2 は森川によれば名古屋城旧清水御門の石垣の中から出てきた古い伽藍石とされている。

礎石は花崗岩製で、寸法は長さが 108cm で直交方向の幅が 68cm、下部が地中に埋まるが露出部の高さは 19cm である。上面中央には 1 段で円形の柱座が設けられ、直径 84cm で高さ 3 cm である。柱座は北側 25cm ほどが欠損している。不明礎石 1 と同様に、大きな柱座があることにより古代寺院の礎石である可能性が考えられる⁽¹¹⁾。

A6 弓矢櫓礎石 (図 4、図版 1)

弓矢櫓礎石は茶席庭園内で確認することができる隅櫓跡に現存する礎石である。

弓矢櫓は二重の隅櫓で、北面に水堀から直接水を汲むことができる水汲窓が設けられていた。『金城温古録』によれば弓道具の保管庫で、弓矢奉行役所として使われたとされる。その後、明治 6 年 (1873) 頃に陸軍によって壊されたと考えられている。

弓矢櫓周辺の礎石が現存することは知られていなかったため基礎的な調査を実施した。図

4に示したのが現在の地表面で観察できる礎石の位置とその石種である。礎石は地表面より上の部分を輪郭とした。当然地表下で残存するものもあると想定されるが、茶室整備時など後世の影響を受けてか礎石の配置は一部失われている。

桁行（東西）方向の北から2・3列については残存状況が良く、一定間隔で並ぶ礎石が確認できる。他の箇所も部分的に確認することができ、全体で5間6間の礎石が残存していることがわかる。これらのことから、弓矢櫓は北端と東端の礎石に石垣天端石を使用して建てられた南北5間東西7間の隅櫓であったと考えられる。また、柱間は6尺5寸（約1.97m）と推定される。『金城温古録』では大きさについて明確な記載はなく、外観の計測値として南北6間1尺、東西7間3尺と記されるのみである。絵図をみると、「元禄十年御城絵図」や「御本丸御深井丸図」では南北5間東西7間で柱配置が描かれており、こちらが参考となる。

石種は砂岩や花崗岩、花崗閃緑岩が確認でき、

石垣石材と同様の石材を割石に加工し、礎石として用いていると考えられる。弓矢櫓には修理等の記録は残されておらず、築城期の礎石が現存する貴重な資料として評価できる。

A7 東弓矢多門櫓礎石（図4、図版2）

東弓矢多門櫓礎石は弓矢櫓と接続する多門櫓跡に現存する礎石である。弓矢櫓と同様の調査を実施して図4に成果を示した。

『金城温古録』には「古図によると3間梁14間と有り」という記載と1重に描かれた立面図が記されているのみで、詳細は不明である。弓矢櫓から少し西に離れた御深井丸北辺中央には西弓矢多門櫓があり、弓矢方の所有とされているので、名称からして東弓矢多門も同様のものと考えられる。また、これらの建物は徳川慶勝が撮影した連続写真から江戸時代後期頃の外観を伺うことができる。こちらも弓矢櫓と同じく明治6年（1873）頃に陸軍によって壊されたと考えられる。

残存状況を見ると、北から3列目がおおよそ等間隔に並ぶが、欠損が著しく、西から6

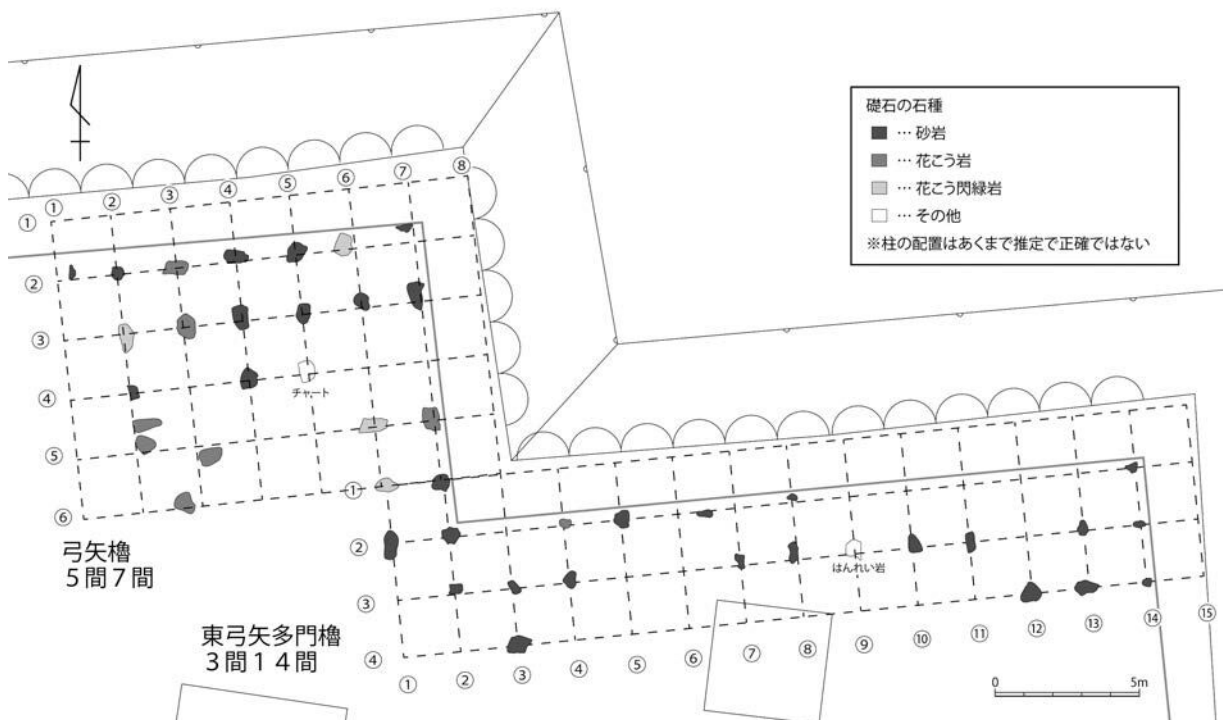


図4 弓矢櫓・東弓矢多門櫓跡 礎石残存状況

列目の礎石については木の影響で東へずれている状況が確認できる。これを除けば全体で一定間隔に並ぶ礎石がみられることから、東弓矢多門櫓は南北3間東西14間の多門櫓であったと考えられる。

石種については弓矢櫓と近似している。なお、北から4列目中央では、礎石の位置と被るように倉庫が建てられており、茶席整備の際に大きく壊されている可能性がある。

3 石燈籠類

B1 織部燈籠 (図5-1)

織部燈籠は織部堂東方に置かれており、昭和24年(1949)の茶席整備に伴って名古屋城へ持ち込まれたものである。

森川によれば熱田羽城の加藤家で代々大切にされていたもので、戦時中には土中深くに埋めて保存していたほどであったという。猿面茶席が現存していた頃には前庭に織部燈籠が置かれていたことから、それを模すために加藤家より寄贈を受けたとされる。

基礎以下が地中に埋まる生込型の花崗岩製織部形石燈籠で⁽¹²⁾、露出部の全高が158cm、最大幅となる笠が幅48cm奥行48cmである。火袋は東西面が火口として開口し、北面は円窓、南面は三日月窓となっている。竿は上部が低いものの十字形となっており、裾の長いカトリック神父と思われる立像が刻されている。竿に記号等は彫られていない⁽¹³⁾。

『名古屋の石造物』(名古屋市教育委員会1983)にて市内の織部燈籠が調査されており、この織部燈籠も取り上げられている。

B2 建中寺燈籠 (図5-2、巻頭口絵5)

建中寺燈籠は森川によれば徳川光友の「墓所にあったものを記念のために譲り受けた」とされる。

六角型の花崗岩製石燈籠で、基礎蓮弁から露出する全高が215cm、笠が幅95cm奥行95cmである。笠は蕨手が1箇所欠損している。火袋

は6面のうち3面が円窓として開口し、他の西面及び北東面には法輪が、南東面に格子窓が陰刻で彫られている。中台の側面は正面の3面のみ装飾があり、背面3面は無地である。竿は中節中央の隆起帯が発達した形状をもち、銘が刻まれている。東面上段に左から「瑞龍院殿御廟所 / 奉寄進石燈籠 / 従五位下但馬守」、東面下段に「両柱 / 源朝臣友親敬立」、西面上段に「元禄十三庚辰年十月十一日」とある。

瑞龍院は徳川光友の戒名で、紀年銘は光友の命日である。寄進者の源朝臣友親は、光友の十一男で川田窪松平家初代当主となる松平友著の初名である。また、両柱とあることから本来は2本1対であったと考えられる。

また、名古屋城振興協会事務所の南方には平成31年(2019)に青山智子から寄贈された燈籠の部材が複数置かれているが、この中に徳川綱誠の墓銘、徳川宗睦の墓銘が刻まれた石燈籠がある。徳川宗睦の墓碑は昭和28年(1953)に建中寺から小牧山へ移設されており、その際に個人へ払い下げられたものと思われる。現在小牧山で見られる石燈籠と同形である。光友墓所も同時期に改変されたと思われるが、名古屋城への寄贈者や寄贈時期は不明である。

B3 春日燈籠 (図5-3、巻頭口絵5)

春日燈籠は六角型の花崗岩製石燈籠で、基礎蓮弁から露出する全高が190cm、笠が幅75cmで奥行は欠損しているが64cmである。笠は蕨手が3箇所欠損する。欠損部の2箇所には小孔が穿かれているため、欠損後に新補石材をはめ込んで補修していた可能性がある。

火袋は南面中区に鹿が陽刻で彫られ、その上部には円窓が開口する。森川によれば春日鹿曼荼羅を描いたものとされる。北面は方形の火口となっており、残りの4面には四天王の姿が1体ずつ陽刻で彫られる。北東面が増長天、南東面が広目天、南西面が多聞天、北西面が持国天である。なお、火袋には接合痕があり、上下2つに割れたものを接合した痕跡を確認

することができる。

森川は「鎌倉時代末期を降らないものであろう」とし、「他に類例をみない希少なもの」で「春日燈籠の濫觴ともいえる」と評価している。

B4 四方燈籠（図版3）

四方燈籠は基礎以下が地中に埋まる生込型の花崗岩製石燈籠で、露出部の全高は147cm、笠が幅45cm、奥行44cmである。現況東に傾いている。

火袋は南面が方形の火口で、北面には円窓と下部に獅子が陽刻で彫られている。注目されるのが東西面で、東面に観音菩薩、西面に地藏菩薩が陽刻で彫られている。この組み合わせの一方で菩薩像の周囲には装飾が一切なく、素朴な印象も受ける。竿は四角形の上部をもつが、全

体の形状は中央部が細い円柱状である。

森川によれば「奈良法華寺型を模造したもの」とされており、たしかに文京区護国寺の石燈籠群にある「法華寺型」の石燈籠に形状が類似する。

B5 西ノ屋燈籠（図5-4、図版4）

西ノ屋燈籠は森川によれば、寄せ燈籠であるが南北朝時代のものでされている。四角型の花崗岩製で、基礎蓮弁から露出する全高は164cmで笠の幅56cm奥行58cmである。方形の笠は1箇所の隅が欠損している。火袋は北面が方形の火口をもち、東面は外区に開いた窓の装飾とその中央に雲と満月であろうか円窓が開く。西面も開いた窓の装飾に半月窓が彫られ、南面は窓枠越しの半月が陰刻で彫られている。

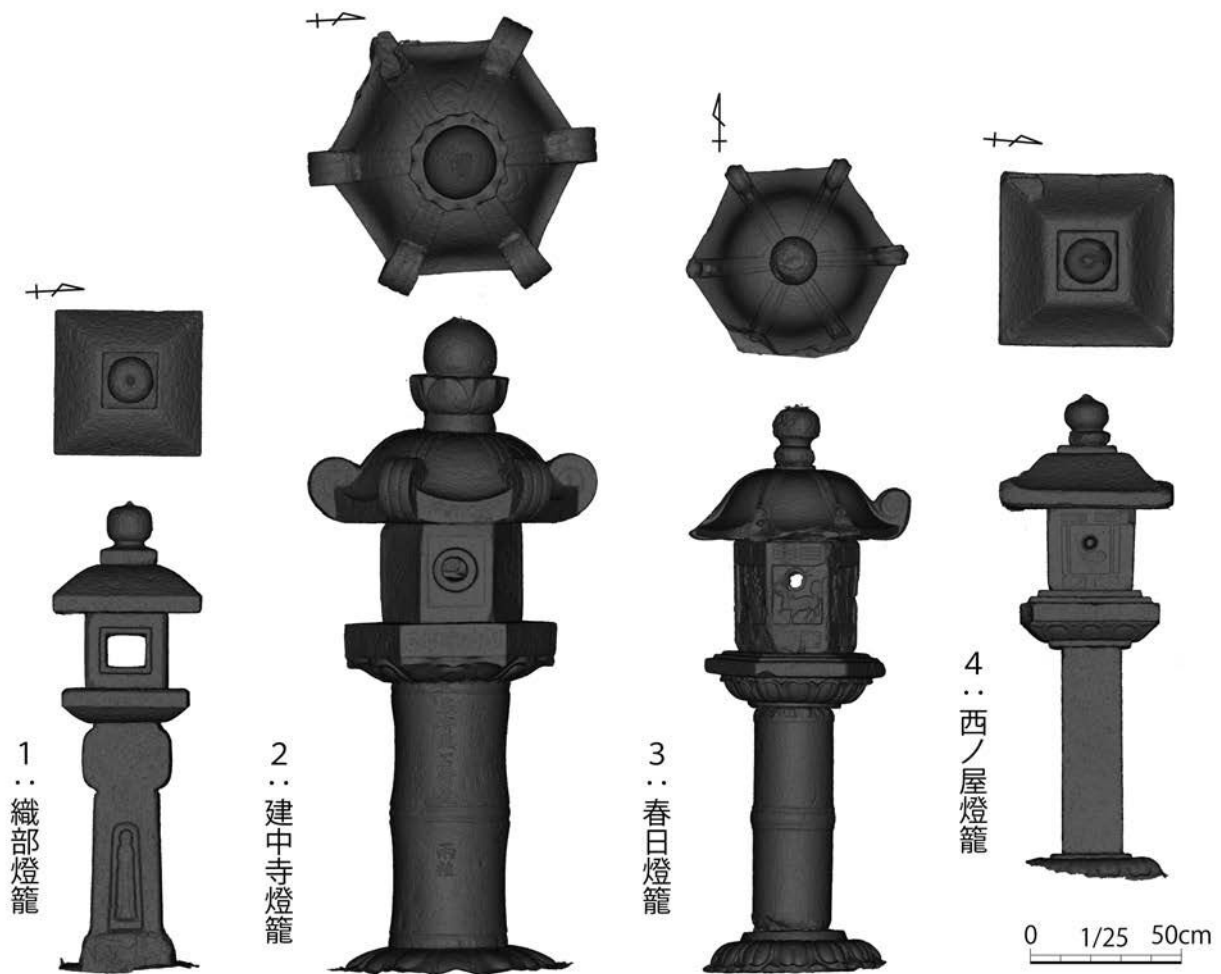


図5 石燈籠類実測図

森川によれば、明治初期頃に又隠茶席を山内邸に移築する際に両替町久田家の久田栄甫が前庭に置いた燈籠とされる。

B6 不明燈籠 1 (図版 5)

不明燈籠 1 は倉庫の北側に部材の状態で置かれている。笠と中台、竿の計 3 点が確認できる。このほか西之丸の名古屋城振興協会事務所南側や木造倉庫北側にも石燈籠の部材が複数置かれているが、いずれも詳細不明である。

B7 不明燈籠 2 (所在不明) (図版 6)

不明燈籠 2 は茶席整備時に設置されていたが、現在同位置に確認できないものである。

森川によれば、四方燈籠という名で竿は新しくなっているが江戸時代初期のものとされ、「名古屋城内茶席乃由来」内の写真(図版 7)で見ることができるが、その後の経過については不明である。

4 その他の石造物

C1 方角石 (図 6-1)

この石造物は方角石(方位石ともいう)と思われるもので、「名古屋城内茶席乃由来」では解説がなく、名称や寄贈の経緯は不明である。

花崗岩製で円柱状の形状をもち、直径 60cm、高さ 30cm である。上面には直径 30cm で深さ 15.5cm の穴が開けられ、手水鉢として使用できるようになっている。穴の周囲には十二支が篆書体で時計回りに陽刻されている。周囲の石も一体のものと考えられ、台石は幅 20cm 高さ 20cm ほどで方角石を囲うように置かれている。台石の北東部には半円状の削りこみがつくられ、現存しないがここに部材が組み合わさっていた可能性がある。

方角石は江戸時代後期から明治時代にかけて方角を確認する目的で各地につくられたもので、十二支とともに中央部に東西南北が彫られているものが多い。この資料は中央が削られてしまっているが、当初はここに方角などが示されていた可能性も考えられる。ちなみに、現在

は実際の方角から西方向に約 20° 傾いた状況で設置されているため、方角は正確ではない。

C2 紙屋川橋杭 (図版 7)

紙屋川橋杭は森川によれば京都鷹峯の紙屋川の古い橋杭で、もとの猿面茶席が二之丸にあった頃に橋杭の手水鉢を用いていたことから、それを模して設置されものである。

橋杭は花崗岩製で円柱状の形状をしており、直径 36cm で露出部の長さは 72cm であるが、下部は地中に埋められている。上面は手水鉢として使用するために直径 23cm、深さ 10cm ほど彫り込まれており、その外側には直径 30cm、幅 5mm で 1 本の円形の溝が彫られている。

由来については森川の解説に齟齬があり、不明である。解説を引用すると、「昭和 17 年徳川園内に「猿面茶席」の模造を故森川勘一郎が建築した際、京都から運送して使用した。しかし、太平洋戦争の空襲で席は惜しくも焼失したが」、橋杭は残ったために城内へ移して使用したとある。まず、徳川園内に建築した茶席とは現在熱田神宮内にある六友軒を指す可能性がある。六友軒は昭和 22 年(1947)に熱田神宮へ寄贈され命名は森川勘一郎とされるが(竣工年は不明)、今も現存しており戦禍を免れている。空襲によって焼失したのは鶴舞公園に移築されていた猿面茶席で、これらのことから資料の評価が難しくなっている。

C3 車手水鉢 (図 6-2、図版 3)

車手水鉢は森川によれば名古屋城築城の際に加藤清正が大石を運ぶ車輪に用いたと伝えられている石造物である。

全体の形状は直径 110cm 厚さ 39cm の円柱状となっている。上面には手水鉢として使用できるように 2 段で彫りこまれており、1 段目が長さ 31.5cm で幅 27cm、深さ 1.5cm、2 段目が 25.5cm で幅 24.5cm、深さ 20cm である。1 段目は浅いため、蓋受けとして機能していた可能性がある。

側面は北面が平滑になっている一方で、南

面は中心にある直径21cm、深さ11cmの穴に向かって最大径66cmのつき臼状（上部が直線状の楕円形）になっており、外周の両端には幅20cm程度で長さ16cm程度の匙状に彫りこむ装飾が9箇所確認できる。上面と下面はどちらも平滑に加工されており、対称的な形状をもつ点も注目できる。

装飾性に富んだ形状をしており、車輪として用いていたのか不明である。車輪でないとしても各部位がどのように機能していたのか想像できず、他に当てはまる石造物もおそらくないだろう。

この石造物を考えるにあたり、参考となるのが『金城温古録』第四十二冊に記されているスケッチである。この冊では二之丸御殿の御数寄屋を取り扱っており、ここに「車御手水鉢略図」が記されている。独特な形状をした手水鉢のスケッチとともに「惣卒に拝見記憶し来てこれを写す、甚大凡也。」と説明書きがあり、御クサリ（金偏に巢）の間細見図中には車手水鉢の位置が落とされている。記録されている情報はかなり限られているが、スケッチに描かれた形状は御深井丸茶席にあるものとよく似ている。スケッチ自体も記憶をもとに描いているため、細部の検証はできないが、全体の形状、上面の彫りこみ、側面中央の穴、側面外周の形状が類似する。このことから『金城温古録』のスケッチと同一形状のものと思われるが、実物なのか模造品なのかは不明である。

C4 くりぬき井筒（図版8）

くりぬき井筒は昭和24年（1949）の茶席整備に伴い、長谷川祐之より団原古墳石室とともに寄贈されたものである。

花崗岩製でひとつの石材を円形に削り抜き井戸筒としており、外径が87cmで幅11cm、内径が64cmである。下部は地中に埋まっているが、露出部の高さは54cmである。

水谷盛光が寄贈者の長谷川に聞き取り調査

をしており、その記録では滋賀県にあった鎌倉時代以前のものという。全国に3つしかないとも記録されているが、真偽は不明である。

加工技術を見ると、外面内面ともにナラシ技法で仕上げられており、精緻で丁寧な加工といえる。

C5 手水鉢1（図版4）

手水鉢1は又隠茶席の移築に伴い、もとあった稲沢市祖父江町の山内邸から配置を変えずに運ばれたとされるものである。

砂岩製で、長さ75cmで直交方向の幅75cmである。下部が地中に埋まるが露出部の高さは30cmで、上面は直径31cm深さ17cm彫りこまれている。その中心にはさらに直径5cmの小孔が見られる。

森川によれば、明治初期頃に両替町久田家の久田栄甫が山内邸で庭園を整備しており、その際につくられたものとされる。手水鉢が井筒の組石のひとつとなっている意匠は栄甫の好みだという。

C6 手水鉢2（所在不明）（図版6）

手水鉢2は四方燈籠2と同じく茶席整備時には設置されていたが、現在確認できない。

森川によれば、室町時代の逸品と評されるものである。京都西翁院の「澱看の席」を模した澱看茶席を整備するにあたって、澱看の席の手水鉢が袈裟型であったことからそれに合わせて蒐集した袈裟型手水鉢とされる。「名古屋城内茶席乃由来」内の写真（図版7）では見ることができるが、いつ頃に撤去されたのか不明である。

5 おわりに：茶席庭園の石造物について

ここまで茶席庭園の石造物を見てきたが、類例がなかなか見当たらないような珍しいものが多く、由来が不明なのが惜しい限りである。ただ、こうして1箇所に集められたおかげで石造物の博物館ともいえるような場となっている。

昭和24年(1949)につくられた御深井丸茶席は、戦禍によって建物の大半が失われた戦後の名古屋城において最初期の整備といえる。天守再建論争も起きるなか、整備費は名城再建後援会からの寄付金があてられた。背景には天守再建への機運醸成と茶どころ名古屋の復興があり、市内の多くの財界人や茶人の協力があった。また、戦前の名古屋の茶人たちは石造物への造詣が深く、国内外からさまざまな石造物を収集していた。ここに名古屋を代表する茶人森川勘一郎が音頭をとって整備を進めたことで、石造物の逸品が集結した。つまり、御深井丸茶席は戦後復興のなかで近代と現代の茶どころ名古屋を繋いだ象徴的な文化財と評価できるだろう。

この一方で石造物の現況をみると、心礎や石燈籠で風雨による損傷が進行しているものが確認できる。礎石については樹木の根によって原

位置から動いているものが見られる。今後適切に保存修理し、活用していく必要がある。

なお、本稿の執筆にあたっては、高野学様から河内飛鳥出土塔心礎について示唆に富んだ多くのご教示をいただきました。木村有作様には隅櫓礎石の調査にご協力いただいたほか、様々なお力添えをいただきました。また、西澤光希様と河本愛輝様には石造物の評価についてご助言いただきました。ここに記してお礼申し上げます。

註

- (1) 通常一般公開はしていないが、名古屋城総合事務所へ問い合わせれば、貸出施設としてお茶会や結婚式などで利用可能である(令和5年3月31日現在)。
- (2) 御深井丸の大天守礎石展示の北方に位置する団原古墳石室は島根県松江市団原で出土した石棺式石室である。御深井

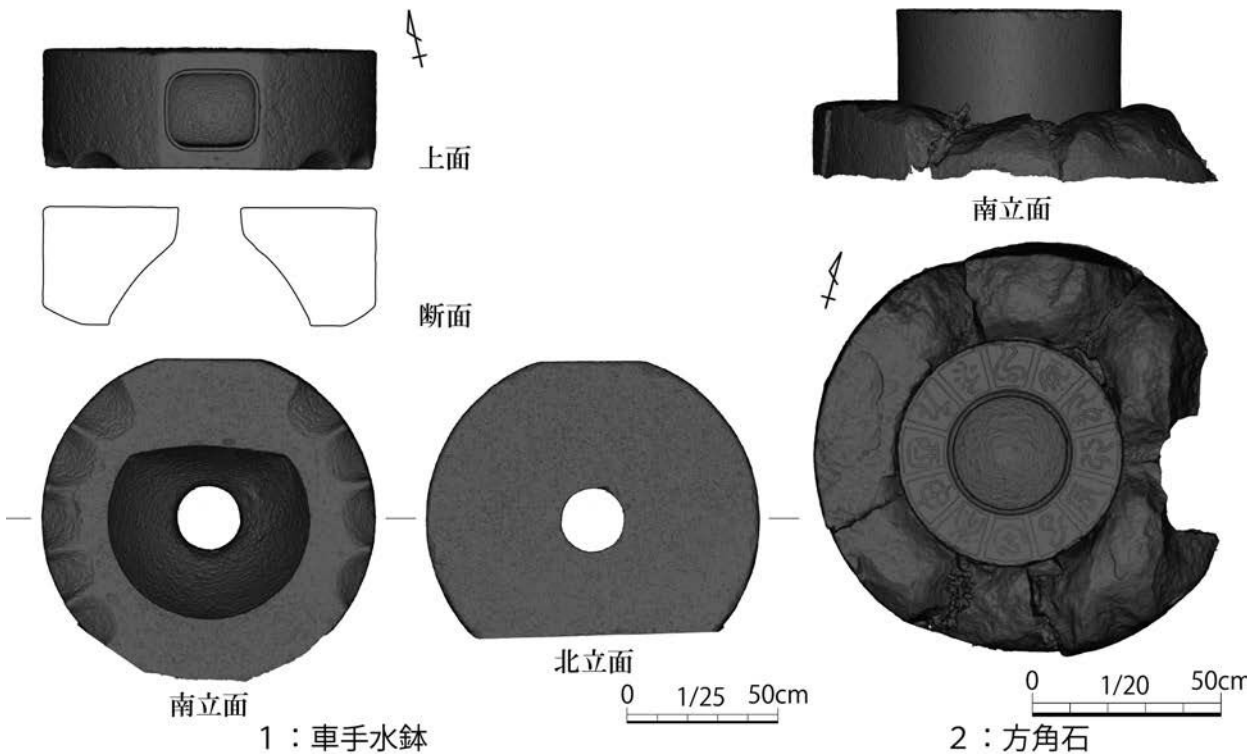


図6 その他の石造物実測図

- 丸茶席整備に伴い、昭和 24 年に長谷川祐之から寄贈された。
- (3) 1985 年に脱稿したものが 1989 年に掲載されているため、ここで取り上げた。
- (4) シンポジウム内で藤沢一夫が発言している「飛鳥寺」採集瓦は未確認のため不明である。
- (5) 玉林抄の記述自体が真偽不明ではあるが、推古天皇の御願があったとすれば、創建年代から大和の飛鳥寺の方が適合すると考えられる。
- (6) 3 次元計測はフォトグラメトリによって実施し、Agisoft Metashape Professional (ver.1.8.4) を使用した。
- (7) 本稿では和田晴吾による技法設定を用いている（和田 1991）。技法設定の検討及び定義付けについては拙稿も参照のこと（大村 2020）。
- (8) 古代の石工集団について、和田晴吾は寺院造営集団の大規模な組織体制内で協業する一員となっており、基本的には石切場に規定される集団像があったとしている（和田 1991）。
- (9) 本稿での石造物の名称について、B1・B3～B5 は「名古屋城内茶席乃由来」、C4 は聞き取り調査の記録に合わせた。森川は礎石なども手水鉢と呼称していたため、その他は執筆によるものである。
- (10) 茶席の整備は市内の茶人・財界人たちの尽力によって実現したもので、石造物は森川勘一郎らが市内各所に依頼・懇望して収集したと森川の解説にある。
- (11) 参考までに、名古屋城三の丸遺跡では古代瓦が出土しており、8 世紀後半に小規模寺院があった可能性が指摘されている（永井 2019）。ただし、古代瓦の出土分布は台地西縁に集中しており、礎石が出土したとされる旧清水御門の位置とは一致しない。
- (12) 石燈籠の形式・各部名称は『石燈籠新入門』（京田 1970）を参考とした。

《Title》

Stonework in the garden in Ofukemaru tea ceremony

《Keyword》

Ofukemaru, cornerstone of the tower, ancient temple, Yumiya scaffold, cornerstone, stone lantern, Oribe lantern, Kasuga lantern, Square stone, Well tube

- (13) 立像の右部でかすかに「四」のような刻銘が見られるが、今回は全体を判別することができなかった。

参考文献

- 石田茂作「塔の中心礎石に就いて」『考古学雑誌』第 22 巻第 2・3 号 1932
- 伊藤厚史「河内飛鳥寺塔心礎」『ホリデー考古』第 8 号 1989
- 岩井隆次『日本の木造塔跡—心礎集成とその分析—』雄山閣出版 1982
- 大村 陸「伊豆凝灰岩製家形石棺からみた古墳時代の石材加工技術」『筑波大学先史学・考古学研究』第 31 号 2020
- 大谷俊雄「近つ飛鳥廃寺（俗称西の寺）考」『郷土近つ飛鳥』第 40 号 羽曳野郷土研究会 1982
- 京田良志『石燈籠新入門』誠文堂新光社 1970
- 古代を考える会『古代を考える 7 玉手山遺跡の検討』1976
- 田中重久「塔婆心礎の研究」『考古學』第 10 巻第 6 号 1939
- 辻 学「河内飛鳥寺跡」「飛鳥第一散布地」『羽曳野市史』第 3 巻 史料編 1』羽曳野市 1994
- 永井邦仁「名古屋城三の丸遺跡の古代集落—熱田台地の古代集落と愛智郡・山田郡（1）—」『愛知県埋蔵文化財センター研究紀要』第 20 号 2019
- 名古屋市教育委員会『名古屋の石造物』1983
- 名古屋城管理事務所『名古屋城内茶席乃由来』（発行年不明）
- 羽曳野市教育委員会『羽曳野市駒ヶ谷地区埋蔵文化財分布調査概報』1986
- 羽曳野市教育委員会『野中寺—塔跡発掘調査報告—』1986
- 羽曳野市教育委員会『羽曳野市駒ヶ谷地区埋蔵文化財試掘調査報告書』1992
- 山本 彰「河内御嶺山古墳と河内飛鳥寺」『大阪府立近つ飛鳥博物館 館報』11 2007
- 和田晴吾「8 石工技術」『古墳時代の研究 5 生産と流通 II』雄山閣 1991



1 : 弓矢櫓礎石 (北西から)



2 : 東弓矢多門櫓礎石 (西から)



3 : 四方燈籠、石製車輪 (北から)



4 : 西ノ屋燈籠・手水鉢1 (北西から)



5 : 不明燈籠1 (西から)



6 : 不明燈籠2・手水鉢2 (北から)



7 : 紙屋川橋杭 (南東から)



8 : くりぬき井筒 (南から)

名古屋城の近世資料にみる測量の精度について

—『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」を題材に—

酒井 将史

キーワード

測量、一間の長さ、金城温古録、御本丸御深井丸図、GIS

はじめに

名古屋城には、昭和時代に作成された旧国宝建造物の実測図（昭和実測図）やガラス乾板写真などの記録類が現存しており、当時の建物の寸法や意匠等の詳細を把握できる点で特筆される。江戸時代の記録も多数存在しており、その中には城内の建物や石垣等の寸法が記されている資料、実測に基づいて作図された測量図と推定される資料がある。これら測量に基づいて作成された資料（以下「測量系資料」とする）は、近世における名古屋城の位置情報や建物規模等について具体的な情報を与えてくれる。

ただし、測量技術が飛躍的な発展を遂げる近世という時代性とも相まって（松崎 1979）、江戸時代の名古屋城の測量系資料が、どの程度正確な測量に基づいて作成されたのか分かっていない。本稿では、名古屋城の測量値が記される近世資料の中でも参照される機会の多い『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」を対象とし、その測量精度について検討する⁽¹⁾。

1 資料の概要

(1) 金城温古録

『金城温古録』は、尾張藩士の奥村得義（1793-1862）と、その養子の定（1836-1918）により編纂された10編64巻に及ぶ書物である。草稿本・清書本が、名古屋市蓬左文庫、公益財団法人 東洋文庫に、校訂本が名古屋市鶴舞中央図書館に所蔵されている（桐原 1997）。

内容は、名古屋城の地誌、歴史、由来、現況等について、施設や曲輪ごとに挿図を交えて詳述されている。この図の中には、建造物や石垣、

掘等の寸法（間・尺・寸）が記されている箇所がある（口絵1・口絵2）。

『金城温古録』第二之冊 凡例編之二 御建部には、「但、每編の部冊に出す図に書る間尺は、皆、曲尺を旨として記す。是、何の間尺に直すにも自由を可得が故なり。此間尺、尤隠密の儀なれば、甚大凡にて又、間々、難入処に至ては、古人の筆記を採て記せり。是れ何の間尺を用ひしや知れず、只、目当無きよりは益と云のみ、猶、委敷は追て補ふべし。」とあり、①図に記す間尺には、「曲尺」を用いること、②測量が難しい場所の寸法は、過去の記録を引用すること、③その場合、間尺の種類は不明であること、が記されている。すなわち、『金城温古録』の図に記された寸法には、奥村らが江戸時代後期⁽²⁾に実測したものや過去の記録等から引用したものがあつたことをうかがい知ることができる。

(2) 御本丸御深井丸図

「御本丸御深井丸図」は、名古屋城の本丸・御深井丸・西之丸の曲輪や建物を描いた測量絵図である（口絵3-1）。尾張藩士中村家に伝来し、現在は名古屋市博物館に寄贈されている。大きさは227cm×246cmであり、折り畳まれて保管されている。

絵図は、建造物を黄色、土塁や藪を緑、堀を青で色分けし、石垣も表現されている。建造物には建物の名称のほか、その多くに寸法（梁間・桁行）が記載される。建物の周囲には、黒丸点が描かれており柱の位置を示していると考えられる（口絵3-2）。

また、本図は1間ごとにヘラで引いたマス目の上に図示・着色しており、最後に縦横10間ごとに朱書きで線を引いている。実際の絵図の10間の距離は、87～88mmであり、後述するように本図の1間は6尺5寸（≒1.97m）であ

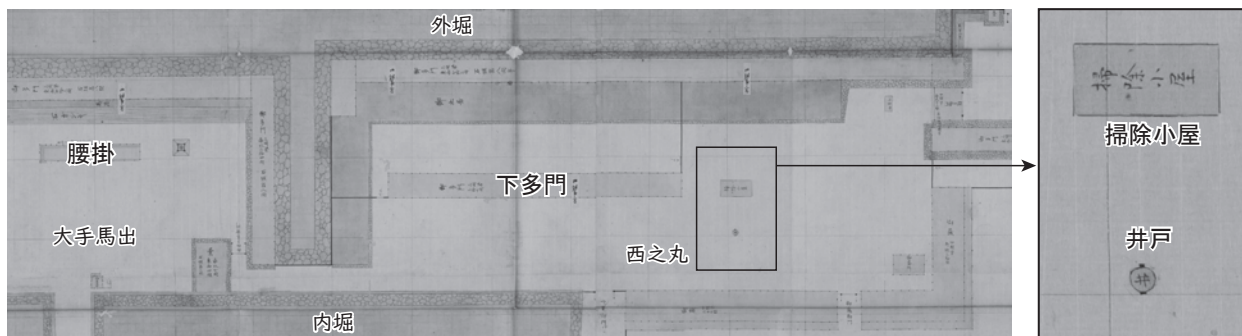


図1 御本丸御深井丸図の「掃除小屋」(上が南)

ることから、縮尺は約1/225である⁽³⁾。

「御本丸御深井丸図」の年代については、『金城温古録』に天保5年(1834)の建造と記録される西之丸の六番御蔵(米蔵)が描かれていないことから、それ以前の製作であるとされている(名古屋城総合事務所2013・2016)。本図の製作年代をさらに絞り込むためには、西之丸の下多門の西側、井戸の南側に描かれている「掃除小屋」が参考になる(図1)。「金城温古録」には、「御掃除方役所」は、天明二年(1782)に下多門の西端に移されたこと、その前は西北の井戸のあたりに別棟があったことが記されている⁽⁴⁾。この別棟が「掃除小屋」に該当すると推定される。さらに、この地に掃除小屋が移される以前、延享三年(1746)までは大手馬出内の腰掛に寄せて御掃除方の役所があったとされている⁽⁵⁾。したがって、下多門の西に掃除小屋が存在した時期は、延享三年(1746)から天明二年(1782)までと考えられ、「御本丸御深井丸図」もこの間に製作されたと推定される。

18世紀の中頃から後半に本図を作成した目的は不明である。ただし、本丸御殿では、各部屋の天井の形式や戸の種類など子細な表記が見られ、その他建物にも規模や柱の数などが表現されていることから、本丸御殿をはじめとする建造物についての情報を記す意図を汲み取ることはできる。しかし、建物や石垣

等がどの程度正確に測量され、表記されているのか分かっていない。

2 測量系資料に記された寸法の比較検討

(1) 分析の方法

『金城温古録』、「御本丸御深井丸図」に記載された寸法と、現存する建物や石垣・堀等の距離を比較し、その精度について検討する。

一般に測量絵図等に表記される長さの単位には里・町・丈・間・尺・寸等があるが、『金城温古録』、「御本丸御深井丸図」では、このうち間・尺・寸が用いられている。まずはこれらの尺度を現在の長さと比較するためにメートル(m)に換算する必要がある。尺は、明治8年(1875)に1尺が10/33m(≒0.303m)と定義されるまでは、曲尺の基準となった金属製の「又四郎尺」、竹製の「念仏尺」、鯨のヒゲ(歯)でつくられた「鯨尺」があり、用途により使い分けられていた(佐藤2011)。建築等で用いられた曲尺にも様々な原器が残っており、それらを再計測した研究によると303.68mm~302.31mm程度のばらつきがあることが報告されている(大網ほか2004)。しかし、本稿で対象とする規模の長さでは曲尺の微差は考慮しなくてもよいと判断できるため、1尺を0.303m、1寸をその1/10の0.03mとして扱う。

なお、先述したように『金城温古録』には曲尺を用いることが明記されているが、この曲尺

が上記の換算方法で問題がないか確認しておく。『金城温古録』第十三之冊 御天守編之五には、加藤清正の家臣名が線刻された天守石垣の角石が紹介されており、この石材の図中には石

の寸法が記されている。図からは、どの部分を計測しているのか不明であるが、寸法が記されている位置付近で現地にて実測した数値と、絵図の寸法を1尺=0.303mで換算した数値を比較した。その結果、数値はほぼ一致することが判明したため、『金城温古録』の尺・寸についても明治期の換算値を用いる(図2)。

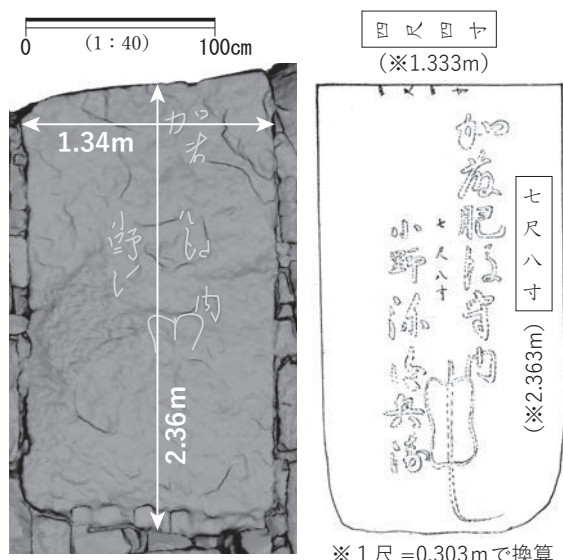


図2 大天守石垣角石の寸法
(左:石のメッシュモデル、右:『金城温古録』に加筆)
※1尺=0.303mで換算

1間の長さについては、6尺5寸の京間(本間)、6尺の江戸間(田舎間)、6尺3寸の中京間(越前間)等が知られている。『金城温古録』では、古い資料から引用した場合などは間尺が不明であると記されているため、1間の長さについては、その都度検討を行う。

(2) 現存建造物の比較

重要文化財に指定されている西南隅櫓・東南隅櫓・西北隅櫓について現在の寸法と絵図上に

表1 現存建造物の寸法と近世測量系資料の数値の比較

地図上の記号	建物名	測定位置	現在の寸法*		『金城温古録』距離			『御本丸御深井丸図』距離		
			柱真々の距離(m) 壁面間の距離(m)	文献名	絵図表記	6.5尺 [※] 換算(m)	6尺 [※] 換算(m)	参照 ^森 箇所	絵図表記	6.5尺 [※] 換算(m)
I	東南隅櫓	桁行(南北)	13.79(柱真々) 14.31(外壁間)	名古屋市 一般建築課 1953	七間	13.79	12.73	16本細	南北七間	13.79
		梁間(東西)	11.82(柱真々) 12.19(外壁間)		六間	11.82	10.91	16本細	東西六間	11.82
II	西南隅櫓	桁行(南北)	13.79(柱真々) 14.26(外壁間)	文建協 2015	七間	13.79	12.73	16本細	南北七間	13.79
		梁間(東西)	11.82(柱真々) 12.28(外壁間)		六間	11.82	10.91	16本細	東西六間	11.82
III	西北隅櫓	桁行(南北)	15.76(柱真々)	名古屋市編 1964	八間四尺	16.97	15.76	24深大	南北八間	15.76
		〈東面〉	16.20(外壁間)							
		梁間(東西)	13.79(柱真々)		七間三尺五寸	14.85	13.79	24深大	東西七間半	14.77
		〈南面〉	14.31(外壁間)							

* 現在の寸法は、修理報告書に掲載される図面の数値による。なお、壁面間の距離は立面図等の図面から計測している。東南隅櫓については、1尺=0.303mとして、「尺」を「m」に換算して表記している。

※ 1間の距離を6尺または6.5尺(6尺5寸)に換算した時の絵図記載の距離を示す。『金城温古録』では、換算値が適当な方を太枠で示している。表2・3・4も同じ。

森 数字は金城温古録の冊数、漢字二字は図の略称)を示す。表2・3・4も同じ。なお、図の略称は下記の通り。

- 16 本大 → 第16冊「御本丸大体図」 16 本細 → 第16冊「御本丸細見」 16 南門 → 第16冊「南一之御門升形細見之図」
- 16 大馬 → 第16冊「御本丸大手御馬出細見」 20 表細 → 第20冊「表御多門細見」 21 奥大 → 第21冊「大奥部大体」
- 22 東門 → 第22冊「東一之御門升形大体」 22 搦馬 → 第22冊「搦手外馬出大体」 24 深大 → 第24冊「御深井丸大体」
- 24 深細 → 第24冊「御深井丸東御界細見」 26 塩大 → 第26冊「御塩蔵構大体」 27 西大 → 第27冊「西之丸大体」
- 27 下大 → 第27冊「下多門構大体」 28 蔵大 → 第28冊「御蔵構大体」 32 二今 → 第32冊「二之丸御堀今体」
- 34 向大 → 第34冊「向御屋敷大体」 45 城図 → 第45冊「御城図彙便覧」

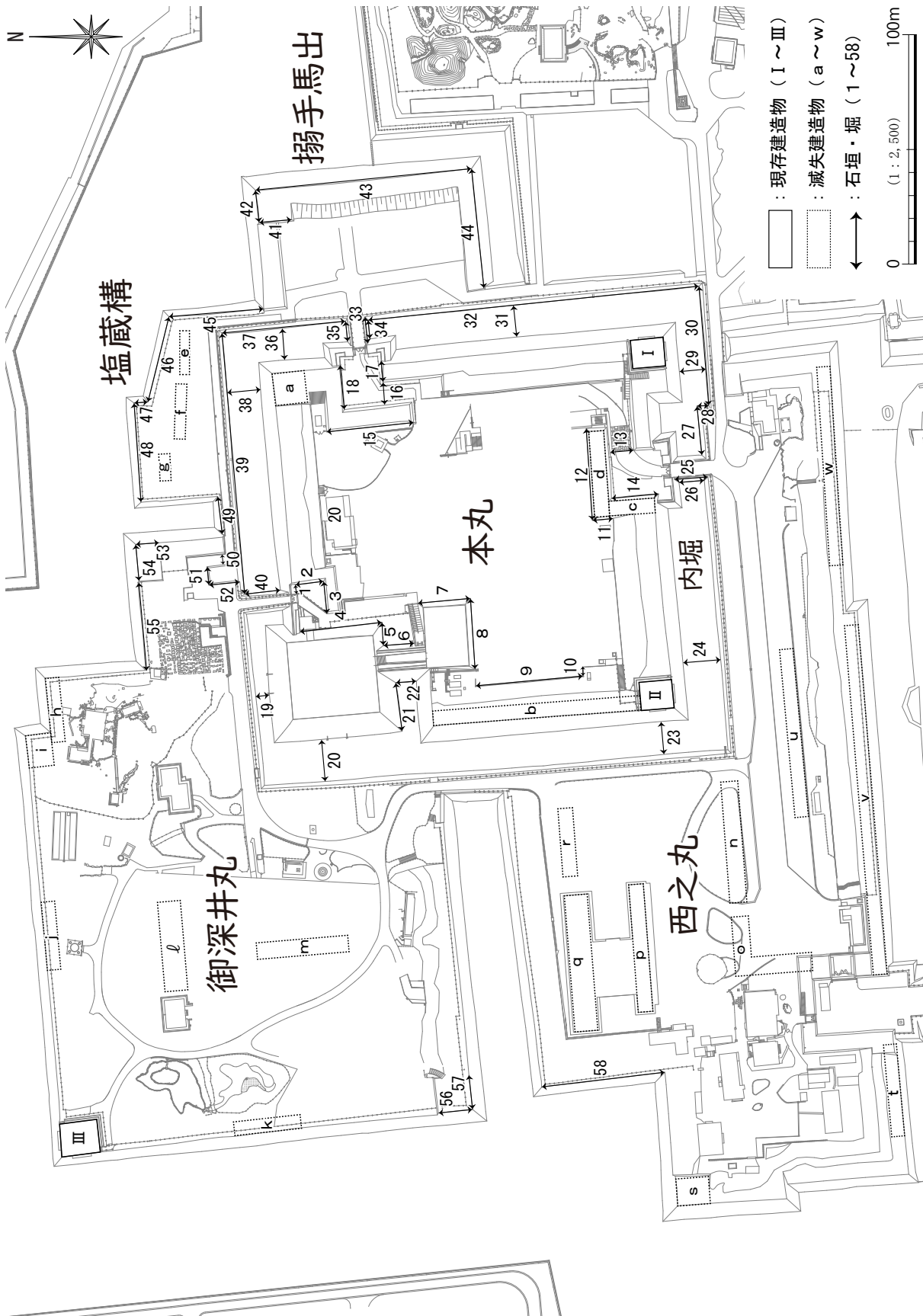


図3 名古屋城本丸周辺の計測地点

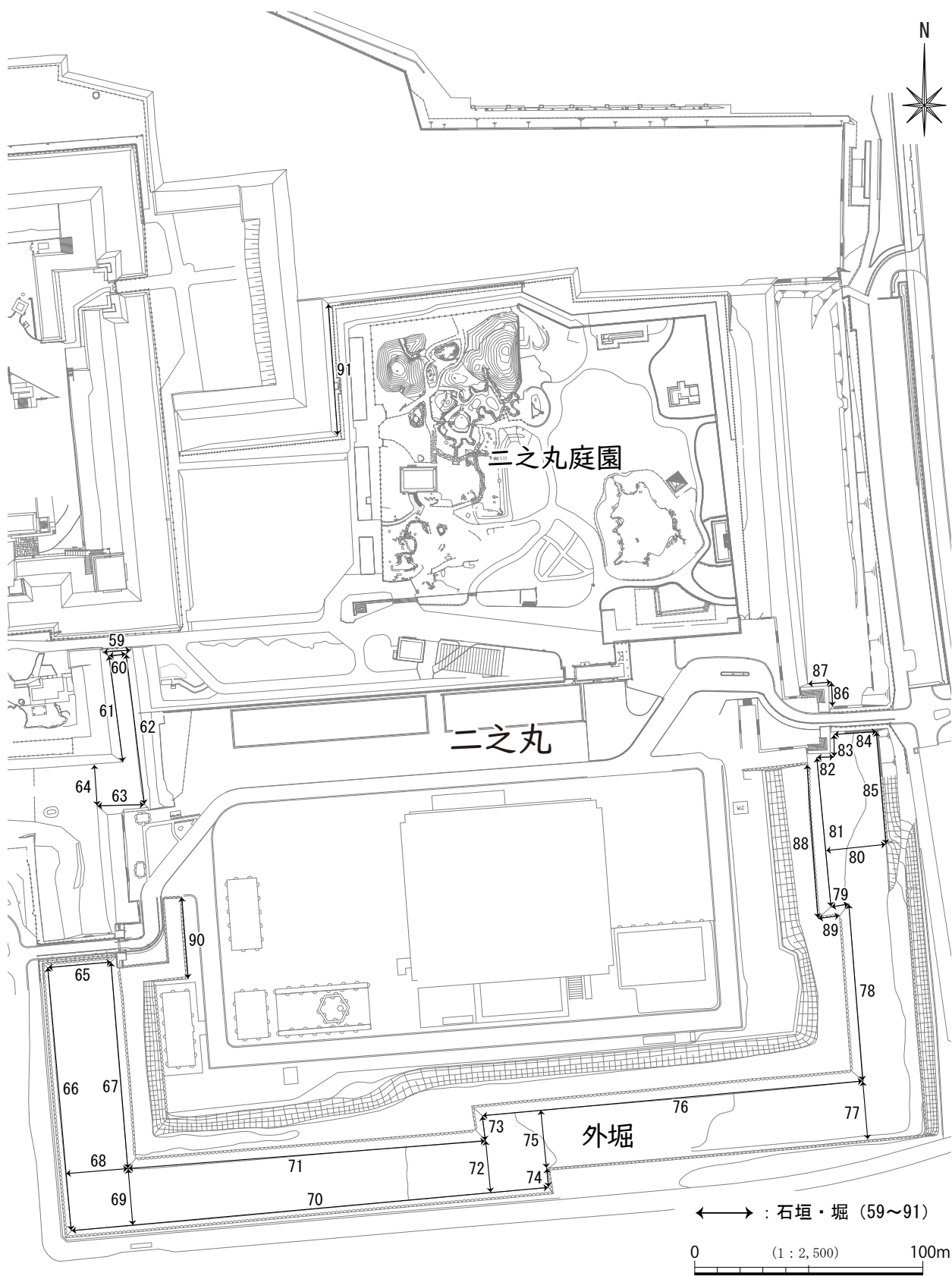


図4 名古屋城二之丸周辺の計測地点

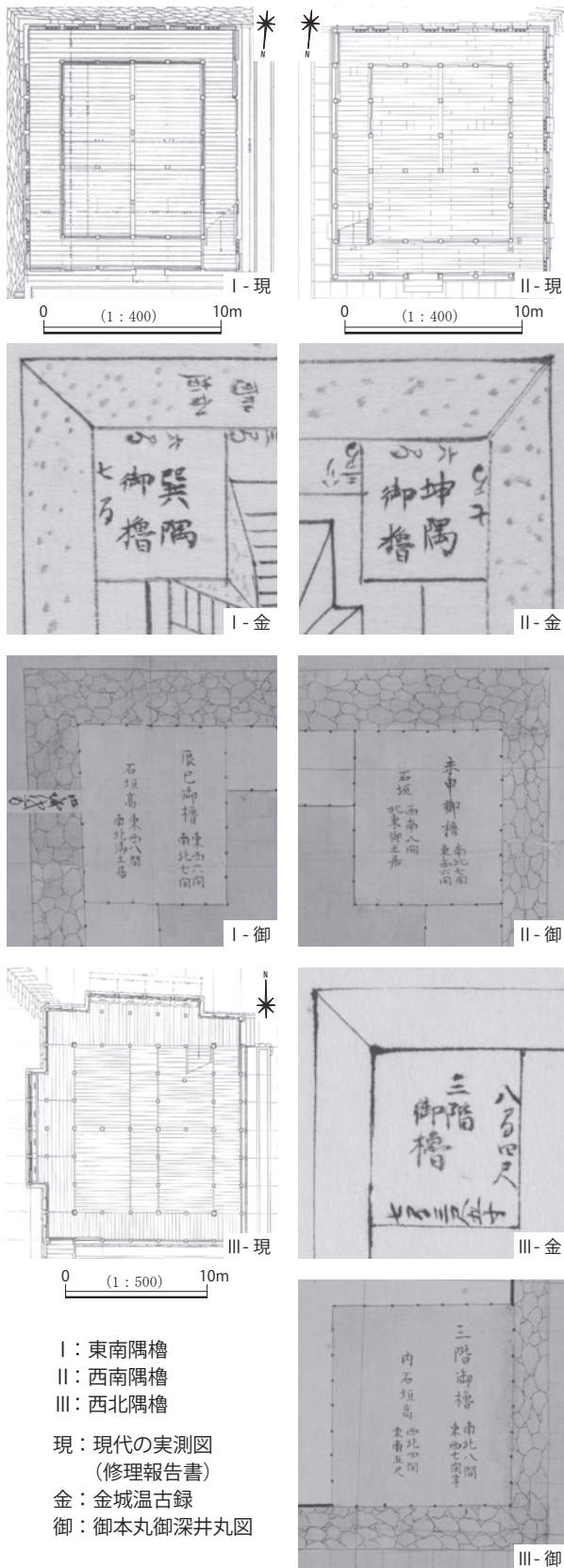


図5 東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓の初層平面

記される数値を比較する（表1・図3・図5）。

1) 西南隅櫓・東南隅櫓

現在の西南隅櫓・東南隅櫓は、共に初層は柱の真々で東西（梁間）6間、南北（桁行）7間の規模を有する。その際の1間の長さは6尺5寸（≒1.97m）の京間である。過去の大規模な修理として、東南隅櫓は、宝永4年（1707）の大地震を受けて行われた宝永7年（1710）の修理、昭和27年（1952）より着手した半解体修理が周知されている（名古屋市一般建築課1953）。西南隅櫓では、大正10年（1921）の南側部分の倒壊を受けた宮内庁による修復（井上2012）、平成22年（2010）より開始された半解体修理が知られている（文建協2015）。また、明治24年（1891）に発災した濃尾地震の際には、天守や本丸の各櫓をつなぐ多門櫓が被災し、翌年取り壊されている。こうした毀損と修理を経験しているものの、建物規模の変更は知られていないため、現代の修理報告書の数値を用いて絵図との対比を行う。

「御本丸御深井丸図」、『金城温古録』（第十六之冊「御本丸細見」）では、ともに東西6間、南北7間と記載されており、修理報告書の数値と一致する。1間あたりの尺・寸は書かれていないが報告書同様に1間＝6尺5寸と判断できる。

2) 西北隅櫓

西北隅櫓は、1間が6尺5寸で、初層は東西（梁間）7間、南北（桁行）8間で構成される。ただし、外堀に面する北西隅の石垣天端は北西側に突き出るため、石垣直上にある西北隅櫓の形状もそれに規定され、北側と西側は南・東に比べてやや長くなる。

西北隅櫓は、経年による軸部のゆるみや伊勢湾台風による被害を受けて、昭和37年（1962）より半解体修理を行っている。それ以前には、

寛文三年（1663）、元禄七年（1694）、享和二年（1802）、大正五年（1916）に修理が行われ、部分的に形式の変更等が行われているものの、建物規模に関する変更は確認されていない（名古屋市編 1964）。

修理報告書の寸法と「御本丸御深井丸図」の数値を比較すると、南北（桁行）は8間と共通するものの、東西（梁間）については「御本丸御深井丸図」には7間半と記されており、報告書よりも半間分大きい。これは、西北隅が突出しているために半間分加算された可能性もあるが、実際の檼は西側よりも北側部分が大きく突き出ているため、整合しない。原因は不明であるが、半間分不足部分を東西方向と南北方向で取り違えた可能性もある。『金城温古録』（第廿四之冊「御深井丸大体」）では、東西が七間三尺五寸、南北が八間四尺と記載される。これは、1間を6尺（ $\approx 1.82\text{m}$ ）の江戸間で換算すると、東西 15.76m、南北 13.79 mとなり、京間（6尺5寸 $\approx 1.97\text{m}$ ）の8間、7間とそれぞれ一致する。

すなわち、「御本丸御深井丸図」はすべて京間で記載されているのに対し、『金城温古録』では、西南隅檼・東南隅檼は京間で、西北隅檼は江戸間で表記されたと考えられる。距離の精度は、「御本丸御深井丸図」の西北隅檼の東西が半間分長く表記されていることを除けば正確な数値が記載されているといえよう。

（3）滅失建造物の比較

つぎに、絵図上には記されているが現存しない建物について『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」で比較を行う。建物の正しい寸法（真値）は不明であるため、誤差を知ることはできないが、両絵図の差異を比較し、計測の精度を検討する上での参考としたい。

『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」の双

方の図で寸法が記されている建物を抽出した（図3）。「御本丸御深井丸図」は6尺5寸で換算し、『金城温古録』は6尺5寸と6尺のそれぞれで換算した数値を併記している（表2）。

まず、『金城温古録』に記載されている寸法の1間の尺度について検討する。御深井丸の東御弓矢多門（h）、西御弓矢多門（j）は、『金城温古録』の挿図に記された数値と本文中の数値が異なっている。本文中の東御弓多門の項には、「古図に三間梁十四間と有り」と記されるように、別図を参照していることがわかる。古図に有るとされる数値と「御本丸御深井丸図」の数値は一致することから、古図の数値は「御本丸御深井丸図」と同様に1間=6尺5寸であることが判明する。実際に、東御弓多門については礎石が残存しており、その1間の距離は6尺5寸であることが分かっている（大村 2023）。同様に「古図」と表記される月見檼（s）や御勘定多門（t）、古木多門（v）も1間=6尺5寸と考えられ、梁や棟と書かれる大筒蔵（ ℓ ）、御旅筒蔵（m）、鑄多門（k）の本文中の値なども同様に解釈できる。また、尺・寸の端数がなく間のみが記される良隅檼（a）、具足多門（b・c・d）、御多門（w）も6尺5寸の尺度で記されていると推測される。その一方で、尺や寸の端数まで記されている東御弓矢多門（h）、西御弓矢多門（j）の図中の寸法は、1間=6尺で換算すると、本文中の古図の数値と一致する。これより、御塩蔵（e・f・g）、御弓檼（i）、西之丸の米蔵（n・o・p・q・r）、下多門（u）のように端数まで記されている建物は、1間=6尺換算である可能性が高い。

このように『金城温古録』の建物を1間の尺度で分別すると、本丸や西之丸の隅檼や多門檼などは6尺5寸で記されており、御深井丸の檼や塩蔵構・西之丸のその他建物については6尺で記されていると推定される。このうち西之丸

表2 近世測量系資料に記載がある滅失建造物の寸法の比較

地図上の記号	建物名	金城温古録				御本丸御深井丸図		距離の差 [A] - [B] (m)
		絵図表記*	参照箇所	6.5尺換算 (m) [A]	6尺換算 (m) [A]	絵図表記	6.5尺換算 (m) [B]	
a	良隅櫓 (東北隅櫓)	七間	21奥大	13.79	12.73	七間四方	13.79	0
		七間		13.79	12.73		13.79	0
b	具足多門 (本丸西)	巾二間 [武者走巾一間]	20表細	3.94 [1.97]	3.64 [1.82]	三間梁 南北四拾六間	5.91	-1.97
		長四十六間		90.62	83.63		90.62	0
c	具足多門 (表門櫓形西)	長十間	20表細	19.7	18.18	三間梁 南北拾間	5.91 19.7	- 0
d	具足多門 (表門櫓形北)	長十五間	20表細	29.55	27.27	三間梁 東西拾五間	5.91 29.55	- 0
e	御塩蔵一番 (東)	二間四尺	26塩大	5.15	4.85	三間梁 拾間	5.91	-1.06
		十一間		21.67	20		19.7	0.3
f	御塩蔵二番 (中央)	二間四尺	26塩大	5.15	4.85	二間半梁 拾二間	4.93	-0.08
		十三間一尺		25.91	23.94		23.64	0.3
g	御塩蔵三番 (西)	二間四尺	26塩大	5.15	4.85	二間半梁 六間	4.93	-0.08
		六間三尺		12.73	11.82		11.82	0
h	東御弓矢多門	三間一尺 (※古図 三間梁)	24深大	6.21(5.91)	5.76(5.45)	三間梁 東西拾四間	5.91	-0.15
		十五間二尺 (※古図 十四間)		30.15(27.58)	27.88(25.45)		27.58	0.3
i	御弓櫓 (丑寅御櫓)	六間一尺	24深大	12.12	11.21	南北五間 東西七間	9.85	1.36
		七間三尺		14.7	13.64		13.79	-0.15
j	西御弓矢多門	三間一尺五寸 (※古図 三間梁)	24深大	6.36(5.91)	5.91(5.45)	三間梁 東西拾五間	5.91	0
		十六間一尺五寸 (※古図 十五間)		31.97(29.55)	29.54(27.27)		29.55	-0.01
k	鑄多門	三間一尺五寸 (※三間梁)	24深大	6.36(5.91)	5.91(5.45)	三間梁 南北十五間	5.91	0
		十六間一尺五寸 (※十五間)		31.97(29.55)	29.54(27.27)		29.55	-0.01
l	大筒蔵 (御鉄砲蔵)	※梁五間	25	9.85	9.09	五間梁 二拾間	9.85	0
		※棟行二十二間		43.34	40		39.4	3.94
m	御旅筒蔵 (御旅蔵)	※梁四間	25	7.88	7.27	四間梁 二拾間	7.88	0
		※棟行二十間		39.4	36.36		39.4	0
n	一番御蔵	四間二尺二寸 ※土台外廻の検	28蔵大	8.54	7.94	四間梁 二十七間	7.88	0.06
		二十九間三尺		58.02	53.63		53.19	0.44
o	二番御蔵	四間二尺六寸 (※土台外廻の検、四間二尺四寸)	28蔵大	8.67 (8.61)	8.06 (8)	四間梁 折廻三拾間	7.88	0.12
		南 九間四尺、東 十三間三尺 [折廻]※30間12尺2寸		18.94,26.51 [62.8]	17.57,24.54 [58.24]		59.1	-0.86
p	三番御蔵	※土台外廻の検、三間二尺三寸	28	6.61	6.15	三間梁 二拾八間	5.91	0.24
		※土台外廻の検、三十間三尺		59.99	55.45		55.16	0.29
q	四番御蔵	※土台外廻の検、五間三尺五寸	28	10.91	10.15	五間梁 三拾間	9.85	0.3
		※土台外廻の検、三十二間五尺		64.54	59.69		59.1	0.59
r	五番御蔵	※土台外廻の検、三間二尺四寸	28	6.64	6.18	三間梁 拾五間	5.91	0.27
		※土台外廻の検、十六間二尺五寸		32.27	29.85		29.55	0.3
s	月見櫓 (戌亥御櫓)	古図 六間	27西大	11.82	10.91	東西六間 南北七間	11.82	0
		古図 七間		13.79	12.73		13.79	0
t	御勘定多門	古図 東西二十間	27西大	39.4	36.36	三間梁 東西二十間	5.91 39.4	- 0
u	下多門	三間二尺 ※土台外ヶ輪の改	27下大	6.51	6.06	三間梁 三拾七間	5.91	0.15
		三十九間五尺(※四十間一尺)		78.33(79.08)	72.42(73.02)		72.89	0.13
v	古木多門	古図 東西七十三間	27西大	143.81	132.71	三間梁 東西七拾三間	5.91 143.81	- 0
w	御多間 (北)	母屋巾二間 [武者走り巾一間] 北基四十三間	16大馬	3.94 [1.97] 84.71	3.64 [1.82] 78.17	三間梁 東西四拾三間	5.91 84.71	1.97 0

* 挿図に記載されている寸法を記しているが、本文のみに寸法があるもの、挿図と本文で寸法が異なるものは、※を冠して本文の数値を載せている。同位置の距離が挿図と本文で異なる場合は、()に本文の距離を示し、下線がある数値を採用した。

※ 折廻=梁長×2+南長+東長 として計算

の米蔵や下多門については、本文中に建物の土台外廻りを計測していることが記されており、建物の柱の真々距離を示す「御本丸御深井丸図」の数値 (m) より一回り大きい数値 (m) を示している。西之丸などは、実際に奥村らが1間 = 6尺の測量器具 (間縄・間竿等) を用いて、測量を実施しているものと推測される⁽⁶⁾。

さて、こうして1間の尺度を決めた『金城温古録』の建造物の寸法と「御本丸御深井丸図」に記載された寸法をメートルに換算して比較すると、近似するものが多い⁽⁷⁾。滅失した建造物の実際の寸法が不明である以上、二つの図に記された寸法の近さが測量の精度の高さを保証することにはならない。また、『金城温古録』にいう「古図」の中に、「御本丸御深井丸図」が含まれている可能性も否定できず、その場合、両絵図の数値は当然に一致する。しかし、『金城温古録』の記載される数値には西之丸の建造物ように実際に計測したと考えられる数値もあれば、「古図」と書かれている数値が「御本丸御深井丸図」と異なる箇所も認められ、仮に一部で「御本丸御深井丸図」を引用していたとしても限定的であると推測される。すなわち、両図に記された建造物の寸法が近いのは、偶然ではなく実際の建物の寸法を反映したものと考えるのが自然であろう。

(4) 石垣・堀の距離の比較

さいごに、建造物以外の距離の精度を比較する。『金城温古録』の図には、建造物の土台となる石垣の長さ、建物間の距離、曲輪の端の距離、堀の長さや幅等が記されている場合がある。その中で、石垣の積み直し等がなく、江戸時代の距離が現在も保たれていると推定される約90箇所を抽出した上で⁽⁸⁾、その距離を現地で計測し、図上の数値と比較した⁽⁹⁾(図3・図4、表3・表4)。

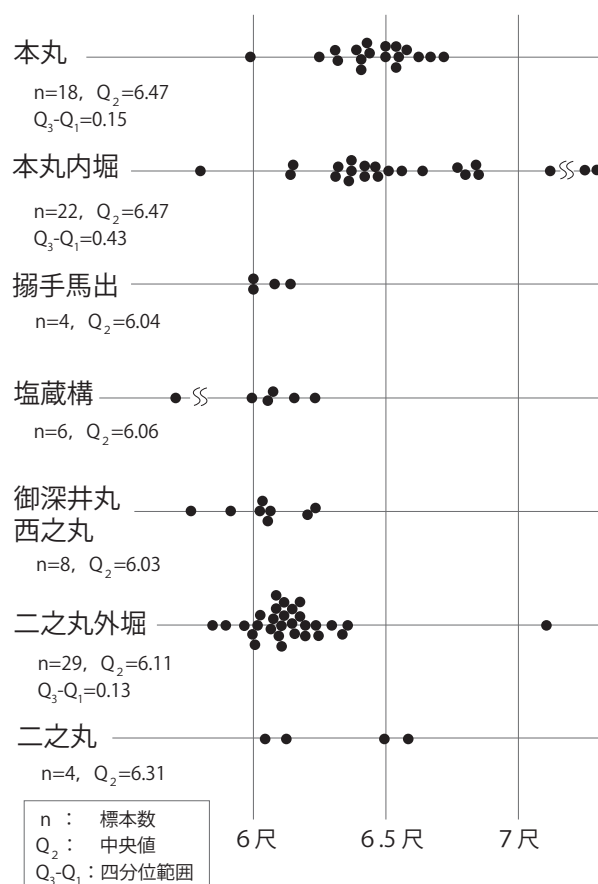


図6 『金城温古録』の測量値を真とした場合の一間の長さ

実測値と図の寸法が違う場合、その理由として、測量の精度、測量する位置、1間の長さ、誤写など様々な要因が想定される。原因は複数存在することもあり、その特定には困難がともなう。しかし、このうち『金城温古録』の1間の長さについては、建造物の寸法を検討するなかで、地区ごとに採用している尺度に違いがあることが分かってきた。

そこで、『金城温古録』の1間の長さを推定することから始めたい。本丸、本丸内堀、搦手馬出、塩蔵構、御深井丸・西之丸、二之丸外堀、二之丸と地区分けを行った上で、現在の実測値 (m) と『金城温古録』に書かれている数値 (間/尺/寸) が一致すると仮定した場合の1間の推定尺度を計算し、グラフに示した上で、傾向を把握する⁽¹⁰⁾(図6)。ばらつきや外れ値

表3 石垣・堀底の実測距離と近世測量系資料の数値の比較(1)

地図上の記号	地区	現在の 実測値	金城温古録							御本丸御深井丸図		
			絵図表記	参照 箇所	1間の 推定 尺度*	6尺 換算 (m)	6.5尺 換算 (m)	絶対 誤差* (m)	相対 誤差** (%)	6.5尺 換算 (m)	絶対 誤差* (m)	相対 誤差** (%)
1	本丸	4.07	2間	21奥大	6.72尺	3.64	3.94	0.13	3.19	3.35	0.72	17.69
2	本丸	12.51	6間2尺	21奥大	6.55尺	11.51	12.42	0.09	0.72	8.13	4.38	35.01
3	本丸	14.27	7間2尺	21奥大	6.44尺	13.33	14.39	0.12	0.84	14.88	0.61	4.27
4	本丸	35.96	18間3尺7寸	21奥大	6.39尺	33.85	36.57	0.61	1.7	35.19	0.77	2.14
5	本丸	10.18	5間2尺	21奥大	6.32尺	9.70	10.45	0.27	2.65	10.56	0.38	3.73
6	本丸	13.47	6間5尺	21奥大	6.58尺	12.42	13.33	0.14	1.04	9.52	3.95	29.32
7	本丸	22.85	11間2尺	20表細	6.67尺	20.60	22.27	0.58	2.54	22.28	0.57	2.49
8	本丸	30.78	16間	20表細	6.35尺	29.09	31.51	0.73	2.37	30.09	0.69	2.24
9	本丸	46.84	23間2尺	20表細	6.63尺	42.42	45.90	0.94	2.01	52.41	5.57	11.89
10	本丸	3.48	1間5尺5寸	16本細	5.99尺	3.48	3.64	0.16	4.6	4.26	0.78	22.41
11	本丸	9.00	4間4尺	16本細	6.43尺	8.48	9.09	0.09	1	6.56	2.44	27.11
12	本丸	40.00	20間2尺	16本細	6.5尺	36.97	40.00	0	0	40.85	0.85	2.13
13	本丸	11.12	5間4尺	16南門	6.54尺	10.30	11.06	0.06	0.54	不明		
14	本丸	20.63	10間5尺	16南門	6.31尺	19.70	21.21	0.58	2.81	21.21	0.58	2.81
15	本丸	38.19	19間2尺5寸	21奥大	6.50尺	35.30	38.18	0.01	0.03	38.22	0.03	0.08
16	本丸	10.02	5間1尺	22東門	6.41尺	9.39	10.15	0.13	1.3	8.98	1.04	10.38
17	本丸	9.44	4間5尺	22東門	6.54尺	8.79	9.39	0.05	0.53	6.66	2.78	29.45
18	本丸	19.72	10間1尺	22東門	6.41尺	18.48	20.00	0.28	1.42	18.52	1.2	6.09
19	本丸内堀	6.15	3間半	16本大	5.8尺	6.36	6.89	0.74	12.03	9.58	3.43	55.77
20	本丸内堀	18.43	9間4尺	16本大	6.31尺	17.57	18.94	0.51	2.77	17.66	0.77	4.18
21	本丸内堀	21.34	10間4尺	16本大	6.64尺	19.39	20.91	0.43	2.01	20.57	0.77	3.61
22	本丸内堀	8.96	4間	16本大	7.39尺	7.27	7.88	1.08	12.05	10.57	1.61	17.97
23	本丸内堀	14.45	7間	16本大	6.8尺	12.73	13.79	0.66	4.57	16.73	2.28	15.78
24	本丸内堀	16.67	8間半	16本大	6.47尺	15.45	16.74	0.07	0.42	14.18	2.49	14.94
25	本丸内堀	14.68	7間半	16本大	6.46尺	13.64	14.77	0.09	0.61	13.81	0.87	5.93
26	本丸内堀	11.09	5間5尺	16本大	6.32尺	10.61	11.36	0.27	2.43	8.53	2.56	23.08
27	本丸内堀	21.39	11間	16本大	6.42尺	20.00	21.66	0.27	1.26	20.02	1.37	6.4
28	本丸内堀	5.21	2間	16大馬	8.60尺	3.64	3.94	1.27	24.38	1.99	3.22	61.8
29	本丸内堀	11.89	5間5尺	16本大	6.85尺	10.61	11.36	0.53	4.46	9.01	2.88	24.22
30	本丸内堀	52.07	28間	16本大	6.14尺	50.90	55.15	3.08	5.92	50.78	1.29	2.48
31	本丸内堀	13.97	7間半	16本大	6.15尺	13.64	14.77	0.8	5.73	14.38	0.41	2.93
32	本丸内堀	144.76	75間	16本大	6.37尺	136.35	147.71	2.95	2.04	137.4	7.36	5.08
33	本丸内堀	11.68	6間	16本大	6.42尺	10.91	11.82	0.14	1.2	12.04	0.36	3.08
34	本丸内堀	8.21	4間	16本大	6.77尺	7.27	7.88	0.33	4.02	8.14	0.07	0.85
35	本丸内堀	9.17	4間4尺	16本大	6.56尺	8.48	9.09	0.08	0.87	8.78	0.39	4.25
36	本丸内堀	13.96	6間5尺	16本大	6.84尺	12.42	13.33	0.63	4.51	13.77	0.19	1.36
37	本丸内堀	54.01	28間	16本大	6.37尺	50.90	55.15	1.14	2.11	54.42	0.41	0.76
38	本丸内堀	14.70	7間4尺	16本大	6.36尺	13.94	15.00	0.3	2.04	15.97	1.27	8.64
39	本丸内堀	114.46	58間	16本大	6.51尺	105.44	114.23	0.23	0.2	108.85	5.61	4.9
40	本丸内堀	15.70	7間2尺	16本大	7.12尺	13.33	14.39	1.31	8.34	15.93	0.23	1.46
41	搦手馬出	14.25	7間5尺余	22搦馬	6.00尺	14.24	15.30	0.01	0.07	13.79	0.46	3.23
42	搦手馬出	14.24	7間5尺余	22搦馬	6.00尺	14.24	15.30	0	0	13.79	0.45	3.16
43	搦手馬出	94.52	51間2尺	22搦馬	6.08尺	93.32	101.05	1.2	1.27	94.63	0.11	0.12
44	搦手馬出	52.37	28間1尺余	22搦馬	6.14尺	51.21	55.45	1.16	2.22	46.73	5.64	10.77
45	塩蔵溝	41.26	22間半	26塩大	6.05尺	40.91	44.31	0.35	0.85	41.43	0.17	0.41
46	塩蔵溝	38.42	21間1尺	26塩大	5.99尺	38.48	41.66	0.06	0.16	38	0.42	1.09
47	塩蔵溝	5.82	3間4尺5寸	26塩大	4.9尺	6.82	7.27	1	17.18	5.01	0.81	13.92
48	塩蔵溝	43.50	23間4尺	26塩大	6.07尺	43.03	46.51	0.47	1.08	41.17	2.33	5.36

表4 石垣・堀底の実測距離と近世測量系資料の数値の比較(2)

地図上の記号	地区	現在の 実測値	金城温古録							御本丸御深井丸図		
			絵図表記	参照 箇所	1間の 推定 尺度*	6尺 換算 (m)	6.5尺 換算 (m)	絶対 誤差* (m)	相対 誤差* (%)	6.5尺 換算 (m)	絶対 誤差* (m)	相対 誤差* (%)
49	塩蔵構	17.07	9間1尺	26塩大	6.15尺	16.67	18.03	0.4	2.34	17.87	0.8	4.69
50	塩蔵構	4.68	2間3尺	24深細	6.23尺	4.55	4.85	0.13	2.78	4.06	0.62	13.25
51	御深井丸	8.05	4間2尺5寸	24深細	6.02尺	8.03	8.64	0.02	0.25	8.06	0.01	0.12
52	御深井丸	13.42	7間4尺	24深細	5.76尺	13.94	15.00	0.52	3.87	12.66	0.76	5.66
53	御深井丸	10.17	5間4尺	24深細	5.91尺	10.30	11.06	0.13	1.28	10.62	0.45	4.42
54	御深井丸	16.21	8間5尺	24深細	6.06尺	16.06	17.27	0.15	0.93	14.61	1.6	9.87
55	御深井丸	38.39	21間	24深大	6.03尺	38.18	41.36	0.21	0.55	18.64	19.75	51.45
56	御深井丸	15.04	8間	24深大	6.20尺	14.54	15.76	0.5	3.32	13.79	1.25	8.31
57	御深井丸	15.09	8間	24深大	6.23尺	14.54	15.76	0.55	3.64	13.79	1.3	8.61
58	西之丸	54.10	29間半	28蔵大	6.05尺	53.63	58.10	0.47	0.87	54.03	0.07	0.13
59	二之丸外堀	12.44	6間5尺	32二今	6.01尺	12.42	13.33	0.02	0.16	12.86	0.42	3.38
60	二之丸外堀	7.53	3間半	32二今	7.10尺	6.36	6.89	1.17	15.54	5.03	2.5	33.2
61	二之丸外堀	46.88	25間	32二今	6.19尺	45.45	49.24	1.43	3.05	46.8	0.08	0.17
62	二之丸外堀	66.08	35間	32二今	6.23尺	63.63	68.93	2.45	3.71	67.75	1.67	2.53
63	二之丸外堀	20.48	11間	32二今	6.14尺	20.00	21.66	0.48	2.34	20.94	0.46	2.25
64	二之丸外堀	18.35	9間5尺	32二今	6.17尺	17.88	19.24	0.47	2.56	21.89	3.54	19.29
65	二之丸外堀	27.89	15間	32二今	6.14尺	27.27	29.54	0.62	2.22			
66	二之丸外堀	117.46	63間半	32二今	6.10尺	115.44	125.06	2.02	1.72			
67	二之丸外堀	91.61	49間半	32二今	6.11尺	89.99	97.49	1.62	1.77			
68	二之丸外堀	27.75	15間	32二今	6.11尺	27.27	29.54	0.48	1.73			
69	二之丸外堀	25.78	14間	32二今	6.08尺	25.45	27.57	0.33	1.28			
70	二之丸外堀	211.49	113間半	32二今	6.15尺	206.34	223.54	5.15	2.44			
71	二之丸外堀	157.16	85間半	32二今	6.07尺	155.44	168.39	1.72	1.09			
72	二之丸外堀	24.63	13間半	32二今	6.02尺	24.54	26.59	0.09	0.37			
73	二之丸外堀	10.55	5間5尺	32二今	5.96尺	10.61	11.36	0.06	0.57			
74	二之丸外堀	10.23	5間2尺	32二今	6.35尺	9.70	10.45	0.53	5.18			
75	二之丸外堀	25.32	13間半	32二今	6.19尺	24.54	26.59	0.78	3.08			
76	二之丸外堀	167.67	91間	32二今	6.08尺	165.44	179.22	2.23	1.33			
77	二之丸外堀	24.11	13間半	32二今	5.89尺	24.54	26.59	0.43	1.78			
78	二之丸外堀	78.00	42間半	32二今	6.06尺	77.27	83.70	0.73	0.94			
79	二之丸外堀	10.36	5間5尺	32二今	5.84尺	10.61	11.36	0.25	2.41			
80	二之丸外堀	27.81	15間2尺	32二今	5.99尺	27.88	30.15	0.07	0.25			
81	二之丸外堀	65.20	35間2尺	32二今	6.09尺	64.24	69.54	0.96	1.47			
82	二之丸外堀	10.14	5間2尺	32二今	6.29尺	9.70	10.45	0.44	4.34			
83	二之丸外堀	10.86	5間5尺	32二今	6.17尺	10.61	11.36	0.25	2.3			
84	二之丸外堀	18.77	9間5尺	32二今	6.33尺	17.88	19.24	0.89	4.74			
85	二之丸外堀	49.15	26間	32二今	6.24尺	47.27	51.21	1.88	3.83			
86	二之丸外堀	10.91	6間	32二今	6.00尺	10.91	11.82	0	0			
87	二之丸外堀	10.45	5間4尺	32二今	6.10尺	10.30	11.06	0.15	1.44			
88	二之丸	67.58	36間5尺5寸	34向大	6.04尺	67.11	72.57	0.47	0.7			
89	二之丸	10.18	5間3尺	34向大	6.12尺	10.00	10.76	0.18	1.77			
90	二之丸	36.01	18間2尺	34向大	6.49尺	33.33	36.06	0.05	0.14			
91	二之丸	58.40	29間2尺(古検)	45城図	6.58尺	53.33	57.72	0.68	1.16			

「御本丸御深井丸図」に記載なし

*「1間の推定尺度」とは、現代実測値と『金城温古録』記載の距離が等しいと仮定したときに推定される1間の尺度を示す。

* 絶対誤差とは、現在の実測値を真値としたときに|現在の実測値-金城温古録の距離|(m) または|現在の実測値-御本丸御深井丸図の距離|(m) で示される距離である。なお、金城温古録の距離とは、1間を6尺または6.5尺でメートルに換算した値であり、表中の太枠で囲った尺度を採用している。

* 相対誤差とは、現在の実測値を真値とした時に絶対誤差/現在の実測値×100で表される比率である。

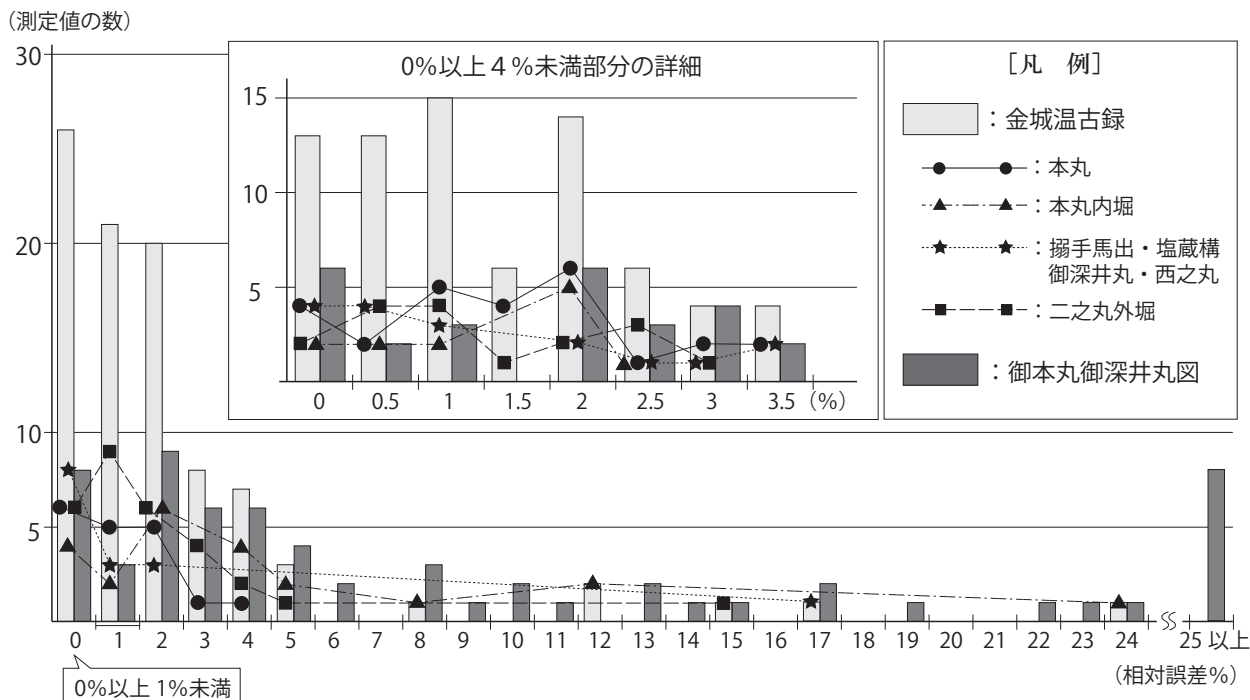


図7 『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」の相対誤差の比較

があるものの1間の推定尺度の代表値(中央値)は、本丸は6.47、本丸内堀は6.47、搦手馬出は6.04、塩蔵構は6.06、御深井丸・西之丸は6.03、二之丸外堀は6.11、二之丸は6.31である。本丸と本丸内堀は1間=6尺5寸、搦手馬出、塩蔵構、御深井丸・西之丸、二之丸外堀は1間=6尺と推定される⁽¹¹⁾。なお、二之丸は6.5尺付近と6尺付近に分かれ、6.5尺に近い測定値の一つ(91)には「古検」と記されるため、双方の尺度が混在していると考えられる。

以上のように、『金城温古録』の1間の尺度を地区ごとに決め、現在の実測値を正しい値(真値)とした場合の差(絶対誤差)を求めた。併せて、絶対誤差/現在の実測値(≒真値)×100にて誤差の比率(相対誤差)を算出した。また、「御本丸御深井丸図」を後述する方法で補正した上で縮尺を合わせ、図上測定した数値と現在の実測値との絶対誤差、相対誤差を示した(表3・表4)。さらに両図の相対誤差をグラフに表し、その精度を比較した(図7)。『金城温古

録』の相対誤差のピーク(最頻値)は0%~2.5%にあり、中央値は1.77%(四分位範囲:2.20)である。「御本丸御深井丸図」は、0%以上0.5%未満と2%以上2.5%未満の二つにピーク(最頻値)があるが、ばらつきが大きい。中央値は、4.8%(四分位範囲:12.2)である。両資料を比較すると、抽出した測定地点では『金城温古録』の方が測量精度は高いといえる。その測量誤差は、1~2%程度である。『金城温古録』の地点ごとの精度を比較すると、搦手馬出・塩蔵構・御深井丸・西之丸が最も誤差が低く(中央値:1.18%)、本丸(1.36%)、二之丸外堀(1.78%)、本丸内堀(2.6%)の順に精度が下がる。外堀・内堀の誤差が大きくなるのは、堀底に土などが堆積したことにより、江戸時代の測量時と現在では堀の下端の位置が異なっている可能性、堀底の草木等が計測の妨げになっていた可能性、グラウンドレベルと堀底では、そもそも求められる精度が異なっていた可能性などが考えられる。

(5) 小結

『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」の測量値を比較した結果、明らかになった点とその解釈について示す。

- ① 「御本丸御深井丸図」は、建造物の柱真々の距離を1間＝6尺5寸の尺度で示す。
- ② 『金城温古録』では、1間を6尺5寸で表記する箇所と6尺で表記する箇所が混在する。前者は、本丸や内堀のほか古図より引用した箇所に、後者は搦手馬出、塩蔵構、御深井丸、西之丸、二之丸外堀等で使用されていると推定される。

このように異なる尺度が併用されるのは、『金城温古録』第二之冊 凡例編之二（前掲）で述べられているように、過去の記録を引用しているためと推測される。とくに1間＝6尺5寸で記されている箇所は、他の資料を写している可能性が高い。

- ③ 『金城温古録』では、1間＝6尺で表記されている箇所のうち、搦手馬出、塩蔵構、御深井丸、西之丸の測量精度が高い。とくに、西之丸では建物の土台の外廻りを改めて測量している様子がうかがえる。これは、『金城温古録』の編纂者である奥村得義が掃除中間頭という名古屋城内の維持管理を日常業務とする役職についていたため、詰所の掃除方役所がある西之丸等については丁寧な調査がなされた可能性がある。
- ④ 『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」では、建物の寸法には大きな差が認められない一方、石垣の長さや堀の幅などは、『金城温古録』の方が測量精度は高い（誤差1～2%）。「御本丸御深井丸図」の精度が劣り（約5%）、ばらつきも大きくなる理由として、本図が本丸御殿など建物の寸法等を示すことを主眼に作図されており、周辺地形などはそれほど重視されていなかった可能性が考えら

れる。

このように『金城温古録』は特定の箇所の測距精度は「御本丸御深井丸図」に勝るが、あくまで2点間の距離を示しているだけであり、距離と角度情報を伴う平面測量が行われているわけではない。その点、「御本丸御深井丸図」は、相対的な位置情報を有した測量図であるという点で貴重である。そこで、「御本丸御深井丸図」の空間的な位置情報の精度について検討する。

3 GISを用いた精度の検証

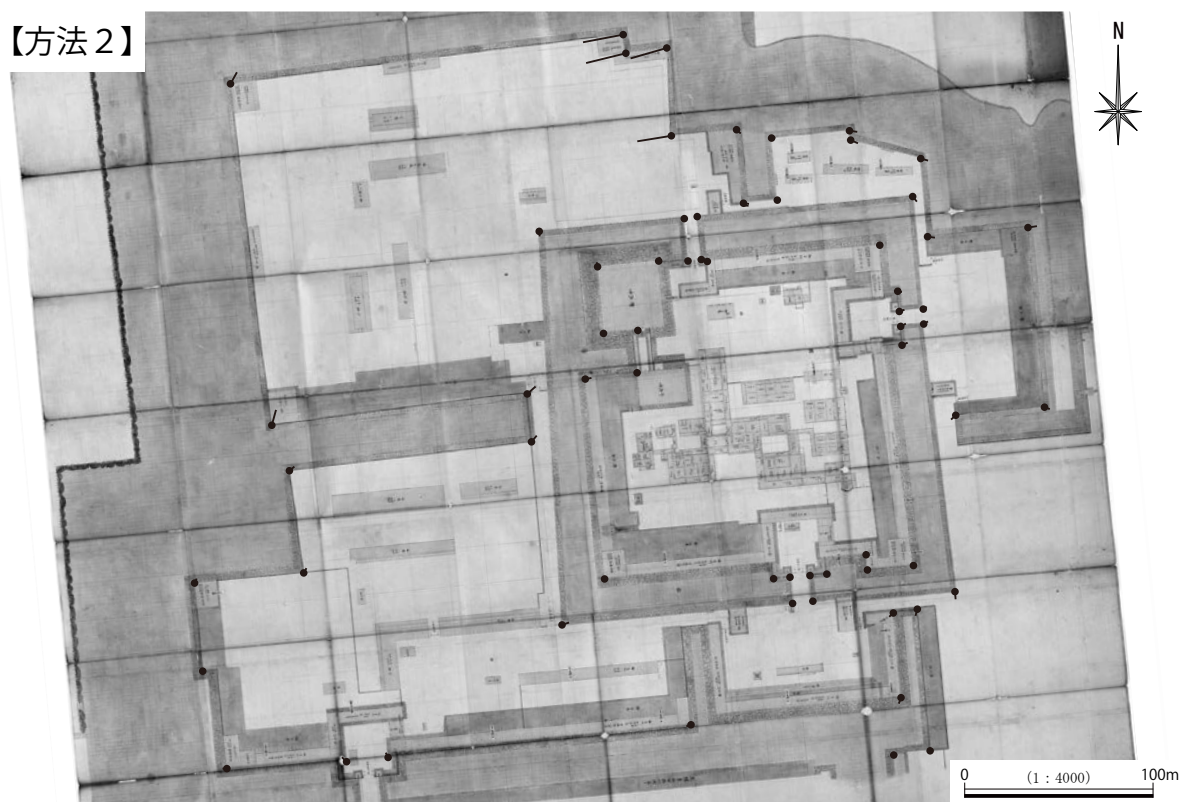
(1) 分析の方法

近年、GIS（地理情報システム）を援用した歴史研究分野の発展に伴い、測量絵図の精度や歪みについての研究も蓄積されてきている。ここでは、先学の研究手法に学びながら（清水ほか1999、田中・平井2006、塚本・磯田2007）、GISを用いて「御本丸御深井丸図」の空間的な精度を検証する。

一般に、近世の国絵図や郡絵図、城下町図などの測量絵図と現代の測量図（数値地図、都市計画図等）を重ね合わせると、一致することはなくずれが生じる。どの部分を基準とするかによって、二つの図の位置関係や誤差の大きさは変動してしまう。GISソフト上で現代の測量図上に絵図を重ねることで、ずれが最も小さくなるように配置させた上で、その誤差を定量的に把握することが可能になる。

具体的には下記の手順により作業を進めた。

- ① GISソフト上で、名古屋城の現代の地図（国土座標入り測量図）に「御本丸御深井丸図」をイメージ化した画像データを重ねる。
- ② 現代の地図と「御本丸御深井丸図」を比較し、同一地点と考えられる位置にコントロールポイント（以下CPと表記）を設定する。
- ③ 二つの地図のCPの誤差が最も小さくなる



●：絵図上に設定したコントロールポイント

※コントロールポイントから伸びる直線の先は、現代の測量図上の同地点を示す。

図8 「御本丸御深井丸図」のコントロールポイントの設定位置と誤差

ように絵図を変換させる（最小二乗法）。この変換方法は、平行移動、拡大縮小、回転、伸縮など様々な方法を指定できるが、今回は絵図の精度を求める目的であるため、絵図に不要な変形を加えないように移動・回転、拡大・縮小のみを行う相似変換を実行する（田中 2014）。

- ④現代の地図と適切に配置された絵図との CP ごとの誤差と誤差の平均（二乗平均平方根誤差：RMSE）が計算され表示される⁽¹²⁾。

（2）絵図の補正

絵図の誤差の要因としては、測量方法や絵図製作時の問題以外にも、折り目の皺による紙の縮み、裏打ち時に貼り合わせのずれ、写真撮影時のレンズによる歪みなど、絵図の精度とは無関係なものがある（渡辺 2014）。

まずは、こうした要因を取り除き、絵図作成時に近い状態に復元することを目指す⁽¹³⁾。「御本丸御深井丸図」には、10 間ごとに朱でマス目が引かれており、その間隔は縦横ともほぼ一定であるが、折り目のある部分では紙が大きく縮んでいる。そこで、GIS 上で縦横の線の間隔が等しいグリッドを組み、グリッドの交点と絵図の朱書きの升目の交点を結ぶ CP（672 点）を設定する。次に、絵図を伸縮させながら（ラバーシート化）、グリッドとマス目の交点を一致させる（スプライン変換）。こうして図上で修正された絵図の 10 間ごとのマス目の一辺の長さは均一となり、絵図作成時により近い状態の絵図となる⁽¹⁴⁾。

（3）誤差の測定

修正した「御本丸御深井丸図」と現代の測量図を重ね合わせ、その誤差を測定した。

まず、GIS 上で、近世の建物や石垣等が現存またはそれに近い形で修復され、近世絵図と同

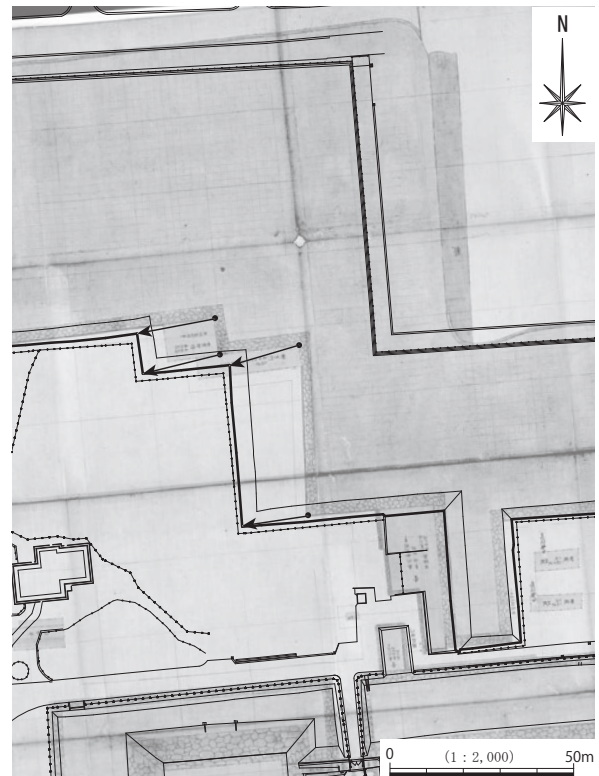


図9 御深井丸北西のコントロールポイントのずれ

定することが可能な箇所 82 点に CP を設定し、相似変換を行った（図 8 上）。その際の誤差の平均は、5.32 m である【方法 1】。

ところで、CP は絵図全体に分散させることが望ましいが、上記方法で設定した CP は、特定のエリアに集中する箇所があるため、絵図全体の誤差を正しく表現できていない可能性がある。そこで、外堀・内堀に面した石垣上端の屈曲部 74 点を CP として設定した（図 8 下）。石垣の中には、近世～現代までに積み直され、絵図作成時の位置からずれている箇所も存在するが、そうした地点も含めて均等に配置することを重視し、設定したものである。その結果、誤差の平均は、5.82 m であった【方法 2】。

二通りの方法で位置補正をした図を参照すると、共に御深井丸北東部分から外堀にかけての部分が大きくずれていることが分かる（図 9）。この部分のみ朱書きの一マス分である約 10 間（約 20 m）東へずれていることから、測量時

の誤差ではなく、下図等の写し間違いである可能性が高いと考えられる。御深井丸北東部の CP 4 点を除くと、誤差の平均は、【方法 1】では 2.01 m、【方法 2】では 2.21 m となる。

(4) 小結

「御本丸御深井丸図」の CP を設定した範囲の現実の距離は東西約 450m 南北約 400 m である。この中で、平均で 2 m ほどの誤差が生じていることになる。図上では、ヘラ引きした一マス分、約 1 間 (約 9mm) に相当する誤差である。

おわりに

江戸時代の名古屋城に関する資料の中でも、建物規模や空間的位置情報を有する『金城温古録』と「御本丸御深井丸図」を題材として、測量精度について検証を行った。『金城温古録』は、過去の様々な資料を参照しているため、底本の違いにより図や場所ごとに 1 間の長さに差異が生じていると考えられる。そのため注意を要するが、尺度を間違えなければ記載されている数値の精度は高いといえる。「御本丸御深井丸図」は、建造物等の寸法 (真々距離) については『金城温古録』同様に描写の精度は高いと考えられるが、それらの空間的な位置関係や地形等の情報の精度は落ちることが判明した。

本稿で示した測量精度の良し悪しを評価するためには、同程度の範囲や距離を対象とした他城郭の資料などと比較することが必要である。また、名古屋城を含む他の測量絵図等の精度と比較することも重要である。今回対象とした測量系資料の底本や下図等の検討も含めて、今後の課題としたい。

これまで名古屋城の測量系資料については、正確／不正確といった定性的な表現で語られることが多かったが、今回の検討により、どの程

度正確／不正確なのかを定量的に示すことができた。具体的な情報を有する資料は、調査研究のみならず、史跡整備や普及啓発など幅広い活用が期待されるが、作成された資料の年代や目的、特性、精度等を把握した上で、慎重に利用することが必要である。

謝辞

本稿を作成するにあたり、大村陸氏には測量の補助、堀内亮介氏・今和泉大氏には文献の解説、種田祐司氏 (以上、名古屋城調査研究センター) には文献の探索にご協力いただきました。木村慎平氏 (名古屋市博物館)、星子桃子氏 (名古屋市蓬左文庫) には、資料の熟覧・掲載等について便宜を図っていただき、小西恒典氏 (名古屋市秀吉清正記念館) には、資料についてご教授いただきました。また、平井松午氏 (徳島大学名誉教授) からは文献のご提供を受けました。藤井諒治氏 (京都大学名誉教授) からは、本稿執筆の契機となった問題提起と内容についてご助言をいただきました。末筆ながら記して感謝申し上げます。

註

- (1) 資料から読み取れる距離と現実の距離との間に差異があった場合、測量時の誤差だけでなく、作図時の誤りや、資料の保管時に生じた変化など様々な要因が想定される。そのため、資料上の誤差の大小がそのまま当時の測量の精度を示すことにならないが、書き (写し) 間違いや経年による紙の伸縮等、測量とは関係がない原因の可能性を検討し排除することで、資料上の誤差の値を測量誤差の値に近づけることを目指した。
- (2) 『金城温古録』10 編のうち、前 4 編 (凡例編・御天守編・御本丸編・御深井丸編) 31 巻については、安政五年 (1858) に奥村得義が明倫堂教授の細野要齋に後関依頼し、定の清書を経て、万延元年 (1860) に尾張藩に献上されている。他の 6 編 (二之丸編・御城編・御城編後帙・御深井御庭編・三之丸編・拾遺編) の完成は明治 35 年 (1902) まで待つことになるが、得義が没した文久 2 年 (1862) には、その草稿はほぼ完成していたとされる (名古屋市博物

- 館 2008)。したがって、名古屋城の現地測量は、得義が編集を申し付けられた文政4年(1821)から文久2年(1862)頃までに実施されたものと推定される。
- (3)「御掃除方役所 下多門西端に在り。天明二壬丑十一月、始て移さる。其前は、爰より西北、井戸の辺に別棟建て在りといふ。其前は、拍子木御門内南の腰掛を片取りて建られし事は、御国初よりの事とぞ。」(『金城温古録』第廿七之冊 御深井丸編之四 西之丸部)
- (4)「腰懸 (中略) 御掃除方、爰に依て役所を構へ、又、釜屋を仕付る。延享三年迄にして西の丸へ移れり。」(『金城温古録』第十六之冊 御本丸編之一 大手部)
- (5)「御本丸御深井丸図」の折り目がない箇所では図上での10間の距離を計測した。
- (6) ただし、1間=6尺で尺・寸の端数まで記されているすべての建物について、奥村らが測量を実施したとは断定できない。御深井丸の東御弓多門や西御弓多門、鑄多門や西北隅櫓などは、西之丸の建物のように土台外廻りの数値ではなく、「御本丸御深井丸図」等の柱真々の距離とほぼ一致する。建物内部で柱真々距離を計測した可能性もあるが、机上で他の図の6尺5寸を6尺に換算し直している可能性もある。
- (7) 具足多門 (b) と御多門 (w) は、「御本丸御深井丸図」では三間梁とされるが『金城温古録』では二間梁と武者走り一間とされる。この違いは測量の誤差ではなく、建物が減築されたか、「御本丸御深井丸図」に武者走りまで含めた梁長が表記された可能性が高い。また、「御本丸御深井丸図」の御塩蔵一番は、三間梁と記されているが、図上での大きさや柱の数は二番や三番と同じであり、二間半の書き写し間違いである可能性がある。
- (8) 石垣際にあった塀の距離が示されている箇所について、石垣の上端の距離を代用している。また、石垣の積み直しが行われた箇所であっても下端までは積み直されていない箇所は計測位置に含めている。しかし、石垣の積み直し箇所については十分には把握できていないため、実際には積み直し等により位置や距離が変わっている箇所も含まれる可能性はある。
- (9) 現地測量には、トータルステーション (SOKKIA 製

- iM105F) を用いた。ただし、石垣の天端などターゲットの設置に危険が伴う箇所については、数十センチほどの控えをとり計測し、計測値に控え分を加算したものを実測値とした。また、掘底の石垣隅など土砂が堆積し本来の下端が不明な部分については、石垣の下端の両側線の延長上から推定される隅角の下端部を計測地点に設定した。搦手馬出は、現在石垣の解体・積み直しを実施しており、現地にて計測できないため、石垣解体前の平成14年(2002)に作成した縮尺1/500の測量図より図上で距離を計測した。
- (10) 計算方法は、下記の手順による。
- ①現在の実測値を「尺」に変換する(現在の実測値/0.303)、②金城温古録の数値に「尺」や「寸」の記載があるものは①から引き「間」のみの値にする(例えば4間3尺2寸の場合は-3.2)、③②の値を金城温古録の「間」の数値で割る。
- (11) 図中には、小天守石垣の東辺(7)は11間2尺(1間6.67尺)、南辺(8)は16間(1間6.35尺)と記されるが、本文中(第九之冊御天守編之一)には、南北12間4尺、東西17間とある。これらの1間の推定尺度は、それぞれ5.95尺、5.97尺であるため、図の数値は1間=6尺5寸、本文の数値は1間=6尺で換算するのが妥当である。
- なお、二之丸外堀の1間の推定尺の中央値は6.11と6よりもやや大きい。本稿では6尺とするが、今後1間=6.1尺などの尺度が用いられた可能性なども考慮していく必要がある。
- (12) 「御本丸御深井丸図」のイメージデータは名古屋市博物館が所有する高精細画像データを使用した。また、現代地図は、名古屋市が平成22年(2010)に委託し作成した名古屋城の土地管理台帳図(縮尺1/1,000)に座標データを付与した測量図を用いた。GISソフトには、ArcGIS10.5を使用した。
- (13) 本稿と同様に、原図に近い状態に戻す目的のために、画像編集ソフトを用いて裏打ちを修正する方法も実践されている(塚本2014)。
- (14) 「御本丸御深井丸図」の朱書きの柵の一辺の長さは8.7~8.8mmと1mm程度の範囲でばらつきがあるため、今回PCソフト上で修正したように厳密に等間隔ではないが、折り

による紙の伸縮等の誤差の方が大きいため、修正した絵図を「原図」として採用した。

参考文献

- 井上光夫 2012 「名古屋城西南隅櫓倒壊時期について」『金鯨叢書-史学美術史論文集-』第38輯 pp.19-40
- 大網功・高田誠二・仙田修・小宮勤一 2004 「近代日本の計量関係実物資料の成立過程の研究」—伊能忠敬基準尺の再実測—『計量史研究』Vol.26 No.1 日本計量史学会 pp.35-49
- 大村陸 2023 「御深井丸茶席庭園の石造物」『名古屋城調査研究センター研究紀要』第4号 pp.88-102
- 桐原千文 1997 「『金城温古録』の諸本と奥村得義家旧蔵書について」『名古屋市博物館研究紀要』第20巻 名古屋博物館 pp.63-80
- 佐藤賢一 2011 「特論5 ものさしの近世的統一」『絵図学入門』東京大学出版会 pp.176-183
- 清水英範・布施孝志・森地茂 1999 「古地図の幾何補正に関する研究」『土木学会論文集』No.625 pp.89-98
- 田中耕市・平井松午 2006 「GISを援用した近世村絵図解析法の検討」『徳島地理学会論文集』第9集 徳島地理学会 pp.41-54
- 田中耕市 2014 「GISを援用した実測図の精度評価法についての一考察」『近世測量絵図のGIS分析—その地域的展開—』古今書院 pp.273-282
- 塚本章宏・磯田弦 2007 「『寛永後萬治前洛中絵図』の局所的歪みに関する考察」『GIS—理論と応用』15巻2号 pp.63-73
- 塚本章宏 2014 「文化・文政期の鳥取藩における測量図の精度」『近世測量絵図のGIS分析—その地域的展開—』古今書院 pp.131-143
- 名古屋市編 1964 『重要文化財名古屋城西北隅櫓修理工事報告書』名古屋
- 名古屋建設局建築部一般建築課 1953 『重要文化財名古屋城東南隅櫓修理工事報告書』
- 名古屋城管理事務所 1989 『特別史跡名古屋城跡 塩蔵門跡 石垣保存修理工事報告書』名古屋
- 名古屋所管理事務所 2002 『特別史跡名古屋城跡 不明門北東石垣保存修理工事報告書』名古屋
- 名古屋城総合事務所 2013 『巨大城郭 名古屋城』名古屋城特別展開催委員会
- 名古屋城総合事務所 2016 『描かれた名古屋城、写された名古屋城』名古屋城特別展開催委員会
- 名古屋博物館 2008 『名古屋城を記録せよ！名古屋城百科「金城温古録」の誕生』平成20年度名古屋博物館企画展 名古屋博物館
- 文化財建造物保存技術協会 2015 『重要文化財 名古屋城西南隅櫓保存修理工事報告書』名古屋
- 松崎利雄 1979 『江戸時代の測量術』総合科学出版
- 渡辺誠 2014 「GIS解析時における絵図分析の課題—補正時の誤差—」『近世測量絵図のGIS分析—その地域的展開—』古今書院 pp.257-264

《Title》

Investigation of accuracy in geographic measurements of the Nagoya Castle, referring to illustrations and maps from the Edo period.

《Keyword》

Surveying, The distance between pillars, *Kinjyo-onkoroku*, *Gohonmaru-ofukemaruzu*, Geographic Information System

名古屋城調査研究センター研究紀要（第4号）

発行日 2023年3月31日

編集・発行 名古屋城調査研究センター
〒460-0031

名古屋市中区本丸1番1号

電話 052-231-2481

FAX 052-218-5335

印刷・製本 久米翔
